

210.5-R18-K





00213630

〇 複写



© Kodak, 2007 TM: Kodak

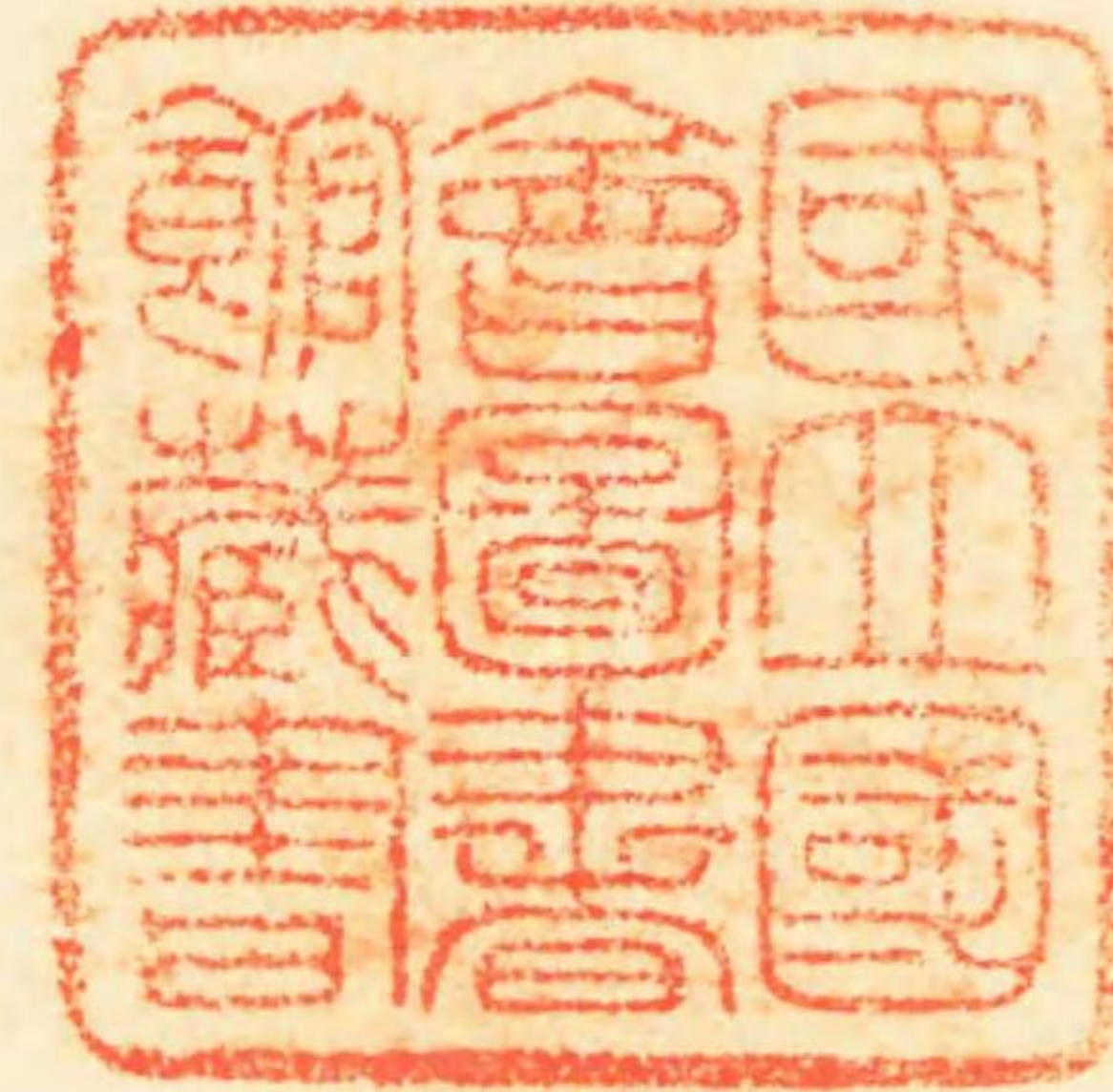




升2R-24

列侯深祕錄

全



213630

列侯深秘録

緒言

本書は、専ら當世に指目せられたる群后列伯の事情を考覈せんこと。故に失脚せる閣老、放逸なる國君、出頭せる大名、將た御家騒動、百姓一揆等に關する公文書、記録及び風聞書、落首を採收し、以て坊間に流布せる實録體小説の妄謬を彈呵し、兼ねて史家に裨補あらんことを庶幾せり。

一 盤井物語一卷 本書は、栗山大膳の苦節世に知られざるを慨し、その枉訴の概略を述べ、備に考據すべき文書を收録せり。卷末に載せたる梶原氏拜賜刀記を讀む者、誰か大膳が懇なる忠志を諒せざるものあらんや。本件の爲め已下收録するもの六種、具に註脚として見るべし。

一 黒田甲斐守書付一卷 家康秀忠より黒田如水父子に與へたる感狀、その他

を録す。大膳の城狐社鼠を攘はんとして江戸に枉訴するや、主家と徳川氏との關係甚深なるありて、必しも覆滅の患なしと信じたるもの、夫れ唯だ件々の文書の存せるが爲なり。

一 栗山大膳記 一卷

福岡侯家の故老吉田久太夫が、その晩年に藩廳の諮問に應じ、當時の見聞に任せて呈出したる覺書を基礎とし、古文書を摺撫して本書を作したり。その誰人の手に成りしかは知り易からずと雖も、最も信憑すべき文書なるは言を埃たす。原本たる吉田覺書は、栗山記又は栗山大膳一件と題簽して數本を傳ふれども、前後錯雜文句出入せり。懇に完本を求めしも得る能はず。當時福岡藩士が萬一を覺悟し、閻藩決意して、籠城の準備をなせしが如き、吉田覺書になき所にして、本書にのみ之れあり。文易く事廣きこと、是れ却つて彼れに勝れり。

一 西木子紀事 一卷

寛永十八年代官井上某なるもの、大膳を配所に訪ひて談話せし筆記なり。其の人の面目宛然、轉た襟度を想望せしむるものあり。

一 内山家藏古文書 一卷

大膳孽子大吉、後に南部家に仕へ内山氏と稱す。家藏の文書は以て謫竄後の情狀を考ふべし。

一 西木紹山居士碑銘 一卷

南部城下法輪院所在の碑文也。風雨磨礪し、苔蘚封蝕して、讀むべからざるもの十に二三なれども、大膳の晩年中風を患みたるなど、尙ほ遺事の採るべきものなきにあらず。

一 栗山大膳記事 一卷

坂田諸遠氏が明治十五年中新富座にて、黒田騷動を脚色上場せし際に、大膳利章の氏族に就き、特に世の浮説を辨證せしもの也。

二 福岡夢物語 一卷

身を三衣一鉢に褰したる久留米藩士が、櫻井の社に參籠せる半宵の夢に憑せて、奸臣隅田重時が侈暴十三條を列擧したり。文中に去る六月十八日綱政實を易ふると云へば、水無月廿日に參籠せるといふに對へて、正徳元辛卯年六月の記述なることしるし。また嗣君吉之逝去とあるは、綱政の長子が寶永七年七月三日三十九歳にて捐館せるをいふなり。依て黒田家は吉之の弟宣政相續す。黒田家筑前を知りてこゝに五代といふは、長政、忠之、光之、綱政、宣政を指すなり。綱政の妻を綱政に配すといふは、兄の籠居により綱政の家督しけるときの事なり。

一 天和聚訟記 二卷

越後獄獄の口書目安全部を収録せるものにて、根本史料たり。

一松平越後守家來裁決書一卷 小栗美作以下の判決文を収む。前書と併行して越後騒動を考據すべし。

一柳澤家祕藏實記二卷 本書は、柳澤吉保の言行を同家々臣が記述せしものなれど、筆者の氏名を逸す。而して書名は後人の負はせたるもの、如し。吉保は循吏のみ。然るを所在の傳説徒に羣誦衆毀して、敢て奸邪の人たらしめずば止まず。本書は専ら主家の爲に舞文曲筆せる跡なく、その我佛尊しの觀を做す邊と雖も、却て眞情の流露せるを見る。若し細に讀まん者は、必ず徳川五世の寵臣が眞骨頂を看破し得べし。書中の稱號を卒讀に便せんとて、その若干を分註しぬ。

- 公方 様六世家
- 大納言 様七世家
- 右京 様松平右京大夫輝貞
- 乾徳院 様吉里法
- 眞光院 様吉保室會
- 靈樹院 様吉保側室、吉里生母、飯塚氏、世俗にいふおさめの方
- 一位 様桂昌院、本庄氏、様網吉生母
- 永慶寺 様柳澤吉保
- 屋形 様吉保長子
- 正覺寺 様刑部左衛門安忠
- 刑部少輔 様經隆、吉保四男
- 式部少輔 様時瞬、吉保五男

一遊女濃安都一卷 尾侯宗春は疑問の人なり。徳川八世に對して慍る所あり

て、特に放蕩せるやに傳へらる。然れども傳説紛々たるに拘らず、更に考徴すべきなし。本書は華美なる居常を始め、驕奢を極めたる參觀の情況を記せるのみならず、名古屋に二個の遊廓を創置し、常芝居を新設し、忽に熱田の繁昌を奪ひたる模様を詳悉せり。侯が幕譴を受くると共に、新しき名古屋の繁昌は頓挫せしかども、今日の中京あるは、實に侯の施設に由來せること明白なり。

一播州色夫録一卷 姫路の城主榊原式部大夫政岑が、新吉原の名妓高尾を落籍せしめたるより、越後高尾又は榊原高尾の稱いまでも尙ほ存す。本書は寛保元年六月四日、國替と共に隠居を命せられたる當時、前後の事情を聞書し、兼て落首をも採録せし者なり。

高尾の墓碣は郊外雜司谷本立寺に儼存し、碑面鮮に連昌院殿清心妙華日持法尼、天明九年正月十九日と刻す。これ尋常婢妾の例にあらず。或は云ふ、政岑、尾侯宗春に與し、吉宗將軍に對して謀る所あり、跡を放蕩に託して屢々新吉原に密會せるに、幕府之を偵知し、その微行を窺ひ、伴りて尾侯、姫路侯の名を詐稱する者とし、驟

に捕吏を擬す。尾侯は幸に侍衛の援護に藉りて身を以て脱せしかど、姫路侯は殆ど縲紲の辱を受けんとせり。其の時高尾機智を出して、政岑の危急を拯ひたり。故に贖身の後も夫人の禮遇を以てせしといふ。さばれそは口碑の傳ふる所のみ。只だ色夫録に記する所の、新吉原にて忌憚なき遊興をなしたる事、高尾を伴ひて歸國したる事、歸國の途中にて有馬に迂廻し、湯女に戯れたる事は、政岑の死後十五年目に出でたる丸本薩摩歌妓鑑の中にも脚色せられたる事實にして、當時に顯著なりしが如し。其他本書の記する所、大略旁證し得られざるなし。片々たる小冊子と雖も、史乘を補ふべく、事情を考察するに足るべきを信ず。

一 倭紂書 一卷

また給松風說集ともいふ、松平乗邑に對する沙汰書の擬作なり。擬作ながら乗邑の喜ばれざりし所以を知るべく、復た彼の政策を難する者の非理なるをも知らるべし。偶權燒舟と題簽せるがあり。記載の大體相同じくして、文章頗る出入あり。就中和紂書は措辭簡潔、理路通暢し、中村三右衛門一件の如き、他書に闕如せり。然れども權燒舟の序に、

情、世上之風俗は驕奢賄賂の二ツにして、皆實を失ふ虚說雜談を書記、一座の興と

成る而已にして、何の益なし、此書は實儀を記、他の當り障りを構はず、文言増補をせず、只武士の實儀慈悲を專にし、慾心を離れ、東照宮の御神恩、御主人の御厚恩忘却せず、朝暮御恵みを仰ぎ奉るべし、若不仁私曲の人をゑらばず、文盲成奉行役を被仰付候得者、政務を猥にし諸人の疼と成て害多、天下衰微の基、萬民安堵成るべからず、專に學文慈悲廉直を心懸べき事也、乗邑は日本の般の紂王とも可謂程の臣下、驕奢賄賂に耽りしによりて、此書の名、權燒舟と名付る者也、等閑に見るべからず、武家教訓とも可言而已。

下野國日光山散人其龜記之

とあり。末段日本の般紂王の語より別に和紂書といふ名も生じたるなり。案するに、「和紂書」は權燒舟に喫緊なる刪潤を加へしものたるや知るべし。而して本書が延享二年十月九日松平左近將監乘邑が老中を免せられ、佐倉より山形へ移されたる當時に於て、善く時情に通じたる者の稿下せしものなることも明白なり。乗邑は享保七年六月、老中となり、勤役十五年、江戸幕府ありて以來珍しきまで勤續し、吉宗將軍の治下に宿老たりしが、家重將軍の初政に當り、延享二年十月忽ち免黜せられぬ。本

書は、善く内外の時勢に通じたる者の揣摩に係れるも、乗邑の施設が、新將軍の左右に厭惡せられたる事情を髣髴せしめたるを多とすべし。若し善く讀む者は、寛政天保の政策に軌範たるを覺らん。

一 龜山訓一卷

江戸の御儉約は東京の行政整理なり。徳川氏十五世の間、行政整理の最なる者を吉宗將軍とす。而して嚴に儉約政策を行ひ得たことは、實に松平左近將監乗邑也。乗邑未だ龜山城主なりし日、家人を訓諭せんとして、劃一草子を著す。乃ち此の龜山訓なり。少壯の規模猶斯の如し。後年能く財政窘迫せる幕閣を支持して、十五年所を送遣せる功績を追憶すべきなり。

一 見語一卷

加賀に於ける大槻朝元の騷動を記せしものなり。俗書とは云へ古きものなればこそ、主要なる人物の名字をさへ誤りたるなど便なきようにもあれど、捨て難き事實を傳へたる個所あり。そは「政隣記抄本」と對照せしのみにて明也。明和八年「禁書目録」に「書本見語大鵬撰」とあり。その頃より書名に作者の名を續けていへりしと見ゆ。復た書本とあるに據りて刊本なきことも明なり。

大槻朝元始め長元といひ、藩主吉徳の居間坊主なりしが、その美貌により龍陽の寵

あり。長じて藩政改革の法を議し、節用富國の策を獻じ、大に法規を肇定せり。彼が君公を弑虐せりといふは甚だ怪しむべし。然れども微賤に出身し世情に通達せる朝元は、拔羣なる理財の才ありし程に、自家のために不正の利を致せしや、蓋し拒み難きなり。且つや吉徳の妾眞如院鏑木氏と姦通せし疑ひの避くべからざるあり。勢之助以下の公子女が、果して朝元の産ましめたるものなるや否や、その生誕の時日を審辨して幾許かの疏明を得ざるにあらざるも、全然之を拒否し盡すべからざるものあり。坊間の小説傳記が盛に毒殺記事をなすは、朝元と善からざりし前田土佐守の記録にのみ傳はりし箇條にて、自餘に考徴すべきものなし。唯だ夫れ根據なしと云ふべからず。されど正確なりや、亦た是れ疑問たり。

一 政隣記抄本一卷

加賀侯吉徳時代に七百石を領し小姓組たりし津田左近右衛門政隣が手記せし當年の記録也。今の抄本は、舊臣某が大槻朝元に關する部分を抄出し註疏を加へしものなり。政隣の傳は「加賀藩史稿十四」に在り。本書及び「俊新秘策」は加賀騷動の根本史料たり。俊新秘策は青地藤太夫が割記ながら、最も朝元が始終を考ふべし。其の書の前田侯爵家の所藏に係り、謄寫を急ぎ難き事情あるを以て、

今回の編次に収録し得ざりしは遺憾なり。

一久留米騒動記 一卷 寶曆四年久留米藩民亂の顛末を録す。記事或は荒唐に失せる所あり。義民の首魁青山秀右衛門、原田惣左衛門の如き、全く亡是公たるは最も怪訝すべきなり。要するに所在の庄屋に奸譎の者ありて、苛斂誅求して民亂を激成せしが、忠誠なる有馬石見以下によりて無事なるを得たるものなり。別に「南筑國民騒動記」あり。本書と大體に相同じくして、有馬石見諫死一條を加へて無稽更に一層す。今坂田諸遠の採訪に任せて本書を取る。

一寶曆國民嗽訴記 一卷 本書は、高橋音門筆記、吉田喜太夫筆記、吉田秀文抄寫本、戸田信抄寫本の四種に成り、有馬家修史所の藏本也。音門、喜太夫は當時の郡奉行なれば、目親耳聞の記録にして、秀文、信の抄本は追録也。本書は正確なる資料なれども、亦た忌憚なき能はず。久留米騒動記の顧慮なき記述と参照せば、頗る發明する所あるべく、事體の眞妄漸く揭焉たるを得んか。

一寶曆四甲戌歲騒動御制詞 一卷 久留米民亂一件の判決書全部を聚めたるもの、之に據りて受刑者を慥め得るのみならず、騷擾の範圍を知るべく、復た刑の

裁量に考へて情狀に通すべし。有馬家史編輯所本を採る。

一秋田杉直物語 一卷 本書は、秋田佐竹家の騒動の始終を録す。著者を失せり。明和八年の「禁書目録」に書本として本書を載す。刊本なきは定かなり。偶々頃日全書と題せる一寫本を見しに、寶曆八年の序文あり。云ふ、往年嚴祕録、要祕録、密祕より、武野俗談、江都著聞集、穂田すぎ等の珍談を數編撰み、今世に専流布とあり。即ち本書が例の馬文耕の著作なるを知れり。さらば俗書なることは定かなれども、寶曆の著作なれば又た捨て難き所あり。道聽途説も首を傾くべからずとせず。太田南畝も早く「二話一言」に鱗の話、姐妃のお百が京都の白人なりし事などを摘録したり。若し取捨を懇にし、旁證を篤くせば、意外の發見なきを保せず。只だ敘事晦昧、文辭蕪雜にして讀者の信を取り易からざるを如何せん。秋田侯の弑虐せられたる者先後三世といふが如き、俄に取證し難きも、那河忠左衛門が本國を逸して江戸愛宕下の支家に連れたるなど、正しく驗あり。本書に就きて聊考徴する所を録示せん。

秋田侯の世次は第一世義宣、第二世義隆、第三世義處、嫡子義苗、早世し、三男義格、第四世を嗣ぎ、第五世義岑は、義格が叔父壹岐守義長の子なり。義岑、嗣子なく、支封式部少輔

義都が男義堅を養ひしに、早世しければ、義堅の子義眞、第六世に備はり、寛保三年從四位下左兵衛督に敍任す。第七世義明は分家壹岐守義道の子にて、本書の義親といへるは斯人のことなり。この物語を讀むにつけて急に知るべきは、世次及び藩主の名字なり。依て隨處に分註を加へぬ。

佐竹家の内訌は義堅迎立に張本す。始め義岑の宗家を繼ぐや、壹岐守家より入れり。故に義岑嗣を求むる復た其生家に於てすべきに、之を式部少輔家に求めしかば、兩支封の間疾く反目し、重臣相阿黨し、遂に毒を置きて義眞を弑するに至る。重臣戸村十太夫等は壹岐守家を援け、重臣山方助八郎等は式部少輔家を引きて凌轢せるなり。戸村勝ち山方敗れて寶曆の内訌罷む。後年藩命を以て戸村の男に助八郎の女を妻せて山方氏を再興せしめしなど、旁々寶曆の内訌は朋黨の争鬪なるが如くに觀せらる。輒今諸家騒動を以て一に黨派の争ひとなし去る者あり、漫然として本件又は黒田家事件を看過せば、其說甚だ透徹せるが如し。されどそは時代思想を忘却せるにて、決して忠奸正邪を措いて論斷すべきものにあらず。當年の士人や孰れか程朱の學なからん。甘じて忠奸正邪に居り、或は勢に驅かれて順逆を錯れる者にして、

概ね中心に名分を諳知せざる者なし。特に注意すべきは諸家騒動の經濟底説明なり。秋田に於ける銀札通用は、やがて久留米の藩札通用なり。御用商人の乘じて不義を厭はず饜餐せんとするあり。當事の吏僚は其間を糊塗して賂賄を盛にす。是を以て重臣は乃ち財政を手中に收むるの機關とせざるなし。江戸の世教、四民分掌を專とし、利を射んことを商民に委し、士人は俸祿を談するをさへ之を恥ぢとせり。故に財政に疎く、姦商譎買を生せしめしかども、弊は弊也、さばれ士人をして黄金を恥ぢしめたる所以も亦た在り。

一 秋田治亂記實錄一卷

秋田杉直物語に參互して更に重臣争鬪の情狀を分

明すべきは本書なり。今は山方香峯氏藏本を採る。亦た著者を逸せり。唯だ文中活語の註誤を見て秋田人の手筆になれるを知るのみ。卷中佐竹義明を義局とせるは、前名義局と云はれたるを訛誤せるならん。其他の人名は概して正に近く、銀札通用の形跡も稍々模索し得らるべし。馬場文耕が妄に君侯毒殺事件を累記せるに反し、本書には「秋田沿革史大成」に顯露せる義眞侯の毒殺をさへ憚りて書かず。却て奸黨を以て誅戮せられたる山方、大越、三枝、那河、野尻等の家名を復せられしを録す。依て思

ふに佐竹なや下り土産に腹切らせ上りし知行四家のわけ取りといふ落首を掲焉にし、内訌の黨争に由來せるを論すに意あるもの歟。

一田沼主殿頭殿へ被仰渡書一卷 卷末の識語に見るが如く、擬作せしもの

なること明なり。是を以て田沼閣老を批難せる時論と見むには頗る適す。甚だしき強辯あり、驟に其旨意を首肯すべからざるも、當時に於ける神田橋攻撃の鋒鏑は正に斯くの如くなるべし。早く翁草が収録せる田氏罪按廿五個條と對比するに、大段相同じくして、僅に三四の文字を異にするのみなれど、今は田沼狂書の先茅として別本のまゝに記載せり。

畢竟此擬作を生せしは、天明七年十月五日の申渡しに、田沼主殿頭勤役中不正之取計等有之候に付、已に御勝手向も甚御差支にも相成候、御先代御病中達御聽、御沙汰の趣も有之、并に事實追々達御聽云々とあるよりの事にて、列擧せる條項の正論讜議ならざるは勿論、斷じて斯の如き申渡ありしにもあらず、又た御聽に達しとあるに拘泥して、斯の如く新將軍家齊に上申せしものにもあらざるなり。田沼閣老の運命は宜しく本多佐渡守の如くなるべく、其の失脚の際には大奥女中の反情大に力

ありしなり。田沼閣老は三百年間有數の財政家にして、用度匱乏せる幕府の爲めに新財源を得んとし、三貨を改鑄し、貸付金制度を起し、官有地を拂下或は貸下し、諸國の物産を税征し、尙ほ多種の運上を徴收し、更に拓地殖産の計を講じたる手腕は、決して尋常なる作略にあらず。外舶來り迫る秋に及んで、前白川前攝政など在职ならば、防禦の御調いかなるものにや、誰もこの方々を頼に思へ共、尤英斷美政に相違あるまじく、されどもギンと唐の大和の舊例など出て、飛離れたる御決斷はいかが可有之哉、相良侍従ならば英雄無量の決斷なるべし、三百石より五萬七千石迄に昇進の才智絶妙の場合ありといふ内安録と後人を傾倒せしむる所以や如何、長崎奉行久世丹後守を通じて、東印度會社のデイツィングに造船技士を招聘すべきを命じ、その事成らざりしより、バタバヤ製造の船艦模型を齎來せしめたるは、實に主殿頭父子なり。後來阿部、堀田、井伊等が開國の見識を誇らんとせば、先づ天明の失脚者を禮拜して然る後に反躬せざるべからず。彼は功過相半せん、群毀衆誚は江戸宰相に必然の例なり。罷めて譏せられざる者果して幾人かある。然れども罵詈せらるゝこと相良侯父子に至つて極る。彼は幕閣未曾有の汚辱を蒙れり。その然る因由を究

めざれば、妄に是非し去り易からず。暫く本書中の二三條項を註下せん。妾の宿元醫を拔擢せしとは千賀道有を指せるなり。道有初め獄醫たり。主殿頭の妾某は彼の小祿なりし頃、楊弓場の女を買ひたるものなりしが、一度老中となり矢取女も御部屋様と云はるゝに至りて、其素性を飾らんがために、道有の養女としたり。これ道有が立身の下地となれり。南鐐銀づく錢の事は下駄屋甚兵衛の上書に詳しく云へり。原惣兵衛企一件とは、大坂に御用金貸付會所設立及び住吉沖築立を云ふなり。

續三王外記に云、大坂天下之大都會也、大商豪富之所輻湊、諸侯有用不足則遣計吏稱貸焉、近日不償者多矣、豪懲之費、於是財滯不流通、諸侯益窮、天明五年乙巳相良侯命大坂尹佐野政親使衆豪出數萬金、以其所出之金、囑附於其主、使諸侯各就其主貸之、且使豪輸其所獲于諸侯之息七分一於官、蓋或勸相良侯使行之、是豪貸諸侯一也、但如此假王命以貸焉、諸侯不得不償、且官府亦得賞焉、實甚得策矣、衆豪則以為雖有王命、諸侯尚不償、則必亡母矣、而我則不得不輸于於官也、是名為諸侯實取吾儕之貨於官府之術也、不如不貸諸諸侯、而務市買以其贏餘、輸官府之爲愈也、明年丙午六月、又令諸國主祠主僧及農工商限五年每春出金銀而輸官府、以是將貸諸侯、名曰融通

金、其額每田十頃出銀二十五錢、塵肆每六尺出銀三錢、既過五年、而後官償之、因命江都尹收都下塵肆、諸國囑其君、王官之邑囑其稅使收之、癸卯凶荒以降、農民悉窮、逋租者甚衆、諸稅使因憂之、尙且有此命、知益不可收、諸國用事者亦病之、都下句々、轉相告語、無不頻顛焉。

上州絹相場、無人島蝦夷、印旛沼之儀と云ふ。此蝦夷經略は實に魯西亞人との密貿易なりしが如し。此等の利害多端なるのみならず、對魯貿易に就いては、現下考據怠らざる處なり。此擬作と類同すべき、佐野善左衛門宿所へ差置候十七個條といふものあり。廿五個條の外に出で、奥向に手入と云ひ、御部屋様を請待しと云ふは、將軍の世子家基の生母津田氏に養縁し、後閣に阿附引援を求めたるを指摘せるなり。旁々以て對校考較するに宜し。外に、田沼盛衰輪廻記、七曜隱語等甚だ多く、西山拙齋の「休否錄」姫井哲の「菴桑錄」家村子徳の「剝復錄」は孰れも儒者先生の筆にて、漢文嚴めしく、時論事態を記述せり。

一 田沼狂書一卷

當時の落首戲文を集む。

一 蚊やり火一卷

桑名藩士が先君樂翁當路時代の狂歌戲文を輯録せしもの。眞

面目なる廣瀬典の言行録に反視すべく、偶讀せんにも亦た興あり。

一出石侯内亂記之事一卷 世間に喧傳せる仙石騒動に關する公文書を録存せるもの、本件は關係文書の現存せるが多く、事體随つて明白に知られたり。今は根本資料をのみ收む。

一濱松侍從審問封書一卷

一濱の松風一卷

二書共に、水野越前守忠邦が失脚の際になれる封廻書、落首、戲文等を類蒐す。二者重複せるものは、其一を存し、他を刪れり。

當然の事を行はんとして、上下の怨望を集めたる者、江戸三百年中水越に過ぎたるあらず。屬僚其人を得ざるの失ありと雖も、亦た悲しからずとせず。閣老にして誹謗毀傷の甚しき前に田沼氏あり、後に忠邦あり。二人者は善く大奥に留意しながら、遂に其擊破を免れざりしも奇なり。忠邦の起つや、家齊公の寵姫お美代の方に資縁し、後には養女を以て家慶公の中臈となし、外に水戸侯と結びたり。用意周到ならざるにあらずして、測らずも後庭の反撥に遭ひ、商賈の突撃を受けぬ。西丸の女儀は曾て

附炎せる忠邦が、俄に新將軍の女官と結べるを憤り、本丸にては大奥の費用節減を怒れり。紀州侯の水越排斥は、實に杉本茂十郎を援護せんが爲めに起れるなり。私領整理の議は列侯群伯の痛苦なり。風紀振肅は市民の鞭朴なり。敵を腹背に受け、怨を内外に結び、忠邦先づ敗れぬ。一旦和蘭國王の開國を提議するに當りて、驟に越州を起たしめしが、閣僚と相容れざるを以て、幾もなくして失職す。本書に收むる落首等は、前度の敗に就いて出で來れるが多く、再起乍退に對するものは甚だ尠し。蓋越州が上下の決皆に逢へるは、職として内政に由來せるなり。

一龍の宮夢物語一卷

東湖の常陸帶と兄弟行にあるべき書にて、烈公擁立に就きて爲せる藤田一派の行動を記述せり。

水戸侯齊修羸弱におはせしより、早く其嗣を議し、侯の弟敬三郎を立てんとする者あり。敬三郎は則齊昭烈公なり。齊修、齊昭は共に治紀の庶子にて、齊修は幕府の御家人松永某の女の出、齊昭は京都の紳縉外山正三位の女の出なりければ、誕生の先後はさりながら、所出に貴賤あるを以て、其嗣立に際し夙に私語なき能はざりき。爾來水戸の内廷に松永、外山兩女眷の訌争を宿し、江戸家老榊原淡路守の秘計を策して

家齊將軍の女峯姫を迎へて齊修夫人とし、辛くも一時を鎮壓せしかども、御守殿に
 出誕なく、中納言殿多病なりければ、隠忍せし外山氏の黨與は機乗すべしとして、當
 然兄の後を承くべきにも、尙且つ劃策を用ゐたり。是に對して松永氏の一派は、江戸
 家老を援け、御守殿を擁し、齊昭の嗣立を妨碍せんとせり。齊修夫人峯姫は浸潤せら
 れて、痛く齊昭を厭惡せらるゝより、松永派の運動は頗る利便を得たる上に、幕府は
 十一世の多子に患めるまゝに、恰も峯姫の異母弟清水式部卿齊朋をして水戸を繼
 がしむべき内議、略一定を見るに至れり。然るに齊朋が文政十一年六月十日捐館し、
 この内議は全く廢れたり。而して齊修の薨去は文政十二年九月四日なれば、今は繼
 嗣問題を惹起すべき筈もなきに、曾て清水卿迎立の事を聞き、現に小君峯姫の齊昭
 と善からざるを覩、外山氏と江戸家老との連衡を知れる藩士等は、齊朋なしと雖も、
 此際復た何等の幕命か降下せんも測られずとなし、若し嗣を宗家に迎へて先君治
 紀の裔を絶つに至らば一大事なりとて、偕も水戸繼嗣問題は文政の著しき騷擾と
 なれりしなり。思ふに水戸の財政匱乏はいとも久しきことにて、江戸家老等が峯姫
 を迎へて年額二萬兩の恩賚を仰ぎしが、齊朋卿より迎立を策せしも亦た財政上の

救解を得むが爲めなるを疑はず。

大正三年五月

鳶魚學究拈

列侯深祕錄

目次

盤井物語……………	一頁
黑田甲斐守書付……………	二〇
栗山大膳記……………	四〇
西木子紀事……………	五四
内山家藏古文書……………	六一
西木紹山居士碑銘……………	六三
栗山大膳記事……………	六七
福岡夢物語……………	七九
天和聚訟記……………	九七

松平越後守家來裁決書……………一九九

柳澤家祕藏實記……………二〇四

遊女濃安都……………二五八

播州色夫錄……………二七八

倭紂書……………二八六

龜山訓……………三〇五

見語……………三二三

政隣記抄本……………三六三

久留米騷動記……………三七三

寶曆國民嗽訴記……………三九七

寶曆四甲戌歲騷動御制詞……………四四〇

秋田杉直物語……………四五五

目次終

秋田治亂記實錄……………五〇〇

田沼主殿頭殿へ被仰渡書……………五二二

田沼狂書……………五二七

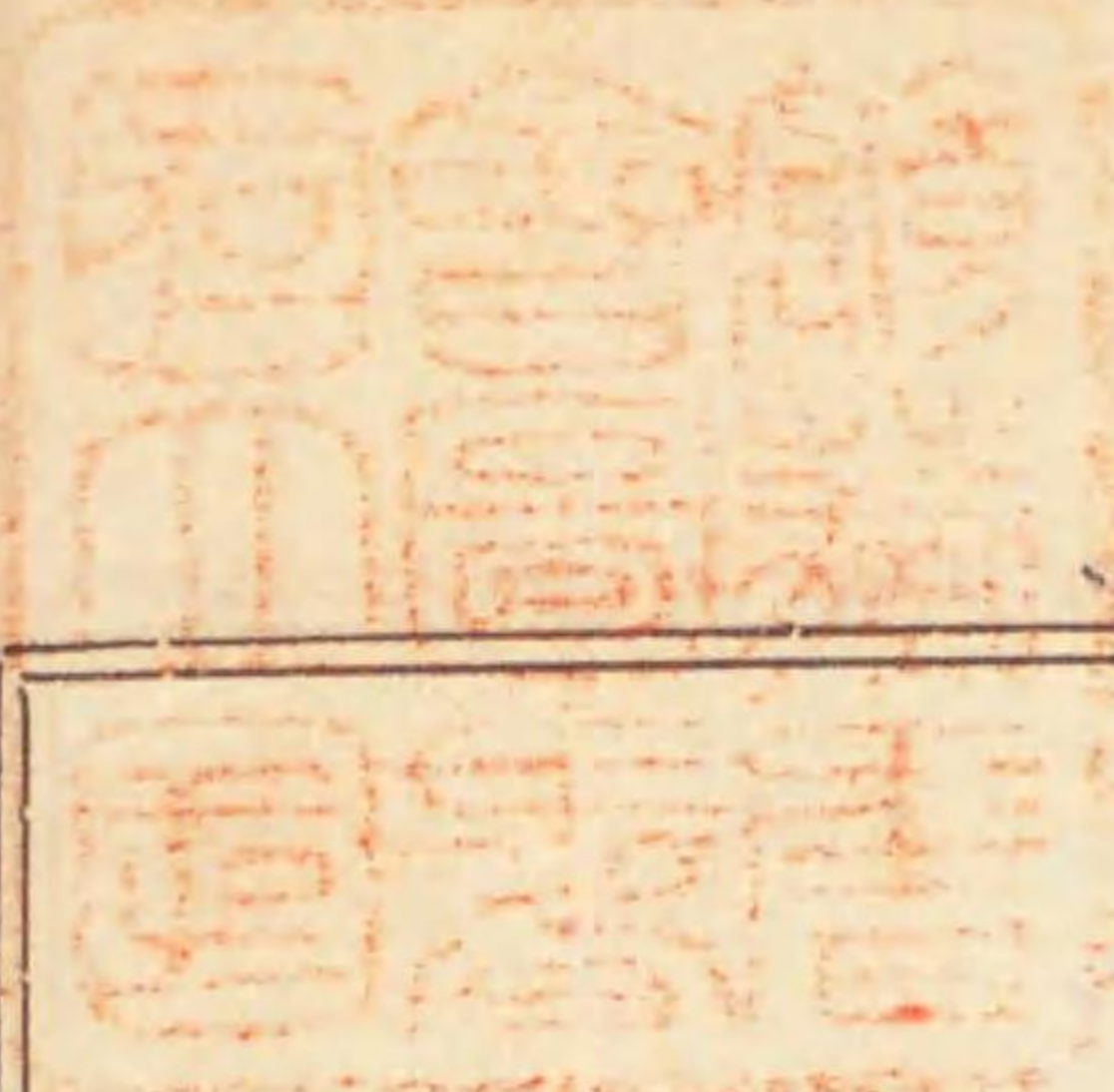
蚊やり火……………五三八

出石侯内亂記之事……………五四八

松濱侍從審問封書……………五六四

濱の松風……………五七〇

龍の宮夢物語……………六〇一



列侯深祕録

盤井物語

古語曰、家無諫子、則其家必敗、國無諫臣、則其國必亡とかや、然りとはいへども、往昔より今に至るまで、忠臣良士は退けられ、佞阿奸諛の者は世に用ひらるる事、古今和漢ともにおなじ、天下國家を保ち治る君主たる人、是等の理りを深く思慮し、忠臣良士を擧用ひ、奸佞私曲の者を遠ざけるは、君にして天下平らかに國家繁榮の根元、萬民撫育の本たるべし、然れども忠臣は君主に阿らざる故、用ひらるゝ事かたし、佞者は君主の機嫌を計て阿諛を専らとする故、古今ともに能く登庸せらるゝをかし、所謂君子の交は淡き事水の如く、小人の交は甘き事醴の如しといへるも、かかる事なるべし、君主明敏ならざる時は、賈誼が屈原を弔ふ言葉に、鸞鳳伏鼠兮、鷓鴣翔翔兮、關雎尊顯兮、

盤井物語

讒諛得志、といひしこと宜なるかな、近世寛永の比、筑前國君右衛門佐黒田忠之の臣に倉八十太夫といふ佞阿の者あり、此十太夫の父は長四郎といふ、其子十太夫は忠之の侍童にして、無足組にて被召仕、追々登庸せられて後老臣の、其身宦者より君寵を受、長なになるに従ひ、ますく、佞阿邪智を以て君を惑し、國家の亂れん事をも顧みず、終に國老の末席に列れり、毛詩瞻仰章にも亂匪降自天、生自婦人、匪教匪誨、時維婦寺と見へたり、寺は宦者をいへり、寺は侍童をいふなり、歐陽公嘗言、宦者之禍甚於女寵、其言尤爲深切、有國家者、可不戒哉、とあり、倉八は則寺者なり、佞阿諂諛を以て能く君を欺むき、君誑惑して登庸せられし故、同氣相感、同智相謀の奸賊の族、倉八に隨循し、關東の聞へも憚からず、國の存亡も辨へず、只管君の心に諂諛して國家殆危かりしを、栗山大膳亮源利章といひし忠臣、深く是を歎き、同列の功臣井上之房、周防、後道黒田一成、美作、後睡、等の忠勇の義臣と心を合せて、數諫争するといへども、奸賊却て利章を逐斥殺害せんと計謀をめぐらせしかば、災害是より起りて、國家の浮沈薄氷を踏が如し、爰において利章頻りに君上の心に叛き、倉八等が讒譖の邪謀を明察し、少時身を左右

良の領地に燕居を乞ひければ、忠之赦免ありし故、彼所に至りて福府の形勢を伺ひしかば、此事早くも東武の公廳に聞えて、其頃の閣老より、大膳事補佐の任を棄て領地へ引退く事不忠に似たりと折檻ありけるゆへ、忠之是に驚き、利章を城下に呼返され、再國務を司ごらしめらる、故、不得_三默止_一、執政の任を再び勤勞せしかば、倉八が黨の奸賊佞阿の臣等、是を猜嫉み、君邊に居て浸潤の譖り、膚受の愬へ止む時なく、忠之の血氣勇壯なる氣質を擦し、欺きて様々と讒言を入しかば、彌君臣の間不平増長し、既に忠之自ら衆を率て、大膳を誅戮せんと、二の丸の門前まで出給ひしを、井上道伯、小河内藏丞已下の老臣、袖にすがりて諫め止めければ、思ひを押へて、本丸へ立入給ひける、其後大膳深策を赤心に治め、内には君と國家を永續長久ならしめんと、同志の老臣井上以下と隱密に計議を廻らし、猶又先君長政より利章に授け置れし東照神君より給はりし御書を梶原景尙_{平三郎、後に十郎兵衛と號す}に與へ、懇に密策を傳へ、外には自ら逆臣の名を假りて、終に君臣爭論の事に及び、豊後國島津の監察司竹中采女へ一封の書を送りければ、竹中より速に關東に

達せられ、公廳の裁斷至る、然れども利章の誠忠明白にして、天下の元老智臣も是を感慨し給ひ、詳に台聽に達し、國家再び安穩の御裁許ありて、君を泰山の安きに置き、國家を萬代不易の末世に長久なさしむるの忠策、嗚呼至れるかな、其後大膳利章は、公命有て奥州南部に謫せられ、將軍家より千人の扶助を給わり、配所にて放鷹の逍遙をも赦し給ふよし、忠臣に非ずして豈かゝる恩慮を蒙らんや、後人は是を深察せよ、
傳曰、栗山大膳利章は、寛永十癸酉年五月、陸奥國南部森岡侯南部山城守重直の領地に謫せられしと云々、
又曰、寛永十癸酉年二月、栗山大膳より公儀へ訴へし事によつて、江城西の丸において、忠之登城の上、宰臣より其實否を糾問ありし時、根元公儀へ對し謀叛の企なき事なれば、其應對審にして宰臣も感賞有之とかや、其後も西の丸にて忠之利章對決有しに、毎度宰臣に忠之の應對速にて潔白なりしかば、各忠之の睿明を稱譽せしとなり、重て大監司_{おほみつり}より書狀を以て、天下の元老土井大炊頭佐倉少將

利勝の第に、忠之の家老黒田美作、同監物、倉八十太夫、明石四郎兵衛、大音安太夫等を招呼し、又井上周防入道道伯、小河内藏丞等は召ざりければ、押て彼の第に伺公せし故、後に對決の座に召出されたりと云々、扱其日土井の第に來會の入々には、井伊掃部頭直孝、酒井雅樂頭忠世、酒井讚岐守忠勝、松平下總守忠弘、永井信濃守尙政、青山大膳亮幸利、板倉周防守重宗、稻葉丹後守正勝、尾州公附庸臣成瀬隼人正正虎、紀州公附庸臣安藤帶刀直次、大目付秋元修理亮、柳生但馬守、水野河内守、加々爪民部等、左右の末座に着せらる、栗山大膳は竹中采女正の末座、其少し間を隔て着座せり、爭論の條々は世上に有大膳記といふ書に委しければ爰に省略す、然しながら大膳より訴出し忠之謀叛の企の事は、井上道伯、並黒田美作、其餘の輩詳らかに申開き候につき、列席の人々其理に伏し給ふ形勢なれば、列席の内より成瀬隼人正進み出で高音に申されけるは、道伯、美作申處理りなり、公事は大膳負に究りたり、大膳座を立候へと被_レ申ければ、其時大膳口を閉て退去しければ、道伯、美作一同に

禮讓をなして退出せしと云々、其後日を経て宰臣より奉書到來し、忠之登城し給ひければ、公命ありて此度大膳よりの言上之旨、其偽り紛れなく、右衛門佐逆叛の罪なき事明白也、然れども君臣違却、家中騒動に及ぶ事、公儀に對し過なきにあらず、依_レ之筑前國を被_レ召上_一候、しかれども先祖如水長政の忠節戰伐の功に對せられ、且は右衛門佐、上に對し奉りて實儀の趣聞召届けられ候に付、前々の如く筑前國新に拜領被_レ仰付_一候間、已前之通公儀に對し無_レ疎意_一勤仕し、國政を正しく執行ふべしと鈞命有しかば、忠之其御恩意を感激せられ、其一族家臣末々に至るまで、忽に愁眉を開き大平を唱けると云々、其已後三月初に井伊掃部頭の第に栗山大膳を被_レ召出_一候、其席の列席前に同じ、大膳は女腰にて罷出候、其時竹中采女正、大膳に仰聞られ候は、此度の一件、其方申立候條條書之趣、左も可_レ有_レ之儀と御沙汰に及び候、乍_レ然右衛門佐、謀叛企候儀は全く虚言に相決し候、何とて主人に右體の無貫を申かけ公儀へ訴出候哉と糾問有_レ之候へば、大膳御答申候は、御尋之趣有難仕合に奉_レ存候、しかも

大炊頭様御宅にて申上候、一紙三十五箇條以上、五十四箇條之通り、屢諫言いたし候へども、一つとして右衛門佐氣に應じ不申、終には私を國元にて成敗任に極りし、依之右衛門佐謀叛を企候と申立候節は、國元において粗忽に私を成敗致す事相成間敷と勘辨仕り、去六月十四日に右之次第、采女正様へ訴へ申上候、是等は乍憚武略とも可申哉、かやうなる虚言は和漢ともに例之多き事にて、全く差當り計策と申事に御座候、此一箇條を申立候故、右衛門佐より私を國元にて、猥に殺し候事相成がたく、唯今まで存命に差置申候、乍恐御賢察可被下候、前にも申上候通り、數度異見を致し諫争仕候私に候へば、毛頭一命をおしみて虚言を申たるには無御座候、其節より命を抛ち身を顧みず候へども、國元にて私を成敗致し候へば、彌公儀より右衛門佐へ御不審かゝり、私事は犬死と申ものに相成候、右衛門佐私を國元にて殺害致し候以後は、究めて公儀より筑前國を可被召上候、左候ては、先祖如水長政數年苦勞致し拜領仕候國の甲斐もこれなく、第一右衛門佐儀、先祖へ對し大なる不孝と申、國元の騒動、大勢の家來流浪仕候儀歎ケ敷次第に候ゆへ、彼是を以て右衛門佐爲を存じ、公儀を不奉恐、謀計を申上候、罪科通るべからず候事覺悟の前に候へば、今度私御當地にて成敗被仰付候儀本望無此上難有奉存候と申上候處、列座之諸侯、大膳が申分を各感心致さる、落涙を催されて、大膳の忠義の程を大に賞美有しと也、夫より一兩日過て、再び井伊掃部頭殿御第に、御老中其外の御役人并南部山城守殿御出席にて、栗山大膳を御呼出之上、松平下總守殿被仰渡候は、此度右衛門佐無調法、殊に近年肥後國一件之儀も有之候處、旁以不届に被思召上候へども、先祖の軍功忠節により、筑前國を右衛門佐へ新に拜領被仰付候、其方儀は南部山城守へ御預け被成候旨上意に候、難有奉存候と被仰渡候へば、大膳疊を三枚程下り、感涙を流し返々難有仕合に奉存候と、頭を疊にすり付て厚く御禮申上候、其節南部山城守殿被仰聞候は、唯今之上意之通、某が領地へ可被遣候、且又公儀より其方へ御扶助被下、領地之内二三里之間は自由に歩行御免之旨、御老中より御

達有之趣被仰候へば、大膳感涙をこゝめかね、重疊難有奉存候段申上退去候と云々、一説に栗山大膳事、御老中之御宅にて御糺問有之節、竹中采女正殿より大膳へ被申聞候は、右衛門佐公儀に對し謀叛之企無之事明白なり、然るに大膳よりは何を以隱謀之企有之旨申立候哉と御不審有ければ、大膳答て申けるには、去年六月に此一件に付書狀を以御訴申上候節、今一封之書を差添候て、自然江戸表にて御糺明有之候は、其節御開封被下候様にと申上置候書、定て御手元に可有御座候間、此御席にて御開封可被下由申候に付、采女正殿御老中之前にて開封有之候處、右衛門佐儀、公儀に對し隱謀之企等毛頭無之候へども、謀叛と訴へ申儀は、全私之謀計にて御座候、子細は本文に有之候通、審に返答致し候得ば、御列座之輩、各感慨有之たると云々、いづれか正説なるにや、又曰、此數條之内に肥後國一件とあるは、加藤主計頭清正の嗣子加藤肥後守忠廣、國之政道不宣故、公儀より御不審を蒙られ、領國改易被仰付候て、寛

永八未年出羽國へ配流せられしをいへり、吉田久太夫、齋藤忠兵衛兩人より、延寶八年申八月九日書上候書中に、倉八十太夫事は一件之事畢し比、安藤帶刀殿、成瀬隼人正殿御差圖有之、高野山へ被差越候よし見へたり、其後島原一揆起りし比、密に筑前國へ來り島原へも趣きしとかや、然るに月行星移り、此事の眞偽區々にして、眞は日々消滅し、偽りは月々に増募して、栗山利章の忠義莫大なる事をする人もなく、却て逆臣の様におもふ族も少なからず、諺に一犬虚を吠て萬犬實を唱ふとは、かゝる事なるべし、誠に歎慨の甚しき物ならずや、所謂利章は筑前國草創の功臣、栗山備後利安の男にて、父の家祿二萬三千石を領し、同國朝倉左右良の城主也しとかや、利安は幼名を善介と號し、長なりて四郎右衛門と改め、後に備後といふ、晩年剃髮して一葉齋庵と號す播磨國の住人にて、赤松氏の支流也、幼年にて播州姫山の城今姫路にに黒田孝高に仕へ、孝高初め祐隆、後に勘解由次無二いふ、官、晩年に如水軒と號すの忠臣たり、孝高攝州有岡の城に荒木攝津守村重がために窘られし時、人しれず夜なく有岡の城壘の堀を越て、孝高の安否を伺ひ、有岡落城の節は、速に

城中に馳入て孝高を介抱して危難を遁れ、有岡の府下にて加藤又左衛門重徳が家に倡引行て保養を加へ、其後姫山に歸りて、再び職隆孝高に仕へ忠功を盡し、豊臣太閤秀吉公朝鮮征伐の比は、如水長政父子に隨從して武勇を異朝に輝し、又慶長五年の争亂には、前公の御内室を大坂において守護し、謀を以て密かに豊前國中津川の領所に下し參らせ、程なく備後利安も同所に出て豊州に下り、豊後の舊主大友義統退治の砌、如水の命を受けて垣見和泉守が富來の城、熊谷内藏允が安岐の城を攻て兩城を廢陥し、其外同州日向郡隈の城、玖珠郡角牟禮の城等は、毛利民部大輔が城なりしを、毛利は其比上方に有ければ留守居の者ども楯籠りしを、如水の下知を受けて利安兩城を降し、同下毛郡山國のうち倉谷と言所に敵ありしを夜打をかけた殘黨を討從へし武功、其外諸所にての戦功勇名は普く世の人の知る所なり、如水長政に仕て忠勤勇功他に抽てたりし故、長政筑前國を東照神君より給わりし後、同國草創棟梁の臣となり、老後に致仕してト庵と號す、其子栗山大膳亮利章は、長政の嫡右衛門佐忠之を補佐して、忠之若年の頃より數諫言を加へ、長

政の遺命を守りて、君を諫め民を撫育し政務を司ごり、忠功無雙の良士なりしかども、佞奸邪曲の賊士倉八等が黨に讒言せられしが、少しも忠信の勇氣を屈撓せず、忠義の志操潔白にして、いよく先君の遺命を赤心に收め、忠臣の道を盡して、君と國家のために其身を鷲毛より軽くし、恩愛の妻子をもかへり見ず、食祿の重きを捨て、君國家を萬世に安穩長久なさしめんと遠く慮りを廻らしたる事、古今例し稀なる忠臣也、傳へ聞、往昔越後國主上杉入道輝虎の老臣に宇佐美駿河守定行といふ人、主君輝虎の爲に同國上田の城主長尾越前守政景を密計を以て殺し、其身も政景と組て湖水に飛入て死し、惡逆の名を蒙りて、終に妻子沉淪せしめ、家祿を斷絶して、忠臣の誠を盡せし事、利章の行ひと彷彿たりといへども、定行は亂世の臣にて其計議もなしやすかるべし、利章は治世の忠臣にして佞阿奸諛の讒賊の族君邊に充滿し、殊更天下の政道嚴密なれば、計策も心にまかせがたきを、深く思ひ遠く慮り、千辛萬苦して、君を安じ國家を後代に保つ大功、定行が功しと同日には論じがたくあるべし、

傳言、越後國上田の城主長尾越前守政景は、上杉中納言景勝卿の實父なり、景勝卿いまだ喜平次と申せし時、同姓長尾謙信輝虎の養子となり、謙信は上杉家の遺跡を繼て管領職となり、武威を近國に振ひ、勢ひますます疆大なるを、越前守政景是を妬み、自立反逆の心を起して、謙信を殺害せんと謀叛の企有之を、早くも謙信探り聞て、密に老臣宇佐美駿河守定行を呼て、政景を討戮せん事を計る、定行諫争して主君謙信をなだむるといへども聞入ず、爰において定行深計を廻らし、執思按しけるは、政景の實子喜平次景勝は謙信の養子といひ、今隣國をはじめ諸國争亂の時節なるに、一族の政景を殺すは、自國より災害起り、政景の家來も謙信を怨み背きて、忽戦争に及ぶべし、景勝も實父を殺されて心よからねば、究めて養父謙信に怨を生せらるべし、是大なる國の災害なりと、再三諫言を入るといへども、謙信定行の諫めを用ひられざるゆへ、無是非駿河守定行、一計を心中に收めて、永祿七年七月五日、納涼に事よせ、定行が居城越後國野尻といふ所に越前守政景を招き、同國に有之辨財天の

湖水に小舟をうかめ、政景定行只兩人、水主一人を供して酒肴を携へてどりのり、湖水の半、靱崎といふ所に至りおもひよらず、定行政景に組て短刀を以て殺し、船頭に下知して舟を乗り覆し、水底に沈めて相共に死せしとかや、定行かねて密に一書を認めて謙信に遺し、自身の跡を沒收し、子息宇佐美民部勝行をはじめ、妻子郎黨まで越後國中を追放し、宇佐美の家を斷絶いたさるべし、左候は、越後守政景の郎從、上田の者ども事の譯を不存候へば、謙信に怨みを生せず、悉く上杉家に參り從ふべしと遺言の書を殘しければ、謙信此書を披見、愁涙を催し、大に定行が忠信を感歎いたされしかども、政景の家頼、上田の輩、謙信に反心して害自國より起らん事を慮り、且は養子喜平次景勝の手前を憚り、定行が忠義を深くも歎息しながら、是非なく宇佐美の遺書のごとく取計らわれけるとかや、其後年經て定行か子宇佐美民部、古主を慕ひ頻りに上杉景勝へ歸參を願ひけれども、景勝我實父を殺し者の子なればとて、暫は歸參を許容なかりしが、後年に至りて政景を定行が殺せし事の次第、全く定行

悪心よりいたせしにあらす、止事を得ざる所より
政景を殺し、ともに水底に沈みし忠信の程を能く
聞届けれ、景勝却て定行が忠義を感心のあまり、
駿河守定行が息男宇佐美民部が願之通赦免いたさ
れ、再歸參被_ニ申付、宇佐美民部が子藤三郎大菊丸
父子三人ともに上杉家の臣家となりしとかや、忠
臣義士の道をわきまへ知人は斯もあるべき事にぞ
思はれ侍る、後代の人、是等の所を深く勘考すべき
事肝要なり、

さればこそ栗山利章の志操誠忠の程を、赤穂の臣大
石良雄常々感心せしとかや、同氣相感、同智相謀の古
語顯然たり、

傳曰、栗山大膳の忠誠を大石内藏助良雄歎美せし
といふは、元祿年中播州赤穂の城主淺野内匠頭源
長矩の臣等、讐敵吉良上野介從四位少將義央を討
し後、台命によりて淺野家の義臣大石を初て、四家
の諸侯に御預けとなりし其内、良雄已下十七人は
細川肥後侯御預けと成りければ、細川侯其義心を
感せられ、丁寧に饗應し給ひける、或時自ら出給ひ
て酒肴を出し、大石已下の輩を慰められしが、近習

の士に仰せけるは、良雄等の忠臣感賞するに絶た
り、汝等も内藏助の志操を感心して盃せよとあり
し時、良雄堅く辭退に及びて申けるは、我等の行ひ
は臣たる者の本意とは申がたし、止事を得ざる故
なり、誠の忠臣と申は先年筑前國の臣家に栗山大
膳といひしものあり、是等は臣等が及ぶ所にあら
ず、故に大膳の行事を常に慕ひて感服せしかども、
不_レ圖も不幸にして、是等の事にあづかりしは是非
なき次第なりと申せしとかや、本文に利章の至忠
を良雄歎美せしとある、此事なるべし、誠に君と國
家を萬代までも永續長久成せしむるの大功、普く
世上に利章に勝れる人も稀なるべし、孰忠臣道を
考鑑するに、過にし天文年中の事にや、甲信兩國の
領主武田大膳大夫源晴信、入道して甲斐の信玄といふ、いまだ若年
の頃、行狀正しからざりしを、其臣板垣駿河守信
形、主君晴信を諫めし言葉にも、畢竟諫めて用ひら
れざる事を察し、徒に國の興廢を天命にまかせ見
物仕るのみ、されども其實は忠臣の所爲とは申が
し、又某も家が御先祖より爾來累代高祿を辱
くし、所謂世臣と申物にて、一代の君に仕へ、其君

不道なる時は命を抛事をなさず、齊の晏子が語に
も、君の爲に命を捨て、國の斃るゝを待は、臣等が
職分にあらず、數代の御家系斷絶なき様に國を守
る、是臣等が職分なりといひしとかや、是國家を治
め君を補佐する老臣の本意とすべき事歟、

或人の曰、栗山利章の行ひは齊晏子が語にもまさ
りて、君と國家を安穩長久なさしむること、和漢に
類ひすくなき忠良の士也、されば古き言葉にも君
子の過は日月の食のごとし、過は人皆是を見る、更
れば人皆これを仰ぐとかや、筑前の國君も後年に
至りて、利章の誠忠を感心ありて、大膳の子息大吉
利周を筑前國へ遣すべし、秩五千石與へ給ふべし
と申越れけれども、大膳かたく此事を辭して答へ
けるは、我子孫を召歸され、栗山の姓名を筑前に立
置れては、世上の人君の過を傳へ聞て誹謗すべし、
故にわが家名は永く斷絶致させられ候事我本意也
とて、終に此事辭退せしとかや、剩へ南部にある所
の子孫の輩にも教訓して、栗山の姓名を止め、母方
の姓内山氏を名乗せ、今も其子孫内山何某、南部家
に仕へしと云々、

誠に栗山氏の忠策にて君も過を改め給ひ、其後政道
正しく、國家再び安穩にて、四民を撫育し、萬代不易の
末まで、君も國家も永續長久なさしむるの功、後世臣
下たる人の規矩なるべし、仰ぎ願わくは聖君賢臣、利
章の忠誠を深く思ひ篤く感賞して、一字の祠を造立
し、祭祀の禮を執行ひ給は、明德四方に聞へ、國家
の至善、政道の祥瑞、是より大なるはあらじ、かゝる
忠臣良士のふることも姉葉の松の年を歴て、誰白川
の關守もなく、過行水の名取川、ながれによごむうた
かたの、かつきへかつむすびて、朽木の橋のくちやら
ぬ、信夫の里のむかしがたり、世に埋もれん事のなげ
かしく、栗山氏の至忠を十府の浦波たちかへりとふ
人に、まれにおもほゆるぞ、しらぬひの筑紫なるいに
しへ人の功をしを、みちのく山のゑぞしらぬ、海山萬
里を隔て越し、露のゆかりの言の葉や、率土の濱風吹
傳ふ、このまことのふることを、磐手の山のいわつ
つじ、いわでやみなんもほるなくおもふものから、壺
の碑かきあつめて、拙き水くきにみじかき筆を染て、
するの松山末かけて語り傳へよといふことしかり、
如月 貝の海盤井の里隠士書

栗山大膳、小河内藏允、黒田美作三人、寛永元甲子年四月上書起請文之寫

天爵起請文前書之事

一奉_レ對_二忠之様、毛頭逆意奉_レ存問敷事、

一雖_レ爲_二親子兄弟、忠之様御爲_レにあしく、又は御家中之邪魔に罷成り候もの於_レ有_レ之は、依怙最負なく

致_二言上、可_レ行_二其答_一事、

一若佞人出来、三人の間を申隔儀可_レ有_レ之、左様之儀承候ば互に無_二隱密、其後は早々相談、理非をも糺

明仕、無_二隔意_一様に可_レ仕事、

一道下様以_二御遺言_一、萬事三人に被_二仰付_一候上は、三人之間、兄弟同前に可_レ仕事、

一三人の中、若自身之惡逆出来候時は、不_レ及_二是非に、自然讒言を以、私之不快之儀於_レ有_レ之は、無_二其答_一之通、二人同意に御理可_レ申事、

附り、互に存寄通之、無_二隔心_一教訓可_二申合_一候、如_レ是申談候も、皆是忠之様御爲_レに可_レ然と存候、如_レ是は毛頭私の意旨にて無_二御座_一候、已上、

右之旨於_二違背_一者、上者梵天帝釋四天王、下界之地者、奉_レ初_二伊勢天照大神、伊豆箱根、富士淺間、玉城之鎮守稻荷、祇園、賀茂、春日、松尾、平野、八幡、三所、總て日本國中大小の神祇、殊者氏神御爵永代可_二罷蒙_一、弓矢可_レ盡_二冥加_一者也、仍起請文如_レ件、

寛永元年卯月日

黒田美作

小河内藏允

栗山大膳

進上 忠之様

忠之公へ栗山大膳、黒田美作諫書之寫

一可_レ制_二群飲佚遊_一事、

□□□□叨耽_二好色業_一、博□□□、如_レ斯之處に、申樂而已御崇仰□□□付、龍安寺にて之御行跡□□□

今度御下向之折節、□□□□同兵庫にて傀儡□□□、如_レ是蟲喰にて文章なし、

一私不_レ可_レ結_二婚姻_一事、

夫婚合者、陰陽利用之道也、不_レ可_二容易_一矣、如_レ斯之所に、縁邊之儀など御吟味うすく、毎年卒爾に被_二仰出_一候儀、不_レ可_二然奉_レ存候事、

一諸國諸士可_レ致_二用_一儉約_一事、

富者彌誇、貧者恥、不_レ及_二俗之凋弊、無_レ甚_二於此所_一、令_二嚴制_一也、如_レ斯之所に、常々御餉結構過申事、

附り、君子は食無_レ求_レ飽、居無_レ求_レ安、敏_レ於_レ事而慎_レ於_レ言と、論語にも相見へ申候事、

一國主可_レ選_二政務之器用_一事、

凡治國道在_レ得_レ人、明察_二功過_一、賞罰必當、國有_二善人_一、則其國彌殷、國無_二善人_一、則其國必亡、是先哲之明誠也、右可_レ守_二此旨_一也、如_レ斯之處、賞罰相違仕候事、

付り、博多之商人御成敗之事、或云、博多商人、古筆畫の十太夫類りに所望せしを、遣わさしりしを憤怒せし故なり云々、

志摩郡の盗人御免之事、同志摩郡の盗人は、十太夫が知太夫が妾也云々、

右五箇條一箇條は御法度書の中に書付申也、

一罪疑惟輕、功疑惟重、

如_レ是さへ有_レ之候に、毛利左近手前なども、不_レ被_レ遂_二御穿鑿_一、知行被_二召上_一候事、

貞觀政要

一喜則濫賞_レ無_レ功、怒則濫殺_レ無_レ罪、愛而不_レ知_二其惡_一、憎而遂_二亡_一其善、

如_レ此なるは闇君のわざと申候事、然るに被_レ懸_二御目_一、被_二召仕_一候ものも、程なく蒙_二御勘氣_一、一圓定り不_レ申體に相見へ申候事、

呂氏春秋 一令苛則不_レ聽、禁多則不_レ行、

此度御鷹場之御法度、俄に稠敷罷成り、他國之者まで往還不_レ仕候間、追付天下に風聞可_レ仕哉、笑止千萬奉_レ存候事、

付り、過は如_レ不_レ及と申に、御横目過候て、四民共に屈伏仕候、踏_レ天躋_レ地など、申もかやうの儀にて可_レ有_レ之と相聞候事、

孟子 一巡狩、春省_レ耕而補_レ不足、秋省_レ斂而助_レ不_レ給、夏諺曰、吾王不_レ遊何以休、吾王不_レ豫何以助、

然る時は御郡廻りなど被_レ成候時は、家老の者どもをも被_二召連_一候て、所々の様子をも被_二聞召_一、夫々に御思慮なされ、御仕置を被_二仰付_一候てこそ可_レ爲_二本義_一候處、左様にも無_レ之、其上御座被_レ成候所も時の間に相替り候事、世上の誹り、國家の涸弊、民の騒動、不_レ及_二是非_一奉_レ存候事、

論語 一非_二其鬼_一而祭_レ之諂也、見_レ義不_レ爲_二無_レ勇也、

然る處に、十七日は天下の御精進、殊更忠之様には、御一門と申、其上此頃大御臺所様御他界に付ては、京都より直に江戸へさへ可被成御座候と被仰上候程之御事に御座候間、取り分け此度は常々よりも清淨可被遊候所、御精進は扱置き、御鷹野被遊候儀不可然奉存候、第一大御臺所様は忠之様御爲には御逢様分にて御座候事、

付り、人により大御臺所様へ御弔を、御國にて御執行被成、御下着より追付、御弔中は殺生禁斷など被仰觸御衆も在之由申候事、

一同

一君子務本、本立道生、孝悌也者爲仁之本與、然る時は、廿日は如水様御名日にて、久敷御歸國の事に候條、幸如水様、道下様御廟へも御參詣被成候てこそ可然處に、左様之事は御沙汰も無之、結局御鷹野へ被成御座候事、

一同

一慎終追遠、民德歸厚矣、然時は總別本儀に候は、御歸城之日直に道下様御廟へ御參詣可被成儀に候、左無く候は、翌日歎遅くても廿日には、旁以御參り被成候は、不

レ叶事御座候、已に以當將軍様毎月十七日紅葉山に御參詣被遊候儀淋御存知之前に候事、

一同

一祭如仕、祭神如在神、然時は當月四日、道下様御廟に御參詣も早天に被成御參詣、於崇福寺に御齋をも被召上、第一久敷にて御歸城と申、其上御廟立候ては初て御參詣被成候事に候間、旁以其御禮儀も可有之之處に、いかにも緩々と御參詣、常敷之御焼香之由、爲體不可然奉存候事、

一主與臣同者昌、主與臣不同則亡、

然所に只今之體を見申候に、御家來之者共悉皆一日暮之覺悟と相見へ申候、是にては御國長久難計奉存候事、

一天地不爲一、物狂其時、明主不爲一、人狂其法、

然處に、申樂共の迎船は不移時刻御上せ被成、江戸并豊後御横目衆などへの御使者は延引仕候、總別速になるを速に仕、寛き事をゆる仕候は、裏表に罷成候は不可然奉存候事、一其身正則不令行、其身不正則令不行、

然る時は只今の御行跡にては御法度もしまり申間敷候、第一公儀を大切に被思召旨とは、内外ともに奉存間敷候、御改め不被成候は、終には亡國之基と奉存候事、

史記

一君子不食言、

然處に江戸へ御弔之御使は、始は大膳を可被遣候と、郡正太夫を以いかにも體に被仰所、一日之内に相違仕候、箇様之御使者は兼て御吟味を以可被相究儀と奉存候事、

一號令如汗出而不返者也、

然處に江戸への御使者初は、森正左衛門可被遣と、郡正太夫を以被仰下、用意半之所に、其後月瀬右馬允と被仰下、右馬允俄に行當り之體之處、又森正左衛門と被仰出、又坪田正右衛門に罷成候、箇様に定り不申候ては、御家人安堵可仕哉之事、

論語

一無遠慮、必有近憂、

然る時は唯今之御覺悟にては御身迄危く奉存候、若自然之時は必定御後悔眼前之儀に候、箇様に御内の者、御爲を不存體にては、何を以て公儀へも

御忠節可被遊哉、災は蕭牆之内より出ると申傳へ候事、

一忠言逆耳利於行、良藥苦口利於病、

然處當時不入御意儀、必然之至に御座候へ共、偏に御爲を奉存候て之儀に候條、能々御吟味被遊候様奉存候、右之條々多分は此頃之儀に御座候、去年以來御在江戸并當年御在京之御行儀、其外世上之取沙汰不可然候通り體に承及候、御禮日などにも遅く御登城、或は路次より被成御歸候由、又は時分あしく申樂の所へ御振廻杯に被成御座候儀、世上之取沙汰數多雖有之候、あまり事長く罷成候て、先致三省略候、論語にも君子過如日月之食、過人皆見之、更人皆仰之と申、君子過は勿憚改なご、申儀御座候條、幾度も被成御改候儀、肝要に奉存候事、

右之條々之中、十に八九は内藏允御傍に罷在候て之儀に候、道下様御最期迄も忠之様に乍憚御異見申上候様に、御直に内藏允、大膳には被仰聞候間、大膳儀は度々不願憚申上候、其上江戸にても書付を以申あげ御判被遊候て被下候を、今に數多頂戴仕

有レ之候へども、今には御務被レ成候にも不レ奉見及一候、第一道下様も内藏允には入レ御意被レ仰聞候子細、其身能々可申上候、然所は無レ幾程御遺言を忘却仕、我身計りを大事に存、忠之様御事は世上にて誹り申儀、末々は御國之破れにも可レ罷成所をも不レ存當候哉、又存當り候ても當時御意に入候を專に仕、諫言をも不申上候哉、可様之臣可レ爲忠信候哉、前代未聞無是非次第に奉レ存候、帝範にも君擇レ臣而授レ官、量レ已受レ職、可様之儀も有レ之御事に御座候、能々御思惟御肝要に奉レ存候事、

此等之次第申立候へば、執權を論申様に理非くらきものは存儀も可レ有レ之候へども、不申立候へば亡國之基と罷成候、御家さへ長久候半ば、一身之安樂、只今之上無レ之儀に候故、毛頭邪曲之心中不レ有レ之者也、

左傳にも孝經にも諫諍而死節、臣家之慶也、所謂上士者奉レ命、中士者退レ身出レ奔他國、下士者遇出頭反レ所レ知也、又寶鑑、忠臣不抱死不レ忠、文帝釋主暴不レ諫、非忠臣也、畏死不言、非勇士也、見レ過則諫不レ用死忠臣至也、又莊子、孝子不レ諫其親、忠

候、萬々可レ然様御披露所レ仰候、以上、

同年同月

井上周防入道道伯
栗山備後入道下庵

小林 内 匠殿

衣 笠 下 齋老

岡 善左衛門 殿

井上道伯、栗山卜庵、小河内藏允、栗山大膳より

秋月磯與三左衛門迄被レ差出レ諫書之寫

態致三啓上候、仍不レ顧ニ愚意ニ傳承り候通申上候事、

一 去月十九日之御狀此頃拜見、有増御返事如申述候、君臣父子夫婦兄弟朋友之五つ之道常之事、社道は立候由傳承候、其故は臣として君を敬ひ、子して父に孝を盡し、婦として夫を夫とし、弟としては兄につかへ奉り、朋友としては又友に偽なき様に互に信を致こそ正路にて候、臣として君を不レ敬、子として父に孝ならず、婦として夫を恨み、弟として兄を誹り、朋友として友をそこなふ様にしては、人間之道はことごとく捨り果候由承り及候事、一 長政様御遺命を被レ違、勘ヶ由殿昵近御訴訟相調候

臣不レ諫ニ其君、又家無レ諫子、則其家必敗、國無レ諫臣、則其國必亡、可様之儀承り傳へ候に付、閉口阿口不申上候は、臣下たる者於戰場君を捨逃候て命をつぎ申たると同前と偏に奉レ存候、又は先年被レ仰付候起請文之表違背仕候ては天罰如何、旁以不レ顧レ憚如レ是御座候、毛頭私曲之意旨無レ之儀に候、慥に御披露所レ仰候、已上、

寛永三年十一月十二日 栗山 大膳

黒田 美作

井上道伯老

栗山卜庵老

右披見申候處、一々尤至極に存候、我等なご内々如レ是存候、然ども兩人事隱居之爲體にて差出候様に、各を初め可レ被レ存候へ共、彌御家長久候得かしと朝夕念願に候、第一先年於江戶、大御所様御直に被レ仰聞候は、忠之様御若年に候間、萬事無レ用捨御異見申上候様に、重疊被レ爲レ仰聞候、其上大炊頭殿御宿所へ兩人被レ召寄、御掟之趣忘却不レ仕候様に、被レ入レ御念ニ再三被レ仰聞候條、彼是以て慥に可レ有レ御披露候、若御同心於レ無レ之は、彌亡國之基と奉レ存

は、官兵衛殿なごも其望に可レ有レ御座候、其外六十餘州之貴賤上下、子として親を誹り、弟として兄を誹る様になり行候ては、第一公儀よりも可レ然儀は可レ思召候哉、奉レ初レ駿河大納言御一門様歴々之御望には、最早天下ならでは御座有間鋪哉、箇様之次第思召合、能々御吟味候て、御遠慮可レ有レ之儀と奉レ存候事、

一 忠之様之御事、縱令他人より惡敷申成之候とも、左様候ては無レ之由、相手に御成り被レ仰分候てこそ、道は立可レ申處、結句御相手より惡敷被レ仰達候ては、上下萬民可レ然儀と可レ存候哉、兄弟のたきを見てはともにかへらずと申て、大事の命さへ捨申候が、義理にては此訴訟被レ仰達、勘ヶ由殿御非分に究り候は、勿論身上相果、御名よこれ可レ申、若又被レ仰分立候て、忠之様御身上果候とも、兄を御たおし候勘ヶ由殿へは、御國も郡も被レ遣間敷候、然時は久敷御家、勘ヶ由殿御覺悟一つにてつぶれ申候、世の諺に申候様に土佛の水狂ひ、木佛の火あつかひなどは、箇様之儀たるべくと奉レ存候、誠父は子の爲にかくし、子は父の爲にかくすこ

を、正直の道とは傳承り候、能々御思案隱謀の事、少しも御座有間鋪と存候事、

附り忠之様奉_レ對_二公儀_一逆意隱謀之儀、少しも御座有間敷と存候事、

一和にて三兄弟と申傳へば、忠信は兄の爲に菊王丸を當時に我手にかけて討、曾我五郎は祐成が討れたる後、頼朝より助け候て本領可_レ被_レ下と仰被_二出_一候へども、兄諸ともに給候てこそ、たのしく候へ、兄死して後なにの望みも無_レ之候てきられ、龜井六郎は兄鈴木高館へ参りたる時、是非故郷へ歸り命を全ふ仕候へといろく歎き候へども、兄鈴木思切兄弟一所に相果、今に至る迄三兄弟と申傳へ候、帝に謠舞に在_レ之、誰も存たる事に候へども、かやうの時節被_二思召合_一御分別箇様にと存、如_レ是御座候事、

一唐土にも孤竹君の子伯夷叔齊とて兄弟有_レ之たるに、孤竹君、叔齊に國を譲ると候が、死たる跡にて叔齊が申様に、兄のとるべき國を親の遺命なればとて、弟として取り可_レ申哉、伯夷國を保れよと申候へば、伯夷は遺命を違、なにしに國を可_レ取哉と互

に辭退し、其後伯夷に申には、兄を指越し弟として國をとりて不_レ入とて、叔齊他國へ去、終に兄弟ともに文王武王に仕へ、今代に至るまで伯夷叔齊と賢人の手本になり、名を揚げ申候、かやうの儀をこそ誠の道とは申候由承及候事、

右之條々被_レ成_二御分別_一御遠慮候は、各別而忝可_レ奉_レ存候、過ては改が肝要と傳承り候、いかなる聖人賢人もあやまちなくては不_レ叶候由に候へば、急ぎ改ると遅く改ると、又改ざるとの間にて、賢愚得失は有_レ之と相聞候、況御若年たる故、早々思召直され改めさせられ、忠之様へ忠功を被_レ盡候は、結句公儀よりも好思召、萬民ともに譽可_レ申と奉_レ存候、左様に御座候は、おのづから諸事御望之儘になり行可_レ申候、誠に行末はるか的身體にて短慮なる御思按、勿體もなき御事と奉_レ存候、是非々々に可_レ被_レ成_二御遠慮_一候、此由可_レ然様に御披露所_レ仰候、

卯月九日

栗山 大膳

小河内藏允

栗山備後入道

井上周防入道

磯與三左衛門殿

尙以江戸御逗留之節も、卜庵道伯種々様々御異見申上つれども無_二御承引_一候、併肥後守殿被_レ成_二御越_一次第、可_レ然様可_レ被_レ加_二御分別_一と存、段々申置罷在候間、定て可_レ被_レ聞召_二と存候へども、重疊申上候、已上、

一明和五戊子年八月、國君從四位下行左近衛權少將兼筑前守源繼高公へ、梶原家より差上候御書之寫左之通、

今度以_二御計略_一誰彼數多被_レ屬_二味方_一、賊徒悉一戰被_二突崩_一敗北之事、偏に御粉骨御手柄共無_二比類_一候、今天下平均之儀、誠御忠節故と存候、御領國之儀は可_レ任_二御望_一候、此儀至_二子孫_一不_レ可_レ有_二忘却_一候、御子孫永く疎略之儀有_レ之間敷候、仍而如_レ件、猶井伊兵部少輔可_レ申入_一候、以上、

慶長五年九月十九日

家 康 御書判

黒田甲斐守殿

右之御感狀之御文言御、家譜、關ヶ原軍記等に無_レ之次第は、前條之通明和年中に當りて、梶原家より差出せし故也、此子細は朋和年中に至り、梶原家之祖梶原景尙百年忌の祭祀を執行し時、末家梶原角太夫景春一族參會の席にて、同家に年來持傳へ申候文通様之物を澁紙に包て封をいたしかたく開封を赦さる旨申傳へ所持致せし也、いまだ何といふ事を不_レ知、一族集會之席ゆへ開封可_レ致旨、本家梶原喜太夫景良に語る、各承諾之上開封せし時に、古き文箱の上に朱を以羽柴左衛門大夫と書記したり、各不審致ながら蓋を開き、内を見れば此御書也、謹而宰臣に達し、君上に奉りしと也、

抑此御書、梶原家に所持せし次第は、寛永の頃高樹院殿と栗山争論之事起りし比、栗山を江戸へ被_二召呼_一已前に、密に栗山利章梶原景尙を招きて諭しけるは、某此度江戸表に被_二召寄_一、君臣争論御裁許之上は、極めて高樹公御咎を被_レ蒙、筑前國を沒收せらるべし、自身は極刑にも可_レ被_レ行ゆへ、此一書を與へ置也、是はこれ與雲院殿より我等に御預け被_レ置候祕書ゆへ、外に譲り可_レ置人なし、其元には御由緒有_レ之御方に

付進置候、自然筑前國を御取上之御沙汰被_レ承及_レ候
ば、早速に江戸表へ馳來り、此御書を酒井、土井、井伊
の閣老へ可_レ被_レ差出、粗忽に筑前國を御改易は有_レ之
間敷と深計を含め置れしと也、然れども公儀にて龍
光院殿、興雲院殿の御忠節御疎略難_レ被_レ成、新に高樹
公筑前國を御拜領被_レ仰出_レ候故、右之御書永く景尙
之手元へ祕し置しとなり、委敷事は梶原家拜賜刀之
記に有_レ之故略す、

梶原家所持拜賜刀之記

抑當家の元祖は人王五十代桓武天皇より出、十二代
梶原平三景時より十九代に至り、梶原駿河守景則は
播州高砂の城主也、室は同國明石の城主明石備前守
正風法名宗和、女にて如水公の御母堂の姉也、景則に男子
七人有しが、高砂落城の後、皆々散々に落魄せしが、
日を經月を逐て諸家に身を寄たり、其内に一人幼少
より出家し、播州書寫山に登り僧侶と成りて居たり
しを、如水公御母族の因みを思召出て還俗たらしめ、
官兵衛之一字を授て、梶原官藏景次と稱せらる、粵に
如水公の御妹若尾工安右衛門に嫁しおわせしが、尾
工氏戦死の後尼となり、昌林院殿法譽妙圓尼と號し、

長政公の御伯母たれば筑前國那珂郡住吉村に其居を
與へしめられて、閑かに星霜を送りしが、尼公に女子
有しをば、如水公の御婦人照福院殿の側にかしづき
仕ふまつられしが、長政公折々密に嬖し玉ふ、程なく
懷妊せられつれども、御本室及び御舅蜂須賀家への
聞へを憚り給ひ、其孕婦をば官藏景次に嫁せしめて、
男子を産り、如水公是を平十郎景尙後號十郎兵衛と名付て、
景次が嗣子たらしめ、二百人扶持を賜り、長政公忠之
公兩御代に仕へしむ、寛永九年宰臣栗山大膳一亂騷動
の時、此嚮東照神宮より長政へ賜る所の御直書、關ヶ
原御一戰、偏に長政公の御計略を以、誰彼數多御身方
に屬せられ、粉骨無_レ比類によつて、御子孫永々疎略
有_レ之間敷候、御領國之儀は可_レ被_レ任_レ御望旨の御感
書一通、長政公京都にて御逝去の前、井上道伯、黒田美
作、栗山大膳之三人へ預け置せられしを、大膳今度刑
罪に處せられん事もやと豫めさとりて、若左もあら
んには此御書至て大切の品也、平十郎景尙は全く御
血脉の人にて候へば、御邊へ渡置物也、深く祕被_レ置、
時節あらば再君家へ呈上有_レべきよし盟ひ置たりしと
ぞ、爾後景尙が子十左衛門景真に男子三人有り、嫡子

十兵衛景豊、二男源三郎景友、三男角太夫景通と言し
に、家祿を頼ち賜りて、家配分の時に角太夫は末子に
て殊に祿も少く、且愛子なれば此御書暨家什共を數
多分譲り置けるを、今茲に平十郎景尙百回忌の追善
に親戚殘らず集會の上にして、古來より祕封せし匣
を開き閱せしに、件の御書也、御文意聊片時も賤家に
貯へ置べき物ならねば、時の宰臣浦上正武彦兵衛、吉
田高利久兵衛、内縁有を以て潛に持行、然々の様を告達
す、兩人敬拜畢て相議し、同席の各へも吹擧し、衆議
有_レ之呈上す、少將繼高公殆感嘆まし_レて、梶原喜
太夫景良後十兵衛を膝下に召て、此莫耶を賜りぬ、加
之末家の角太夫景春も同じく膝下において、今迄賜
る所の切扶持を地方に直し、百三十石の采地を下し
給ふ事、誠に先考の餘耀、仰ても猶飽足らざる事、短
き筆には述難し、子孫に至り倍忠誠廉潔を以て精勤
せしむべき物也、仍て記して以て不朽に備る而已、

或人言、梶原十左衛門景真が三男角太夫景通は、本文
之通末子にて愛妾の産育する所也、故に父十左衛門
景真死去之後、梶原家の什物を密に其愛妾が産所の
景通に與へしとかや、其實否を不_レ知云々、

明和五戊子年八月廿五日

梶原景次七代裔孫
梶原喜太夫景良
後號十兵衛

右景良子應_レ要著述而以貽_レ之、

本州史官 關岡良英謹誌

盤井物語終

黒田甲斐守書付

權現様、台徳院様より、松平右衛門佐曾祖父黒田如水、同祖父甲斐守長政後改筑前守此兩人へ被_レ下置候御書之寫、并其節之趣申傳候通書付差上申候、先度は、以_レ使者申入候處御懇報、殊口上之趣得_レ其意存候、誠今度者色々御精を被_レ入之旨、満足難_レ申盡_レ存候、久々不_レ懸_レ御目御床敷存候、煩_レすきと本服仕候者罷上可_レ申入候、鶴殿兵庫頭口上申合候間令_レ省略候、恐々謹言、

三月二十九日

武藏守

秀

忠

秀忠御書判

黒田甲州様

人々中

右者太閤秀吉公御薨逝之翌年、慶長四年之春、石田治部少輔等五奉行之輩、家康公に奉_レ背、色々風説御座候付、大坂伏見罷居候節、黒田如水、同甲斐守、元來家康公へ志深御座候故、甲斐守早速に家人共

召連、家康公御館爲_レ守護一致伺公、夜々も相談申候、無_レ二心一段、家康公被_レ成_レ御喜悅、加様之砌早早心付忠節之體、誠拔出たる次第に被_レ思召上_レ之旨被_レ成_レ御感、甲斐守手を御取御懇之蒙_レ御詫候、此時福島左衛門大夫正則、加藤主計頭清正等、如 watermark 甲斐守申談、何も御味方随心仕たる由御座候、又加賀大納言利家には細川越中守由緒御座候付、如水甲斐守より越中守申談、家康公と和睦之儀、利家へ申入たる次第も御座候由、其後家康公伏見より大坂へ御下被_レ成候刻、藤堂佐渡守高虎宅に被_レ成_レ御寄宿候、其夜も爲_レ守護、御旅館へ甲斐守相詰申候、翌日家康公伏見御歸可_レ被_レ成_レため御發駕之刻、甲斐守御暇乞申上候處、此節も萬事其方心入不_レ大形儀御感悅被_レ遊由にて、又甲斐守手を御取被_レ成_レ御深切蒙_レ御意申候由、右之趣共秀忠公被_レ聞召届_レ被_レ下たる御書にて御座候由申置候、御自筆之由、但御本紙横折、一書令_レ啓候、仍今度以_レ御肝煎御城へ内府被_レ罷移_レ之由承候、御番等被_レ致候段、定斟酌可_レ被_レ存候へ共、各御異見之儀候間被_レ任_レ其儀候と存候、其元之儀始中終被_レ入_レ御精儀ごも、書中に難_レ申盡_レ次第候、彌

可_レ然様御差引頼入候、將又久々不_レ懸_レ御目御床しく存候、猶上洛之節萬々可_レ申述候、恐々謹言、
三月廿三日

武藏守

秀

忠

御書判

黒田甲州殿

人々中

右者慶長四年家康公伏見之御館御居住被_レ成候、甲斐守存知候は、家康公自餘諸大名と同じ並に御屋敷に被_レ成_レ御座候事輕き様に有_レ之、且は御館要害無_レ御座、御用心も不_レ宜、旁御爲不_レ可_レ然候、伏見之御城、太閤御薨逝已後空城に候間、家康公を奉_レ入_レ可_レ然與存、五奉行等に相談仕候は、伏見之御城各受替々番を被_レ勤事に候得共、幸家康公伏見御居住被_レ成候間、御城奉_レ入_レ可_レ然由、彼是存寄共申談候へば各同心仕候、依_レ之家康公伏見之御城へ被_レ成_レ御移候、右之趣秀忠公被_レ聞召届_レ被_レ下たる御書にて御座候由申置候、御自筆之由、但御本紙横折、又々遠路御使札大悅不_レ淺候、御使札殊帷六、生絹四、ふとん被_レ懸_レ御意候、誠遠路

黒田甲斐守書付

御懇意之段難_レ申盡_レ次第候、隨而天下彌御靜謐故、御下國之由尤に存候、萬事從_レ是重而可_レ申入候間、令_レ省略候、恐々謹言、
五月十日

武藏守

秀

忠

秀忠御書判

黒田甲州様

御報

右者前に書付申候通、慶長四年之春、大坂伏見暫騒敷候處、無_レ程靜に成申候、其砌甲斐守より使者進上仕候時、秀忠公より被_レ下たる御返書にて御座候由申置候、御本紙横折、先度御上以後、大坂奉行衆別心之由申來候間、重可_レ令_レ相談與存候處、御上故無_レ其儀候、委細之様子羽三太へ申渡候間、能様可_レ被_レ相談候、猶山本新五左衛門、大塚平右衛門可_レ申候、恐々謹言、
七月二十九日

家

康

御書判

黒田甲斐守殿

右者御書面如_レ被_レ遊候、於_レ大坂奉行衆別心之聞

二十一

へ有之候節、家康公より被下たる御書にて御座候由申置候、
御本紙横折
村越藤介に一々之段承、祝着之至候、何も令得_二其意_一候、爰元之儀以_二米津清右衛門_一具申入候間、令_二省略_一候、恐々謹言、

八月二十三日

家 康 御書判

黒田甲斐守殿

右者慶長五年家康公關東御發向、下野國小山迄被_レ成_二御座_一、秀忠公宇都宮迄被_レ成_二御越_一候處、於_二上方_一石田治部少輔亂を起申候次第注進御座候由、此時甲斐守宇都宮迄罷越申候を、右之到來に付小山へ御呼被_レ成、福島左衛門大夫、甲斐守と御先へ被_レ遣、尾州邊にて御上を奉_レ待候へと被_二仰付_一罷越候處に、家康公より奥平藤兵衛を爲_二御使者_一、甲斐守中途より御呼返し被_レ成、即家康公御前へ被_二召出_一、上方御合戦之儀御用共至_二深更_一迄被_二仰聞_一、扱福島左衛門大夫、若別心有之問敷哉と御意被_レ成候に付、甲斐守申上候は、左衛門大夫は兼而忠義を奉_レ存罷有候、其上石田と中惡候間、旁違變は御座有

間敷候、不慮に志を變じ候共、私加_二異見_一可_レ申由申上候、此度大事之時節候間、必宜心遣候へと被_レ成_二御意_一、御暇被_レ下候刻、御祕藏之御鞍馬拜領仕、早速罷立候、此度上方御發向之刻、美濃尾張邊暫御馬可_レ被_レ留、要害之地御用之時は福島左衛門大夫居住清洲城を明差上申と相定候由、此儀前以甲斐守存寄候に付、左衛門大夫とは年來別而親く申合候故、清洲城を明御用に相立可_レ然と申談置候、本より左衛門大夫も異議を不_レ奉_レ存に付、其趣落着仕候由、扱甲斐守清洲へ參着諸事申談、再城を明け奉_二相待_一、支度ごも彌令_二相談_一、則左衛門大夫家人等城外へ出し、御用之節は早速城へ御入被_レ成候様に相心得申候由、其後村越茂介、江戸より爲_二御使者_一、清洲被_レ遣候刻、甲斐守存寄之儀共彼是茂介に委細申合、其段家康公達_二御耳_一、被_レ下たる御書にて御座候由申置候、
御本紙横折
其以來不_二申入_一候間令_二啓達_一候、然者此中宇都宮に有_レ之而、境目丈夫に申付候間、信州眞田表仕置爲_レ可_レ申付、去_二二十四日_一彼地被_二罷立_一、今二十八日上州至_二于松井田_一令_二着陣_一候、近日彼地へ押詰手懸等申

付、隙明次第可_レ遂_二上洛_一覺悟に候、將亦其地の様子如何承度存候、猶追々可_レ申入候、恐々謹言、

八月廿八日

江戸中納言

秀 忠 御書判

黒田甲斐守殿

御陣所

右者慶長五年關原御陣之前、秀忠公木曾路御上被_レ成候時、從_二上州_一被_レ下たる御書にて御座候由申置候、

今度於_二濃州表_一被_レ及_二御一戰_一、敵悉被_二討捕_一、岐阜之城則時被_二責落_一、其上爲_二加勢_一、石田治部少輔人數差出候處、是又無_レ殘被_二打果_一、其外大柿之城楯籠候由、誠御手柄之段無_二比類_一儀共候、將亦我等事吉田表爲_二仕置_一、令_二出陣_一候、此表隙明次第可_レ令_二上洛_一候、恐々謹言、

九月五日

江戸中納言

秀 忠 御書判

黒田甲斐守殿

御陣所

右者關原御陣前、秀忠公木曾路御上り被_レ成候刻、被_レ下たる御書にて御座候由申置候、御書面之子細、此次之御書之斷書一所に記_レ之申候、
御自筆之由但御本紙横折
御懇書本望之至と被_レ存候、路次中日夜相急申候へども、筋所故遅々迷惑被_二推量_一可_レ被_レ成候、扱々度々御てがら共難_二申盡_一次第候、何様上着の刻、以_二面上_一可_レ申伸候、恐々謹言、

一九月二日

武藏守

秀 忠 御書判

黒田甲斐守殿

御報

右者關原御陣之時、秀忠公木曾路御上被_レ成候自_二御道中_一被_レ下たる御返書にて御座候、是岐阜城責之節爲_二後詰_一大柿城より敵大勢打出候由相聞申候付、藤堂佐渡守、田中兵部少輔、生駒雅樂頭、黒田甲斐守等馳向候處、大柿より上方勢數多出候而、合渡川之際へ備へ居申候、甲斐守一番に川を渡、即時懸合、自身敵を打取、士卒と共に手を碎き相働、敵數多打亡し申候、尤其外之諸將何も被_二相働_一候由、殘

敵は致三敗北、大柿之城に楯籠申候、又關原御合戦之刻、石田治部少輔は小關村に備を立居申候、甲斐守遂ニ一戦、即打勝、敵悉敗軍任、吹山へかゝり落行申候、其後家康公、甲斐守を御傍へ被ニ召寄、今度之合戦被レ得ニ御勝利候事、專其方才覺を以筑前中納言并吉川など御味方に引入、返忠任候故と被ニ思召候、其上今日之軍に手を碎き敵の張本石田を追崩申候粉骨之段御祝着被レ遊之旨被レ成ニ御意、諸人見申候處にて甲斐守手を御取被レ成、抜群之蒙ニ御感之由、右筑前中納言以下、甲斐守才覺を以御味方に引入候と被ニ仰出候は、關原御陣の前、甲斐守思案仕候に、今度は大事の御合戦に候間、兎角敵之可レ然大名を味方に引入、返忠有之候は、御利運之御助に成可レ申候、筑前中納言秀秋は大軍にて候、幸其家にて平岡石見は由緒有レ之候、其上甲斐守家老井上九郎右衛門と申者之弟、河村越前と申者、筑前中納言召仕候、此等兩人を以中納言をす、め御味方に引入可レ申と存、甲斐守家人神吉三八、大久保猪之助と申者を爲レ使、筑前中納言陣所へ遣レ之、平岡石見、河村越前に委細の儀を申入候、兩人

此由筑前中納言へ申達候へば此儀同心仕候、其後又ひそかに使を遣し、彌御合戦之なかば裏切を可レ仕通堅契約いたし、即爲ニ人質ニ平岡石見弟を甲斐守方へ差越申候、甲斐守よりも家人吉田宮内と申者を爲ニ人質、筑前中納言陣所へ遣申候、最前使申付候兩人之内、大久保猪之助をも此節又差添越申候、家康公濃州赤阪へ御着被レ成、右之趣被ニ聞召上、九月十四日御下知によつて甲斐守より筑前中納言陣所松尾山へ又ひそかに家來惠良彌六、南畝源次と申者兩人使差越候、明日御合戦可レ有レ之間必裏切仕、可レ被レ盡ニ忠義ニ由申遣候、右之使に爲ニ案内、竹中丹後守家人兩人相添遣申候、其使夜中に往來仕、筑前中納言彌明日御合戦に裏切可レ仕由、堅く領掌之旨申來候に付、其趣御出馬前に甲斐守手前より言上仕たる由に御座候、扱又關原御合戦之刻、筑前中納言時分を見合、松尾山より大軍にて押おろし、上方勢之備に働懸申候を見候而、其近所にひかへ居申候敵あまた忽變じ、筑前中納言勢と一ツに成、大谷刑部少輔など陣へ懸り切崩申候由、又毛利家臣吉川藏人廣家、福原式部廣俊、此兩人毛

九月二十三日

家

康 御書判

清須 侍從殿
黒田甲斐守殿

右者慶長五年關原御陣之後、追付大坂へ福島左衛門大夫、甲斐守等被レ遣候、大坂西丸家康公御屋形に敵より人數移置候を請取候、此時家康公より大坂へ被レ下たる御書にて御座候と申置候、

九月二十四日

家

康 御書判

黒田甲斐守殿

是も右之趣に付、家康公より大坂へ被レ下たる御書にて御座候由申置候、
御本紙横折
書狀具披見申候、其元之様子如徳法印申候、早々御澄御請取尤候、諸侍町人法度以下、最前如ニ申候、可レ被ニ

利家人數引連居申候、吉川は如水以來親く申通候故、前以黒田甲斐守互申談、御味方に成、御合戦之時分忠義可レ仕候由堅致ニ契約、人質を甲斐守手前に請取置申候、其以後關原御合戦之時、南宮山の麓、岡ヶ鼻に毛利家の人數、吉川、福原其外敵數多陣を張居申候、又近所栗原山にも敵大勢備居申候、吉川福原其陣之先手之由御座候處、兼而此方へ内通仕候故、態合戦及ニ遲怠、其内御味方之諸勢段々相働候故、其邊敵も頓而敗軍仕候由、甲斐守才覺にて今度之御合戦被レ得ニ御勝利候通、家康公御意被レ成候と右に記申候は、兩所之敵を御味方に引入申たる儀にて御座候、此趣其秀忠公被ニ聞召付ニ被レ下たる御書之由申置候、前に書付申候ごとく、兩通御書之次第此所に引合記申候、

附、關原落着之後、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝より如水へ越申たる書中にも、今度甲斐守方々にて手柄仕、才覺致ニ周備候と有レ之候も此儀にて御座候由、右兩人之書狀に今有レ之候、以ニ折紙ニ令レ得ニ其意候、昨日如ニ申候、彌はか行候様尤候、恐々謹言、

仰付候、恐々謹言、

九月二十五日 家 康 御書判

是も右申候趣に付、家康公より大坂へ被下たる御書にて御座候由申置候、

昨晩至伏見參着候、路次中無油断罷上候得共、節所故令遲參候、以面上萬々可申述と存候處、先手に御座候付、不能其儀所存之外候、然者大坂之儀相濟候様に承及候、其分御座候哉、今度依御粉骨天下平均罷成、誠御手柄にて候、頓而遂面談可申述候條、不能一二候、恐々謹言、

九月二十四日

中納言

秀忠 御書判

黒田甲斐守殿

御陣所

右者慶長五年關原御陣之後、秀忠公木曾路より伏見御着座被遊候刻、大坂へ被下たる御書にて御座候由申置候、

御本紙横折

猶以今度甲斐守萬事被入精候儀無比類候、可心安心候、

より懸持に仕たる木附の城に入、越中守家來松井佐渡、有吉四郎右衛門を呼出し、此城へも敵攻來事可有之候、堅固に普請等仕候へと申聞、所々見繕差圖致し、仲津へ歸申候、此時於九州加藤主計頭、黒田如水等より外押立たる御味方も無御座候由、然者大友左兵衛督義統は、朝鮮陣之刻太閤より豊後國を被召上牢浪仕居申候と、今度秀頼より被召出、本國豊後を被下、九州にて旗を可揚ため、頓而豊後へ下候由、如水聞付、九月九日居城仲津を立、豊後國へ押行申候、路次にて豊後高田の城へ使を立、城主竹中源介を御味方に仕、其後同國富來の城、安岐の城、致巡見候處、安岐城よりは敵取出候を及一戰、數多打捕、相殘敵を城中へ追込申候、右之兩城は先大友を打亡し候後攻可申由にて打捨通り申候、大友義統は九月十日豊後に着、昔の家來共大勢馳集り申候、則同國木付の城に人數を遣し攻寄申候、此城細川越中守家來小勢にて籠居申候故、如水是を救申ため後詰之人數を差遣候處、大友より木付城を攻に遣たる勢は如水豊後へ相働候由を聞、義統を一所に成爲可申、木付表

今度大友其他へ相働候處、被及一戰數多被討捕、殊大友被生捕之由、誠感悅之至候、然者毛利壹岐守所へ可成程被相働可被申付候、猶井伊兵部少輔可申候、恐々謹言、

九月二十日

家 康 御書判

黒田如水

右者慶長五年、黒田如水豊前國仲津城居申候刻、家康公關東御發向之御跡にて、石田治部少輔等亂を起し、先伏見大津其外畿内遠國之家康公御味方之城々を可攻由相聞へ申候、然時は治部少輔御退治之御合戦可有御座候、御勝利を承候而後軍を起候、時を見合たる様に有之、兼々家康公へ無二の志もうすき様にて非本意候、御合戦之御左右、未年隣國之敵も蜂起不仕先に早軍を起、九州之御敵を力之所及打隨へ、家康公へ彌忠義を勵可申と覺悟仕候、就夫先豊後國敵味方城々要害を巡見可仕ため、仲津より船に乗り、熊家人わづかに召連罷出、豊後へ行、敵方垣見和泉守富來の城、熊谷内藏丞が安岐の城を見廻申候、又細川越中守丹後

を引退候、如水先手之者共大友が陣所へす、み申候處、大友方よりも人數を出し、石垣原と申所にて九月十三日合戦仕、大友家來吉弘加兵衛、宗後掃部、都甲兵部、小田原又左衛門、深栖七右衛門、吉良傳右衛門など、申、彼家にて名有者共多く討捕、敵を追崩申候、其日如水方へ松井佐衛、有吉四郎左衛門も木付城より打出、如水先手の勢に加り相働き申候由、翌十四日大友陣所立石へ押詰申候へば、大友力盡其晩義統降參仕候、如水是を生捕仲津へ遣申候、此節家康公より被下候御書にて御座候由申置候、夫より如水は九州にて所々働申候而、後大友を引具し上方へ罷上り申候、猶九州にて働之儀は左に記申候、

附り此書に被遊候井伊兵部少輔より如水へ來候書狀、于今残り有之候、

書狀披見候、其表所々被入精候由祝着之至候、殊及合戦、大友被生捕之儀、手柄共候猶以無油断仕置等可被申付候、近日甲斐守差下候條、委細期其節候、恐々謹言、

十月五日 家 康 御書判

如水

是又慶長五年家康公より被下たる御書にて御座候、其表所々被入精候と被遊候は、右に記し申候如く、大友迄生捕、其後豊後國安岐城、富來城を責候而降參任せ候、城主熊谷内藏丞、垣見和泉守兩人共、上方に居申候、又海邊相守候ため富來の城之澳に如水より番船迄多差出置候處、薩摩勢乗候大船二艘來を則番船之者共船軍任、二艘共に乗取申候、其後如水は所々働爲可申、豊前國へ出、仲津城下を通申候へ共、居城へは立寄不申、其夜は廣津と申所に野陣仕、翌日豊前之内香春嶽の城へ押寄申候、是は豊前小倉の端城にて毛利壹岐守家來籠居申候、降參仕候故、右之者共引連小倉城へ押行、先使を立申候へば、城主壹岐守儀先達明退申に付、則城を取申候、夫より筑前國を押し通り、筑後國へ入申候、久留米城主小早川侍從秀包は此節上方に有之、城には家來之者共籠置候を如水請取之、則如水弟黒田圖書と申者を入置申候、又同國柳川城主立花左近將監は關原軍之後、在所へ罷下候處、肥前國より鍋島加賀守人數を出し及合戰候、此時如

水柳川へ罷越、加藤主計頭清正も同所へ來、兩人申合、右雙方の合戰をやめさせ申候、立花儀御味方に成候付、如水、加藤主計頭、鍋島加賀守同道仕、立花左近將監を爲先陣、薩摩國へ攻入可申ため、肥後國を経て薩摩境佐敷水股迄押詰申候、然處家康公より御書を如水へ被下、先戰をやめ候へとの御意に付、薩摩へは入不申候、其御書は此次に記申候、度々注進之旨得其意候、柳河儀質物請取、立花召連至薩摩表、加主計、鍋島加賀守相談被相働之由、及寒氣之間、先年内者其元に在付候様尤候、猶井伊兵部少輔可申候、恐々謹言、

十二月十二日

家 康 御書判

黒田如水軒

此書之子細、前に記し申通御座候、付此御書面に被遊候井伊兵部少輔書狀も于今残り有之候、

御自筆之由、但御本紙堅紙

一兩日中御下國之由尤存候、我々令上洛候間、御暇乞申間敷儀御殘多存候、將又御一紙之通披見申候、如此之段御隔心の様に候、併被入御念儀難申盡

候、委細者大久保相摸守可申候間、不能具候、恐々謹言、

霜月十五日

中 納 言 秀忠御書判

黒田甲斐守殿

右者慶長五年關原御陣之後、甲斐守へ爲御恩賞、筑前國拜領被仰付、初而入國之御暇被下候時、秀忠公より被下たる御書にて御座候、此御書面に御一紙之通と御座候は、甲斐守より差上申たる誓詞之儀にて御座候由申置候、

御本紙横折

今度右衛門佐所勞、然々無之處、早速罷上、別而入精令苦勞之事候、煩之儀逐日得快氣候間、不有機遣候、猶本多佐渡守可申候也、

正月五日

家康公御墨印

黒田筑前守ごのへ

右者大坂冬の御陣之時、私父右衛門忠之十三歳罷成候、於國元傷寒相煩、いまだ氣色しかと無御座候得共、御陣觸を承、人數引連大坂へ罷上り、筑前守江戸に被召置候、翌元和元年家康公より江

戸へ被下たる御書にて御座候由申置候、甲斐守儀此時分は筑前守に改居申候、

朝鮮在陣之刻、黒田甲斐守へ被下候御書之寫

御使札披見申候處、其表無事相調、小西手へ人質相渡、釜山浦へ質物參着次第何も到彼地可被引付之由、使者口上承届珍重候、猶頼而御歸朝之刻可申承候、委細井伊兵部少輔可申候、恐々謹言、

十一月二十八日

家 康 御書判

黒田甲斐守殿

右者文祿二年朝鮮と和議相調候而、最前加藤主計頭清正生捕申たる朝鮮の王子を、小西攝津守方へ請取、朝鮮人へ相渡之儀申上候、其節家康公より被下たる御書にて御座候由申置候、

御本紙横折

御渡海以後不申入一本意之外候、然者去極月從大明相働候處に、數萬人被討捕、敵退散由其間候、誠御手柄共候、猶以様子承度候間令啓達候、隨而此式候へ共小袖十、羽折五令進入候、書音之驗迄候、將又此地替儀無御座候間可御心安候、目出度頼而御

歸朝奉_レ待候、猶石川八左衛門可_二申述_一候間令_二省略_一候、恐々謹言、

正月二十五日

江戸中納言

秀

忠 御書判

黒田甲斐守殿

人々中

右者慶長二年十二月、大明より夥敷人數出申候而、加藤主計頭居城蔚山を取巻攻申候、城中兵糧盡及_二難儀_一申由相聞へ候付、甲斐守は居城梁山を父如水に波置、家人過半相殘候、人數二_一五百引連、西生浦迄參、諸將蔚山之後詰をす、め、何も相共に翌慶長三年正月三日蔚山近邊へ押行、先敵之取出之城を甲斐守一手にて即時乘取、其後蔚山後詰之合戦之儀、諸將へも申合、甲斐守一番に川を渡、諸將も相續馳向、敵多勢討捕申候、敵之兩大將之内楊囑と申者も此合戦に敗北仕候由、然共城下を敵未退散不_レ仕候付、其翌日又甲斐守并諸將川を越、敵陣へ押懸り候へば、城中よりも人數を出し、前後より戦、甲斐守手にも大勢討捕、寄手の大明勢悉く敗北

仕候、加藤主計頭籠城難儀之處、甲斐守精を出し申候故、大切之難をのがれ大慶之由重々申たる旨に御座候、此儀者秀忠公被_二聞召届_一、慶長三年に朝鮮へ被_レ下たる御書にて御座候由申置候、

其元長々御苦勞察入存候、仍大明人數少々罷出由、主計注進被_レ申候、無_二心元_一存候、萬事主計申渡候間御談合被_レ成儀專一存候、定大納言も可_レ被_レ申候間令_二省略_一候、恐々謹言、

十月七日 家 康 御書判

十月七日 家 康 御書判

黒田甲斐守殿

右者慶長三年太閤御薨逝之後、朝鮮にて日本勢猶滞留之刻、家康公より被_レ下たる御書にて御座候由申置候、

急度申入候處、大明人數出候由無_二心元_一存候、切々以_二書狀_一申候、參着候哉承度候、其許無_レ構主計頭被_二仰合_一、釜山海へ被_レ移候て御歸朝尤存候、委細は口上申入候、恐々謹言、

十月十九日 家 康 御書判

黒田甲斐守殿

右者慶長三年、朝鮮より歸陣前、家康公より被_レ下たる御書にて御座候由申置候、

御本紙横折

尙以其元様子無_二御心元_一、藤堂佐渡守爲_二案内者_一、被_レ越事候、

御折紙披見祝着之至候處、大明人數出候由承、無_二御心許_一候處、差儀無_レ之由令_二満足_一候、其節主計頭有_二御談合_一、釜山浦迄被_二引執_一儀專一存候、委細使者可_レ被_レ申候條不_レ能_レ具候、恐々謹言、

十月二十七日

家

康 御書判

黒田甲斐守殿

右者慶長三年、朝鮮在陣之日本勢御引取被_レ成候刻、藤堂佐渡守朝鮮へ可_レ被_レ遣由にて、御下し被_レ成候時、家康公より被_レ下たる御書にて御座候由申置候、

右御書之寫數二十一

以上

天和四年三月七日

松平右衛門佐判

朝鮮在陣之刻御連狀之寫

朝鮮在陣之刻、權現様御連判にて、黒田甲斐守へ被_レ下候御狀之寫、并其節之仔細書付申候、

以上

其表御無事之上を以、可_レ被_二打入_一之旨、御朱印并覺書、徳永式部卿法印、宮木長次口上にも被_二相合_一被_二差渡_一候、然者被_二打入_一候刻、船以下も可_レ入哉と上様被_二仰付_一候、新艘其外諸浦も船追々差渡候、其上至_二博多_一、安藝宰相殿、淺野彈正少弼、石田治部少輔被_二罷越_一候間、其方一左右次第、急度令_二渡海_一、可_レ及_二相談_一候條、可_レ被_レ得_二其意_一候、恐々謹言、

八月二十八日 輝 元 書判

秀 家 書判

利 家 書判

家 康 御判書

黒田甲斐守殿

右之御連書者、文祿二年甲斐守朝鮮在陣之時、被_レ下たる由申置候、

以上

態以_二飛脚_一令_レ申候、

一御無事之儀、最前加藤主計手前にて可レ仕之旨被レ仰出候、雖レ然加主手前難レ調に付ては、何之手前にて成共可レ被レ相濟之旨候條、急度相調候様に御才覺肝要候、不レ可有油斷候事、

一御無事之様子、朝鮮王子相越候へば尤候、不レ相越候共御調物にて可レ被レ相究候、日本御外聞迄候間、御調物多少之段は不レ入事に候間、各相談にて可レ然之様に可レ被レ相究候事、

一冬中此方へ可レ得御意儀もはか行間敷候間、不レ及御伺可レ被レ相濟候、御無事と被レ仰出候上は、御調物にても王子にても、如レ相調可レ被レ相究事、

一各迎船之儀、太閤様被レ仰付候、新艘百艘、其外諸浦之船二百艘、都合三百艘、追々被レ差遣候事、

一内府、輝元、秀家、至三博多下向に而各歸朝之儀可レ申付之由候處、人數不レ入候由申止られ候間、先遠慮候、然間安藝宰相、淺野彈正少弼、石田治部少輔兩三人被レ進候、其方様子により渡海にて成共可レ被レ相談之旨候、猶追々可レ令申候、恐々謹言、
九月五日 輝元 書判

秀家 書判
利家 書判
康家 御書判

黒田甲斐守殿

是も文祿二年、朝鮮在陣之時被レ下候由申置候、

本書誤也、慶長三年の事也、家康公は慶長元年五月八日に内府に御轉任、文祿二年にはいまだ大納言也、

急度以三早船令申候、

一順天城へ大明人取懸申候由、然者後詰之儀各如レ被レ存知、陸地之儀者大河節所候間、以三船手可レ被レ及行候事、

一そてんこせう兩城之儀、かうしゆへ引執、順天之一着迄可レ被レ在陣候事、

一ちやわんの城引拂、竹島一所に相加可レ被レ在陣候事、

一大明人於三引執者、最前徳永宮木兩人に如レ被レ仰合候、諸城引拂、釜山海へ相集、其より可レ有歸朝事、

一うるさん於三執卷者、西生浦之儀、うるさん一着之間、堅固可レ被レ相拘候、若不慮於有レ之者、早々釜

山浦へ可レ被レ引執事、

一最前如レ被レ仰遣候、安藝宰相、淺野彈正、石田治部少輔、至三博多在陣候間、一左右次第に可レ有渡海之由被レ仰付候、其外中國人數并船手、四國衆、九鬼大隅、脇坂中務少輔、堀内安房守、菅平右衛門以下、大あたけ、小あたけ數百艘被レ仰付候條、早速可レ令渡海候、猶使者可レ申候、恐々謹言、
十月十五日 輝元 書判

景勝 書判
秀家 書判
利家 書判
康家 御書判

黒田甲斐守殿

是も文祿二年、朝鮮在陣の時被レ下候由申置候、

是も慶長三年の事也、文祿二年には景勝はいまだ五大老にて無レ之候、

右御連狀之寫數三

以上

天和四年三月七日

松平右衛門佐判

井伊兵部少輔、本多中務大輔、本多彌八郎より書狀之寫

權現様、台徳院様御代に、井伊兵部少輔、本多中務大輔、本多彌八郎より、黒田如水、黒田甲斐守長政へ來候書狀殘置候分寫、并其次第書付申候、
以上

昨朝は過分至極に存候、御存意之通夕べ懇に申きかせ候書狀には、御返事申されず候ま、御めにかゝり候て可レ申上候、何様にもちり被レ成候事、一段うけたまはりわけられ申候、御存分之通あたに白山白山かんじ被レ申候、何も御めにかゝり候て可レ申上候、又夕さり御出之事は、藤佐渡次第に可レ被レ成候、其時分我々もかつてに居可レ申候ま、御用は可レ承候、恐々謹言、
正月二十三日 井伊兵部直政 直政判

黒甲州様

人々中

右者慶長四年五奉行輩、家康公に奉背、種々風説有レ之候節、甲斐守爲三守護御館へ致三伺公候時分

書狀にて御座候由申置候、右之次第本帳記申候、猶以久々不懸御目、朝夕御床存候、節々以書狀も不申通、所急度以飛札申達候、御下國以來何か罷過、以存之外候、程遠儀に御座候へば心中迄候、御約束申候馬證出來申書狀も不申述、非本意候、

候間進之候、急申候へばぬりあしく御座候、其上田舎にて致し天下彌御静謐候、可御心安候、貴殿御尊、内府節々申候間、よろづあしく御座候、さて御氣に入候は、其地にて御被申出申事候、

一爰元珍敷儀御座候へば以飛脚可申達候、誠書驗迄御座信之候、將又相良左兵衛殿へ以書狀申達候、御案者

一如水公御息災御座候、節々得御意候、此方自然相應之御用等可被仰付候、

一就一番替、拙者式頼而下向可申と存候、併當年中可罷上候、其節貴様も可爲御上と存候、懸御目申承度迄候、

一御歸之刻之あらましの儀、貴所様御存分之通知申合候、日本神ぞ具申聞候、羽左太様藤佐御一人之儀は別而餘人に相替被存候旨、愛宕白山神八幡内府被申候、委細左太御存之事候、

一爰元へ御用之儀に候、西尾小左衛門に堅申置候、何

篇之儀不御心置可被仰付候、少も無沙汰申間敷候、村越茂介にも申置候間、兩人かたへ御用之儀可被仰付候、

一爰元之衆大方御歸國之事候、誠節々以飛札も可申進候へ共、遠境故罷過、所存之外に存候、

一自然江戸御用等候は、於何事も可被仰越候、今度者内府へ別而御懇意之通、中納言如本書、何事も重而可申達候條、令省略候、恐惶謹言、

六月晦日

黒田甲州様

人々中

井伊兵部少輔直政判

右者慶長四年、上方より來候書狀にて御座候由申置候、

猶御帷五、内生絹二并蠟燭百斤進之候、

一參候而御暇乞可申達と存候へ共、急申候故無其儀候、此間は少遠所に忍候て用所申付罷在候、先度之御状をも昨日拜見申候、我々罷下候儀、如御存在所普請を仕かけ候間、第一左様成に罷下候、又去年より三番之内相勤申候へば、下々無正體草臥申候、併四番之儀、二番成申候と存候間、

左様に候ば當年中には本多中書、拙者共可罷上と存候、

一内府へ御用等御座候ば、西尾小左衛門申置候、又村越茂介にも申候間可被仰付候、少も如在申間敷候、其上式部大夫、石川左衛門大夫、平岩主計、此方に罷在候間、御用之儀も可被仰付候、

一今度内府へ自始別而御父子御入魂之通、日本之神ぞ不存忘候、具江戸中納言も可申聞候、

一關東筋御用等御座候ば可被仰付候、一段御殘多存候、參上申御暇乞申上不叶儀候へ共、先々罷下申候、頓而當暮には懸御目、可得尊意候、恐惶謹言、

七月五日

井伊兵部少輔直政判

如水様

人々中

右者慶長四年之書狀に而御座候、此書面に内府様へ自始別而如水父子入魂と御座候は、於大坂奉行衆別心之間へ有之候節之儀にて御座候由申置候、

以上

御使者并御一ツ書之趣盡申聞候、何も理相濟候旨、御使者返申候、然者爰元内府出馬之儀少も不御存、由斷候條御心易可思召候、先々之儀はかゆき申候様に御相談尤被存候、井伊兵部者煩氣候之條、本中務清次迄被遣置候、能々御相談可被成候、恐惶謹言、

八月八日

本多彌八郎正純判

黒田甲斐守様

尊報

右者慶長五年關原御陣之前、江戸より來書狀にて御座候由申置候、

自如水公、此中貴様へ參候御狀共數通被下候、拜見仕候、内府見に入可申候、今度於御國本に別而御精に被入、殊御人數數多御抱被成、内府次第何方へ成共御行候はん由候、此節に御座候間、何分にも被入御精、又御手に可入所はなにほごも御手に被入候へと可被仰遣候、何事も面上に可申上候、恐惶謹言、

八月廿五日

井伊兵部少輔直政判

黒田甲州様

人々御中

右者慶長五年之書狀にて御座候、此紙面自如水、此中貴様へ參候御狀と御座候は、此頃石田治部少輔亂を起し申之由、於豊前如水承、家康公御味方仕、力之及申程九州を平らげ御奉公可仕ため、浪人を多く抱置、御下知次第何方へ成共可働覺悟之由、甲斐守方へ申遣候書狀之儀にて御座候由申置候、

- 一 一書申達候、此之儀自甲斐守殿被仰越候間、不_レ及_レ申候、
- 一 今度初中後、黒甲別而御肝煎、内府祝着被_レ申候事、
- 一 其表無_レ御油斷_レ御行、殊大友被_レ討果、其身を被_レ成_レ生捕_レ候之由、内府感悅之段、以_レ直書被_レ申候、猶具拙者かたより可_レ申達旨被_レ申候、誠御手柄共無_レ比類_レ候之事、
- 一 毛利壹岐取懸被_レ入_レ御精_レ候儀、肝要之由被_レ申候、殊御領分之内候間、即彼地可_レ被_レ仰遣_レ之由被_レ申候、何も重而可_レ申達_レ候間、早々如_レ此候、恐惶謹言、

九月二十八日

黒田如水様

御宿所

右者慶長五年、如水豊後へ働申儀、家康公御聞被_レ成

井伊兵部少輔直政 印判
少相煩申候間不_レ致_レ判候、

御書を被_レ下候時之奉書にて御座候由申置候、御直書は本帳に記申候、

- 一 内々自_レ是_レ可_レ申入_レ所存候處、預_レ貴札_レ念存候、
- 一 今度不慮之御取逢に罷成候處、早々事澄御満足奉_レ察候事、
- 一 今度甲斐守殿萬事被_レ入_レ御精_レ、方々にて御手柄共候、就_レ其内府も一段甲斐守殿懇に被_レ存候間、可_レ被_レ心易_レ候、
- 一 於_レ豊後表、方々被_レ及_レ御合戦_レ之切崩を無_レ比類_レ候事、
- 一 大友被_レ成_レ生捕_レ候儀、是又御手柄共候事、
- 一 此中切々も以_レ書狀_レも不_レ申入_レ、無沙汰申候事、
- 一 其元被_レ明_レ御隙、御上洛候へかしと存候事、懸_レ御目_レ相積儀可_レ得_レ御意_レ候事、
- 一 甲州頼而其元へ、可_レ有_レ御座_レ候間、何事も其節猶可_レ申入_レ候、恐惶謹言、

十月五日

黒田如水様

貴報

右者慶長五年、上方より豊前へ參たる書狀にて御

本多中務大輔忠勝判

座候、委細之儀者本帳に記申候、

尙々今度其表被_レ入_レ御精_レ之通、祝着被_レ存候、甲斐守殿萬事被_レ入_レ御念、御才覺致_レ周備、内府一段満足被_レ申候、於_レ様子_レは可_レ御心安_レ候、此方御用儀可_レ承候、

御使札之趣披露申候處、即以_レ直書被_レ申候、今度天下一篇被_レ申付、逆心之輩悉被_レ致_レ成敗_レ候、彌可_レ御心安_レ候、將又其表之儀、所々被_レ入_レ御精_レ、殊數度被_レ及_レ御一戰、被_レ得_レ勝利_レ被_レ申候、大友御生捕之由、内府一段満足被_レ申候、御手柄之段不_レ申及_レ候、隨而甲斐守殿萬々御手柄共被_レ成候、近日可_レ御下_レ之旨候間、可_レ有_レ御演說_レ候、恐惶謹言、

十月五日

黒田如水様

貴報

井伊兵部少輔直政 印判

是も慶長五年關原御陣之後、豊前へ參たる書狀にて御座候、如水九州之働本帳に記申候、又右之紙面に甲斐守於_レ方々_レ手柄仕、萬事入_レ念才覺致_レ周備_レ候と御座候儀、其趣是又本帳に記申候、

十一月二十五日之御狀、具内府へ申聞候、即以_レ直書

黒田甲斐守書付

被_レ申候、其表方々御行、被_レ得_レ勝利_レ感悅被_レ存候、

- 一 柳川之儀、質物被_レ請取、立花被_レ召連_レ加主計頭殿鍋島加賀守殿被_レ仰談_レ至_レ薩摩表_レ御發向之由申聞候、年内は及_レ寒天_レ候間、先其許御有様御尤候間、御行之儀可_レ有_レ御延引_レ候歟、
- 一 萬一島津指搦候於_レ仕合_レ者、來春即成敗可_レ被_レ申付_レ候事、
- 一 島津懇望之筋目も候間、其許可_レ被_レ成_レ御聞合_レ事、
- 一 中納言殿へ爲_レ御見廻、岡田三四郎方被_レ爲_レ越候、大久保相摸守申談申聞候、
- 一 筑前之内安國寺分_レ之儀承候、彼御國之儀、甲斐守殿御拜領爲_レ無_レ御存知_レ被_レ仰越_レ候哉と、内府笑被_レ申候、
- 一 肥前之内、毛利壹岐守、鍋加衆被_レ仰付、被_レ納置_レ候由御尤候事、
- 一 太田飛驒、城爲_レ請取、拙者遣申候間、其許可_レ然之様入_レ候、何も重而可_レ申達_レ候、恐惶謹言、

十一月十二日

黒田如水公

御報

伊井兵部少輔直政 印判

是も慶長五年之書狀にて御座候、様子は本帳に記
申候、

猶々立花儀城被_レ成_二御請取、御人數被_二入置_一候
哉、御飛脚被_二仕立、早々可_レ被_二仰越_一之由被_レ申
候、以上、

追而申候、立花儀質物被_レ成_二御請取、即先手被_二仰付、
薩摩表へ御出陣之由申聞、被_レ得_二其意_一候、彼城御請
取候儀、不_レ被_二仰越_一候不審存候、此御報に委様子早
早可_レ被_二仰越_一候、恐惶謹言、

霜月十三日

直 政 印判

如水 公

人々 御中

是も慶長五年の書狀にて御座候由申置候、

一内々自_レ是可_二申入_一折節、預_二貴札_一忝存候事、

一豊後表貴殿御覺悟を以、早々被_二仰付、偏貴殿御手
柄故と存候事、

一柳川表へ早々御働之處、鍋島及_二一戰、柳川之者數
多被_二打取_一候由、尤之事に候、貴殿なご御働承候故
と存候事、

一薩摩表、加主計、鍋島、貴殿被_二仰合、御働可_レ被_レ成

之旨尤存候、乍_レ去先々御無用と被_レ申候、委細井兵
部可_レ被_二申入_一候事、

一甲州別而申談候、今度甲州御手柄、方々にて御働、
御才覺殘所無_二御座_一候、可_二御心安_一候事、

一段内府も懇比被_レ申候、可_二御心安_一候事、

一筑前之國甲州へ被_レ進候、此旨彌御國とも猶又御取
可_レ有候、可_二御心安_一候事、

一其許御隙被_レ明候ば、少々貴殿も爰元御見舞候而
可_レ然候、何事も掛_二御目、可_レ得_二御意_一候事、

一是式に候得共、小袖三ツ、羽織二ツ進候、書狀之驗
迄にて御座候、自然爰元相應之御用等候ば、可_レ被_二
仰付_一候、恐惶謹言、

霜月十四日

本多中務忠勝 忠勝判

黒田如水 様

人々 貴報

是も慶長五年の書狀にて御座候、何も様子は本帳
に記申候、

右書狀之寫數十一
以上

天和四年三月七日

松平右衛門佐判

是より末公儀へ不_レ被_二差上_一也、

態飛脚を以申入候所、今度濃州表爲_二御先手、早々被_レ
成_二御越、岐阜表之仕合、羽左、羽越、加左馬より申

來候、誠こゝち能仕合可_二申入_一様も無_レ之候、かうと
川口迄、治少罷出候處、御兩人川を被_レ越、彼人數被_二
追崩、數多被_二討捕_一之旨、御手柄共候、就_レ其すぐに佐

和山表可_レ被_二押寄_一儀、彌其分候哉、様子承度候、此表
之儀一兩日中に小松表急度可_二相働_一覺悟候、尙追々

可_二申入_一候、恐々謹言、

九月三日

羽肥前守利長判

黒 甲 州 様

藤 佐 州 様

御 陣 所

右之書狀は慶長五年、甲斐守合渡川を渡し、大柿之

城より出たる敵を追崩したる事、本帳に記申候、此

時參たる書狀にて御座候由に御座候、

清正自筆重而御狀被_レ入_二御念_一候段致_二満足_一候、此表之儀は縦

首尾惡儀成共、御異見には背間敷と存在_レ之儀候、況
明日之働なごは一段可_レ然、様子にて御留候間、則任_二
御意_一候ず、其元にて兵糧之儀早申付候間、其にて可

被_二仰付_一候、無_二相違_一可_二渡進_一候、恐惶謹言、

十一月十日

加主計 清正判

如水 様

貴 報

右者慶長五年、如水九州之内、所々へ相働、薩摩境
迄押詰たる時之書狀にて御座候、

清正自筆云

女共罷下に付、其注進として大坂へ之便宜に遣
候、大坂より才覺仕進候へと申遣候、

一態致_二言上_一候、何方迄被_レ成_二御馬_一候哉、承度存申
上候、

一拙者女房共、今月朔日熊本に至而召寄候、苦御機遣
被_二思召_一候はんかと存申上候事、

一從_二奉行衆、我等かたへ申談候はんとて、毛利壹岐
守を差下申候、書狀は相越候へ共、其方は小倉在之

由候、其後去月晦日に大坂我等留守居之もの申付、
互之誓紙之案文差越、秀頼様へ御忠節此時候間、家

老之者其人質をも出罷上御奉公申候様にと被_二申
越_一候、于_レ今不_レ能_レ返事候、様子により如水申談返

答可_二申遣_一候、か様之儀若御耳たち候共御不審被

成間敷候、重々如水と申合在之事に候間御心安可レ被思召候、再三申上候へども于今一人も不罷戻候、小山より被下候我等もの一人參着候、其以後又一人進上申候、重而又如水申談一人づ、進上申候事、

一此面之儀、尾州清須邊へ被成御着候、御左右承、いづれの道にも此隣國可申付と存、如水申合候て罷居候、聊卒爾之儀仕間敷候條御心安可レ被思召候、委儀者右如水相談進上申候、夫口上申合候、此等の趣可然様御披露所仰候、恐々謹言、

九月七日

加藤主計頭清正判

本多佐渡守殿

西尾隱岐守殿

是も慶長五年之書狀にて御座候、他所へ參候狀にて御座候得共、清正と如水申合之儀御座候付、殘置申候間書加へ申候、

黒田甲斐守書付終

栗山大膳記

一寛永九年申正月二十四日、台徳院様被遊御他界、同三月十一日、忠之公御暇御拜領にて御下國之時分、箱崎へ御着之節、御家老中諸侍御迎に罷出る、井上道柏、小河内藏允、黒田監物、毛利左近、井上主馬罷出候刻、忠之公御下馬被成、何れも御詞被懸、其後道柏へ被對御意被成候は、大膳如何罷在候哉と御尋被遊、道柏申上候は、大膳儀此間氣色惡敷臥り居申候故今日罷出不申候、若御尋共御座候は、宜様申上吳候様にと、今朝使私方へ差越申候通申上候へば、氣色の様子委敷御尋被成候間、相應に御請申上候、但今年黒田美作は、江戸御留守居に參居申候事、

一 大膳屋敷前御通被成候節、山下平兵衛爲御使者、大膳方へ被遣候時、御口上にも氣色如何候哉養生無油斷仕、氣色次第に早々可罷出候、御面談にて諸事可レ仰聞之由、其後も病氣御尋として節御使被遣候、尤鷹取長松庵藥服用仕候に付、彼人

へも氣色之様子、以前具に御尋被遊候事、

一六月十三日、忠之公、御焚火之間に御譜代之侍、老若十四五人相詰居候、其内黒田市兵衛、岡田善右衛門兩人召出され、御直に被仰聞候由にて、唯今大膳方へ參可申は、此間之氣色様子段々御聞被遊候へば、歩行不叶體には無之由にて、御直に不レ被仰聞候而は不レ被爲叶御用有之候條、手を引れ候ても可罷出候、御逢被成様子可レ被仰聞由可申との御意に付、兩人大膳方へ參、暫有レ之、市兵衛、善右衛門罷歸候處に、又々御焚火之間に御出被成、様子被聞召候、兩人申上候は、御意の趣大膳へ申聞候へば、委細奉畏、早々罷出可申候へ共、兩人見申候通り平臥に居申仕合に御座候得者、中々登城難成候、隨分療治仕、歩行相叶申様に罷成候は、出仕可仕之旨御請申上候、重而御意には、又兩人栗山方に參り、假令道にて目舞仕候共、致登城御詫言可申上儀に思召候、此上は乗物にて御城御門迄可罷出候、斯様被仰出候は何之御底意も無之、乍去此上にて登城不仕候は、忠之公大膳宅へ御成被遊可レ被仰聞旨、御

口上被仰合、即兩人御前を罷出、大膳方へ參り、追付罷歸候所に、又々右之御間に御出被成候、兩人申上候は御意之旨申聞重疊奉畏候、併二三日別而歩行難叶御座候、此分にて出仕難仕候、少し歩行叶申程に罷成候は、登城可仕と御請申上候由言上仕候處、又御意被成候は、大膳氣色如何様に見及候哉と御尋被成候、兩人申上候は臥居申、色も惡敷少し衰候様見及申候と申上候、又御意被成候は、彼者屋敷之内、用心之體に相見候哉、又兩人大膳に逢申刻、家頼何人程罷出候而如何様に仕形仕候哉、不殘言上可仕候、市兵衛は御家筋目之者、善右衛門は長政公御取立候者と思召、大事の御使被仰付候條、兩人少も偽り申上は可爲越度由、堅く被仰出候、兩人申上候は、我々共奥へ通り候節は家頼共二十人計罷出、私共前後左右に罷在候、其節大紋付たる羽織着仕候者も少々相見申候、御意被成候は、武器共は少しも見へ不申哉と御尋被成候、我々共罷歸候時、武器取直申體に見へ申由申上候へば、右之段々被聞召上、兎角大膳屋敷へ御押懸被遊候間、何れも用意仕候へと被

仰付、奥へ御入被_レ遊候、扱諸士宿々に武具等取に遣、親類共に申遣、下々に申付、城下町中騒動仕候處、道柏、内藏允罷出、御袖にすがり色々申上候は、御意次第、大膳切腹爲_レ仕候共、如何様共可_二申付_一候、御自身御越被_レ成候儀餘り御輕々敷、江戸へ聞へ候ても如何に御座候、御無用被_レ遊可_レ然と奉_レ存候、何れ迎も御爲惡敷儀可_二申上_一哉と、千度百度申上漸く少し御静り被_レ成候、其後道柏内藏允御次に罷出、御人數は不_レ被_レ遣候、一人も參る間敷と申付、御城中は静り候、然共諸番頭組の者共若侍共は大膳屋敷之前へ詰懸け居申候に付、道柏内藏允差圖仕、美作屋敷并其向評定所、此兩所へ引上げ勤番仕居申候、其後道柏内藏允より大膳へ使差遣候所、如何様共御意次第に可_レ仕と御請仕候事、

一翌十四日、道柏内藏允より申遣候に付、大膳法體仕爲_二人質次男吉次郎并妻女差上申分に相究_一其夜五ツ時分に二人の人質差上申に付、黒田兵庫に御預け被_二召置_一候、同十五日、大膳方より飛脚之者と相見へ博多之^{ルカ}様^{ルカ}に參り候、御目附より見送り、辻之堂にて召捕申候、其頃は江戸より御目附一

人、豊後府内に御座候、其節は竹中采女殿御在番也、然るに采女殿へ大膳差上候書狀也、夫を奪取、忠之公に差上候に付、紙面御覽被_レ成候へば、先達而申上候通り、右衛門佐對_二天下_一御謀叛思召立候、御異見申上候儀不届の由にて、理不盡に御成敗可_レ被_レ成程に候、於_二大膳_一奉公儀忠義と奉_レ存候、大概箇様之文章也、先達而之飛脚何ッ頃差遣候哉と御吟味被_レ成候へば、十四日人質出候節差遣候由、彼飛脚之者申上候、左候へば大膳を御成敗被_レ成候而は、公方へ被_二仰分_一も無_二御座_一候條、先御助被_二召置_一候事、

一同年八月二十五日、忠之公へ江戸より申來候は、急に御參觀被_レ成候へこの儀に御座候間、福岡御發駕被_レ遊候、伏見より道中七日に江戸御着被_レ成筈に御急被_レ成候處、箱根山中宿にて江戸よりの飛脚參り、餘り御急被_レ成候に不_二及申_一一段申來候、夫より常の道中の御恰好少し御せり被_レ成候、御供の家老黒田美作、小河内藏允にて兩人、然る所右衛門佐殿直に江戸へ通し不_レ申、品川東海寺へ差留可_レ申旨上意にて、品川口へ御旗本歴々衆御鐵砲頭、其外

數十人御附被_二召置_一候處、前以内藏允申には江戸御屋敷へ直に御入被_レ成儀成_レ難可_レ有_二御座_一候、何卒智略を以御通り被_レ遊可_レ然と申候而、金川を夜半に御發足被_レ成、輕き乗掛、成程小勢にて素鎗一本御持せ、品川を夜中に御通相成、江戸御屋敷へ御入被_レ成候に付、御番衆不_レ被_レ存候、跡より内藏允大勢召連、夜明候處に、忠之公御鎗通り申に付、忠之公と被_レ存、阿部對馬守殿より御用之儀有_レ之候間、東海寺へ御立寄被_レ成候様に御使者參り候、内藏允申には、右衛門佐儀御召被_レ成候に付急ぎ申、諸事遠慮仕、小勢にて夜中に罷通候由、御返事申上候故、御番衆中も御あきれ被_レ成候、内藏允謀略以忠之公無_二異儀_一江戸へ御着被_レ成候、其後御老中より御申候は、澁谷長谷寺へ御入被_レ成候様に御上意之由に候へども、忠之公御理被_二仰上_一、長谷寺へは參間敷候、手前にて如何様共成果可_レ申と被_レ仰候へども、成瀬隼人殿、安藤帶刀殿、瀧口豊前守殿、此三人長政公より以來御入魂故、先任_二上意_一長谷寺へ御入被_レ成候、

一十一月十七日、御老中様より御狀參り、御用の儀候

條、明日西の丸へ御出被_レ成候様に御申來、御登城被_レ成候處に、御老中様被_二仰渡_一候は、御家中之出入、肥後表之事指合御越度と被_二思召上_一候、追附可_レ被_レ遂_二御穿鑿_一之由、上意之通被_二仰渡_一候而御歸り被_レ成候、及_二暮方_一安藤帶刀殿御見巡被_レ成、彼是御差圖御内談被_レ成候、成瀬隼人正殿御煩に付御出無_レ之、其夜戌の刻、忠之公隼人正殿へ御見廻被_レ成由、此時分迄は大膳未_二江戸_一へ着不_レ仕候事、

一右之通被_二仰付_一候に付、其儘御屋敷へ被_レ成_二御座_一不_レ可_レ然と御内談にて、翌十九日麻布御屋敷、二ヶ年前に高政公御普請被_レ成御移被_レ成候、此時分に候間、是非とも是へ御移被_レ成候様に御被_二仰上_一、高政公は下之段長屋へ御移被_レ成候、忠之公は別而御満足被_レ成、御重年被_レ成候事、

一明二月初、御老中様より御差紙參り、西の丸へ御出被_レ成候様に御申來候、則御登城被_レ成候、大膳申上候儀共御尋被_レ成之由に御座候、此節御演說無_二比類_一被_二仰上_一候儀と世上殊之外譽申候、御老中別而御譽被_レ成候由、井伊掃部殿被_レ仰候、長政公之御子に而御座候間斯様に可_レ有_レ之と存候、若此度國を

被_レ召上_二候は、惜敷御大名之由、各様御一座にて被_レ仰候、右之通り御老中様を以御尋被_レ成_二御座_一候間、猶以爲_レ憚御寺へ御入被_レ成可_レ然之由にて、長谷寺へ被_レ成_二御越_一候事、

一長谷寺へ十日餘り被_レ成_二御座_一候而後は、御老中様御差圖參り、翌日西丸へ御出城被_レ成、一兩日宛有_レ之候而、都合三度西丸へ御登城被_レ成、毎度御老中様へ被_レ對諸事無_二比類_一御返答被_レ成候由、御旗元中へ沙汰仕候事、

一其後一兩日も過、美作、監物、倉八十太夫、四郎兵衛、安太夫へ御尋被_レ成儀有_レ之候條、大炊頭殿宅へ明日可_レ罷出_二之由、御目附衆より御差紙參り候間、何れも罷出候、道柏、内藏允不_レ被_レ爲_レ召候得共、押而參上仕候、四郎兵衛、安太夫同日又御書參り追付罷出候、此段以上、

一大炊頭殿宅列座之衆は、井伊掃部頭殿、酒井雅樂頭殿、酒井讚岐守殿、松平下總守殿、永井信濃守殿、青山大藏少輔殿、板倉周防守殿、稻葉丹後守殿、此外大目付衆四人、柳生播磨守殿、秋元但馬守殿、水野河内守殿、今御一人は不_レ存、大目付衆、御老中様之

間敷候、道柏へ御尋候様と申候而罷立、御座敷之内より道柏被_レ召候と申、御勝手へ參り、道柏同道仕候而御座敷へ罷出候事、

一道柏儀大膳罷在候前迄參り、つくはひ大膳に向ひ、いかに大膳罷下より候へ、道柏座に着可_レ申と申候へば、大膳申には座に着候へと申候、道柏重而申候は御逢被_レ遊間敷由に候間罷下り候様にと申に付、大膳一間程罷下り候時、道柏上座に着座仕候、先能挫候由、御老中様之御供并大炊殿御家頼衆咄申候、其後大炊殿を初道柏御見知り之御方御詞被_レ懸、掃部殿被_レ仰候は淡州親父にて候哉と御尋被_レ遊候へば、左様にて御座候と御請申上候、其後道柏、大膳に向ひ侍生命を惜み、重代之主人に無實を申懸候段人間に非ず、其方父備後は幼少之友にて備後は一命を不_レ惜、假初にも虚言など申者にて無_レ之候、親には生れ劣り候と申候へば、大膳申候は其方は隠居にて近年の成行不_レ存等と二三度問答仕候、其後道柏、御老中様へ對し申上候、忠之謀叛を存立候とは申分に及不_レ申、偽之段紛無_二御座_一候、其故は謀叛存立候は、我々不_レ存儀有_レ之間敷候、總而謀叛

左右、末座兩人宛御着座、大御目附衆より一間置、一方に栗山大膳、其向に黒田美作、其次に倉八十太夫罷出對決仕候十太夫は大膳僞候旨申披無_レ形故、雙方證據之書物不_レ出、美作は不_レ及_レ申、十太夫能返答仕候由、此上に沙汰仕り、公事半に監物も罷出、二三度問答仕候、監物夫迄は御仕置構不_レ申故、足輕二百人御仕立之儀御尋之事、

一公事半、内藏允罷出候處、大膳種々惡口仕候、内藏允少も構不_レ申、大膳を敬ひ常の挨拶の様申成、涙を流し御公儀様へ大膳僞申上候儀悔申候、大膳誕生之節は長政より祝候而守脇差産衣并樽肴等を遣し、内藏允持參仕候處、親備後難_レ有と申候而、内藏允罷歸り候節は、はだしにて門迄罷出厚く御禮を申候、備後は斯様にこそ御座候、大膳誕生之時分より長政不便を加へ御蔭にて成人仕たる身、忠之公之厚恩を忘れ、殊に三代の主君に無實を申懸け、天罰如何可_レ仕哉と涙を流し申候へば、大膳挨拶にあぐみ候由、内藏允は公儀より不_レ被_レ爲_レ召候に付、何れも様御挨拶無_レ之候、内藏允申候は忠之謀叛存意之儀必定にて候は、井上周防不_レ存儀は有_レ之

と申候は、武を以て世を亂し軍に勝て文を以て後世を不_レ治候ては調ひ不_レ申ものに候、武勇を專に用ひ申筈に御座候、是に罷在候美作は場敷有_レ之者にて候、只今罷出候内藏允、監物も二三度も左様の心得有_レ之候、私も少々左様の手筈にも逢申たる者に御座候、用に立たる譜代の家老共へは不_レ申聞、武籍之儀曾而不_レ存大膳一人に、忠之何とて相談可_レ仕哉、此段僞り紛無_二御座_一候、今度之公事此方勝に疑ひ無_二御座_一候、併忠之若年に御座候間、仕置等御氣に應じ不_レ申候而領國可_レ被_レ召上_二は、勿論上意次第不_レ及_レ力候、關ヶ原御陣之節權現様長政の手を御取被_レ遊、其方働にて遂_二本意_一候、末代迄黒田之家に對し無沙汰いたす間敷と被_レ仰渡_一候、其段は掃部頭様、大炊頭様、雅樂頭様御存知可_レ被_レ聞召上_二と申候得者、美作、内藏允一同、道柏申上候通に申上候、暫く有_レ之、道柏此方之者共へ公事は勝_レ之、何れも罷立候へと申渡候に付御前を退出仕候、内藏允、道柏罷立、残り家老共へは内談仕置候由にて、大膳書上候二十五ヶ條申披らき仕候様にと被_レ仰渡_一、其上右衛門佐殿、大膳對決仕候筈にて、御評

定場へ忠之公御出候。美作御供仕罷出候處、大膳は竹中采女殿被_レ召連、御先へ參り居申、椽通り御評定場御通り候様、井伊掃部殿御挨拶被_レ成候處、忠之公御出、美作、大膳、椽側に居申を見て推參なる體也、下り候而下に居申候へと申候へば、掃部殿不_レ苦候、其儘居申候へと被_レ仰候、美作重而申候は御老中様御前と申、右衛門佐も是へ居申候、推參の仕合也、下り候は、訴狀之披き可_レ仕と申候、忠之公被_レ仰候は家頼と對決仕勝候而も負候ても無_レ詮事に候とて、刀脇差を拔、下座より御老中様方の前に投出被_レ成候、其節美作申候は殿左様にせかぬものにて候と申て、御老中様へ向ひ御免可_レ被_レ下候、若年に御座候故、短氣にて何かと立服被_レ仕候、被_レ對_レ美作_レ御免被_レ爲_レ成下_レ候へと申上候、又忠之公に向ひ物には勝負と申事御座候、左様にせかぬものにて御座候と申而、訴狀を取て又申候は、駿河様御逆心思召立候時分、御廻文に忠之判形被_レ成候由有_レ之候に付、酒井讚岐守殿へ申上候、定而御覺可_レ被_レ成候、其剛即刻右之次第以_レ使申上候、其後右衛門佐申上候儀と覺申由被_レ仰候、其外二十五ヶ

條之内御披_レ被_レ成、兎角不_レ辨居申候處、大膳申には忠之公若年之時分より不覺悟故、筑前守跡式請取、國を守候儀成間敷候條、次男甲斐守殿領知被_レ致候様に可_レ仕其通に究候へども、私達而申候は、嫡子を差置次男に繼せ申儀宜有間敷、如何様共右衛門佐殿へ跡を繼せ度御座候と、私一人申分にて家督取被_レ申候、右衛門佐川立申迎、筑前守殿見被_レ申所にて、川を渡らせ、深き所へ連れ參り手を引參候へとの儀故、深き所へ水に溺果被_レ申候様に被_レ仕候を取揚候故命被_レ助候、右之仕合に御座候へば、拙者申分假初にて、筑前を領知被_レ仕候、甲斐守殿、私別而歴々之筋目にて御座候得共、主人へ忠と存右之通り忠孝を盡し候へども、筋目無き十太夫を家老に可_レ被_レ仕由を留申とて、剩へ私を殺し可_レ申との儀、道に違たる儀に御座候、其後心に不_レ叶とて毒藥を給させ申儀不届たる儀に存候、論語にも三年父之道を改る事なきを可_レ謂_レ孝と社御座候、二年も過不_レ申内、我儘に被_レ仕候由辯舌に申上候、其時美作申候は、何れも様被_レ聞召_レ可_レ被_レ下候、私文旨の者に御座候而論語をも不_レ存候、併大膳其

方は能物を知り候て論語には主を覆し我身を世に出し申様に訴狀を書立言上申儀有_レ之候哉、拙者は左様の儀は存不_レ申候、大膳と申候は辯舌明にして學問いたし、其身榮にして奢り、琴、三味線、尺八、太鼓もなやみつ、宏才成る者にて、白きを黒きと言なす者にて御座候、大膳申上候儀彌敷事無_レ御座_レ理正理に御座候、右衛門佐の申所も至極にて御座候得ば、主内の隔可_レ有_レ御座_レと奉_レ存候、如何被_レ思召_レ候哉、憚多申上事に候へども、公方様を覆し各様御世に御出可_レ被_レ成哉、一を以萬を知る事に御座候、右衛門佐若年に御座候而惡敷儀候とて諫申社本意に御座候、諫承引不_レ仕候は、五ヶ年にても十ヶ年にも能諫取立申候、後見之役にて御座候、爲_レ差儀も無_レ御座_レ候に、小を大に申成候儀不届千萬_レ候、掃部様能御聞可_レ被_レ下候、最早是にて埒明申候と申候、就_レ夫大膳負に成申候、掃部殿御預りにて南部へ御流被_レ成候事、

候には、美作儀姉聲にて御座候、律儀一筋の者にて、文旨第一の者にて御座候_{ルカ}、大膳如_レ申、我儀文旨にて假字書をも見分不_レ申、大膳其方は學文多才にて仕置無_レ殘所、先程より古語を引、理を伸申者、去迎は聞事に候、又孟子とか論語とやらんに君君たらずとも臣々たらずんば不_レ可_レ有_レと有が、是はいか_レ見被_レ申たるや、主人と公事申は無實にてはなきやと申候へば、大膳挨拶にこまり申由、又大膳申には家頼の事に候へば、忠之氣に應不_レ申迎暇を出し候敷、又は切腹をも申付候は何れの道にも可_レ仕、左も無く私に毒を飼申、ケ様成沙汰の限は有_レ御座_レ間敷と、_{ルカ}、總而美作と一所に居申候、其節美作儀爰にて直に申、美作申には其方は毒の不_レ當男にて候、毒害に不_レ逢證據は今に息災に候、不_レ謂事を申と申候へば、大膳返答無_レ之候、十太夫、四郎兵衛、安太夫罷出候へば、大膳しかり付惡口申候、罷出候迎其方等罷出候者か、身の程も不_レ知、只外様には罷出可_レ申候、何様様子不_レ勝候、新規之足輕二百人之儀御尋被_レ成候へ共指而申分無_レ御座_レ候、大膳申候は寛永五年に寶玉丸と申候

而大船作り被_レ申候節、御川口奉行小濱民部様御詮議被_レ成候節、監物智略以俄に道具碇等大分調積込、水樽を多く積込、荷足を添申候、軍船にて御座候、箇様の事連候、全く監物此段偽りに哉と申候へば、返答不_レ勝之事、

一内藏允罷出候時、大膳申には内藏允儀、臺所へ懸け置中に、ケ様の場へ出申者にて無_ニ御座_ニ候、常々百姓と出合、米錢田畠の事の沙汰仕、武士之出入は爲_レ存者に無_ニ御座_ニ候、何をいふべき迎罷出候哉退出仕候へと、色々悪口仕候事、

一同年三月初、掃部殿御宅へ大膳被_ニ召出_ニ候節、御一座の衆中、土井大炊頭殿、酒井雅樂頭殿、酒井讚岐守殿、松平下總守殿、永井信濃守殿、青山大藏少輔殿、板倉周防守殿、稻葉丹後守殿、大目附衆秋元但馬守殿、柳生但馬守殿、水野河内守殿、竹中采女正殿御連座へ、大膳丸腰にて罷出候、采女殿被_レ仰候は、大膳申上候箇條書、左様に可_レ有_レ之と被_ニ思召_ニ申上候、右衛門佐謀叛之儀は偽に相極候、何とて斯様成偽りの儀申上候哉と御尋被_レ成候へば、大膳申上候は先達差上候言上書、尤もに被_ニ思召上_ニ候儀、

重疊難_レ有奉_レ存候、先日大炊殿御宅にて申上候、一紙二十五ヶ條、以上五十四ヶ條諫を申候に、一つとして右衛門佐氣に應じ不_レ申候故、私成敗に極候間、謀叛と申上候、下にて成敗成申間敷と存、去年六月十四日に申上候、是は武略のため申上たる儀に御座候、箇様成虚言は和漢ともに多き事に御座候、計策と申事は此一ヶ條故只今迄存命に被_ニ召置_ニ候、右之通之異見を仕候、聊命を惜み虚言申たるにて無_ニ候座_ニ候、其節より命を捨、身を顧不_レ申候、國にて成敗仕候へば、一は犬死と申ものにて御座候、國之仕置以後は筑前可_レ被_ニ召上_ニ候、如水長政數年苦勞仕拜領仕候甲斐も無_レ之、先祖への不孝と申、騷動大勢之家頼浪人仕可_レ申候、爲_ニ右衛門佐_ニ申上候、私儀今度爰元にて成敗被_ニ仰付下_ニ候、本望難_レ有奉_レ存候と申上候事、

守殿へ御預け被_レ成候との上意に候、難_レ有可_レ奉_レ存候旨被_ニ仰出_ニ候へば、大膳疊三枚程下り、泪を流し御禮申上、其上百五十石程拜領被_ニ仰付_ニ候、領分二三里四方は自由に歩行仕候へと被_ニ仰渡_ニ候、御老中様御引取被_レ成候事、

一大膳配流、寛永十一年三月末、當年は大納言家光公御寶算二十八歳、忠之公御年三十歳、大膳四十歳罷成候事、

一大膳妻子、黒田兵庫に御預け置、五百石被_レ遣候、赤坂口に被_ニ召置_ニ候、兵庫は大膳舅にて御座候、伯耆は大膳妹婿也、兵庫は御舍弟也、

一御當家之家老共無_レ僞申合、能一同仕候故、公事御勝に罷成候、家老共を譽申由に候、

一始は此方家老一兩人宛、思々内談にて睨と極たる申分も無_レ之、悔申者有_レ之、其後安藤帶刀、成瀬隼人、麻布御下屋敷へ御出被_レ成、道柏と内藏允、監物、十太夫、甚右衛門被_ニ召出_ニ、公事御勝被_レ成候へば被_レ仰事も無_レ之候、萬一右衛門佐殿配所へ被_レ遣候首尾に候は、此座中之面々覺悟筋如何可_レ仕候哉、御聞被_レ成度旨之由被_レ仰、何れも兎角之御請

不_ニ申上_ニ候、左様に御究被_ニ仰付_ニ、左程に成行候はば、大納言様へは不忠之儀に候へども、遁世仕引込申より外無_ニ御座_ニ候、隼人殿如何被_レ成候哉、隼人殿御自分左様に思御究被_レ成候上は、拙者も左様に不_レ仕候は、皆人免し申間敷と被_レ仰候へば、帶刀殿道柏にかゝ可_レ仕哉、何れも何と存候歟と御尋被_レ成候、道柏申には帶刀殿御事は權現様御下にて御武邊天下に隠れ無_ニ御座_ニ候、私等も御直に罷在候は、箇様の御無心に預り申間敷候、譜代之主人配所へ被_レ越候は、其内に家老分之者は遁世之外無_レ之候、其時美作を初一同に道柏申上候通に御座候と申上候へば、帶刀殿御悅被_レ成、左様にと内々被_ニ思召_ニ候、隼人殿被_レ仰候は、長政名將にて能人を見知、右之趣箇様に無_ニ比類_ニ侍計御持被_レ成候、忠之公冥加に御叶被_レ成との御事也、隼人殿、帶刀殿御肝煎、古今稀に御座候と家老中悅申候事、

一對決より一兩日過、帶刀殿より御内證申來候、其後御老中様より御差紙參り、明日西の丸へ御出被_レ成候様に申來候、此御供御上屋敷へ被_ニ召寄_ニ、川上太夫、山下平兵衛、并御歩行濱田太郎右衛門、坂田

加左衛門御供仕候事、

一 忠之公御事御利運に罷成、其後御寺より御歸り、帶刀殿より御狀参り、夜に入御屋敷へ御歸被成候、
 一同年五月八日御目見被成、御直に結構なる上意被仰渡、御安堵千秋萬歳也、
 一 寛永十八年に長崎御番被仰付候、夫迄は阿蘭陀平戸へ入津仕候、忠之公大膳を御惡み被成候趣は御幼少之時分より、殊之外御氣に不應者にて、殊に我儘なる御行跡諸事御無恰好なる儀御座候に付、長政公御氣に應せず、御老中も笑止に奉存候、大膳御行跡惡敷事を長政公へ段々申上候、長興公を御總領に被成候様に申上候由、堀平右衛門は忠之公御守仕候、大膳と挨拶能、折々御行跡惡敷由殿中之沙汰仕候、就夫御憤深く有之由、
 一元和二年二月七日、忠之公へ御使にて被仰遣候は、御行跡一圖御勝不_レ被成、中々筑前を可_レ被治恰好に無_レ之候、如水公長政公殊之外御苦勞被遊御拜領被成候御國にて候を、徒に被召上候様に成行候而は、別而口惜可_レ被思召候、殊に諸士大勢流浪仕候事も不便に被思召候段、大坂へ御登

せ被成、銀壹萬五千貫目可_レ被遣候條、町人に被成_レ御渡世可_レ被成候、左候は、被對_レ如水公御孝行に可有_レ御座候、又は家中之侍共も安堵仕事に候、其時忠之公御守りには吉田壹岐が總領吉田九郎右衛門御附可_レ被置と被仰遣候、御返答に殊之外御あぐみ被成候、何程に御請可_レ被仰上哉と、九郎右衛門へ御相談被成候、九郎右衛門申上候は、御相談に及不_レ申候、彌町人に被仰付候は、切腹可_レ被成と可_レ被仰上候、此九郎右衛門介錯仕御供可_レ申上候間、左様に可_レ被仰上候、此由長政公被聞召_レ御喜悅に被思召上候、夫程之心中有_レ之候は、能事に候と御意被成候事、
 一 倉八太夫儀、親は知行二百石取、慶長五年豊前中津より御國へ御打入被成候時御供仕参り候、御足輕頭にて居申候を九千石迄被下、内々は三萬石程之物成被下由に候、
 一 寛永八年肥後へ上使御下り之時、當國山家御通り被成候に付、十太夫御使者に被遣候、副使者黒田市兵衛上下三十八人にて被遣候、十太夫は新規の足輕二百人にてはんかうしたる御歩行衆御働筒衆

彼是二百三十人、都合二百五十人にて参り、上使御聞被成、筑前にて倉八太夫、名字聞不_レ及候、黒田市兵衛はいかにも筋目之者聞及候間、則市兵衛一人に御逢被成事と申、十太夫に御對面不_レ被成、外聞を失ひ歸り申候、博多福岡之町迄笑申候、忠之公被聞召付、此沙汰仕候者見合次第に打捨に可_レ仕と被仰付候、綱場町にて兩人立居、右之物語仕候を杉原平助打打に一人切申候、今一人は逃申候、又福岡吳服町に三人立並物語仕候を坂田加左衛門見合、中の男一人切申候、二人は逃申候、又唐人町にて志賀荷兩人、濱田太左衛門打捨仕候、是も一人は逃申候、此後何方にても右之物語仕候者無_レ御座候、ケ様之事迄大膳書上候事、
 一 忠之公、大膳を初内藏允、美作、井上内記之家老申上候、御取立之者にて高知行被遣其上家老に可_レ被成との儀、筋目無き者御無用之由申上候へども、後々は家老と被成候間、忠之公へ節々御異見、仍而十太夫、大膳を深く恨申候故、大膳事を惡敷訴へ申候、其後先年關ヶ原御陣に權現様より長政へ被遣候御具足を十太夫に被下候を、大膳以之外

之儀に候とて、忠之公へ不_レ申上候而彼具足取戻し申候に付、旁以十太夫、大膳を恨強く罷成申候而、十太夫訴申候は、大膳儀逆心を企、甲斐守様へ御國被遣候へと長政公御遺言と唱申候、忠之公夫故重疊御立腹にて大膳を御殺可_レ被成之由にて節節被思召候へども、大膳内通を承り、終に登城不_レ仕候、依_レ之竹中采女殿へ内迄申上、私儀奉_レ對_レ天下御疎遠無_レ御座候、筑前へ忠之公御出不_レ被成様に申上候に付、筑前へ御越被思召候事、
 一 忠之公、澁谷長谷寺へ御入被成候而、御下屋敷へ早打申來り候、家老物頭諸侍無_レ是非仕合、皆々打寄泪を流し、疎遠仕候は國元へ御上使被遣候、何となく城を明渡し候事無_レ本意、殊に主人別而口惜く可_レ被思召候、一軍仕候而城を枕にして打死可_レ仕と一決にて、諸侍を其組頭之所へ呼寄せ申渡候は、城を落可_レ申と存候は、心次第可_レ仕候、若又一戰可_レ仕と用意之者は其覺悟仕候へと申付候へば、夫こそ武士の本意にて、何れも一所に打死可_レ仕と申合、今一左右次第、妻子引連籠城に究候儀、御武邊之家にて候由、其後世間にも風聞仕候事、

右に付諸士手分を定候軍法之次第

一赤間海道へは井上内記、小河縫殿助、黒田兵庫、小河織部、黒田市兵衛、久野四兵衛、小河専太夫、大名物頭、先手、鐵砲頭、馬廻り頭、銘々組引連、赤間之宿より二十町何方、猿田峠迄出張、少し策を振り備を立一戦仕、不疲内引取、赤間町を焼拂、青柳に引越陣を取り、赤間と青柳之間、畝町に井上監物、吉田壹岐、伊丹藏人、高橋忠左衛門、小河長五郎、銘々組引連、畝町より三町何方へ敵を待受、不草臥内に鴨生村へ引取、勢揃息を繼せ、鴨生村へは寶正寺之前海道に少し策を振り敵を待受、青柳に居申縫殿之侍青柳焼拂、箱崎松原、潮満渡方へ馳参り、た、ら大橋引落、監物備と一所に成働申等にて、潮時見計暫戦ひ、箱崎町、馬出町、兩所焼拂博多へ引取、石堂口之橋を引待申候分也、此潮入五十間餘り、潮満來候へば步行難成候、此橋に六七日持堅め、西南之様子聞合、總軍勢申合、城下焼拂、籠城仕、其後城を爲枕打死覺悟に御座候、

一金出海道には、野村右京、加藤圖書、村田出羽、森又右衛門、久野外記、喜多村孫之允、加藤彌左之丞、八

木山に出張一戦仕、軍勢不疲内に勝野迄、五里之内に金出宿、黒田監物、同平吉、林掃部、村山角右衛門、野口左助、喜多村勘解由出張、勝野にて一戦仕、能時分備を崩し勝野を引取、野村右京陣を見合持堅め可申候、宰府海道には毛利左近、衣笠因幡、月瀬右馬之允、大音六左衛門、菅勘兵衛、吉田右馬太夫、長濱九郎右衛門、何れも組引つれ、二日市のはづれに出張一戦仕引取、二日市を焼拂ひ、比惠村へ引取、軍勢を休、比惠川を前に持、策を振、比惠之原にて野村市右衛門、野石四郎兵衛、齋藤甚右衛門、黒田惣右衛門、野村勘右衛門、此勢を待受、一所に成、暫く戦ひ時分見合せ、博多に引取申等に候、一岩戸海道には難所に候へば、佐谷五郎太夫、松本能登組引連、藥院村より十町程出張、策を振勤番仕等に候、三々瀬越には七隈に陣を取備を立、大塚權兵衛、小林内匠、竹中主膳、浦上三郎兵衛、菅彌市右衛門、黒田半右衛門、岡田佐右衛門組引連、七隈にて鍵を合せ暫く防戦、不疲内に野原山に引取り、坂中に敵を引受致し一戦、鳥飼松原にて引取、松原を木立にして持堅め、唐津海道へ馳出見合申手立也、

一唐津海道には郡正太夫、齋藤忠兵衛、吉田久太夫、

手勢組共引連出張仕る等、毛利吉右衛門、小河専太夫、今宿に出張柵を備、鎗を合せ能時分に生の松原を後に當て、郡金右衛門、松下源助、野村太郎兵衛、長濱新次郎、櫛橋七兵衛、銘々組引連、暫く戦、姪ノ濱に引、此所にて郡正太夫備と馳合一戦仕、又右之人數と總一所に成、鳥飼松原之間、二十町程潮入候、潮満候へば步行渡不能成候、此潮入松原一名紅葉松原と申候、潮入を前に持堅め戦、總軍勢を見合、城中より引籠申手等也、鳥飼と城山之間、百五十間餘り潮入有之、其内に足輕又居住仕候、潮入の橋を引落、町家焼拂籠城仕、總軍勢共快く打死仕筈に極申候事、

一城より西北は海手船手の者を勤番仕らせ、松本吉右衛門、同主殿、同善兵衛、同治右衛門、吉田孫右衛門、海上へ出張、荒津崎十町之内に石火矢を仕掛、其役人守り可申と相究候事、
一御城中には衣斐伊豫、花房治右衛門、竹森新右衛門、銘々組引連籠城仕、其外代官組半分、家中二男三男、石火矢役預り之者、矢倉へ相詰守之也、但其役

人銘々之名字は、大勢にて候へば略之者也、可祕

可祕、
以下在古寫本

- 赤間口 井上内記、小河縫殿助、黒田兵庫、小河織部、久野四兵衛、小河専太夫、黒田市兵衛、
- 畝町 井上將監、吉田壹岐、高橋忠右衛門、小河長五郎、伊丹茂兵衛、
- 金出口 野村右京、加藤圖書、村田出羽、毛利又右衛門、久野外記、喜多村彌之丞、加藤彌三之丞、
- 同宿 黒田平吉、林掃部、北村勘解由、黒田監物、村山角右衛門、野口左助、
- 宰府口 毛利右近、月瀬右馬允、吉田右馬太夫、菅勘兵衛、衣笠因幡、大音六右衛門、長瀬九郎右衛門、
- 比惠原 野村市右衛門、明石四郎兵衛、黒田惣右衛門、野村初右衛門、齋藤甚右衛門、
- 岩戸口 佐谷五郎太夫、杉本能登、
- 三瀬越 大塚權之丞、竹中主膳、郡右衛門、小林内匠、浦上三郎兵衛、藤田源右衛門、岡田佐右衛門、大音安太夫、菅彌一右衛門、黒田半右衛門、
- 唐津口 郡正太夫、吉田久太夫、齋藤忠兵衛、毛利吉右衛門、

生松原 郡 金右衛門、喜多村太郎兵衛、櫛橋七之丞、
 松下 源 介、長瀬新次郎、
 船 手 松本吉右衛門、松本善兵衛、吉田孫右衛門、
 松本 主 殿、松本次右衛門、
 城 中 衣 斐 伊 豫、花房次右衛門、竹森新右衛門、
 此外佐藤半介、家中二男三男隠居之者共、

此大膳記は古本求めて書繼也、原本誤り多く、不審
 所々有之、追而別書を以可三校正、

天保十亥年十二月寫之 伊 丹 景 扶
 右伊丹東里氏之藏書を借得て寫者也、
 天保十三年壬寅四月廿六日

南 柯 翼

栗山大膳記終

南部森岡之隠子栗山氏の事誌せし一書に云、
 筑前の太守黒田右衛門佐忠之に仕へし栗山大膳利章
 と云し人、故有て筑前を去りて江戸に至り、公儀の
 御沙汰として奥州南部氏に御預に相成、森岡の近所
 に住居しける、從公儀千人扶持を給り暮し居ける、
 時に森岡近邊の公領御代官井上何某といふ人あり、
 大膳の生質凡人にあらざるを聞傳へ、宅に行て面談
 有度由を申送らる、大膳答に唯今牢浪の身となり、
 佗しき住居致事に候へば御斷と存候へども、徒然に
 て閑居のみ相暮申候、御尋に預らば、御面談をも可
 し申由言遣す、井上氏悦び大膳居所へ被見舞、案内有
 ければ御通り候へと申により、一間に直に入られけ
 れば、大膳は爐に火を焚あたり居けるが、其儘居直
 りもせず、御出辱候程近くは候へども御出御苦勞に
 存候と挨拶申さる體、直參の人に對する禮にあらず
 と、井上氏案外に被存れども、其外にはさせる無
 禮もなければ、先づ其通りに差捨置れ、暫くありて暇

を申歸り申さる、今日大膳が仕方何とも合點ゆかず
 と、いろく工夫有れども了簡に及ばれざりける
 故、今一度罷越、右の子細を尋、其上にて答の模様
 より賢愚邪正も相分り可申と心付き、又五六日も
 過て尋られければ、最初の通直に御通りあれと繕
 もなく最前の通り也、其時井上氏被申けるは、某是
 へ見廻申儀、其許只人にあらず格別之人也、何にても
 辨へられずといふ事なしと承り、何廉御相談をも申、
 事により御指南をも受度所存にて罷越候、然るに其
 許の御様子として平人に相替り候事も候はず、却而
 無禮なる御模様、いと案外の仕合に候由被申けれ
 ば、大膳答へに、某人間に紛れ無之候、平人にて是あ
 れ共、化物にては無之候、何にても御尋ありてこそ
 御不審も相分り可申候、唯御見分にては賢愚邪正相
 分り可申人は、日本には是有間敷由申ければ、井上
 氏も閉口にて、先づ一件御尋可申とて、某儀小身な
 れども直參と申、當所の御代官なれば、彼是當所にて
 は人々重し申候、貴方居なりの御挨拶、其體一向御愼
 の氣色も無之候、何分の御了簡に候哉承度と被申
 ければ、大膳承り御挨拶驚入候、左様の儀ならば、と

ふく御歸り可然候、大膳儀只今迄御直參の人成と
 も、貴方體の人に手を下げ膝をかめ申たる事、生れ
 出候より爾來無之候、筑前に罷候ては貳萬石餘を領
 し一城の主たり、棟梁の臣として五萬人餘の士卒を
 司配し、百萬石に餘り候國政を預り、國の存亡安危を
 握り候、某當時天下に筑州にまさる大名諸侯もなけ
 れば心安く存じ罷在候、今天下御一統と申も、長政格
 別の智略を以一舉に御勝利を得せしめ給ひしより御
 治世とはなれりける、然ば天下の安危存亡も計り知
 る某、唯今故有て落ぶれ候ても天下より千人扶持給
 はり相暮し申某に候、わづか千俵に足らぬ、三四百俵
 取の貴殿、代官ごときの役儀を結構と御心得、五代も
 三代も相續き相勤られ度心底と相見へ申貴殿と一座
 候咄も無益に存候由申ければ、井上氏は是を聞れ閉口
 して過を謝し、此以後底意なく指南を受度候と懇に
 相たのみ申されける、井上氏もさばかりの人にて、後
 には一城の主となり給ひける、是大膳の教示によれ
 りけるとぞ、
 一井上氏問はれけるは、軍法とて流々はある由、何流
 を學申宜これあるべきや承り度とありければ、大

膳答へて曰、武といふものは文武とつらなりて世を治め申道具にて、片足にては立がたく候、二ツながら用ひ申さずしては叶ひ不申候、文は治世を引廻し亂を鎮め、とかく能き事を取上げ用ひ、悪しき事を退け、諸人を安堵せしむる道具に御座候、武は嚴にして人を服せしむる道具に候、あながち軍陣にかぎり用ひ申すものにては無之候、皆人武といへば人をとりひしぐ道の様に心得候へども、左様にては無之候、文武ともに輒く取行ひ申がたき道に候、文武の道を得不申しては、軍法も行ひがたく候、右の道を御しらべの上、軍法の御穿鑿と存候、されども一ト通りは御咄可申候、軍法に流々有之由に候へども、皆同じ事に候、根元七書にとごまり申候、先君如水長政兩代にて大小の合戦五十七度に及候へども、一度も敗軍無之候、長政若輩の時、城井と申一揆征伐に仕損し被申たる事あれども危難の事には至らず候、軍法には五ツの品有之候、其利に當り候を用ひ申事に候、手元を丈夫にして利害を委しく糺し、軍を發し候へば討勝申候事案の内に候、若手元明らかならず、利害不吟

味にして戦ふ時は、敗軍疑ひなし、軍法は常にありて、戰場にての人数だて備立てにより申者にては無之候、武田上杉の軍法も、戰場の利害備立等からめられ、道にくらくして、國の掟正からず、故に幾程なく國亡家衰へて、小身と成しためし、目のあたり人の知る所にて候、兎角軍法の根元は、終には隣國近國を戦はずして手に入れ申工夫、是軍法の肝要に候、此道明らかならずして攻從へ打潰して取得候國郡は、幾なく又他人の物となり候、既に當將軍家には軍法とて御法令はなく候へども、御手元を明らかにして下を惠み掟を堅くして、諸士萬民をかしづけ給ふにより、終には天下を治め給ふ、是偏に軍法によらず御家法にありし所なり、常に家法正して家人一致して萬民思ひつく法令軍法の極意に候、七書の軍令残らずそらんじて、道なくしては終に勝はとれ申さぬ物にて候、軍法は臨機應變の執行によれりと、如水長政常に語り聞せられしと申き、

城と申物は諸人了簡違して大將の居所、軍と申時籠る所と心得候由、我等が本國筑前などにては妻子糧米雜具の物置に拵候物の様に承り候、大將等の住居の覺悟にはあらず候、城に敵を引受軍をする様になる大將は滅亡近きにある基に候、城は百姓町人の土藏と同じ、國守諸侯の身分にては天子の外に恐れ玉ふ人なければ、時の勢を見合せ一寸にても領地を甘げ申覺悟第一に候、家人一味附屬の者を信義を以て撫育し、我家衰へざる様に工夫致事、城を守るの肝要に候、要害城取はいか様にしても、大將主將さへ丈夫なれば城は鐵石のごとくにして動きなく候、要害堅固の城といふとも、主將愚昧なれば落城の例し少からず候、兎角才智ある臣下を用ひ申事格別の城郭に候、又家人を何程多く持候ても、教へあしく恨みあるときは用に不立候、初よりよく教へ育て申事第一に候、子供の右の手に箸をとり左の手に碗を持事、其親の教へなれども、自然に生れつきの様に心得、後に左に箸を取ては不自由なり、しつけはむたいに叱りつけずとも側から能き事をさして見せ、あしき事を見せぬ

様に萬事心得、一家中も我が子の様に育て教へ候へば骨もおれず、右の手に箸持様に善人に相成り、君の用に達候物にて候、人聖人にあらず、生れながら知り不申候、教へなければ氣隨我儘者に相成、用に相立不申候、是等の儀は主將棟梁の臣、心を碎き能心得可申事に候と申き、城は治世の居所、雜具の物置といふ事、繩張城取に興味深長は無之候、住居拵へ候物の様に承及候と申き、

一 武士の常々主意に相心得可申事は、何事を主といたし可申哉、御指南可被下候とありければ、大膳答に武士の志と申は、唐土にては帝になり申工夫、日本にては關白公方とも相成申事、人臣の最上に候、しかし人臣の身として、主君を後にして我家を立んと志さずは天道に背き候により成就せず候、其例いくらも有之候、國郡を取り得べき立身の時節來りても、見切の才智なくては取得がたき物にて候、此事は道に背て是放逸邪曲に聞へ、盜賊類の評判にもあづからんと、小き事に迷ひては大志は成就せぬなり、少しの踏違ひはくるしからずと見切強く有之候へば、其事成就し、其上は諸人

知る事なれども、其時に至り仁政を專にして、萬民を撫育し、諸民安逸なれば、一旦の儀は大志の御計事の内なりと稱美し、大智英才の君主ともいへるなるべしと申き、先國郡を取り大家とならんと志あらば、其身を慎み、萬民をかしづけ申工夫第一候、信義を以てなづけ候へば招かずして來り、恩に服するものなり、萬民少しにても恨み怒りて服せざる意味ありては大志成就せざるなり、國郡を得申ては善人をあげ用ひ申事肝要なり、善人なくては國郡は治らず候、善人の目利入申事に候、善人の目利は十人の内にて六人は譽て四人は誹り申者、是大概の目利にて候、十人は十人共にほめ申者は究て佞奸に有之候、其上目利は其主人の智慧に有之候、下の善悪は能く見へ申ものと心得候はひが事にて候、中々人の心中は難計ものにて候、扱天下に及び候ては、慈悲善道を専らとし、格式を嚴重にし、依怙最負なく萬事を執行ふ時は、難澁の事なく、萬代も相續き治り申物の様に承り傳へ候、また少しにても道に背ける政道あれば、其不善千里にひらき申により、幾程なく破に相成り候ものにて、

其例顯然なりと申冊、
寛永十八年辛巳十月日 森岡、隠士誌焉
加藤氏曰、予曾而友人に此一小冊を得たり、友人予に示して云、東武に行役の時、其本書を得て寫しとれりぞぞ、

栗山大膳利章は、寛永十癸酉年春三月に、奥州南部盛岡の城主南部山城守に預け給はり、公儀より千人扶持惠みたまはり、放鷹の遊をも免許し給ふ、其年四十一歳なり、右の記末に井上氏の會談は寛永十八年とあり、辛巳の年なり、然れば井上氏と對話の頃は、利章四十九歳の時と見へたり、謫居の地は南部の城邑廣小路といふ處に居第を營み給はりて居住せられしなり、同邑にて女子を儲けり、森岡侯より官につげて、家士の男子を大膳養子として、栗山氏を稱し臣とせん事を伺ひ給ふ、公儀の御免許を得らる、故に二百石の祿をたまひ、其子同所にありて栗山善助と云、
後に内山氏
改む、大膳に従ひ仕へし士兩人も、府君の家士となり、各五十石宛を賜りぬ、
仙石角右衛門、財津右衛門、此事南部の士中西氏南部より先邦君の大夫に附屬し給ふ士なり予が嚴父に語れり、又荒木

氏は幕府の小臣にて、予が嚴父在三江戸奉役に依て、公邸櫻田にて毎度面話せり、同氏語りていふ、栗山大膳予が祖父巡見上使なりし時、南部におゐて面會す、其對話不遜にして大祖父荒木十左衛門が事などおし下して咄されたり、然れども容貌言語唯人にあらず、威嚴なる體など時々物語せりと、予が幼年の比語り聞せられても、直參の荒木氏に對し左様にはあるまじきといへるが理りとおほへしが、此記に井上氏と應對の文面を見て果して實話なる事を悟りぬ、素より大膳常に經學を好み、先君に奉りし諫書あり、其學術見つべし、武術に長じ銃丸を飛す事志にまかせ、鶴をあやまる事なし、見る人驚稱せり、寛永九年壬申東武に潛行す、其前後林學士に通せる書翰賦を載て羅山文集にあり、林學士利章が小傳を顯し、文集卷首にあり、記て曰筑州黒田氏家臣利章、又一氏は栗山、號西木子、故ありて奥州南部に謫居す、晩年に維

加ふるものなり、
或人云、栗山利章、奥州にて井上何某と應對の物語り、天下治りて、纔に二十有餘年、いまだ武道の風儀嚴にして、每事理の當然なり、後人此對話を甘味すべし、星霜追移りて太平昌和の今に至り、東照神君の有がたき御政を忘却し、食に飽衣を暖にし侈奢に誇り、自ら武道に遠ざかり、時々の風俗に倣ひて、華奢風流のみ日々月々に彌増し、終に武道の本意も事變り、軍學者かど、己等が流義を立廣め、世に用ひられん事を專に工夫し、種々様々の手段を儲て、無益の軍器を製作し、疊の上にて備立をなし、利口才覺の佞諛を以て、城取繩張等心まかせに圖繪を模寫して諸人を誑惑するを、當世の人信用し、無益の軍器を製造し、徒に出財を費し、一流義のみを信仰し、其流に癡癡泥み、軍法の奥義を得道したると思ふは誠に小人の至りなり、軍學兵者を頼み軍をして戦争に勝利を得んと心得るは大なる了簡違なるべし、總て軍は大將の智計、臨機應變にして謀略いかほども有べし、利章の語りしごとく軍學は七書に洩る、事なし、攻伐の

虞 山

失と號すと云々、利章は燕の樂毅が、君子交絶而不_レ出_三惡聲、忠臣去_レ國而不_レ潔_三其名_一といへるを履める誠の忠臣なる事を知る、脱ア事なきこそ理りなれ、乙未潤餘十一日、結寫功了ぬ、依而鄙詞を卷末に

作法小事にからめられて大謀平治、四民撫育の規矩を失ふる小人の器にして、君子の爲ざる所なり、返す返す七書を深く熟讀考鑑して、當世の兵家者流に泥みかたよるべからず、若當時の兵學を學ばずして叶はざる事ならば、敢て一流義に泥まず、諸流を學んで、善惡の差別は其人の器量を以、何を愚智無智の厄入道日蓮親鸞の宗門に歸依染心せしごとくかたよりなむ事あらんや、夫兵は凶器也、不得已而用之といへり、軍學の最上は國を強くするにあり、國を強くするとは、平世仁慈を以て四民を撫育し、諸人歸服して、法令を守り、士庶人皆將たる人に思ひ懐きて、萬事將の指揮に背かず、衆心一致せしめて國を富すにあり、軍に財なきときは士不來、無賞は士不往、香餌の下にはかならず懸魚あり、重賞の下には必有勇夫とかや、いかに軍器の製作手厚く調ひたりとも國弱くては何の益かあらん、國弱き時は政道不正して仁慈の道薄く、聚斂を専らにして下を貪り掠め、四民を困窮なさしめて百姓を撫育せず、郡村に男女の人數少く、吝嗇を儉約と心得て、聊なることにも數度掟を出して四民を苦しめ、下を惠むことなく、

賞を軽くして罰を重くし、僧侶を尊崇して佞奸邪曲の者を擧用ひて、國に米穀金銀乏しく、貧民のみ有之をいふなり、又當時の兵學軍法者の城取繩張などいふに泥むべからず、栗山氏の語りし如く、城取繩張は將の器量にあるべし、和漢ともに往昔より英雄の人要害堅固の城郭を築といへども、又聰明叡智の人出て堅城をも發陥したためし少からず、和漢の古書を見て勘辨すべし、然れば城取繩張に心根を盡さんより仁慈を行ふ事を學び、諸民を惠み育て、衆人一致して將に愛求き從ふを學を以て軍學の本意とすべし、後世に至りては種々の説を起し、様々の軍器を製作するといへども、皆七書に本づかざるはなし、兎角機に臨み變に應じて謀略を出すを以て良將とすべし、總て新法は當時差當りて用達便利のやうに見ゆれども、後には差障のみ出来るものなり、必古法を捨て新法を用ゆべからずと云々、

西木子紀事終

内山家藏古文書

居城筑前國福岡

五十二萬石 黒田右衛門佐家老

二萬五千石 栗山大膳

隨仕大膳家頼分

二萬石百人

一人に付二百石宛

右半切にした、めあり、南部家へ御預の節、右の人數に被成候よし、

昨日は栗山大膳方預御使、然ば筑前守殿去る四日に御遠行被成候由、御力落可申上様も無御座候、御心中の程奉察候、昨日公方様被聞召、土井大炊殿爲御使、御跡式之儀無相違貴様へ被仰付候旨、上意之趣忝被思食之由奉得其意候、當將軍様未御存知不被成候間、雅樂頭致相談、御口上之通可達之、今日大坂へ被爲成候故、早々申入候、恐々謹言、

八月十九日

松平右衛門佐様

酒井讃岐守

右書一枚

一書申入候、其元御無事に哉承度候、今度は不存寄於京都申承り令満足候、仍御息女小河伊織殿へ御祝言有之、御物語候間、千秋萬歲珍重に候、拙子式迄も大慶此事に候、然ば是式如何敷候得共、爲御祝儀、伊織殿へ太刀馬代銀子一枚、并在所物之間、綿三十把進候間、御内方へ綿三十把入一箱包つ、寔表嘉慶迄に候、右御二所へ貴殿より御とゞけ候而可給候、態以使者可申入候へども、何角之御馳走候へば、結句御六ヶ敷儀と存、於大坂右衛門佐御藏屋敷迄遣置、後御留守居衆より便之次第、貴殿へ被相届給候へと申遣候、誠便宜づけのやうに候へども、遠路旁如斯候、責而早々右之趣可申入處に、京都より在所へ罷歸、何角と罷過延引、彼是非本意候、將又各々進候書狀、御見分候而被遣可申候、御親父へも以愚札申度候へども、御心得頼入候、拙子儀來月時分江戸へ可罷下候得ば、於彼地相應の御用も候は、可承候、尙期後喜候、恐々謹言、

十一月十日

栗山大膳様

小出大和守

尙々江戸相替儀無_レ之、右衛門佐殿御一門中も御無事之由申來候間、目出度存候、定而其元へ切々便可_レ有_レ之候間、委不_レ及_レ申候、京都にても如_レ申入、黒三老縁邊之儀、彌相調候様に御肝煎專用に候、次に遠藤長兵衛、吉田半兵衛、此兩人儀、入にたのまれて忠之へ御無心申候間、何もさび者に候間、被_レ懸_二御目_一可_レ給候、

見事之鯛一折送給、被_レ懸_二御心_一令_二満足_一候、ちと御隙之刻御入來待存候、何も以_レ面可_レ申述_一候、恐々謹言、

栗山大吉殿

黒田甲斐守長興

右一枚

三關透得之禪俗奉附與栗山三一公
前總持南林八世、福田三世、圓清開山、未浚住雲禪房第翁麟及寫_二書_一之、

于_レ時寛永十六乙亥年八月十五日

右一枚

家來漆戸甚左衛門方迄、安左衛門被_二差越_一、御念入蒙

仰、殊に色々贈給、御心入別而賞味可_レ仕候、將又我等參觀前、御茶可_レ給候へども、御氣分未無_レ耽御延引之由無_レ心元_一存候、茶碗茶入は様子能、道中慰持參可_レ申と申事に候、何も其内面上御禮可_レ申、無_レ申迄候へども御氣分無_レ油斷_一御養生可_レ被_レ成候、恐々謹言、
三月十一日
栗山雖失老
南大膳重信

右一通

御宿所

未_レ得_二貴意_一候得共、今度備後守様より、且那方へ爲_二御使者_一横田造酒助、當地御下着に付、御出逢申候、寛寛得_二御意_一、貴公方御世務之御物語承知被_レ仕候て捧_二一封_一候、私儀栗山大膳公御父子の御姓名を嗣來候者之伴にて、今以家續勤仕申候、右遠國故御來由不_レ存_レ之、多年龜略之御儀非_二本意_一候、尤卒爾之申上事、如何敷可_レ被_二思召_一候へども、因_二舊感_一如此候、且雖失老公御二女様_一、室嫁之御儀承_レ之、猶以珍重存候、彼御兩家様へ書達之儀遠慮存、省_二略_一之_二仕候_一、然共御相對之節、可_レ然様奉_レ頼候、向來之便宜、必貴様所_レ仰候、恐々謹言、

十月五日

松平筑前守御内

栗山新兵衛石住

山口三右衛門祖
栗山林齋宛

内山孫兵衛様
同 吉太夫様

右一通

栗山大膳 寛永十年三月十二日御預ケ、
承應元年三月二日病卒、

同 大吉 大膳男なり、父_二同御預ケ_一、
延寶四年四月二十七日病卒、

右は南部家舊記にあり、

栗山之裔、今に至りて七世なり、栗山大膳之孫の世に當りて、初て南部家へ奉公す、母方姓内山を名乗る、當時祿百石なり、

寛政九年五月記す

于_レ時天保九戊戌晚秋寫_レ之、

伊丹景扶

原本誤字多し、追而以_二別書_一可_レ校正_一、

内山家藏古文書終

西木紹山居士碑銘

孝子利周建焉

夫原居士家譜、其先播州赤松氏裔、_二氏_一號_二栗山_一、大將軍尊氏公賜_二采邑_一、任_二仕臣職_一、祖考名淨_二、十八歳、_二勇功之名_一、慈父備後刺史利安、亦十六歳、始有_二勇名_一、而後忠功彰_二戰陣之間_一、不_レ可_レ勝數、可_レ謂_二子繼_一父之業_一也、慈母村尾氏、播州高族之女也、雖_レ然陵谷人世盛衰、時殊_二、_二豐臣秀吉公_一、_二於草莽之中_一、統_二服日域_一、方_二此之時_一也、利安同_二之士_一、黒田如水、應_レ時昇進、利安使_レ依_二黒田氏_一、從_レ之、徙_二于豊前國_一、居士乃天正十九年正月二十二日生_二于豊前下毛郡_一、爾後黒田氏_二筑前_一、居士隨_二父母膝下_一、到_二筑前_一、利安遂爲_二黒田氏輔佐之臣_一、專任_二國務_一、而如水嗣子長政、襲_二賢父之讓_一、爲_二筑前太守_一、居士父子、亦在_二太守左右_一、勤_二其務_一矣、慶長十一年、居士十六歳、從_二長政_一東_二、_二於駿州薩摩山下_一、_二狂_一出_二路傍_一、居士逐_レ之、逼_二海中_一、

斬之、利安曾有下斬妖狐之事、故以長政感其父子
 □□也、同十九年、長政家臣有下齋藤氏血氣之勇、而
 失禮讓之事、命□□誅之、時士卒等失期、而事
 既欲危、故居士不得止、□□□是亦利安依□
 太閤之命、害田村氏、又依如水之命、害□氏、其□
 亦復相類、是故又命□所以感也、元命元年乙卯、內府
 家康公、□大坂城之時、居士從事於長政、而戰鬪之
 間、勇略□於衆中、□□□□□也、太守即加秩
 以獎其忠、□□同三^カ九年癸巳、^カ長政從事大樹源
 君、觀□車駕之後、入三條城、當濡滯之間、臥病床
 沈痾、□醫術、終逝去矣、嗣子忠之、相繼領國、而為
 太守、居士奉長政之遺命、以輔佐忠之、所謂□□者
 也、同年利安既老衰、以艱職務、□□太守謝事、隱
 以三菴為號、紹□為諱、居士并領父之采地、食□
 萬□千三百品秩之邑、太守特賜三菴、以七百秩采
 地、其養老優焉之至亦可知矣、居士□委任公私之
 務、□身母□、於是忠之復賜以千斛加秩、居士□□

□每事進諫、然而忠之當血氣方剛之時、因循苟且、
 其言□難行答或屢之、則恐疏焉、□寬永五年、居士以
 病辭而退居矣、忠之許之、同六年、官府執事諸公、
 傳聞此事、有命□□諭言、乃奉先太守長政遺命、
 □事於新主、妄□欲退身、□似不忠者也、不^レ如
 □輔佐於忠之、治家國、和民俗、其命不獲、拒再出
 而東走西奔、□務□寬永八年、三菴在筑前上座郡、
 □□良□□病無驗、天年身終矣、居士□□葬□謂
 同所□□者、是枚舉當觀居士之志、□□仁義道德之
 □□□□研精□未嘗知倦、是故儒學□德之□以
 鳴□必□□承□又於官暇□□□□□□大和尚
 □□參徹禪宗向上公案、窮明心□□也、其於儒於
 佛、相勤也、可喜焉、其□□至於武藝、□□□□
 □爾無不學而達也、不幸有□□出於同列之中、
 讒居士於太守前、太守誤納邪佞之說、數居士曰、
 從來之罪難容死、倘其書誓言、無□□□□有容
 死乎、居士伏言、主命實知無復、而我常□身□盡

力務事、不知罪在我之身、縱使不容死爭從誓
 言之命、太守奮怒之餘、終告訴之官府、寬永十年三
 月、放逐東與南部、惜哉讒之蔽明、邪曲之害公、
 □屈平放三湘、賈誼謫長沙、其情不亦在茲乎、
 陽曰、昔魯聽季孫之說而逐孔子、宋□□之計而囚
 墨翟、夫以孔墨之辯、不能自免於讒諛、以此之
 故、居士欲辨翻畏不忠首惡之罪、自肯□□遭□謫吁
 居士□平生學道□樂天信命□□之□□誦典籍
 吟□□以□□微濕□之氣、遠嬰半身不仁之恙、歷年醫
 藥百方終無其□、承應元年二月二日、向三子及左右
 □言後事、又告以□□□□臨期書辭世偈并倭歌、
 端然物故矣、壽六十二、可不^レ哉、以栗木紹山作道
 稱法諱、乃江月和尙所會命也、□有參禪入室之功
 也、□□居士之位□□□□□□□□□□□□□□
 寺之後二子着喪服親臨葬、顏色之戚、哭泣之衣、觀
 者靡非與感、茲值三周之標、令子建碑需銘、□□
 □謂曰、予是□□客□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

時月、令子曰、和尚與慈父同流、況嘗有舊識之
 □、除和尚詳父之行履者無□也、□乞勿為辭
 卻、是以據令子之所□□序而銘、
 銘曰、天地古今、人世興亡、赤松遐裔、黑田良輔、忠肝
 烈日、義膽秋霜、本孝與佛、家國以康、隨□□無忌
 □信賢、智察行藏、心歸祖佛、見□常惟勇金鐵、百鍊增
 剛、遊技藝苑、遯□禦場、性愛風月、□耽詩章、□□
 矣、讒諛□張□成錦、巧言若簧、放逐千里、流落與
 荒、時運不齊、少微□光、浮生有涯、□□病床、骸骨埋
 葬、□適設□孝子樹碣、萬世遺芳、刻銘無慙、郭氏比
 量、言□晝處、物□圓當、北嶽雪白、南山雲蒼、
 中峯十二世法孫規伯叟無方銘
 序文凡一千四百四十三字、闕二百餘字、
 讀栗山子傳曰、許人臣者使臣如我、故國相栗山
 子、其事已逸、殆乎不使臣者、聞之我國初大臣以學

行一著、以二夫子一為唱首、余益感矣、今茲丁巳友人北條仲鼎歸三省南部、為余就二夫子七世孫、其家乞得夫子真跡諫書一通及當時文書之副數事、仲鼎又手搨夫子墓碑、以二數日前、再來二都下、乃以見贈焉、余喜躍乃受、而讀二碑文、其曰奉二與雲公諱之遺命、以輔佐、每事進諫、而高樹公諱當二血氣方剛之時、因循苟且、其言難行、寬永五年以病辭、六年官府執事諸公、命二夫子令二出視事、迺春秋時所謂命卿、而儼然社稷之臣、孟子所謂君為輕之義者也、自其所謂不幸有口、出於同列之中、讒二夫子於先公、先公誤納邪佞之說、至下夫子欲辨翻畏二不忠首惡之罪、及樂二天信命等之數句、乃知夫子之所二以事二君者、無二慙二古之忠臣一矣、至其稱二先公、僅々以二血氣方剛、因循苟且數字、則其平生不二慙、而恨亦明矣、可不謂厚乎、分二疏其過讓一也、日盡二力務二職、不知二罪在二我之身、縱不二容死、不可二從二誓言之命、是其方二君臣義絕之日、毅然之節、凜然之義、其言固不可不如此已、獨怪我邦

人諱說二夫子之事、是以其事湮晦不傳、是豈非謂二夫子欲有補二所賢之君、而潔二己之過、遂至二暴君之迹、吁亦不思之甚、夫君剛道也、臣柔道也、剛柔之或克、不祥莫大焉、亡論二于君一也、乃其臣之所二以爲二正道、竭二忠舉、類強復怨望之迹、而後讒者得逞二其說、亦勢也、今謹閱二夫子真蹟諫書、諄々教誨、深切提耳、乃元和八年所上者、夫子後以二寬永十年一放逐、則其中間所二啓沃二顧爲二如何一哉、伏惟先公剛勇有爲之主、而子夫亦有二時乎、有不柔者、夫子已放逐、先公亦稍修省、豈有警耶、嗣後國兵殲二天草之賊、以二功得二世兵二備長崎之鎮、非二剛勇有爲之主、而能二之、庸詎知二先公之享二國全盛、未二嘗不藉二夫子廿年輔翼之力乎、私竊謂先公之信二讒者過也、苟諱二其過二乎、雖二聖人不二能二無二過、先公雖二賢、亦恐非二聖人、故論二人君一者、宜以二其遠者大者、然則一栗山子、不足二輕重二我先公之德一也、久矣上下之分也矣、夫然後君臣之間、兩無二遺憾一歟、余獨悲二夫子之志一也、因讀二碑文、

栗山大膳記事序

遂表下出夫子之所二以爲二夫子一者、以諷二邦人、時寬永九年閏七月初五日、仲鼎見贈二碑本、後四日始成誦、初九日謄錄一遍、會休暇、即草此文、時秋陽焚如旱、罷困甚、抑何心乎、又

春雨迺徒然南累黃昏爾、友人大概如電、和鷺篋蔭樓丹來梨、例迺史談爾及、頃日新富劇場爾、黑田家寬永十年能煩擾事件乎、實錄丹探里、演劇須止聞、井上某登云者迺說止豆、片紙尾披岐、正否乎問布、一目而妄誕徵牟、于時公務執掌中、寸陰迺暇爾、語記迺概略乎書記之、以二他日一贈里四二、其原書者、如電乃母登爾留目、膽寫爾爾斯、反四來留母能是那離、嗚呼爲如何、一犬虛耳吠豆、萬犬實乎傳方、其遠後世爾人乎惑波、六類根元者、箱崎釜破故裝誣二伊傳、翻案芝庭白縫物語鳩著波斯、更爾箱崎釜破故止、白縫物語刀緒參酌師、捏虛擅書勢四者、箱崎文庫止題斯梨丹演瀨信容理、愚夫愚婦八其妄誕乎實也止誤認壽、中二母作者無心南流者、倉八十太夫正俊者、主侯侍從忠之爾阿佞志、栗山利章乎讒四、竟二主家能煩擾乎釀四、公裁乎受留迺大事件爾及志免斯奸臣者不、言、武名世二雷里四毛屋主水武人者、先是鬼籍二入里師亡人乎、奸惡迺士心作留等能空言乎、實事止誤認須留多斯僉、井上某鷺栗山乎黑田

余讀二栗山子墓碑、文字剝落、漫漶殆盡、爲之焦思、坐臥細閱、意迎神會、數日之後、十得二七八一、自二其不幸云云、至二放二逐南部二百許字、脈絡續次、可二以明据、豈夫子精奕陰護持之乎、余讀至此、不覺泣然淚下也、仲鼎云、碑在二國城北愛宕山法輪院後、子孫僅守、亦不以二時掃、草萊蕪沒、仲鼎至、再踪跡而後得之、碑爲二蘇苔一封、乃倩人洗拂者一日、而始得二能搨打一焉、余於是乎、益喜二夫子事迹幸不磨滅一矣、嗚呼雖以二仲鼎友誼之不二渝乎、此碑之遭二仲鼎一以顯者、豈偶然乎、孰謂天道無二知哉、十一日早飯罷、重題、

西木紹山居士碑銘終

西木 山 緯

乃支族止云安止、漸相似太留爾安良受耶、

明治十七年初夏上澣

篁蔭 坂田諸遠圃

栗山大膳記事

栗山大膳名字

栗山大膳、名は利章或云初名利助、中頃利安が男なり、利安が家は代々播磨國赤四郎右衛門、利安は天文二十年播磨國淡河の城に生る、

明治十五年十一月、新富劇場にて箱崎文庫を演ずるに際し、神田邊に住居井上某といへる人、俳優市川團十郎に贈りしといへる栗山の略系を見るに、或華族の文庫中より得たるを寫し贈ると記し、

内山氏、本名黒田、栗山、此黒田といへるは妄説なり、次に云ふを見て知るべし、家紋、軍配團扇の内菊又藤也、此の家紋も亦誤なり、の内に三柏也、

黒田官兵衛源孝高族臣

利武 栗山備後守

利章 栗山大膳

と見えたり、是は井上氏何れの華族の文庫に得たりしや、實に信用すべからざるものなり、第一栗山

を黒田の族臣といひ、本名黒田栗山といへるは無稽の妄誕にして、論ずるに足らず、且備後が名を利武と記したるも誤りなり、

成長の後、同國姫路の城主黒田官兵衛後任勳解由次官孝高に仕へ、度々の戦場に從ひ、數回軍功をあらはすといへども、其功に誇らず、温厚篤實、苟且にも人どあらそふ事なく、其怒れる面色を見しものなく、朋友に交るに信義を盡し、謹身堅固なる至誠の行狀を感じ、無二の良臣と愛し、嫡男松壽後稱甲斐守長政の傅と爲す、利安命を奉じ幼主を輔佐し、教諫宛然我子のごとし、これを見るもの利安の老實なるを感賞せざるはなし、松壽呼名を改め吉兵衛長政と稱す、十四歳にして父孝高に從ひて三木の城に初軍し、敵の首級を得たり、十六歳又父と共に和泉國岸和田の城を後卷し、紀伊の國根來の者とたゝかひ、長政自身敵の首級を斬ること二級、衆長政の勇猛を感じ、畢竟利安が輔佐の宜きに依てなりと稱賛す、利安これを聞、その説たがへり、いかほど輔佐すとも、其生質勇猛ならざるをいかで雄傑の人と爲すことを得んや、全く天性勇氣の逞しければなり、豈輔佐を賞せらるゝ所謂あらんやと、

毫釐も己の功に誇らず、又長政にむかひては、君の豪邁比類なしといへども、進むのみを主とし退くの思慮なければ、必不覺の危殆に遭ふものなり、君は三軍を帥る諸軍に指揮して、進退を一塵に示さるゝの軍將なり、尋常の士卒に等しく、唯一己の力を盡して、敵を斬ることのみ專要とせらるべきにあらねば、勇氣にまかせて自己の搏戦を主とせられず、諸軍の駆引を令せらるゝの軍略を須臾も忘れたまふこと勿れと教諫す、長政善く利安が教諫を容れ、督師の任に心膽を練るといへども、生得の勇悍動もすれば進むに烈しく、天正十五年、豊臣關白征西の時、日向財部耳川觀音原等の合戦をはじめ、其餘各地の接戦殺略の功勞ありしかば、關白其勳績を賞美せらる、これ單に幼少より利安が輔佐の深切に依るなりと、孝高深くその功を賞揚し、長政は年來利安が教諭の懇切なるを感じ、臣下ながらも師父の如く懇款す、孝高父子、關白の爲に忠戦せし功勞を賞し、豊前國京都築城仲津上毛宇佐の六郡を孝高に與へ、京都郡馬が嶽の城に居らしめらる、該城はそれ以前大内家の臣右田右衛門助某此子孫傳秋月藩に仕へ、二家に分れ、一

家は右田九左衛門、一家は其分、が居たりし舊城にて、狹隘の地數多の諸士を居らしむるに不便なりとて、後に下毛郡中津の城に移住す、同年九月、關白再び令して孝高に河内國丹南の地を加へらる、是より先、最初孝高父子、豊前入國の砌り、利安に采地六千石を與へ執政とす、同十七年、孝高四十五歳、所勞ありと請ふて所領を長政に譲り、その身は落飾して勘解由入道如水軒圓清と改め、世をのがれんとすれども、關白豫て如水が奇才軍略の尋常ならざるを惜み、抑留して其隱遁を許さず、猶咫尺におらしめ、東征及び征韓等の節々、該陣營に召具し顧問となし、朝鮮にも渡海を命じ軍事を控させしむ、斯既近顧問の勞を慰し、文祿四年八月播磨國揖東郡の内にて、隱栖の資費料として千九百石の地を授けらる、是より先長政、父の讓りを受け家を繼し後も、利安が職猶故の如く領内の成敗を沙汰す、この時漸く戦争止み、國內平治のすがたなりしに、頓て征韓の軍事起り、五畿七道の諸軍に令して彼國に渡海せしめらる、長政其役に魁す、利安も相從て韓軍を破り烈戰數回、總てこの役にある事前後七年間、豊臣太閤薨去の時、遺言に依て征韓の軍を

止め、諸將各兵を引て歸朝す、幾程なく慶長五年上杉黃門景勝を征討の役起り、長政もその役に出發せんとするに臨み、利安を近づけ汝を東下にめし連んごをもへごも、大坂留守の事甚懸念少からず、今般の出陣、前門の虎を討んとすれば必後門に狼豺の恐れあり、若留守に異變起らば重難儀に及ばんは必せり、其時に臨み處置を委託せんは汝の他に人なし、不本意なるべけれども、この地に貽りて變に應じて汝の適意に處置すべしと、懇に機變の遠慮を示す、利安領承し、君の東下に隨行せざるは不本意ながら、當地の後難も亦戒嚴せずんばあるべからず、今の下命頗る重大の事件、利安が身に餘る大任なりといへごも、臨機の所置に及ぶべければ、尊慮を安んじ、且會津征討の功を奏したまわん事こそ願はしけれと、主從密議をばり、大坂を發し、先陣に進み、下野國宇都宮まで至りしに、止みがたき事ありて徳川内府に一時の暇を乞ひ、相摸國大磯まで引返せしに、大坂の奉行等、上杉黃門と謀し合せ、内府父子を挾討にせんと、既に上方に兵を起せしよしの注進を聞、忽馬をのり返し、福島右衛門大夫正則が陣に至り、正則に面會し、上方に

與みするや、又關東にしたがふや、覺悟いづれに決する意なりやと問ふ、正則これをき、母妻大坂に在れば決心に迷ふ體なり、長政説ていへらく、秀頼未だ幼冲いかで内府を亡したまふべしとの合あらんや、是全く以て石田三成、小西行長等が姦謀なること明らかなり、又足下の息刑部少輔は小山の陣にあり、これを捨て上方に參らるべきや、母を捨るも子を捨るも人質を捨るは同義なり、母は子よりも重きは勿論なれども内府は正なり、三成、行長等が企は邪なり、邪と正といづれにか附かん、苟しくも武士たるもの正を捨て邪に與すべき所謂なければ、關東に従ふかた順ならんか、三成、行長專横なり、これ畢竟三成獨り威權を擅にせんとするにあり、因て加藤清正、淺野幸長、池田輝政、加藤嘉明と全く同議して、三成を誅し、諸士の大害を除かんと請ひしを、内府その中分を取り渠が職を褫ぎ、本國近江國佐和山に還らしめられしを憐しとなし、同孔の奸人行長とこゝろを合せ、秀頼の爲なりと稱へ、西國の諸大名を煽動しあざむき、此舉に及びしは顯然なり、其姦謀と知りながら、秀頼の爲めにすこの口實にまごわされ、彼等が術中に陥らん

は勇士の恥る所、加之今東西の兵勢を見るに關東弱く上方は大軍にて強し、關東の兵いかに死力を盡すとも寡は衆に敵しがたきは必然の理、強きを助けて弱きを捨るは節義正しき武士のせざる所、義を見てせざるは勇なし、是真面目の武士の本意ならずやと辯説せしかば、漸く正則その理に服し、關東に屬すべきに決す、その他豊臣恩顧の諸大名を説きす、め、徳川家に戮力させしめ、長政小山の陣營に至り、内府に面謁し事狀を陳述す、内府喜悅な、めならず、大磯より引返さるゝのみならず、故太閤恩顧の大名を味方に引き入れしは今日の急務謝するに言なしと、深く其懇情をねぎらはれ、然らば諸大名を陣營に召集められ、人々の心底を試問ありしに、正則第一番に従軍すべしと答へしかば、諸大名も共に同様の返答に及びしは、全く長政の才覺に依るなりと、その厚意をよるこばれ、此勢を以て馳登らば、石田小西等が姦謀にて、假令大軍を催しあつむるも、元來主將を定めざる烏合に等しき軍隊なれば、これを破るは最易しとて、僅に會津壓として江戸及關八州に土着の大名を貽し、諸軍を帥るて西上せられしかば、長政はそ

の先陣に進めり、是より先利安は長政の母及妻女を預り大坂の留守を守りしが、上方に兵の起りしより、母里左兵衛友信、後稱三毛利但馬、宮崎助七後稱三織部等と密に會し、利安兩士に對ひ、今度長政會津發向の後、忽ち上方兵舉を企て今日の騷擾起れり、諸大名の妻子多くは當地に在れば、これを質とせんは必然なり、しかるに大殿如水殿、殿長政殿、共に豫て徳川内府に疎意なし、今大殿は本國中津にをはすれども、殿は關東に出陣なれば、徳川家に従がはれんは顯然なり、然るに大御前如水のふ、御前長政の室の兩君在坂なれば、人質として入城させしめんとすべし、殊に御前は内府の養女なるを以て、追りて城中に迎へ入れんとすべし、殿出馬の以前、余に留守を託せらるゝこと甚深密なりしは、此遠慮ありしなるべければ、遅々して時機に後れ、城中より迫り來ることあらば、處置難澁に及び後悔すとも爲ん方なし、其催促に先んじ、兩御前を中津に送らんと欲す、各位の意見いかなりや、友信重昌一議もなく利安に同意す、利安大に喜悅し、早速の同意祝着の至りなり、兩所を煩はするに似たれども、此時變に至り兩君を託するは各位の他なし、何卒海路を守衛し

て中津に護送を役せられんことを請ふ、兩士承諾せしかば兩室に事の切迫を告げ、僅に侍女二人を附し友信重昌相從ふて深夜に紛れ、一時商人納屋小左衛門といへる者の家に匿し、利安一人邸に在りて城内の動靜を窺ひ居しに、何の體もなければいぶかしとて、一日利安、東條紀伊守が宅に至り談話に及び居たりしが、奉行中の下知にて長政の第宅を兵士打圍むとの聞えあれば、利安豫て覺悟のことなれども、己不在の空邸に、兵をうくるの燒眉の急に駭かざるにあらねど、然あらぬ體にて紀伊守に何の所以なりやと問ふ、其返答に依て先紀伊守を刺殺し、兎も角もすべしと身構して返答を待しに、紀伊守偽りて努々知らずとこたへしかば、其を刺すべきにもあらねば辭別して、門前に馬に乗り鞭を加へて馳返りしかども、いまだ城中より圍の兵も來らざれば、いかやとをもひ居たりしに、郡主馬宗保より利安まで程なく圍の兵至るべしと内通ありしにて、然もあるべしと待居たるに、果して城内より邸を取圍み、二人の室の在るや否を問ひ、且留安居は誰なりやと詰る、利安出て如水長政の兩室共に在り、己は黒田家に然る者ありと

奉行中にも承知なる栗山四郎右衛門なりと答ふ、圍の兵猶うたがひ、視認として城内より二人の女房來る、利安年齢似合しき二人の女を最奥深き間にさしむかひ、互に物かたらふ體にし、これを遙に間を隔てて見せしめしに視認の女房如水長政の室に疑ひなしといひしかば、附屬し來りし城主も、その言を信用し歸城して、その旨を奉行等に告ぐ、利安は危殆の場を漸くに凌ぎ、今は急なり猶豫すべき事状ならず、兩室をいかんとして忍ばせ出さんとすれども、木津傳法の三派に番船ありて、出入を檢視すること嚴密なれば、容易くしのび下るべき方術もなかりしが、細川忠興の室自害せられ第宅に放火せしにをごろき、番船の守兵等の上陸せし混雜の紛れに、友信指揮してはるかに兩室を小左衛門が家より出し、市中の婦女の田舎行する體に扮立せ、友信が家士岩多又右衛門といへる者番袋を負ひ、重昌は少し後れ、その供人ならぬ體にて長刀を提持、二人の侍女は兩室の同道人の體に附添、みな歩行にて福島堤を十五六町下れり、友信はその間五六町引下り、究竟の武士十餘人を従がへ見送り、兩室を支へといめんとする者あらば

馳着て、一命を限りにたゝかひ、所詮のがれがたき時は兩室を刺し、その場を去らず刺ちがひて死すべしと各死を決して護送したり、福島島の少し川上に小早船をかけ置、船手頭梶原太郎左衛門某待居たれば、直に船に乗せ、板子の下に兩室をかくし、苦引掩ひて、艀柄や折れん艀繩や斷れんと見るばかりに漕下り、海上無事に中津をさして送りかへし、利安は暫く邸内に在りて、世上の景況をうかひ、今は心安しと四の宮市兵衛某をのこし、其身は潜に大坂を忍び出て、山崎街道筋を播磨に下り、飾磨の津より雇船にのりて、幾日もなく中津に下り、如水に謁し、兩室にも見え無異の下着を祝賀せしかば、如水は利安が臨機の所置を斜ならず喜び、その危殆を免がれしめしを甚く賞賛せられしなり、市兵衛も利安が令にしたがひ、大坂にのこり居しかども、安閑として此處に在るべきに非ずと、程なく忍び出、船路より豊前に歸れり、却説長政は諸將と共に西に向て勢を進め、相摸國厚木まで登りしに、内府急使を馳せて呼歸されしかば、勢兵は厚木に残し、手廻二十人許にて引返せしに、兎角上方勢には恐れするにあらねど、東軍隨從とはいへど

も、皆故太閤恩顧の輩のみなれば反心なしとも定め難し、始終を頼む足下ある而已、頗杞憂の念あるを吐露せらる、長政これ慰め不肖なりと雖、己かくある上は毫釐も内心を惱ませらる、事勿かるべし、若異變のありせば、長政一身を牲にして然る處置なからしむべしと誓文、内府感悦斜ならず、鞍置馬を賜はりて再發足し、諸將の後を進て清洲に至りしかども、一圓内府の出馬なければ、未疑迷の念慮ありと長政頻に奔走して諸將に説き、安心の爲に二心なき誓約の手形に血判し、これを五人三人充連署して、之を内府に送呈す、

關ヶ原御見込之通、御陣取の趣承知罷在、則拙者共手形血判、連證の通に付、少も二心無御座候條如件、

慶長五年子九月十二日

(手形血判) 竹中丹後守

(手形血判) 黒田甲斐守

(手形血判) 加藤左衛門尉

本多忠勝殿

此古文書は明治二十三年七月尙古展覽會の時、封

建中三河國岡崎舊城主、今華族本多忠敬子爵の出品中、關ヶ原役中の古文書數通、其中に此書中に或三名或五名の同文の古文書あり、連署の姓名は悉く異れり、手形如圖^略墨掌に塗り其を捺し、中に血判したるなり、此連署の竹中丹後守重門、美濃國不破郡岩手領主なり、加藤左衛門尉貞泰は美濃國黒野四萬石の領主也、

長政は岐阜の攻城に後れしを遺憾とし、合渡川入一番して、石田三成が備に斬入、大に敵を討つ、石田勢、長政の猛勢にあたりがたく總崩に散亂す、續て田中兵部大輔秀政が勢もおくれがけに馳來れば、辟易して此手は破れたり、斯粉骨碎身の働き、金吾中納言秀秋を説き、松尾山に裏斬させ、關東の爲軍忠を盡し、石田小西等、青野ヶ原の一戦にさしもの強敵を破は、長政、太閤恩顧の諸大名を説き、關東の味方に引入れ、しかのみならず、其身殊死の戦をなす、長政の忠志の致す所と、内府ふかく感悦ありて、長政の手を取られ、今度の勝利は全く足下の厚志に依てなり、これに報する何を以てせんや、我家七代黒田家に對し疎意あるべからずと誓言せらる、この時井伊掃部頭直政、

酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、松平下總守忠明等その席に侍す、猶草津の宿陣に於て左の書を賜はりしにても、關ヶ原の合戦に長政の關東の爲に盡忠し、徳川家二百六十六年、天下の兵權を掌握するに至りしは、長政の忠志に依也、

今度の御計略、誰彼數多新屬^三味方、賊徒悉一戰被^二突崩^一敗北候事、偏に御粉骨御手柄共無^三比類^二候、今天下平均之儀誠御忠節故と存候、御領國之儀は可^レ任^三御望^二候、此儀至^三子孫^二不可^レ有^三忘却^二候、御子孫永々疎略之儀有^レ之間敷候、仍而如^レ件、猶井伊兵部少輔可^レ申入^二候、已上、

慶長五年九月十九日

家 康(判)

黒田甲斐守殿

此東照宮の誓約の感書、寛永九年より明和八年まで百七十七年の星霜を、梶原家先祖平十郎景尙以來封物となし、子孫漫に開封を禁じ、只祕書と而已言傳へて庫中に祕したりしを、明和八年景尙が百回忌の法事すとて、親戚一同集會し、先祖景尙の昔語の中に、不圖年來封のまゝ、歴代相傳せし祕書

の封物の談話に及、景尙存生中堅く封じて禁じられたば、何の祕書なりや、歴代之を知る者なし、先祖の開封を禁せしを今開くは、先祖の意に悖るの處置に似たれど、各位の意見同意なりせば、幸親戚の集會中、開封して何の祕書なるを明かに爲んと欲すと、當主喜兵衛景良發議、一座異議なく同意せしかば、祕封文篋を取出し、幾重にも封じたるを開きし中に、豈計乎東照宮より長政に所^レ賜誓約の感狀に一通の添書あり、其書の要略、抑此御書當家に領りし原由は、寛永九年高樹公^{忠之}法號、と栗山大膳との君臣の間、讒者倉八十太夫が爲に隔を生じ、竟に大膳九州の監察竹中采女正に訴書を呈し、豊後國府内に至るの際、兼て興雲公^{長政}法號、より預置し感狀は、筑前國基礎の書なれば、黒田美作、小河内兼充等に預けんと欲すれども、當節の時勢面會せんは、兩人必厭ふの意あるべし、今我將に國退するに際し、他國に携行んも本意ならず、足下は妙圓盡君^{長政}叔母、の續ある家筋なれば與へ置べし、若高樹公幕府の嚴謹を蒙られ、筑前國沒收等の嚴命を蒙らるゝの時機にも至らば、我身は勿論嚴刑に處せら

るべし、依て此書を預置き、萬一除國の不幸に落入に及ばず、速に江戸表に馳至り、酒井雅樂頭、土井大炊頭、井伊掃部頭の三堂に此書を出し訴ふべし、必筑前國を改易せらるゝ事は、此書に對し努を筑前を沒收せらるゝ事は勿かるべし、後事を懇に我に示して國を去れり、果して大事件に及びしかども、龍光公如水、興雲公の忠節、幕府に於ても疎略なし難く、新に筑前國を高樹公拜領の臺命を蒙られ今は此書も不用となりたるを、當時の形勢大膳が委託なりと彰著進呈せんも流石に憚る所あれば、時機を待て進達すべしとの意を書記したて添たるものありて、先斯書の家ありし事實は明白したり、不知間は爲方なし、明白に發見せし上は臣下の家に置べきならずと、先當時の老臣浦上彦兵衛正武、吉田久兵衛高利に内意を伺し、本書を内見せしむ、兩老直に自餘の老臣に議す、誰も異議を云ものなければ、當時の君侯筑前少將繼高に進呈す、繼高の喜悅斜ならず、賞典を與へられしと、梶原家賜日記に見へたり、同藩の博識長野誠が説に、此書の事は黒田美作一成、井上道柏之房、小河内藏臺義

明等彼大膳利章と對決の際、一言も之を云はざりしは、利章必擄去りて筑前に無物と見定しより一言も此事を云はざりしなるべく、且梶原家の封物となりて、他人の知るべきならねば、博學の貝原益軒が著の黒田家譜にも載せざりしなるべしと云へり、然る事も有べし、

前に掲げし二通の書を以て、長政の關ヶ原の後に徳川家の爲に盡力せしは明かなり、又如水は豊前國中津に在りて上方に石田小西等兵を起すを聞や、直に隣國筑前名島に使を差して、黃門秀秋を説きて關東に服從を説かしめ、豊後に大友義統を討ち、加藤清正と謀し合せ、近國を討靡け、上方勢に與黨せし輩の留守城は、大概ぬきて勢既に盛大なりしかば、追々薩摩に迫らんと、清正と大に計る所ありしに、島津關東に謝する所あれば、薩摩に迫るを暫く猶豫すべしとの命令に依て兵を旋せし等、東西父子の功績甚掲焉也、迎其有功を賞せられ、同年十月豊前國六郡を轉んじ、黃門秀秋の舊領筑前國早良、那珂、怡土、志摩、糟屋、宗像、廣田、御笠、夜須、上座、下座、嘉麻、穗波、遠賀、鞍手の十五郡一圓五十二萬三千百石餘の地に封せ

られ、入國の砌、秀秋の舊城糟屋郡名島にうつりし時、利安には同國上座、下座兩郡山田村なる曩に秋月種實はじめて城を築き、其臣喜津瀬因幡、同主水を城番としたりしが、種實日向にうつりし後、小早川中納言隆景當國の主となり、當城に仁保右衛門大夫を置き、秀秋の時にいたり伊藤雅樂助といへる者をして、右衛門大夫に代りて城番たらしむ、秀秋備前國岡山にうつりしとき、雅樂助も共に同國に隨行せしかば、その跡空城なるを、利安にあたへ居らしむ、當城及び嘉麻郡益富の城は豊前境の要口なりとて、さきに秋月種實の父宗全が居城の跡に城を築き、後藤又兵衛基次を置いて城主たらしむ、基次國退の後、鞍手郡鷹取の城主母里但馬友信をうつし置けり、鞍手郡鷹取は豊前國築城郡及田川郡の要口なりとて、新たに城をきづき、友信を此處に置いて守らしめしが、友信益富にうつりし後、手塚水雪をして守らしむ、遠賀郡黒崎城は東國及中國よりの要口なりとて、井上周防之房を置、那珂郡一の瀬は肥前口の要口なりとて、黒田修理利則入道養心、夜須郡彌永の城には黒田圖書直之、遠賀郡若松の城には三宅山太夫家成を置いて、不慮の

豫備とす、しかるに元和元年一國一城の臺命ありしより、福岡の本城をのこし、枝城五ヶ所は破却して、今はその舊址あるのみ、慶長六年利安、左右良入城あり、その身は福岡にありて國政を沙汰し、時々采地にかへりて、自分所領の成敗を裁斷す、福岡は長政の入國の後、名島は城地狹隘なり、他處に改築せんことを如水に議す、如水聞て當城は天正十五年豊臣關白より當國を小早川隆景に賜はりしとき、隆景はじめ新築せし良將經營の城郭にて、要害すこぶる嚴重なれば、舊に因てこれを居城とすべし、他に一城を築かん事、國費容易ならず、下民のくるしみも亦幾許ならんや、入國の砌民の疾苦をいそわざれば相懐かず、その遠慮もなく、何ぞ城を改め築んやと制して同せず、長政つらく未然を考察し、黒田兵庫助利高をはじめ入道養心、黒田圖書直之等の一門、井上之房、利安、友信、及黒田三左衛門一成、小河傳右衛門義利、久野外記重房、野村隼人祐遠、桐山孫兵衛丹齋、野口左助一盛、菅和泉正則、衣笠久右衛門景延、三宅山太夫家成、村田出羽吉次、吉田六郎太夫長利、益田與助宗清、竹森新右衛門殿資、堀平右衛門定則、原彌左衛門

種良、林掃部直利、毛谷武藏武人等の功臣をあつめ、當城改築、家嚴許可なし、推して父命に悖るはこゝろよからず、然れども城地、後に山を負ひ前に海をうけ、すこぶる狹隘、亂世には要害よろし、世靜謐にいたり治平つゞくにをいては、久しく居守るべき地にあらず、諸士第宅をかまへ、商民市を開き、土地の繁榮にをよぶにしたがひ、土地狹隘なりとて、他の地に城郭をうつさば、漸く土著せし士民の辛苦幾干ならんや、家嚴は入國の砌に民の疾苦を察せざれば、民心の向背に關せんとの意見、これ當然の確論なりといへども、いづれにも永住すべき地ならねば、今を後にするまでも轉地すべきは必定なり、各の意見いかや包藏なく讜言を聞んと欲すと諮詢す、一座その諮詢を聞、大殿の卓見、臣等可否を説く所あらんや、然れども今殿の將來洞察の美言もまた弘懿の遠謀不可ならず、尙大殿に再議ありて決定こそ願はしけれと答言す、然らばとて長政、功臣等が返答の旨趣を具陳し、所詮永住なりがたしと見認るときは速なる方、諸人の迷惑すくなかるべしと反覆辨解ありしかば、如水も同意ありて、他處に城郭の地を巡視す、住吉、箱

崎、荒戸山等、海河を常び要害ある地なれば城地と定めんと評論あれども、衆評利害相半して適宜ならずして、那珂郡警固村の境内宇福崎を可なりとさため、山に據りて城をきづき、隍を掘りめぐらして郭を構へんと、先城地の位置を決議し、經營の後土木の功成り、諸士の第宅をたて並べ、工商の家は戸を列ねて肆をひらき、長政の曾祖父右近大夫高政は備前國邑久那福岡の産なれば、その本原を忘れぬためとて、福岡の名を福岡と改めしなり、この城地落成の後、長政をはじめ臣下をのゝ新城内外に移住の砌、大手上の橋内三の丸の南詰に利安が第宅を定め、黒田三左衛門一成が邸の裏門に相向へり、是より先利安一子を設く、長政これを賀し、守刀産衣樽着等を小河内藏丞義則にもたらし祝辭を述べしむ、利安君恩のかたじけなきを拜謝し、義則が還りは素足にて門外までをくり出て謝辭を盡せり、その子の幼名を大吉と呼び、後に元服して大膳利章とは改めしなり、栗山の家の履歷粗かくの如くなれば、井上某の或華族の文庫に得しといへる系統、及黒田の同族とするは無稽の妄誕なり、

福岡夢物語

附曰、長政、福岡城新築も用材多くは名島の舊城を毀、其舊材を新城の用にせしかば、福岡城新築落成まで名島に住居なり難ければ、未作事に移轉せし頃は長政の夫人妊娠中にて、未産所の設もなかりしかば、利安が邸に請じ入、長男萬徳右衛門佐忠之是也は同處に誕生ありし也、

栗山大膳記事終

かぎりなきあつさも水無月二十日あまりに成ぬ、いつしか秋の景氣を合て、萩吹風も哀を催しがはなるに、まして此國の守、世をはなれ給ひし愁はいふべくもあらず、比屋扉を閉て物あきなき聲さへ絶ぬ、去年の夏嗣君吉之公の逝去をかなしみ、しかのみならず、御臺姫君ともに世をはやふし給ひ、此三年がほど凶事のみ打つゝきしかば、仕官の人は國の爲、身のため眉をひそむるも斷ぞかし、世を捨人のやつがれごときも、かゝる庵の明暮暎を容がやすんじ安き事を審にするも、仁澤の深きに浴するによれば、餘所に聞べきに非ず、麻の袂をしぼりぬ、今の折節、城下のたくはつも心に任せず、田舎の秋をしたひて、本尊に庵室の留守を頼み、ぬぎかふる衣さへなければ、菅笠一つは誠に雲水の身輕きを觀じて、曉近きにさまよひ出ぬ、月は山の端に残りて西町過る程、はや寺々の貝音、鐘聲に和し、朝の勤經殊勝に聞ゆ、生の松原はるばると眞砂路たどるも、長垂山のつゝら折を攀て、西

洋の微茫たる詠に雙眼豁然として、心の塵のみか快く、餘汗なごを沁ひ、今宿の驛に息次で、まだしらぬ村岡閭巷を行過、暮つかた櫻井の宮居にいたりぬ、我聞此御神は靈驗いと目出度まします中に、往年栗山大膳が暴逆の時、有難き告多かりしかば、忠之公わきてあがめとふとみ給ひ、それまでは御社もちいかりしを、今かく宮柱ふとく建立し給ひぬ、かゝるためしにつけても、猶此先君侯の御武運長久を守りおはしませと、數多度ぬかづき、ゆくてにかならずと待らん人もなければ、今宵は此廣前に明しぬ、月は漸高根にさし出、杉生ひ茂る間々もり來影もたえぐに、御燈の光ほのかにて、秋ちかき千種の露冷しく、更行空に東の方より人影あまた馬の嘶ふ聲頻なれば、現に打仰き見たりしに、先に進し人は眞黒なる馬の其長五寸計成に鑄掛地の鞍置、萌黄の厚房かけし僧形の人、續ひて見へしは連錢蘆毛なる馬に黒染の鞍置、紅の厚房の燃立計成に其身束帯に笏持て進み、走る馬を引留々々出來ぬ、供奉せし男共七八人、曳聲を出し後れじと馳來る、宮居に至りぬと等敷、内陣の戸きりくとも明る音して、鬢顏結たる童子出會て伴ひ

内陣に入ぬ、何事やらんと歩みよりて見けるに、御戸帳垂閉かり朦朧に見へも分ざりしが、小夜の嵐に御戸帳颯と吹上たりし、上座成人天冠かけて、いとふ氣色貴きが、右の手に榊の朶を持て、甚怒れる御氣色に見へ玉ひぬ、少し座を隔て年の程六十計成か、白綾にて頭をつゝみ、素絹の衣の下に二尺計の兒刀を横へ、練の袴を裾長く着なし、手には水晶の念珠を振り座し給ひぬ、次に見へしは束帯に太刀挟み謹て居玉ひけり、外様に並し男共は骨柄健なるが、素袍の上に烏帽子かけて、大太刀帶そらし並居ぬ、少時は上下打潛まり眼を見詰、物言出す人もなかりしに、二の座成法師、念珠を高らかに振り連座に對し言出されけるは、吾小寺美濃守が嫡子と生れ、播州に人となりて、すでに志學の年より耳順の臨終に至るまで所々の戰場に身を苦しめ、夫のみならず、荒木が爲に虜となり、三年の籠居に足をいたため、一身の戦功に依て、十二萬石の領知を賜り、豊州中津川原に居城し、業を息長政に譲るといへども、再び家康の爲に剃髮の頭に胃を戴き、大友を虜にし、島津義久と對陣す、息長政は濃州關ヶ原におゐて軍忠をはげみ、二代の戦功に依て

大國の主と成ぬ、然るに此國の成行様を見るに、佞臣國にはびこり、讒諛所を得しかば、たま〜譜代の舊臣、志を立る族ありといへども、忠言耳に逆ひ、良藥口に苦きと等、敷とをざけ捨られ侍りぬ、されば此起りを尋るに筑前守忠之、我儘にして起居變なりしかば、家臣栗山がために切かされ、或は大船を作りて國殆危かりしが、此二ヶ度の過りを償ん爲に、金銀を石瓦のごとく抛て天下に賄ふ、其費あげて算がたし、剩世臣を追失ひぬ、忠之卒去して、光之、國を請嗣、政を心とすといへども、更に文字の義理をしらず、鶴鷹逍遙を好み、亂舞遊藝に心をよせたり、去に依て民を憐み、國家を撫育するの道をしらず、又立花重種といふもの大に國權をとる、彼が讒に依て家嫡綱之を追籠、綱之が妻を以て綱政に嫁す、是重種が邪曲より起るといへども、天下の笑は拒くに便なし、是皆光之が文旨より起れり、且其比下馬將軍と稱せし、酒井忠清が嫡子河内守を聳とし、華麗の品、其費幾許ぞ、金を以て乗物の飾をせし事、前代いまだ其例を聞かず、かかる奢に國彌空乏し、綱政又假にも國政をきかず、甚正夫を愛して世臣の列に座せし者二人、其外國權を

執者、舊臣は稀にして、水主、獵師、農人、賣買の者、側におもねりへつらひ、内官數百人、一人として武門に生れし者を聞かず、其道を失ふ事、後漢の滅亡せし砌、十常侍か國權を執しに異ならず、舊臣を以て寵臣の陪臣となし、叨りに寵臣に家祿を増んと欲す、偶馬杉一俊と云者、諫を容るといへども甲斐なし、去に依て國家貧して金銀不足なり、爲方なく家臣の祿を十分にして三步これを貪り取事、爰におゐて二十三ヶ年、綱政是を愁とせず、晝夜田獵に身を致、國中の山林を禁じ、恣に猪鹿を育ぬ、往古狩の使と言ふ事は、諸國へ勅使を遣し民の貧を察し、其地の沃瘠を見、毛作を害ふ獸をも狩取りし例あり、于今一畜をも農人害す事あたはざれば、日夜耕耨に辛苦なせしも、一夜に彼が爲に狼藉しぬ、是皆近侍するもの、沓を取し奴僕の族なれば、國の本は民に有りと云事をしらず、各齋卑劣を以て勤とす、珍毛稀羽を好て異國本朝に求め、凡集所五百餘、是を撫育する人、都て七十人、穀粟の貴、萬を以算ふべし、然れば暗愚にしていかで國を保んや、怒れる眼に泪をはら〜と流し宣ひければ、次の座なる人、笏取直し、誠に尊命のごとし、國家の

危き事深淵に臨み薄氷をふむがごとし、綱政が非業はさて置か、宰臣隅田重時が行を聞にぞ、秦の趙高、漢の王莽に増りて覺へ侍る、一々彼が惡逆を算て高耳に達し候べし、元は生田甚助と云し輕卒の稚子也しが、故ありて黒田伊勢守長清が徒の者にて、わづかに十三石三人扶持の身上たりしが、思はずも綱政が寵臣と成て、宰臣第二に經上り、祿を喰事爰に六千七百二十餘石也、鎌田昌生を虐亡せしより、既に國權を我儘に執り政務を掌に治ぬ、重時が一族たる者凡十四輩、各其祿を厚くせり、彼が第一の非道とおもひ侍るは、匹夫たりし時妻有、然るに君の寵に誇り綱政が命なりと稱し、是を離別し、農人の婢となしぬ、縦令綱政が命也と云とも、なんぞまげて斷はらざる、始貧賤後富貴なるは不_レ去と、賢き聖の教もあるに情なき事共なり、間なく河村が娘に婚姻をなす、是修暴の一ツ也、

坪屋といへる酒屋の妻は、太田屋の某が妹なり、彼太田屋は重時が家に出入せしものなり、去に依て彼が容貌の美なることを聞て、纔成米穀の勘定を云立、是を殺害し、彼が妻を取て妾とす、此姪慾の甚き事、武

田信玄が諏訪頼茂を討て、其娘を以て妾とせし、惡逆よりも甚しきなり、是修暴の二ツなり、

福城の負郭に住居する輕卒の女を愛し、是を幸す、其憐育する事、儲に過たり、既三人の侍女をつかはしめ、誠の妻のごとくにす、是修暴の三ツ也、

江府往來の折から、難波の花街に通ひ、茨木やの葛城と云傾國に心を移し、難波滞留の間は扇屋といへる青樓におゐて戯嬉すること甚し、終に尾上角右衛門か家弟西友古といへるものと心を合、金子八百兩を出し、是を請出しぬ、寶永五年五月二十一日の事なり、難波の花街にては綱政が是を貪りしと沙汰しけるとかや、暫く京都に隠し置しが、是を呼下す謀なりし所に、其翌春綱政、在府の内、甚姪事を進め、息吉之が妻の召仕女を嬖妾となし、皆田藤助といふものを守りて江府より國に歸るに心を合せ、此國に下し濱の別業をしつらひ、爰に難波の青樓を寫し、夜毎に城中より風流の姿を以て通ふ、前田、湯淺、鶴原など云もの、是が遊伴となりて樂を極ぬ、彼濱の別業の景氣、言葉に絶たり、されども寸善には尺魔の障り有りて、犬の爲に懼れて殆苦みに逢ぬ、其怒に依て深見五

兵衛と云ふ町司に下知し、通路の犬を遠流に處せしは可笑けれ、角は拵けれども猶通路の恐多し、寶永七年の夏の末、上屋敷へ呼入、葛城を引かへて悦と名を改、傾國の名を埋むとす、人の國はしらす、黒田家、筑前を知しよりはに五代、難波より傾國を呼下し、剩へ城内に養置候事、いまだ其例を聞ず、是修暴の四ツ也、

去夏吉之卒して、江府より遺髪の子として引來れる赭白の馬、崇福寺へ上りしを、重時乞取己が厩につなぎぬ、其身綱政が大恩を以て、輕卒より世臣の列に上りし身なれば、吉之が卒去、一國の愁なる、綱政に先達而これを憂ふべきに、彼馬を奪取事、天命をも知らぬといふべき也、是修暴の五ツ也、

かゝる華奢に金銀を貪り、催合所と云役所を構へ、三宅與次右衛門と云、纔に十七石四人扶持の輕卒なりしに、百五十石の家祿を申與へ、納戸組にして己が金銀の利を貪る、今迄公借に一割五歩より高利を聞ず、然るに今二割一步の利足を加へ、家中をせきたきとらぬ、往古は算用所の外にも、公儀より金銀輻湊する役所有て、諸士をもめぐみしに、諸所の役所を一ツにし

て、今催合所に集ぬ、かゝる苛政に諸士年々に隨て窮し、今日の飢を愁て、かの役所に足をはこび、是式の賄を以、金銀を乞借りしまゝ、役人花房、樋口、大鶴、堀尾、岸原などいふものも益高ぶる、家中の諸士は塵芥よりもいやしくあしらひ、一度銀米を借らんとては、彼者どもの家に苞を饋り盛饌をさゝぐ、角して漸々貧苦を凌ぎぬ、其借し取の邪曲成事、言語に絶たり、米一俵十七匁直段なるに二十目の借状をさせ、納所の時分十八匁直段なるに十七匁五分にして勘定を極ぬ、剩頭を引と云事を初、たとへば實に銀九百目借渡す所を一貫目の借状を出させぬ、或は總辨と名付て、身代亡びし諸士の借物を拂せぬ、是何が故ぞや、家祿減せしものは、采地既に君に返しぬ、是則二重の納所と云べし、兎に角に家中をしぼり取、諸士を困窮に及ばせぬれば、重時は吹擧して家祿を申あたへぬ、既に與次右衛門は六月五日に一俵の俸祿を増、漸勘定奉行の役に進んでことを擬す、此與次右衛門諸士の饋り物を受用せず、表向は無慾なりといはれんが爲に、角は行ふとはいへども、彼が奢の心中に溢れたるは、當卯の年賀に二人の若黨召連たり、今來古往百

五十石の采地喰者、二人若黨に挾箱持せし侍、終に其例を聞ず、則彼が百五十石の餘米の跡の所務を計るに百四十俵の内外たるべし、然ば妻及び男子三人、女子一人、若黨一人、小者三人、下女四人、都合十三人、いかにして渡世なすべきや、是則邪に取上し利銀を以て是を償ぬ、岸原と云者の邪を聞に、己にひとしきものには既に高借にして引當る米穀なしといへ共、それを顧す渡世を續けぬ、近比にも彼にかけ出しの銀なりと欺て、五月より暮まで利なしにして渡しぬ、角する故にひたしからず、或藁苞を饋らざるものに借渡す時は、百目より二匁三匁輕して渡しぬ、是惡逆とやいはん、卑劣とやいはん、然はかけ出しの銀は不レ殘役人の賜りとなりぬ、皆重時が依估より起れり、是修暴の六ツ也、

郡方には柳瀬與兵衛と云ふ邪曲面諛の者世に鳴が、彼がすゝめに依て郡中至極の痛みを見すまし、重時が金銀を以て他國より惡米を買よせ、是を百姓に借し渡しぬ、民を惠むの政ならば年切利なし、或小判に借し渡すべきに、秋に上米を以て年貢稅歛より、是を先に取上、不納者は田畑を賣せ、農具を取、妻子を離

して是を納させぬ、其苦む聲、十五郡に滿る、角しても勘定不足をば、柳瀬是を心得、芝まくりと云ふ事を始、其田主、此米を借り受ざる前に賣置し、田畑を今又取返し、其代に納ぬ、非義非道爰に極りぬ、當國の民、角まで痛し故を尋るに、此十三ヶ年跡に四宮甚太夫と言ふ者、右郡司をなせし時、郡中に五歩の上ヶ免を工み出しぬ、此工みし始は諸口錢山歩銀歩遣候、其外村中へ諸役人數多入込事を禁じ、郡代、免奉行なご兩役に分りしを一人に減じ、此仕組を以ては五歩の上ヶ免したりとも、郡内さまで痛事あらじとつものりしに、明ヶの年より此仕組やぶれ、郡内に役人入込、賄ひの費をなす事、日比にますなり、仕組の残りし事は上ヶ免計也、且は綱政遊獵に日を暮すがゆへに、農人は彼が爲に歩となり、農業を務るにいとまなし、耕し耨る事を得ざれば、米穀は日々に少く、公役は月々に増來りぬ、重時は諫るの謀をおもはず、只米穀を貪らん事をのみ常に心とせり、此米を公金米と名付る事は、おさめ得ざる農民をたゞき殺し切殺し取上ても、私の金銀ならねば力不レ及と世を欺んが爲也、此重時が心より起りし修暴の七ツ也、

西村藤五郎と云ふ者は重時が外戚なり、彼を富さんとして八間梁に十八間の藏を築、公金米を取立、彼藏につみ込置、米の直段を開合、高直の時、此米を拂はる、下直なる時、他國の米を買寄せ、是を家中の扶持に渡し、或去寅の暮切米の指紙を西村及吉田屋、太田屋などいふものに買取事を免し、若又他の町人、此指紙を買へば米を渡す事遅々に及ぶ、此故に此間利を失ふ事を悲み、賣んと云人あれども曾て是を買す、かゝりしかば彼三人米の直段を引落し、思ふ儘に買取といへども曆尾纒に殘を餘し、既に明ヶの春も漸々に迫りぬれば、新年の豫めあるは舊年の家債を償んとて直段を待すして此指紙を拂ふ、誠に醫得眼前創、便削心頭肉といふも、かゝる事をや言ふらん、剩古來長倉より扶持切米を渡す事有しを、西村が倉にて切扶を渡す、荒つかの外郭地形、西町邊に住居する輕卒ども、彼藏の遠きを愁へ、中間男と名付し下遣い、博多に通ふ程に冬日の短きには願出て黄昏に歸る、角して下を惠むの政をなさず、只我が親戚の便となる事をのみとす、是れ修暴の八ツ也、

屋は前に記す、吉田屋は前田吉右衛門が枝葉なりとして、重時がはからひにて都より呼下し、簀子町に家居す、諸士の家祿前買と云事をはじめ、其年の五月六月に至るまで、今少にて出來る米穀なれども、其内の渡世をなしかね米一俵を十一匁宛にして賣離す、吉田屋太田屋買取候、萬倍の利を得たり、是皆重時前田が金銀なり、又市店の買賣の事におゐては、他國より來るたばこ、或綿油やうの物、其外萬の物を此兩人寄合、重時、前田が貯へし銀を以しめ買ゆへ、市中心の儘に商ふ事を得ず、販夫彼が爲に苦しみ、街に血の涙を淋ぐといへども甲斐なし、是重時が修暴の九ツ也、

今綱政が京師大坂にて、借用する所の銀凡八千貫目餘と稱す、初秋より上米を大船に積て大坂に運漕し、彼借銀の利分勘定をなす、我是をうたがひ、詳に是を聞に今綱政が借銀二三千貫目にたらず、然に數萬の米を運漕する事、半は重時并尾上前田が私の米なり、是を上方銀と號し、藏本奉行に密示し、且尾上が弟西友古と云ものに計らはせ高利を貪りぬ、凡當國の地を領するもの五百九十人餘、此石高二十九萬六千石

餘、切扶を喰もの五千二百餘人、此米數十八萬俵餘、右知行を三ツ七歩になし、二十三ヶ年の除米、凡俵敷三百七十萬俵餘、五歩の上ヶ免、都而十三ヶ年、一ヶ年八萬俵にして百十萬俵餘、二口合て四百八十萬俵餘なり、二俵に十八匁にして凡八萬六千四百貫目餘、天下を知し人はしらず、一國の諸侯たる人、此銀米を以いかで貧からんや、此役人往々是を貪りしゆへ、初め貧賤に後富貴ならざるはなし、あらく是を尋るに横惣太夫、大野忠右衛門、前田五郎右衛門、山口孫右衛門、尾上角右衛門、是皆米穀を竊盜し金銀に飽し者共也、重時はが主領たり、是修暴の十也、

重時が息清次郎、今十五歳に至まで、婚姻の約を定めず、然に綱政が東武より下せし嬖妾、去年既に懐胎せしと風聞す、されども中比にして其沙汰やみぬ、おもふに重時密に湯淺と内議し、他婢の女子を求め、綱政が妾腹と欺き、清次郎と婚姻をなし、清次郎が威を増益し、幸に清次郎男子を生せば、終に我が家の子孫を鳩殺し、重時が孫を以筑州を奪て、是綱政が孫なれば、外家なりとも其繼なき時は他に譲るにあらずと、世に行はんことを謀ると、國中是をあやしむ、司馬仲

達が其孫司馬炎に至まで晉を奪しためし、且古今此類少きにあらざれば、聊覺束なし、これ又修暴の十一也、

當卯の春、綱政東武より歸國するに先達て、重時木匠を集て新に遊宴の所を營す、是重時が密謀、前田吉左衛門、醫師鶴原鴈林など言佞諛の輩と相議しける也、其故を尋るに、彼新居に怪松奇石を集め、深山幽谷を彷彿し、佳景を寫さんと欲す、餘りに奇石を求かねて所々の商家に乞、或普請奉行勝野伊右衛門、鳥居彌次右衛門に示す、或輩心に叶んことを思ひ、かしこ爰に求めありきぬ、又南追廻しの城門の邊に大石の奇形なるを見て、是を取んと擬せしとかや、此新居數軒を並べ、花街の風色を移し、青眉皓齒の侍女數十人、皆妓女の風流を習し、綱政國に歸らば彼園亭に駕を入、姪樂に情を和し、己が權勢を募んと欲し、此宴席に前田湯淺、彼鶴原を會し、各花街の風情をす、ともに俸祿を増んことを議す、綱政國に歸る、崎陽に趣し跡は彌彼榮花を急しが、不計綱政病床に臥す、重時は愁て猶木匠をばげまし、去る六月十八日、綱政實を易ふる時まで、木匠猶十八人新居の營みす、精力

を盡せしが、此砌彼木匠重時が新居を出ては、人の怪んことをおそれ、匠具を入し箱は庭に包みて、夜に紛て居宅を出せしとかや、嗚呼重時が寵恩無序屈か生死をともにすべき身の、綱政が疾を愁へず、病中にも沐浴に事寄せ日々に退休せしは何事ぞや、剩板垣養通と云醫師は重時が外戚也、綱政が疾を治せしめ、彼がいさをしとなし、二百石の新知を興んことを欲し、疾の危急なるを隠し、既に半は快復と稱し、今六月十四日には采地の折紙を授んとす、此密議、佞坊鶴原、專に組せしが、鷹取養巴は同意せざりしと聞、是重時が所爲、鳥獸にしかすとやいはん、是修暴の十二也、殊更綱政疾の甚きに、重時一萬石の領地を得んことを欲すといへども、其身一人、此加恩を得ては世の譏を憚り、角はからひしとかや、國中は士農工商一人として困窮に及ざる者なし、然るに此邪謀、言語に絶えぬ、是修暴の十三也、

道の輩又少からずと承れ、中にも湯淺七太夫と言者、亡父六郎兵衛は百五十石の家祿なりしが、身まかりし時、此七太夫いまだ幼ふして既に孤となれるを、光之公哀みおぼして百五十石の地を興へ玉ひぬ、全御恩惠によりて漸人となり、御馬廻りの外様なりしが、不計君前に咫尺し、佞諛を以て御心に叶、今千石餘の采地を喰み、内官の司となり、權威又御家中にふるふ、されば諸士彼がしたしきは時を得、疎きは時を失ふ、かゝりし程に佳肴芳酒を遠近に求て、彼が心をなだむ、既に罪科ある輩をや、一饌百罪をのがるゝもの其類多し、又町屋に彼が一度駕を枉る家には萬倍の利を得ることを知るとて、日々夜々門前に市をなして光臨を仰ぐ、彼宴會を聞に、晝は圍碁をいごみ、暮に及て三味線筑紫琴の佳興に酒盃を進め、越女楚君の妍麗をらび、酒も漸々酣に成ては一座彼女に淫れ、東方の明なんとする事を不知、彼宴席に堤吉太夫、澤木五郎右衛門、倉八平藏、山部久左衛門など云もの、とてもかくても七太夫が心に叶事のみ己が才覺と心得、前後におもねりしたがひぬ、其外是にならびて御次に侍る人ども、且暮饗應の沙汰のみし

て、士農工商或は神社佛閣ともいはず、駕を枉、晝夜のさかひをしらず、飲食ふ事のみ業とす、光之公御辭世の後、御召領方に預りし御小間物長持十三、内布帛錦繡の入し長持をば、七太夫吉太夫と内議し、御召下しの古き御小袖やうの物と偽り、右の内長持三拜領し、丹安左衛門、堤吉太夫、倉八平藏、山部久左衛門、寄合互に神文を以て密にこれを配り取り、又今春東武にて去年六月にうせ玉ひし姫君の御小袖十三餘、一步一粒づゝに買取、越後やと云吳服店にて己が娘の衣類に仕替、しかのみならず吉之公の御道具を杉山庄右衛門と密談し、家彫の三所もの、又柄鮫、當分拜借と稱し盜取ぬ、無道無慙誠に悪むべきの甚なりといひければ、釘貫の紋付し大の男の色黒きが、ひげ長く生そらし、大の眼をいからかし大聲にて云様、貴殿の談する所、又餘儀なくぞ覺ゆる、近頃君前にては云も憚入、且腹筋よりて言葉にも演がたき事こそあれ、久田安之丞と云ふ磯部彌次兵衛と云し御舟方の長男也、天性六郎が風雅有しを綱政公暫く愛し給ふといへども、其身懦弱なるによりて終に君邊を遠のけ給ひぬ、又石川久次郎と云者、安之丞が男色をした

ひしが、初は君の寵遇が甚しきに憚りて、色にも出さうりしを御心の残りなきを察し、數々心を通しぬ、湯淺聞て是を媒し終に念契の約をなさしむ、角はしけれども程るふにしたがひて、湯淺も又久田が美色に心をうごかし、後に石川と久田が間さまゝ、譖を拵へつゝ、己が戀慕を説かしける、彼久田も湯淺が權威におそれ、元來臆病者なりければ更にいなびもせずして心にしたがひぬ、湯淺限りなく悦、石川に隠して是も通る事少からず、數重りしかば終に是を聞、同國內野と云驛にして石川、湯淺を忿怒しけるに、湯淺ちんするに言葉なく神明にかけて偽り、石川をなだめしが、久田去年の秋、江府に御供せし比、同官を頼み一向誓紙をかへしくれよと石川になげきしかば、とても武士の道をしらぬ、腰ぬけに行末かけて誓ふとも何の益かあらんとて滞なく誓紙返しぬ、かゝりし後は何の恐れもなく、水魚の交り傍若無人也とことや、國に歸るとて猶絶す云通はし、綱政公例ならぬ御惱を仕官の輩は云に及ばず、兒童走卒も巷に足をまごはし愁なげきしに、まして湯淺は寵恩他に異なれば、わきてかなしむべき身の、さらに其氣色もなく、夜

毎に久田を寐所へまねき、たはむれ契りしは牛割にして、猶あきたらぬ無道の者也、周防いかにおもはるゝやと怒れる聲して云ければ、誠に人面獸心とはかゝるものをや云ふべき、彼が所業のかくまで暴逆成も重時が心より起る事也、先に尊命にきく、重時が君の御病中に居室の營作、或は沐浴に事寄、居室に歸りて休息せし事、おもへばかくも成行世の有様こそ悲しけれ、某等が世に有し昔は亂世の最中にて、上下の隔も太平の今に替りてしたしかりしが、いまだ君臣の禮儀をみださず、既殿中にてかゝる淫事を振廻事をや、綱政公御病甚しきをもちはず、御次に何公せし事、丹を初、湯淺は云に及ばず、山口典膳、陶山、船橋など夜々珍味を好喰、酒興に眼を覺し笑談して夜を明し、更に太守の違例とは見へざりとかや、是を外様の諸士思んことを憚り、既に簀を易らるゝ夕まで御機嫌宜きよしをとりなしぬ、内官の司たる湯淺、かかる淫事に身をゆだねる上は、數多の内官是を習らひ、其行跡のたはれたる事、誠に武士の作法ならず、綱政公卒去し給ひて後は慕ひ奉るものはさて置、例の面談の族相催し、公物を竊盜するは目を驚かせり、

斷金の友の内、山部、倉八も内官なりしが、下臈ども御獵方と號し、内官の列に進みし者、卑劣を以あつめたる金銀をば御内用銀と稱して、兩人是を奉行しけるに、御辭世の後、湯淺此兩人と相計不殘盜取しと也、凡銀高三百貫目餘と聞へぬ、又古川源七と云ものも輕卒なりしが、君寵によりて百五十石の祿を喰めり、國中に猪鹿わきて澤山なる山を御獵山と號し、殊に禁じ給ひ、其山の竹木は源七心の儘に商賣し、其代銀其身すぐに預りしが、凡百五十貫目餘と相聞候、源七は六月初に急病をやんで身まかりぬ、間もなく綱政公世を辭し給ひしかば、其銀は源七が嫡子源三郎と云者預りしを、湯淺是を奪ん事を計るといへども、源三郎曾てうけがはず、且船橋三之助といふもの此銀を五百目借用したりしが、綱政公御辭世の後、湯淺に此事を語りしに、此納所をゆるさんと計、湯淺書簡を以て三之助が證文を返すべきよしを源三郎に示す、されども源三郎あへて是をかへさず、世の笑談のたねとなれり、又綱政公御在世の頃は、湯淺心の儘に奢りしが、村上玄春といふ小兒醫師、常に湯淺が門に肩を入、あまり心に叶ん事を願ひ、湯淺を進め、家

中の諸士召仕ふ色よき腰元女の、湯淺が眼にとまりたるをば、兎角才覺して玄春が家に呼入、湯淺に逢せし事數人に及べり、されば湯淺が侵せし女、其數指を屈するにいとまあらず、或竹村十太夫と云もの、博多の津に家居せしが、柳町に程近く、かの里に便ありとて竹村を語らひ、彼家の裏より小船に竿さし青樓に至りし事、度々なりしとかやと語る時、丸の内に蝶の紋付たる男云けるは、一ツく彼が惡事を語らば夜を以て日に繼ぐとも猶盡まじうこそ侍れ、中に湯淺無道なりしは、綱政公御不例の比、六月朔日、彼が四十一の厄を祝ぎ、終夜宴を催し酒事せしゆへ、宿醒頭を揚がたく、翌二日御藥の御詮議有之、湯淺を召せども病氣と稱して出務を缺けり、かゝる時節には何の祝ありて自家の祝言をなせしぞや、又士農工商より賄に苞を取し事、日々に其數をしらすといへども、斯様の無道人なれば、いふにたらずとこそ語りける、末座の紙半を紋に付たる男進み出て云様、前田吉左衛門が所業こそ、やわか湯淺におどるまじくこそ覺へ侍る、彼が父五郎右衛門は稻葉あかしが一子たりしに、百五十石の采地をめかけて本姓を捨て、他姓

の前田名跡を繼げり、重時に荷擔し大坂に往來して、かれが金銀を裁判し利を倍せしかば、不日に富を得たり、是を賞翫して既千石餘の采地を得させぬ、されども姪酒に溺れて火動の疾に命をおとしぬ、長子吉左衛門、父の業を受けて重時に賄ひ、程なく七百石の家督に、三百石餘の加恩を得て、益奢靡を極め、公の金銀の用事と稱して數々大坂に登り、此勢に大分の金銀を拜領して、難波の花街に遊び、潛名を三七と呼れ、頗る遊樂をなしぬ、前に承る尊命のごとく、綱政公の御借金は二千貫目に不超過といへども、己れが利慾貪らんとて綱政公には御隠居の後、一萬貫目の銀子たぐはへ、御心の儘になし奉らんと欺き奉りしとかや、是皆重時が密謀にて、吉左衛門是を用ひぬ、彼も又居宅に難波の青樓をうつして美婦餘多、妓女の風流を盡し、おのがごち宴樂にふけりぬ、重時が心を受けて平生の遊興も皆彼が仕業に習ひし、葛城難波より連下からざりしかば、重時に侘て、おのが青樓にかしづきぬ、しきりに色を貪り、養父五郎右衛門が後妻いまだ色残りて見へければ、母子の禮を忘れてこれと通じ、

又妹にたはむれ、剩前田九左衛門と云は己が兄なるに、かれが妻を侵して終に男子を生ず、今同苗貞右衛門が長子、此吉左衛門が淫子也、我が家督を讓んと擬せしかども、重時に親しまん事を欲して、かれが仲子千之丞を養ひ義子となし、大かたは主君の様にもてあつかひしが、綱政公御遠例の中、御逝去の四五日前まで、うたひはやせしとかや、申につけても角は成行世の中こそ口惜けれと、いかれる眼に涙を流し申ければ、又かたはらより、きよやうの紋付たる男のび上り申けるは、誠に當國の權を專にするもの、心中をかへり見るに、角まで悲しきはなし、是皆忠之公舊臣を追失ひ、又權を奪ひ給ひしより事起れり、つらつら今世臣たるもの一人として忠臣にあらず、黒田美作は國郡の干城ともいふべき身の、其身輕浮にして世を蓋ふの謀なし、又齋藤忠兵衛は生得、我に依頼するものを愛し、才あるやうなれども遠き慮なし、郡正太夫は其性質大ごかにして士民工商を惠むことをかりにも思はず、且媒妁を頼んで重時に縁を結ぶ、此行にて彼が心底を知るべし、某等が孽孫も世臣の列に並ぶといへども、身を殺して君を諫るの道を知らず、

浦上彦兵衛は今既に致仕せしが、懶惰更に類なく、既に典膳、勘之丞が寵を受しが、伯叔のちなみをなし、相傳の腰刀を授しとかや、夫故國非謂有喬木、有世臣一謂也とこそ聞ゆ、今かく荆棘の臣ども世にはびこり、たま〜老者ありといへども蚩々として、衆進みて尸祿素餐といふべきのみ、又山口孫右衛門は其父肥州島原の賊徒起りし時、臆病の働有之しが、幸に其恥を埋み、其後光之公、綱之公を御勤氣有りし比、表裏を以綱之公を讒し、剩加恩まで拜戴せしが、孫右衛門血脈を請繼、表裏第一にして、槓惣太夫が婿となりつ、邪曲の謀を以執權の役に上げ、甚賄ひを好めり、又商家農家をいはず、美女を求めて妾とすること家にみちたり、當國にては博多の柳街に足をはこび、浪速にては新町の花巷に身を委ね、東武にては吉原に小船を走らす、其外業のたわれたる事、語に言葉及ばずと云ければ、一座言葉なく、各息を詰給ひしに、一の座に御座す法師の宣ひけるは、かやうに亂れたる政道をば如何はからひて、彼亂臣賊子を失ひ、世を靜謐にせん、旁の胸中を照し給へと有しに、戸帳の外なる男進み出て、某申上度旨ありといへども、愚息

大膳既不忠の働して御國をあやぶめし事、地下にありても面目なし、一言の愚悞も申がたしといひければ、束帯したる人、それはさる事なれども、人にこそよれ、何の憚か有るべきぞ、思込あらば、とくく申せと宣ひしに、此男膝立直し、抑邦を治るは將の心に有りて更に士卒に寄べからず、諸葛亮はさばかり才徳の良臣なりしかども、後主愚にして諫に随ひ給ざりしかば、其才も空しく、武田信玄在世の時、勇謀人に知られし者共、勝頼用されば長篠の一戦に悉く打死して、勝頼終に國を失ふ、かへすく廢興は將の心に有事成べし、かの重時が暴逆は尊命の條目に盡たり、又黒田專右衛門は碌々の庸人論するに足らず、其外暴臣共は先君寵遇有し者也、されば三年無改於父之道、可謂孝矣との聖教をおもへば、俄に罪科あらんも道に違ふなる也、重時專右衛門をば三年の後、祿を半分にして減じ、重時は中老の列に追下げ、專右衛門は大組に入、七太夫、吉右衛門が類は其父の先知を與へ、馬廻りに追込、下劣の成上りし者共の内、無益の輩は悉く追拂ひ、さて横正太夫、七左衛門に美作を加へ政事をばなさるべし、此四人性質を論せ

ば美作慄悍にして事を忍びず、しかれども質朴也、忠兵衛は利慾に走り、好て親疎を隔て倚頼を心とす、然れども事になれて格式を知れり、正太夫は粗鹵といふべし、しかれども妄作ならず、七左衛門は貪忍にして便に着く、しかれども黑白は知べし、君上四人のひと成りを察し、其得失を抑揚し給は、おのづから愁なかるべし、其下役人を擇ぶ事、幸臣依估をなさず、諸士の入札を用ひ、君上も御自其人の賢否を論じ、公の沙汰を以て進退あらば、國中恨なかるべし、今國風淫盜に流るゝをば目付を入て是を禁じ、十五より四十迄の諸士は武術を學び、一月に兩三度、宰臣の家に於て弓馬劍術等を試、追廻の馬場におゐて乗馬せしめ、役人を立て家中の馬數、且は強弱を改、五十以下の者には乘輿を禁じ、又君上にも一年に兩度程は諸士の武術を御覽有て、其術に達したるは御感有、いまだ勤仕せざる輩をば御前にも召れ、用に立べきものならんと御言葉を掛られなば、御下知なくしておのづから武をばげむべし、然れども今のごとく諸士困窮に及んでは法令行れがたし、先上げ米を赦し給ふか、並しめにして拜借銀をゆるさるゝか、二つの外有ま

じ、もし風説のごとく御藏に餘る金銀あらば、勿論上げ米をも拜借をも御赦しなくては叶はぬ事也、さもなくば京大坂の御借銀をば郡中五歩米八萬俵を以年切に拂、諸士の上げ米を赦し、拜借或農商に私の借銀ある人は其借高に應じ、上げ米を以年切に差引、無滞人は今年より上げ米なく、借銀有ものは其借高に隨ひ、或五年十年を経て上げ米かへさるゝも各廉直なれば恨なく、殊に今までは上げ米の上に拜借の押有て難儀せしを無借になりて押なきゆへ、たとひ上げ米をかへさるゝに遅速の違ひ有とも、今の困窮にはまさるべし、されども諸士の風俗、淫盜のみにあらず、専華麗を事とし、かりそめに會談すれども芳酒佳肴を供し、淫樂を興として、午時より雞鳴まで酩酊して更に歸る期をしらず、又饌具の佳麗珍器怪物を和漢に求めて人に誇り、或衣服のかざり分を忘れ腰刀も其他を賞し、切れを試ば事足るべきに、今は其沙汰なく、只外の美をのみ心とする輩少からず、殊に婚姻の禮其法に過たり、女を嫁せんとしては公私の金銀を乞借り、調度悉京師の好匠に求て金銀を雕め、衣裳褥衾總て錦繡綾羅を裁製す、かくするゆへ一たび

女を嫁る家は貨財皆費し失ひ、勤仕を止て田舎に塾居し、剩女を嫁せしに借錢せしこの面目顔に云這て、是をば祿を盜の慙を悔す、扱諸士の居宅破壊に及ぶこと貧のしわざにあらず、時に逢、或權家の親戚には煩勞して營作せし家をも、故なく代て取り、依頼なきものは栖荒したる家に住故、月々家具を持運びて諸士た、旅宿に留泊するやうに覺へぬ、去に依て居宅の營作を心とせず、年を逐て荒行ま、今日風雨を掩ざる破屋のみになりぬ、かやうの類一々に論せば算ふるに暇あるべからず、向來制法を正し、條目を擧て華麗を好むものはたとひ宰臣なりとも罪に處し、又諸士の居宅を代る事、專禁べき事也、扱御藏入を積りて儉約を守り、若又贏餘なく江戸の御參府成がたくば、今まで下劣のなり上りし者共を追放し、知行切米を他事に用ひず、御參府用と極置ば不足有るべからず、又諸士に下し來し俸祿を上げ米し、しきりに寵遇の近臣に加恩有事、誠非道の第一なれば、これより近臣の加恩を禁じ、其功勞あらば御藏入贏餘をはかり諸士議論の上、加恩を與へられなば、其人の功も夥敷、面目を遐邇に施し、國中恨なく、かへりてうらやみ慕

ふべし、如水公、長政公、御二代は捨れたる家を興し、
斷たる名を繼給ひしかば、某體草莽の者ども、舉用ひ、
宰臣どもなし給へり、今太平日久しく恩惠を子孫に
受繼、股肱耳目の世臣乏しからず、何の缺乏有てか奴
僕の輩を舉用ひ給ふぞや、諸士の器量あるをばら
び恩顧あらば、下劣の者にははるかにまさりて隣國
の笑ひもまぬかれ給ふべし、とにかく君上の御心得
こそあらまほしけれと申ければ、次にひかへし男の
言やう、是誠に國を治る根本、唐虞三代の教も又是に
は過じとこそ覺ゆれ、されば國を固ふする本は農に
有、今十五郡の百姓、苛政に苦しみ、業を務むるに力
盡たる者少からず、抑此元は毎度の御遊獵より人夫
費、郡吏ども私曲を構、或吏を遣ふ時を失ふ故ぞか
し、今より御遊獵の地は其所を極め、其所には稅務の
三ツ一ツを減じ、忬郡吏をゑらび、私曲をかまへ賄
にふける事をば、神文を以堅く禁じ、郡齋に數日送る
にも夫を遣はず、野菜等の一切用事は下し置る、役
料にて仕廻、百姓のものを貪りし事、薪は運漕便なき
所もあれば、其所の代官一年の積りなごを以、其年の
極月、正月、此兩月に伐置、代官所に預け、御遊獵の時

御供せし諸士に稠敷百姓の積りを以是を渡し、郡の
役人にも如し此せば、夫遣ひ少は減すべし、今迄有來
りし郡米を漫りに用ひず、飢饉の年、又は亡所に及ぶ
時に是を借、五歩程の利を加へて救ふべし、又新田開
と云事、役人おのれが功を貪り土地の利害を論せず、
去に依て今まで開きの徳用を聞ず、殊に其地の百姓
に與へず、宰臣を初、役人私曲を以買取、はるかに直
段をまして是を賣、取上の徳用にもならず、百姓は開
き普請に農隙を妨げて古田を荒す、此後開きを止て
古田をこやし、郡中を順見して、若は村直しといふ事
をせば、所によりて新田増たる徳用有べし、また楮島
と云事を仕立けれども、其功なくして今は捨りぬ、是
又楮を植し年より功用を謀るゆへ、百姓農隙を費し
て、己が徳用なき事を恐れて培養せざれば也、總而楮
に限らず、麥の糸の如き瘠地には茶か、或菟麻子の
類、培養に勞なき物を植置、生長せば百姓の利潤と定
め置、山には黄櫨の實を蒔、是も百姓の徳なりと稱せ
ば、自然と繁昌して後にはいはずして、上の徳用と成
べし、又田島の阡陌にも桑を植て生長せば蠶を、取て
綿を産すべし、かやうの事も急に其功をはかるゆへ

竟に繁昌せず、今郡中年々借銀積りて困窮に及、年貢
の未進も又多し、重時がはからひし公金米、其出所を
しらず、私の銀ならば元利悉捨て郡中を救べし、さ
なくば今年幸豊饒なれば郡吏免を下すに心得して百
姓を救べし、一年少の恵みに依て郡中の潤ひ束たる
薪に火をかくるがごとし、かくして十五郡に法令を
下し、百姓の遊樂を禁じ、稅務をすみやかにして、若又
不納する百姓を追放し、力有百姓を入替、又力有とて
銀米を以私に借取を禁じ、代官に訴訟し、是非を論じ
て理に徹したるに、代官輿判にてかすべし、さなくし
て借たるものは返納せずとも、かり徳とも定むべし、
銀米の借取自由なればかならず借銀せんといひて無
用働もなし、後には田畠を沽却して一村に百姓と云者
漸二三人になる、威を村中に振ひ、賄を以郡吏にした
しみ免を引さげ、或は荒地を偽りて年久しく作取す
る類頗少なからねば、郡を預る役人は幾度も詮議有
べき事なりと申ければ、唐笠の紋付たる人、初より黙
黙として居たりしが、顔差出し云様、いま兩人の申さ
るゝ處、道理至極也、しかはあれども一國の政事、一
座の會談にはもるゝ事のみ多かるべし、道三千乗國一

敬事而信、節用而愛人、使民以時とは孔聖の教
也、纔に三事なれども缺漏なく、よく心に味ひ、身に
かへり求めば、治道是に過まじうこそ覺ゆれ、然ば人
は將たる身の學問なくては、警者の杖なく、舟子の竿
を失ひたるにひとしく、善政ありとも、偶中にて頼
みなき事なれば、只願くは君上道を信じ給ひ、宰臣も
學問して政事の本を講論し、閭郷の四民共に聖學の
尊き事をしらは、風化おのづから行給ふべし、當家の
御代と御武勇は天下に顯然たれども、いまだ文道を
しろしめしたる君なく、其流竟にかゝる邪暴淫亂の
國とは成りぬ、返すく、今より君上より下宰臣諸士
に至まで、文武の兩道をば左右の手のごとく可心得
事也と申ければ、一座尤と同じて、また物言人もなか
りしに、天冠掛し一の座なる人の宣ひけるは、人々の
説話義明らかに事わかれたり、されども一度地下の鬼
となりて人間の交接絶たる身なれば、たとひ懸河の辯
舌ありとも何の益か有べき、それく、と有しに、いと
美しき童子玉壺に酒入、琥珀の盃添て持出ぬ、是は松
の尾の神、此會有事を聞召、はるく饋れたり、一つ宛
きこしめして鬱情をも晴し給へと有けれども、猶愁た

一越後守殿參府以後、國元江戸屋敷兩人一統之者、誓詞取替し、安藤九郎右衛門、美作一味、參河守殿に御付不_レ宜者に候間、逼塞被_レ仰付可_レ然旨訴訟仕に付、越後守殿より酒雅樂頭殿、久大和守殿に被_レ仰入、御兩人御差圖に而松平上野介殿、拙者兩人取扱候様に被_レ仰聞候、上野介殿一門之内、一人に而取扱如何之由御辭退、拙者も惟今無_レ御加之罷成間敷之由、達而申候へ共、ケ様之儀大勢にて取扱成間敷候間、兩人計にて可_レ然旨被_レ仰候故取扱、三河守殿に片山主水御付九郎右衛門下屋敷へ逼塞仕等致_レ落着無_レ事罷成候事、

一右騒動以後廿八人程大藏方に越後守殿御下知と存、誓詞差上候處、左様無_レ之由承候間、誓詞御返し可_レ被_レ下斷仕破り捨之由申候、此者共忠義之誓詞を破捨之由不_レ届者候間、急度被_レ仰付可_レ被_レ下候、無_レ左候は、御家を立退候者も、又頭を刺引籠罷在者も可_レ有_レ御座旨、國元より總名代使者を以申越候、就_レ夫越後守殿より國元を兩使を以對_レ父子忠義を可_レ仕誓詞致、ケ様に可_レ有_レ事に而無_レ之候、只今迄は家中出入と存候處、此度之使者對_レ父子忠

義申越候、前方之誓詞之通、忠義を可_レ存者、又誓詞を破り訴訟可_レ仕者、人別に證文仕可_レ差出、由御申越候へば、何も誤迷惑之由申越に付、彌對_レ父子忠義を存、家中致_レ和順、國元より不_レ義申上事奉_レ誤之由、一統之誓詞差上落着に而、上野殿在所に發足在_レ之候、誓詞取返候譯、別紙に有_レ之候事、

一右之通無_レ事罷成候處、家中不_レ致_レ和順、町人百姓寺方迄、大藏主馬内意を以引付、越後守歸國を相待體之由、國元より申來に付、越後守殿より雅樂頭殿に被_レ仰入、松平大和守殿、拙者兩人御願候、拙者儀者致_レ落着立退候間御免可_レ被_レ下由、達而申候處、大和守殿左様に而者中途より肝煎候儀成間敷由御申候付、又御兩所より相談可_レ仕之由被_レ仰無_レ據差加り遂_レ相談、片山主水を以扱_レ候處、事不_レ調候故、永見大藏并片山外記、國元より御呼、大藏儀者下屋敷へ參候様御申越候處、直に上屋敷に落着一統之者共呼集、内話有_レ之に付、越後守殿御聞、大和守殿拙者兩人を案内者に而雅樂頭殿に御越、兩人之者御預け之願被_レ相達、其上於_レ殿中御老中に申上、從_レ公儀御仕置被_レ仰付候、其條目越後守殿

より國元を被_レ指越、其次に家中面々前方に誓詞を以騒動之儀者子細有_レ之付、不_レ届には無_レ之候、一統之誓詞不_レ用事、對_レ父子逆意同前候間、此上者家中不_レ殘致_レ和順、奉公可_レ相勤候、右之通於_レ相守者彌可_レ爲_レ憐愍旨申遣候由、被_レ仰聞候事、

一美作彌逼塞、家督之大六若年に而、若奢候へば如何に候間、當分家老役不_レ被_レ申付、主馬甥岡島壹岐事、代々主馬より座上、美作所にも不_レ押寄候付、家老役御申付、與力同心合加増四千石給、絲魚川城代に御申付、岡島圖書も家老役御申付、本多七左衛門儀も壹岐一類故、與力加増在_レ之致_レ落着、御老中の家老共御禮に參、家中靜謐仕候に付、向後ケ様之出入取扱仕間敷之由、越後守殿、雅樂頭殿、大和守殿に相達、其以後之儀構不_レ申候、雅樂頭殿も右同前之御斷、御留所并拙者にも被_レ仰聞候、紙面之段々大和守殿、上野殿相談有_レ之事候間、彌御尋可_レ被_レ成候、以上、

十一月日

騒動前

起請文前書之事

一小栗美作、近年驕長不忠之者に候間、向後御政道に構不_レ申候様に奉_レ願候、私儀於_レ御爲_レ者何様之儀成共隨順可_レ仕事、

年號月日

騒動前

起請文前書之事

一小栗美作事、不忠不義付而、兩殿様御爲不_レ可_レ然候と被_レ思召候段、乍_レ憚御尤至極奉_レ存候、此上者私式も於_レ御爲之儀、者何様にも御下知相背申間敷候、此趣於_レ僞者、

年號月日

右之誓詞人に存寄を以指出に付、文言品々相替候得共、大方は右貳通之文言之趣に而御座候、

騒動以後、大藏爲_レ其身出せ候誓詞、

起請文前書之事

一今度中將様、三河守様御爲、御家御長久奉_レ願、大藏殿迄一紙差出隨順仕候事、

一自今以後中將様、三河守様御爲、彌無_レ別心、忠義之志忘失仕間敷事、

一雖_レ爲_レ大藏殿逆意之存念於_レ有_レ之者、即時申上、

中將様、三河守様御下知次第可仕候事、
右於此儀偽者、

年號月日

口上之覺

當春大藏殿御爲宜儀思召立有之由及承、私儀も誓
紙差上候、雖然殿様不_レ被_二仰付_一候處、兩度之誓紙差
出候儀、御爲不_レ宜、且徒黨之様に存候故、後悔仕、
右之誓詞相破申候、

六月二十五日

能勢庄左衛門判

戸田内膳殿
渡邊九十郎殿

右之外二十人程之者、誓詞取返し候口上書、少宛替
候へ共、大方同前之事、

切封_二而_一、天災のがれがたき御事候、拙者儀結構成御
役被_二仰付_一、久々御念比之段難有奉_レ存候、殿様此たび
御苦身奉_レ察、身之置所無_レ之候、つら_レ思慮仕候
處、此たびごなたへ落着仕候而も、拙夫罷在候儀、御
爲に悪敷候間、此上は發心之身と罷成候、扱も_レ申
ても_レ、以上、

正月十日

安藤治左衛門

渡邊大隅守

林内藏助様
小栗右衛門様

覺

一松平越後守殿家來聞番服部八郎左衛門、萩田主馬
一味に而、拙者取扱六ヶ敷存、致_二入寄_一、小栗美作方
より金銀を取候様に何角とさんだん仕候由承に
付、如_レ此越後守殿家老中の家來方より書狀爲_二差
越_一申候、

一筆申上候、然者服部八郎左衛門殿宅に大勢寄合、大
隅守儀小栗美作殿より金銀取候さんだん在_レ之、方々
語傳有_レ之風説及_レ承候、此度主馬殿出入に付、大隅守
被_レ致_二遠慮_一、美作殿へ書狀之取替も不_レ被_レ任、勿論掃
部殿は未對顔無_レ之候故、右之通御座候、此段大隅守
被_レ承_二風説_一而可_レ有_レ之候へ共、御父子様へ致_二御出
入_一不快之儀候間、各御内證に而御尋可_レ被_レ下_二之旨_一、
拙者共方より可_二相達_一由被_二申付_一候間、如_レ此御座
候、恐惶謹言、

十一月三日

藤田平太夫
平井市平

岡島壹岐様
林内藏介様

小栗右衛門様

右之趣承届可_二相達_一由口上に而申越、其以後家老中
より遂_二穿鑿_一候處、左様之形もなき儀不_レ申之旨、八
郎左衛門申候、然共此者影に而三河守儀をも申_二風
説之間可_レ被_レ致_二成敗_一由、越後守殿被_二仰越_一候、此方
より御斷仕埒明候上者、御成敗之儀御赦免可_レ被_レ下
由達而申に付、戸田備州を以御老中へ成敗之儀御伺
候へば、逼塞御申付可_レ然由御挨拶に付、知行取上、國
元へ被_二差越_一逼塞御申付、于_レ今罷在候由承候、以上、
一筆申入候、

一今十八日御父子様、上野介様、渡邊大隅守殿御列座
にて被_二仰渡_一候趣、
一三河守様は片山主水當分御守被_二仰付_一、且御國之御
仕置等も可_レ致之旨、御老中御内意にて被_二仰付_一
候、先主水儀御請仕候、
一大藏殿儀先達て被_二仰出_一候通、御仕置に御構之儀
御無用之事、
一大藏殿御連枝之事候間、心底に存念有_レ之候共、禮

義勤御出入如_レ前之可_レ致事、

一美作事隱居就_レ被_二仰付_一、只今迄出入候家中之面々
憤相止、出入可_レ申事、

一美作儀逼塞不_レ申、中將様、三河守様を窺_二御機嫌_一
之義遠慮有_レ之間敷事、尤御目見等にも罷出可_レ然
どの御事、

一美作一家逼塞之體不_レ宜被_二思召_一、騒動以後不_レ致_二
出仕_一、且御發駕之砌道中を以_二飛脚_一御機嫌不_二相
窺_一候儀、何と哉覽事を構罷有候様に、御老中被_二思
召_一、中將様にも甚以不_レ宜被_二思召_一候、尤只今迄遠
慮之儀も可_レ有_レ之候得共、自今以後、左様之心底無
_レ之様に可_レ致事、

一雙方々様に被_二仰出_一候上者、彌御爲存相慎可_レ申
候、以後騒候儀於_レ有_レ之者、逆意と被_二思召_一事、

一此上騒候儀、彌以在_レ之間鋪候へ共、猶更相慎可_レ申
候、若左様之儀於_レ有_レ之は、唯今迄御爲と申上候
儀、爲罷成候様被_二思召_一候事、

一萬事御仕置家老共に被_二仰付_一、從_二脇々_一如何様之
儀申上候共、家老共と御相談之上被_二仰付_一可_レ然候
事、

一御家中之面々誰に不_レ限、縦ば御爲と云共大勢御下
知背、又者仕方惡敷候者、公儀に被_レ得_二御内意、急
度可_レ被_二仰付_一事、

右之趣御老中之内に被_レ得_二御内意、被_二仰渡_一之間、
此旨大藏殿、美作并一家、大將分、大名分、頭分、微
細可_二申渡_一之御意候、尤此書狀不_レ殘可_レ爲_レ致_二
披見_一之仰候、且又御仕置之儀者追而可_レ被_二仰出_一
之間、左様可_レ被_二相心得_一候、恐々謹言、

四月

多賀谷内記
小栗右衛門

萩田主馬

片山主水

林内藏介殿
片山外記殿

一等之誓紙案文

誓紙前書之事

一前後兩度之御書出相守、彌兩殿様御爲第一奉_レ存、
御後闇儀聊以仕間敷候、勿論奉_レ對_二御爲、諸傍輩與
以_二惡心_一申合一味仕間敷事、
一相役與中惡敷不_レ仕、御爲第一奉_レ存、諸事致_二相談_一

之時私を不_レ立、多分に付沙汰可_レ仕候、勿論相極候
儀を影にて何角申間敷事、

一諸役人書出僉議之時、此度出入之好之方、又者雖
爲_二中惡敷者、無_二最負偏頗、有體落着可_レ仕事、
罰文

年號月日

右者家老面々、尤人持之分、

誓紙前書之事

一今度御家中出入に付、松平上野介様、渡邊大隅守
殿、雙方に御異見、一先無事罷成候處、不義成存念
有_レ之付被_二仰渡_一候趣承、何も奉_レ誤候間、此上者何
様之被_二仰出_一にても違背仕間敷候、尤存念不_二相
達_一者も違背之儀右同前事、

一前後兩度之御書出相守、彌兩殿様御爲第一奉_レ存、
御後闇儀聊以仕間敷候、勿論諸傍輩與奉_レ對_二御爲、
以_二惡心_一申合一味仕間敷事、

一番頭諸物頭相談之時、私を不_レ立多分に付沙汰可_レ
仕候、勿論御役人書出、又は何に而も御用被_二仰
付_一候節、此度之憤を不_レ出、無_二依怙最負_一善惡之儀
有體可_二申上_一候、又々風説有_レ之候者承届、家老中

へ相違騒動仕間敷事、

罰文

年號月日

右者番頭、物頭、其類之寄合、
又平番諸役人之誓紙者、前書二ヶ條、右同前、末ヶ
條騒動仕間敷旨、御家老仕配方に被_二仰付_一候由、奉
得_二其意_一候、萬事無_二遠慮_一御奉公專一に相勤可_レ
申事、

右一等組中組外扶持取面々不_レ殘如_レ件、

起請文前書之事

一度々騒動之儀に付、何事出來候共、兩殿様御扶持を
奉_レ戴候上者、不_レ願_二自餘_一、御頭以_二御下知_一、兩殿様
に御奉公可_二申上_一候、萬一御頭、兩殿様違背之儀
御座候者御下知離、兩殿様御奉公可_二申上_一候、勿
論違背之企承候は、無_二隱置_一御目付衆迄急度可_二
申上_一候、其外之儀者御頭御下知相背申間敷候、若
又風説之儀申來候は、其者之有所承届、御頭迄注
進可_レ仕候、右之趣於_二相背_一者、罰文、

年號月日

宛所御目付

右者與力足輕之誓紙同_レ之、一組切れ判、

起請文前書之事

一度々騒動之儀、百姓共迄承候風説之儀御座候共、御
郡奉行様方へより無_二御下知_一候は、騒動申間敷
候、若風説申來者於_レ有_レ之者、其者之在所承届、御
郡奉行迄急度可_二申上_一候事、
罰文

年號月日

右者村々名主等、

誓紙前書之事

一今度越後守様御父子御爲を奉_レ存、誓紙預り置候
處、虚説有_レ之致_二騒動_一、其後色々存念申出、御老中
御耳にも入、誓紙預り置候儀不_レ調法に思召候に付、
何様にも御とがめ可_レ有_レ之候得共、御用捨之所奉
存候、此上者向後家中之儀、諸事取持一圓に構申
間敷候、尤對_二御父子様_一憤を立、曾而何角と申間敷
事、右之趣於_二相背_一は、
罰文

延寶七年十月十六日

永見大藏判

片山主水殿

萩田主馬殿

覺

美作奢并御養子之儀風説付誓紙、
 兩殿様奉_レ對_二御爲_一、大藏殿迄差上候儀、不届とは不_二思
 召_一候、乍_レ去其誓紙御取納一統之誓紙被_二仰付_一候間、
 家中無事罷成、互に出入可_レ有_レ之處、誓紙を背、物を
 も不_レ申、不禮之輩多有_レ之由達_二御聞_一候、前方數通之
 書付誓紙載候處、相背之事不届千萬思召候、定而左様
 之下知差引仕者も有_レ之、右之通候哉不審思召候間
 可_二申上_一候、此上之様子御覽候而御穿鑿被_レ成、急度
 被_二仰付_一に而可_レ有_レ之候、江戸高田家中之面々爲_二申
 聞_一誓紙を破、背_二御下知_一者於_レ有_レ之急度可_二申上_一
 旨、御意被_レ遊候間、左様可_レ被_二相心得_一者也、

未十月八日

國元寺社并町中雜説之儀申來候共、許容不_レ仕、其者
 住所承届、役人迄可_二申出_一候、左様之者宿借候共、
 住所不_二承届_一候者借申間敷候、俄宿借候者之儀、縦好
 みたりといふとも可_レ致_二遠慮_一事、
 右之趣國元へ早々申遣、路次にて無_レ滯様可_レ被_二申
 付_一候、書付請取候返事可_レ被_二入_一披見_一候、以上、

未十月十三日

家中面々可_二申渡_一事

一當度一統之誓紙仕候以後、神文相背、互和順之體無
_レ之候、様々雖_二人之下知_一合點不_レ仕候に付、此度
 達_二上聞_一御詮議之評定所おゐて、別紙書付之通、一
 門中へ御預被_レ成候、此上不義之志於_レ有_レ之者、公
 儀并對_二父子_一可_レ爲_二逆意_一候間、左様可_二相心得_一
 事、
 一先日如_二申渡_一、前廉誓紙差上、騒動之儀者子細有_レ之
 付、不届には無_レ之候、一統之誓紙不_レ用事、對_二父
 子_一逆意同前候間、此上者家中不_レ殘致_二和順_一奉公
 可_二相勤_一候、右之通於_二相守_一者、彌可_レ爲_二憐愍_一候
 間、此旨具可_二申聞_一事、以上、

未十月十九日

御直判

家老中

覺

一永見大藏事、今度小栗美作儀に付、萩田主馬一統之
 者相靜可_レ申處、左様に不_レ仕、其上越後守在國に候
 處相伺不_レ申、美作宅へ押寄せ騒動爲_レ仕候事、

覺

一萩田主馬一統之者、誓紙を取、徒黨爲_レ仕候事、
 一大藏儀越後守當地に召寄候處、無_二遠慮_一居屋敷に
 直に落着、頭取仕候者共度々相集密談仕候事、
 右之段越後守、三河守に對、不届被_二思召_一候、遠島可
_レ被_二仰付_一候得共、御用捨被_レ成、大藏儀松平大膳大
 夫被_レ成_二御預_一候、以上、

十月十九日

覺

一萩田主馬儀、今度小栗美作儀に付而、越後守在國之
 處、不_レ待_二下知_一永見大藏に一味徒黨之者共誓紙爲
_レ仕候事、
 一越後守參觀以後、又不義之訴訟申出付而、あやまり
 候旨誓詞仕候已後も、一味之者共不_二相靜_一様に仕
 候儀不_レ届事、
 一越後守、三河守ために宜敷存由申儀共は、願之通に
 申付候處、又候哉我ま、成儀共申出候事、
 右之段越後守、三河守に對し不届に被_二思召_一候、切腹
 可_レ被_二仰付_一候得共、代々相勤來候者に候間御用捨
 被_レ成、主馬儀松平出羽守に御預被_レ成候、以上、

十月十九日

一片山外記事、今度小栗美作儀申立、永見大藏致_二一
 味_一候儀、越後守爲を不_レ存わがま、なる訴訟申出、
 國元江戸屋敷家中騒動爲_レ仕候事、
 一越後守僉議之上、誓紙をも被_二申付_一候已後も、不_二
 相靜_一様に申なし候段不_レ届候事、
 一中根長左衛門事、江戸留守居仕罷在、越後守にも
 不_二相窺_一、永見大藏方より誓紙之儀申越候處、當地
 に罷有候者共誓紙取集、隱密に國元へ遣_レ之候事、
 一今度あやまり候一統之誓紙仕候已後も、不_二相靜_一
 様に申、なを騒動仕らせ候事、
 一渡邊九十郎事、目付役をも仕候處、大藏主馬申合か
 たん致候事、
 一騒動以後、一統にあやまりの誓紙仕候以後も、不_二
 相靜_一様に申なし候段不_レ届候事、

右之段越後守、三河守に對し不届被_二思召_一候、切腹
 雖_レ可_レ被_二仰付_一被_レ成_二御用捨_一、片山外記事、伊達
 遠江守へ御預、中根長右衛門儀者、松平越前守に御
 預、渡邊九十郎儀者、松平大和守に御預候、以上、

十月十九日

廿三日於御評定所申上候趣、其外にも存出候分書付を以可申上之旨、二十四日能登守様、彦坂又兵衛に被仰付候故、今度以書付申上候、

一去年正月七日、林内藏助申候は、自分儀地震以後、二三年之内仕置能有之候得共、近年者惡敷候間役儀を辭可然之旨、永見大藏被申之間、可致如何哉と申候、付而我等挨拶には越後地震之節、五郎左衛門相果、餘仁に可被申付人無之間、出羽守殿と相談之上、御老中様被御内意候之間、無辭退親之役儀可相勤之旨被申出に付、不及兔角奉得其意候、越後之地震者、極月廿七日、明正月役儀は被申付候、其正月に在國之御暇に付而、我等儀致供候、自分儀年若者故、津田左門を頼入國、廿日程跡より罷越、諸事相談仕候、林内藏助儀、地震之年之八月頃、岡島壹岐我等と同役に被申候、入國之年之八月頃、岡島壹岐我等と同役に被申付候歟と覺申候、四五年も相勤相果申候、其内岡島圖書、安藤太郎左衛門、村田國右衛門、安藤治左衛門家老役被申付候、壹岐相果、其後萩田主馬我等と相役に被申付候、地震之三年程過に而は

細成役儀連判赦免に而御座候、其後一年は病氣爲養生、大成用儀も赦免に而御座候、其後者氣分も大形能御座候、付而大成用事、家老共承り候節者致相談候、

一自分儀病氣と申不才に御座候故、大役御免被下候様に直に一兩度も申、又者家老中ケ間にも二三度も斷申候、内藏助も存之事之由申候、然者此心底之上は早々被申達如何様に成共御爲宜様に奉願之旨、内藏助申合候、内藏助返答、尤之由得其意候由申候、
一 小栗雲入、大藏宅に招、内藏助に被申候趣物語候得者、雲入返答に早内藏助を頼申上候由承候間、左様御意得可有旨申候へば、一段之事之由、大藏申候、
一 其後林内藏助、小栗右衛門を以役儀赦免之事之即刻、隠居を望候へば、其日之内に相濟、家督與力等無相違忤被申付、其年忤江戶へ罷越、御目見仕候事、
一 隠居被申付候故、下屋敷に引込可申と存候處、其比城下其外一圓不治、一門之者共、尤忤出入之

者共、遠方へ越申間敷之旨申候、それ故忤臺所之脇を圍、御當地に罷越迄は何れへも罷出候事、私妹病者故折々見廻申候、尤法體を仕、名を改申度存、去年之霜月比、以使者、小栗右衛門方伺申候へば、先折も可有之間、重而可申出之旨に付而、其儀無御座候事、

一 正月九日、四月十八日之騒動、私儀家之内に罷在委細者不存候、風説其様々御座候、然に付而正月九日には式臺之上之間に罷出、着袴羽織見込之面々與力共皆返し、如何様之儀に而檢使之仁參候者、兎角を不申、首を延、被討可申と存、立向候者家中之騒動、越後守父子爲如何と奉存、右之仕合御座候、夜も明候へば別之儀も無御座候、

一 隠居被申付以後之儀者、風説共は承候へ共、慥成儀者曾以不存候、
一 安藤治左衛門國許立退申候段は、其節者最負々々申候、御當地へ罷越吉田意安方存念之書付上申沙汰御座候、忤安藤次郎兵衛御當地に致牢人罷有候間、此者に治左衛門在所御尋、治左衛門を召出御尋候者埒明可申と奉存候、右之外當分存寄無

御座候、自然御尋に付而存出儀も可有御座候、尤失念可仕儀も可有御座と存奉候、只今者御預者故家來も無御座、傍輩に相尋申儀も不被成、松平越前守殿右筆を頼調差上申候、不都合成儀共御赦免被遊可被下候、以上、
延寶八庚申年十二月廿六日 小栗美 作判

一 小栗美作儀仕方不宜、領内之民數年困窮仕候、收納憐愍之儀無御座候、納所相濟不申候百姓共は數多追拂申候、萬端仕置等私意を立、家老共存寄申達候儀も罷成、一人之任心執行候、其身好美麗、儉約之者無御座候、隨其趣家中之者共分限不相應被仕及困窮候事、

一 美作下屋敷夥敷取廣申候、其節六月に而御座候間、最中之田畑を過分に潰、寺院を追立、四方に高き土手を築、堀を穿、並木を植、與力屋敷近邊在々より之通路共に三ヶ所に口々に柵を付、往還を差塞、一方口に仕候事、
一 美作世倅大六幼少之時分より諸事結構に守立、美作世倅之様には不仕、三河守在所に罷有候内、終に不爲致自見候、大六所へ者、家中之者共進物

或太刀目録持參仕、目見に罷越對面仕候、其體傍輩之作法に而無御座候、追日様子重く罷成、様文字を付申體に而御座候、家中往來之節供廻美々敷仕、供鍵迄爲持申候、下野守在世之内、城下往還之節も供鍵爲持不申候、

一 大六儀、家中之者に路次に而行逢候節、步行立之者にも乗物より罷出申儀無御座候、如何存候哉、私共には出合不申候様に仕、近付にも不罷成候事、

一 去正月家中之者共存寄申立候處、美作傳承、同八日隱居之願申立、其夜中に堀内之藏に預置候金子請取申度之由、金奉行の方の申遣候處、年始藏開も不仕、其上夜中にも御座候間相渡す間敷之由、返答仕候へ共、切々使差越に付而、安藤治左衛門と申年寄役の相伺申候處、相渡可申之旨、治左衛門差圖仕候に付、金子相渡申候、翌九日の晩景、美作召仕之者旅裝束仕、町中旅用意之物共爲調、與力之者、家中之親類の方へ罷越、美作立退申に付而暇乞に參候と爲申候而、家中致騷動候様に相工候事、

宜様に家中之者申立候に、治左衛門儀者會而不申立候、其上別而重恩之者に而御座候處、此節欠落仕候儀、家中之者不審存候事、

一 大六家督美作相願候よりは結構に申付候へ共、美作并一家之者一人も禮に不罷出候、越後守參觀仕候時分迄終に目見に不罷出候、例年參府之節、道中の使者或飛脚を以様體相伺候處、其儀無御座候、事を構たる様に逼塞仕候事、

一 美作與力之内田鍋平左衛門と申者、美作小姓立之者に而出頭仕候、與力に而差置候儀不足に存、美作願申立、直參に仕、大六掃部と申候時分、守に付置申候、右之者世悴を平左衛門與力に而罷有候内、美作江戸へ罷出候節召連、三河守小姓に申付候處、一日も奉公不爲相勤、江戸より美作罷歸候刻在所に召連、大六小姓之様に仕置、給恩を請、三河守には終に奉公不仕候事、

申十二月二十八日 岡島 壹 岐判

一 越後守近年致老衰、領内之仕置之儀、總而小栗美作に任置候處、美作大志甚、領内之仕置萬端私意を

立、相家老其外用人共存寄申達候儀不罷成、一人之心にまかせ執行申候、并其身好美麗、曾而儉約之志無御座候、依之家中之者共隨其趣、諸事分限不相應に仕、及困窮候事、

一 美作悴大六儀、幼少より結構に守立候、且三河守在所に罷有候内も終に不爲致目見も、美作悴之様子に不仕候事、

一 大六方へ家中之者共致目見候様に仕掛、進物或太刀目録或箱肴等を持參仕、目見に罷越候、前々美作心に背候者は家中之た、すみ不罷成候様に致なし候故、時之權に隨ひ罷越候處、早速對面仕候、其體傍輩之作法に而者無御座候、追而様子重く罷成候に付、様文字を付申體御座候、家中往來之供廻り美々敷仕、供鍵迄數多爲持申候、下野守存生之内城下往來之節も終に供鍵爲持不申候、大六に家中之侍臣步行立に而行逢申候刻及禮候得共、乗物より不罷出不禮仕候、且亦田鍋平左衛門と申者與力にて御座候を致直參、大六守に付置、是又色々奢せ申候儀共御座候事、

一 領内之民數年困窮仕、收納憐愍之儀總而無御座

候、剩民屋をつふじ所を追拂、新役諸色掛取上申候、町中にも品々申付候故、是又困窮仕候事、

一 美作下屋敷大にとりひろげ、其時節六月に而御座候、最中之田地を過分につぶし、寺院を追立、四方に夥敷かまへ仕、并與力屋敷近邊之在々より通路共に三ヶ所之口々に柵を付、往還を差ふさぎ、下屋敷と與力屋敷指續候所を一方口に仕候事、

一 去正月初、家中之者共越後守に存寄申達候處に、美作傳承り、同八日之夜隱居之願申入候處、其夜中數年城内之藏に預置申候金子請取度之旨、金奉行の方の申遣候、然共藏開も不仕、殊夜中之儀候間、如何之由返答仕候得共、安藤治左衛門と申年寄役之者に相斷無理に請取申候、翌九日の晩方、美作屋敷に而召仕候もの旅裝束など仕、町中旅用意之物調させ、與力之内、家中に親類御座候者を其一類之方遣し、今夜美作立退申候付、暇乞に參候由爲申、家中騷申候様に相計申候、然者九日の晩騷動之儀は先日御尋被成候刻申上候通にて御座候、將又安藤治左衛門欠落仕候儀、家中之者共越後守爲宜様に申立、治左衛門事には會而訴不申候、其上越

後守別而重恩之者に御座候處、欠落申候段何も不審に存候事、

一美作家督悴大六に願申候よりは結構に申付候所、美作一家之者共一人も不罷出、且越後守參觀之時分迄一度も目見に不罷出候、參觀之節も例年に替、途中迄使者飛脚を以様體をも不相伺、事をかまへ罷有候事、

右之品々之外、美作悪事は數多御座候へ共、最前も如申上候、様子は越後守一門方々も可存候、重惡之儀者領内百姓町人近國之者迄も委細存罷在候、私暇願之儀者先日之覺書に替り申事無御座候、以上、

十二月二十六日

本多七左衛門判

去春越後守、三河守に家中之者共存念申達候處に、越後守、三河守心底に不叶と相見得、譜代之者共數多如改易之暇遣、其後大勢暇申入候處、奉公住所迄構之暇出申候、拙者儀も右之同意に御座候故、家に相勤候而者父子之爲に不宣と奉存候付而暇申立候、此上如何様にも越後守父子之爲宜様にと奉願候、以上、

十二月廿三日

本多七左衛門

小栗美作の尋候趣返答之覺
一其方儀、家中并民百姓迄仕形不宣様に申立候由、永見大藏方より林内藏介を以其趣被申候由、如何様之儀にて左様に申觸し候哉、其方聞及候通承り度候、仕置惡敷候儀、様子内藏介の尋不申候哉之事、

大藏方より林内藏介を以私仕置不宣候間役儀差上可然由被申候に付、早速請候事、兼々越後守に私直にも申、相役中にも申聞せ置候故、役儀赦免之儀早速奉願候、私儀萬事仕置之事、同役中致相談、其上越後守の申達、善惡之事申付候私故、別而意を立申にて在之間敷候、大藏へ私役儀勤様惡敷事尋可申儀に候得共、左様に候へば家中二ツにわれ騒動にも成候得者、越後守爲惡敷事にて候故答不申候事、

一大六を越後守殿養子可被成由、風説在之候旨、此段實に候哉、其外諸事奢者強、其上下屋敷取立候様子之儀承度事、
市正大藏私妻女者一伯殿子に而御座候、夫故私部

屋住之宅にも越後守、下野守、切々被參候其後大六母も相果申に付、大六儀を不便に被存、切々城にも呼被申候故、風聞に越後守養子にも被致候哉と申候、其後大藏娘御座候に付、大六を聲名跡に可仕由に候處、私子供最前有之候得共相果、大六は一子に而候間罷成間敷由申候、右之仕合故、養子之沙汰も御座候哉と存候、私奢之儀家來諸道具等振廻、彼是迄少も奢申事無御座候、下屋敷之事、親五郎左衛門代々山屋敷と申、一萬坪計之屋敷取置申候を、越後守城之外に屋敷を取立申度由被申候に付、私屋敷を上申候、代々與力屋敷之近所に代屋敷を越後守より給候而、五六千坪之所、越後守方より普請いたし給候、二間梁に廿五間計之家御座候、三方道をふさぎ申候事、與力町と私屋敷との間に古みち御座候を火事之節、私移罷有候時分、番を付、夜中は塞申候、其後越後守より右之道塞給候事、
一正月九日夜、四月十八日、兩度騒動之節、誰頭取に而候哉、慥に不存候とも、聞及候通承度事、
騒動之節、私家來屋敷々々内之者は門を立、出し

不申、外之者共は入不申候へば、誰頭とも不承候、外に罷有候與力家來杯參候得者、皆早速返し申候、騒動之事口々に候得者不被申上候、委細御聞可被成候は、内藏、助右衛門、山崎九郎兵衛、野本右近杯に御尋可被成候、此者共存可申候、且又誓詞書申候事、私一門縁者之内には一人も無御座候、戸田、安藤、加藤此類は一人も無之事、
一去年正月、越後守殿藏の預ヶ置候金子、藏開も無之内、自分之金子急請取候儀承度事、
正月藏開も無之内、藏の預ヶ置申候金子千兩請取申候事、私儀騒動無之候得者致供、江戸の參申等に付、例年二月中、下々切米相渡候得共、供仕候に付、正月切米くれ申候、其外者江戸遣に可仕と存候而申遣候、則金奉行岡上清兵衛、岩本十郎右衛門方は相斷候得者、早速相渡申候、越後守家に藏開と申事終に覺不申候、縦仕候事にては金子入用に候得ば相渡申候、
一越後守殿國元へ發足之砌、使者をも差出し不申候哉之事、

隱居以後、越後守參觀之節、道中へ以使者伺機嫌候、私者隱居に而、大六儀者私隱居以後一門之列を離申候付、使者をも上不申候、總而一門之者共計使者差上申候、右衛門方より飛脚をば上候様にと申に付、進物なしに飛脚計差上候事、

一其方隱居大六の家督御申付候處、一門之者も禮も不申事、如何様之子細にて候哉之事、

大六に家督被申付候時、大六儀城には禮に罷出候而、何方の家老共相談被仕候處、何も尤之由申候、大藏の申候時者、大藏を除、残り三人計申聞候得者可然由申候、其後越後守方より久世大和守殿の申上、萬徳殿に相極申候、以上、十二月廿八日

岡島壹岐の尋候趣返答之覺

一美作仕置惡敷儀者、如何様成る仕方を申觸し候哉、且又奢たる儀者、如何様之儀を仕候哉之事、

美作仕置惡敷段は百姓等納所嚴申付候故、百姓致困窮候、扱家老共者美作一家之者共故、諸事我儘に一分に而仕置申付候、此一巻に付而去

年正月、美作諸事仕置申付候由、江戸の越後守方より戸田庄右衛門使者に被遣候、且又下屋敷之儀者、耽と不存候へ共、一町餘四方御座候、百姓田地を潰取候故、百姓困窮仕候、美作子大六奢之儀者、家老共別而中能候故、結構に申成候様に存候、

一大藏主馬方の家中より誓詞取候儀承度事、

大藏方に留置候誓紙之儀者、越後守、三河守爲と存上候故、請取置候而も苦かる間敷と存候、越後守に窺候而、尤之由に付大藏方に誓詞留置申候、家中過半誓詞仕候、美作最負之者共は不仕候、一去年正月九日、美作方の騷動致、取懸候儀、誰頭取候哉之事、

騷動之儀、美作與力長谷川曾左衛門儀、兄尾崎五郎兵衛方の參、美作立退候由に付、暇乞に參候と五郎兵衛、近所之者に申聞候故、若者共風聞承、端々の走集申候、萩田主馬、越後守の相靜可申旨申達候へば、美作儀者退候者其通に可仕候、家中之者は相靜可申旨被申に付、其段申聞せ相靜申候、

一大六を越後守殿養子に可被成由、誰申出候哉之事、

大六兄左衛門、十年以前相果候、存命之時分、下野守養子に美作才覺仕候處、古出羽守相談之上、不調候、左様之儀を存候得ば、大六養子に仕度心得之様に被存候、

一四月十八日之騷動、如何様之子細に而、誰頭取候哉之事、

美宅作に而亡火を拵、火事有之沙汰に而、美作召仕之下女町の罷出歎候由、騷動仕候得共、憚儀に而御座候、

一騷動以後、家中致和睦靜候後、家中騷動、其後一通り御預け被成、靜候而又此度兩人暇願候事、越後守殿の不足も有之候而申達候哉之事、

此度暇申入候者共者、先達而越後守爲と申入候者共暇出し被申候故、其同心之者は暇申入候、私之儀も同名之者共暇出し被申候故、左候へば私儀も同名之者共、同意之事候間、越後守心に叶不申候と存、暇之儀申入候、

之事、

安藤治左衛門、美作と別而中能、美作と密談も度度仕候者故、露顯可仕哉と立退候様に存候、

一右一巻儀に付、大藏の參承、越後守殿へは不伺候儀、如何様之わけに而候哉之事、

越後守の不窺、大藏の伺候事者、騷動以後、諸事去年二月迄大藏の可相窺由、越後守被申渡候故、左様に仕候、其後仕置等構不申候様に江戸より被仰下、其後者無其儀候、三河守養子に成被申候時分、大藏は別儀も無御座候、

一今度暇出候人數、如何程有之候哉之事、

此度暇申入候は、知行取五六十人も御座候、足輕等掛候は、二百人近く可有御座候、以上、十二月二十八日

本多七左衛門の尋候趣返答之覺

一美作仕置惡敷儀者、如何様成仕方を申觸し候哉、且又奢たる儀は、如何様之儀を仕候哉之事、

美作仕置惡敷事は、百姓に新役を三十三色迄かけ、未進等強く催促仕、其上にも不調濟候得者追拂申候、新役三十三色之儀者、重而書付上

げ可申候、美作美麗好申候故、下々迄左様之事
を見習、花麗に罷成困窮仕候事、
一大藏主馬方家中より誓詞取候儀承度事、
誓紙之事、白紙に誓文を書載にも有之候、疔と
私之不存候、大藏主馬、越後守に窺候は御爲を
奉存誓詞を以申上候由申候得者、越後守被申
候者、爲と申候而之事候者、取置候様に被申
に付、大藏方に取置候様に承申候、
一去年正月九日、美作方の致騒動取掛候儀、誰頭取
に候哉之事、
正月九日騒動之儀、頭取と申も無御座候、爰か
しこより二人三人宛罷出、大勢に罷成候、使番之
者二三人罷出静申候、其上主馬、越後守へ承候得
は、美作立退候は、其通に差置候様に申候、
一大六を越後守殿養子に可被成由、誰申出候哉之
事、
大六儀、越後守養子之沙汰之事、大六奢に而供廻
大勢に而供鍵杯も爲持申、萬事奢候而相見申
候、其上大六の家中之者、箱肴にて主人の目見之
體に而逢申候へば、越後守養子之様に存申候、安

藤平六と申者、太刀馬代にて參申候、其外も有
之由に候、越後などには、傍輩の方の初て參
申候に太刀馬代など持參申候事、終無之候事、
一四月十八日之騒動、如何様之子細にて、誰頭取候哉
之事、
四月十八日騒動之事、美作屋敷より火事出可申
哉と氣遣存、騒動仕候、
一騒動以後、家中致和睦静候後、家中騒動、其以後
一通り御預け被成、静に而、又此度兩人暇願候事、
越後守殿へ不足も有之て申達候哉之事、
美作隠居以後静にて、後又暇之事申候儀、越後守
爲と存候者暇を出し被申候得者、我等共も同意
之者に候間暇申入候事、委細先日書付に而申上
候通に御座候、
一安藤治左衛門立退候様子、如何様成子細にて候哉
之事、
安藤治左衛門は美作と別而中能者に候故、美作
と密談も仕候と露顯可仕哉と立退候様に存候、
一右一卷之儀に付、大藏の參承、越後守殿は不窺
候儀、如何様之わけにて候哉之事、

今度越後騒動以後、諸事越後守并家老共の不
伺、大藏へ窺候事、林内藏助、小栗右衛門、安藤治
左衛門などは輕者にて候、大藏儀は連枝之事情、
其上越後守と間も能御座候故諸事伺申候、
一今度暇出候人數、何程有之哉之事、
此度暇申入候者、知行取五六十人も御座候、足輕
等迄は、二百人近く可有御座候、以上、
十二月廿八日
岡崎壹岐の尋候趣返答之覺
一今度御穿鑿之儀に付、初發より之様子委細に存候
者可有之候、家中立退候者、又者暇出候者之内に
而成其人指にて可申候事、
初より之段々委細に存候者共
番頭 村田團右衛門
奏者番 岡島將監
留守居 岡島治部
右三人者越後守方より暇出し申候、
用人只今は役免候
多加谷内記
是は今に越後に罷在候、

暇取申候
大名分 津田左門
是は構無之に付、御旗本在之候兄津田内記方
に可罷在様に存候、
此者共具様子可有存候、
一安藤治左衛門、家老職をも勤候間、委細之儀能可
存候、彌其通に候哉之事、
治左衛門儀、委細之儀可有存候哉、其段者難存候
事、
一壹岐、七左衛門暇之儀申候に付、差續暇可申出者
在之候哉
拙者共暇申候以後、三十人計も暇之儀申入候者
可有御座と存候、最前暇申候處に留被申候
故、先留り罷在候者共に御座候、以上、
正月十二日
岡島壹岐口上
初より之段々委細存知申候者共、
一村田團左衛門御番頭
一岡島將監奏者番
一岡島治部留守居
此三人者、越後守方より暇を出し申候、

一多加谷内記、用人、只今、是者于今越後守方罷有候、
一津田左門、是者御當地構無之者に候間、御旗本
に罷有候兄内、記方に可罷有之様に存候、

一安藤治左衛門、是者美作と懇意之者候故、美作と
密通致立退申様に被存候、

一岡島圖書、越後守方より加増被申付候得共、其
後遁世仕候、

一高梨加兵衛、是者江戸留守居、美作別而之者にて
妻子をのけ、一兩日過、加兵衛も立退申候、

一拙者共暇を取申候以後、暇を申入候者共三十人計
も可有御座様に被存候、最前暇申候處に留被
レ申候故、先とまり罷在候、以上、

正月十二日

岡島壹岐本多七左衛門兩人に相尋候趣返答之
覺

一前後之様子存候者に、様子相尋候様に仕度存候哉、
無遠慮可申候、左候へば只今申候分は大勢之事
候、同品之儀に候は、右之内頭取之者可有之候
間、壹岐、七左衛門相談之上、二人程も書付可出候
事、

奏者番
岡島將監
使番
小野里庄助

右兩人前後之様子委細に存候間、御尋被下候様仕
度候、併庄助儀者越後守強き構之者候間、此外岡
島治部被召出、御尋可被遊候様に存候、以
上、

正月十二日

本多七左衛門に尋候趣返答之覺

一今度御穿鑿之儀に付、初發より之様子委細に存候
者可有之、御家中立退候者、又は暇出候者之内に
て成共指而可申候事、

初より之段々具に存候者共

多加谷内記
岡田求馬
岡島將監
岡島治部
小野里庄助
多田番右衛門
岡田藤左衛門

右七人内、將監、治部、庄助、此三人別而様子存候
者にて御座候、

一安藤治左衛門、家老職をも勤候間、委細之儀能存べ
く候、彌其通に候哉之事、

治左衛門儀、前後之様子可存候哉、其段しかと
申がたく候、

一壹岐、七左衛門暇之儀申に付、差續暇可申出者有
レ之哉之事、

何か四十人計可有御座候、拙者共此方へ參
候以後之儀者不存候、

一先日美作新役申付候儀、追而可申旨に候、其段承
度候事、

書付一通持參差出之候、以上

正月十二日

覺

古役

一油他國の出計 一樽罎 一能登鹽 一大豆他國の出計 一眞綿
以上

新役

一酒 一茶 一紙の類 一布 一白布 一ちぢみ

一たば粉 一ぞくかね 一黒がね 一室役 一鹽
一生魚 一千魚 一鹽魚 一鯉のし類 一胡麻草
一油 一油滓 一かねかす 一胡麻かす 一白木綿
一染木綿 一島木綿 一油之類 一絹 一白苧
一青苧 一金引 一清絲 一町米 一炭 一馬賣買
一古手之類色々
以上

古役新役之儀如、此御座候、然共私儀役に掛り不
レ申候故、細か成様子具には不存候、事多儀に候
間、自然少々相違之儀も可有御座候と奉存候、
以上、

本多七左衛門

覺

江戸留守居、家老仕候もの
岡島治部
奏者役仕候もの
岡島將監
小役人頭仕候と覺申候
小野里庄助

右三人父兄弟等構無御座候者、御當地に罷有候
由及承候得共、住所者不奉存候、先刻御歩行目
付衆迄申上候通、津田左門儀者奉公かまひ御座候

得共、住所免申候付、御當地に罷有候、是に御尋被
成候は、右三人之住所知可申奉存候、左門
兄津田内記と申候而御旗本衆に而御座候、以上、

正月十二日

本多七左衛門

七左衛門口上之覺

前々より様子委細存知之者、

- 一 多加谷内記、一岡田求女、一岡島將監、一岡島治部、
- 一 小野里庄介、一多田伴右衛門、一岡田藤左衛門、
- 右七人之内、將監、治部、庄介、此三人別而様子存候
者に而御座候間、御尋可被成候、
- 一 安藤治左衛門儀者、段々越後守取立之者之事に候
へ者、立退可申者に而者無御座候處、遁世仕候
段、何の子細に而御座候哉、推量難成候、前後之様
子可存候哉、其段しかと難申候、
- 一 壹岐、七左衛門暇申込候後暇申入候者共、四十人
計も可有御座候、
- 一 最前立退候者之内に、美作懇意之者は一人も無御
座候、治左衛門者、美作と別而懇意之者にて御座
候、
- 只今之家老
- 一 小栗右衛門、一林内藏助、一小栗兵庫、一本多監物、

正月十二日

渡邊九十郎口上覺

一 美作奢并私曲之事、越後守に前方耽と不申達候、
美作儀者越後守宜存罷有、一段之儀に候得者、威
勢に恐誰も不申達候、家中一統に訴之以後、美
作前々より之様子度々申聞候、

一 美作勸を以、越後守遊興も御座候、近邊之海邊に女
子などを召連參候得共、供廻彼是に付、大分之費
御座候、其外細成事共に而も色々費多御座候故、近
年勝手不如意に罷成申候、就夫辰年城下火事出
來、侍屋敷多致焼失、家中困窮仕故、公儀に拜借之
願被成候得共相叶不申、已年參觀御赦免被遊
候、依之家中之者共存候者、家中救爲可申拜借
之願被成候得共不相叶、參觀を御赦免被遊候得
者、定而家中に救も可有御座候と存罷有候處に、
存之外美作存寄にて役金并馬扶持迄差上申候故、
家老共も其通に差上げ申候に付、侍共不殘差上げ
申候、萩田主馬、片山主水兩人は存寄
有之由にて指上げ不申候、

一 新役之事三十色程御座候、此段も越後守へ申聞せ
候に者、四五色程書付、越後守へ見せ窺候へ共、越

後守儀者百姓痛可申同心無之候處、美作申候
者、何方にても簡様之儀者御座候、役儀出し候て
者、少も百姓之痛申事に而無之由申候故、左候は
ば申付様に被申候得者、美作新役三十色程申付候
故、百姓困窮仕候、江戸留守居仕候岡島圖書方へ
申越に而、戸田備後守殿、渡邊大隅守殿へ品を少く
書付窺候得者、内二色は新役之事候間、如何可有
之哉と被仰越候得共、三十色程申付候、美作隠
居已後、九色許し申候、

一 三河守萬徳と申候時、拜領仕候三千石之知行、二千
石者大藏、千石者大六取申候事、一伯殿豊後に御座
候内、五千石之知行市正大藏に被下との儀に御座
候を、大六、千石取申候事不能了簡事、

二月十二日

中根七左衛門

一 信州逆木と申所五千石之所、田邊平左衛門と申者
は美作召仕而候、此者之兄長谷川安左衛門と申者
代官仕候而五年算用不仕候、此引負何方へ參候も
知不申候に付、美作へ勘定役人共申候へ共承引無
之、かまひ不申候體故、役人も權威に恐れ、其後

者不申候、安左衛門儀、去々年相果候得共、悴十八
に罷成候を美作取成を以、安左衛門跡役之儀申付
候様に仕申候、簡様之段も美作所爲之様に存候事、

一 安藤九郎右衛門儀、三河守殿守立候様子不宣様に
承候、三河守を招請仕、見物ものなど御座候節も、
三河守罷有にみすをかけ、自分之妻子に見物致さ
せ、自分之家來も三河守直參之者とまじへ置見物
致させ、簡様之儀共故、三河守に付罷有候者共も不
宣存候事、

二月十二日

天和聚訟記卷之一終

天和聚訟記卷之二

二月十二日於御評定所就御尋申上候事
 一去々年正月九日、家中騷動仕候事、家中より美作を
 訟候以後、美作隱居之願申入、未越後守何之申付も
 無之内に、美作城下を立退、國境に罷出、越後守申
 付を可相待所存之由、前日より風聞御座候得共、
 可有儀に無御座候故、不誠存罷有候處、九日
 越後守藏の入置候美作自分之金子有之候を、役人
 の度々使を立、急に請取申候、此儀を存候者共少
 々不審を立罷有候處、又其日掃部召仕候女三四人、
 小栗兵庫同十藏宅へ遣之申候、又美作召仕之小者
 町の罷出、美作今晚立退申に付供之支度仕由に而
 旅裝束など調申候故、町中に而其沙汰有之候、家
 中之者共承之彌不審に存罷有候處、其晚方尾崎五
 郎兵衛と申者之弟美作與力に而、美作心易召仕候、
 此者兄五郎兵衛宅に罷越、今暮美作國境迄罷出申
 に付可致供と存候爲暇乞參候由申候、此儀を近
 隣之者共承、扱々只今之風説實儀に相極候由、彼方

此方へ爲告知候故、家中之者共承之萬一立退申
 候者、越後守爲世上之評判不可然候、宅を罷出様
 子伺可申とて番頭支配方へ相詰、下知を請押留可
 申所存に而罷出候、番外之者共は永見大藏、岡島
 壹岐、萩田主馬宅へ罷越候者共も多御座候、壹岐屋
 敷は美作向、主馬は隣に而御座候故、美作門前も往
 來繁く御座候、主馬致登城越後守請差圖下知
 仕相鎮申候、美作宅へ押寄たるに而は無御座候、
 翌日美作密々以飛脚家中之者共、宅へ押寄狼藉
 仕候由、三河守方へ注進仕候由、風聞御座候得共、
 實儀承知不仕候、右之節私儀城に罷出、城内見聞
 仕罷歸候時分は相鎮候、騷動之始終、右之通に承候
 事、
 一安藤治左衛門逐電之事、此者は越後守近習に而召
 仕小分之者に御座候處、美作の取入無二之懇志に
 而罷成、美作へ執成立身仕、後に家老役仕候、依之
 美作儀をば越後守よりも大切に存體之者に御座
 候、美作も家老役に而心底諸事談合仕候、掃部崇敬
 之儀も此者家老役に而取はやし申候故、家中其趣
 隨申候、美作心底之大事をも此者には密談仕候様

子に家中之者共常々見届罷在候、美作儀訟に而隱
 居仕候へば、此者は逐電仕候より外は無之者に御
 座候、兎角美作隱居之上は、此者越後守家に不罷
 在筋目之者に候由、家中評判仕候、辯口之き、た
 る者にて御座候間、密に江戸に罷出、越後守儀御取
 持之御方などへ美作宜様に申成儀も可有之哉
 と、其節家中之者共申候事、以上、
 二月十四日 渡邊九十郎

渡邊九十郎口上書

一私儀目付役仕候に付、親類を始氣遣仕、常々何事も
 不申聞、家中より小栗美作を讒候儀も不存罷在
 候處、正月七日、私兄小野里庄介と申者申聞候は、
 美作仕置仕候而は越後守父子之爲不存、役儀赦
 免之儀下より可申立と存寄候者共、有之由及承
 候處、昨今大番組之内より誓紙を以永見大藏迄申
 入候者有之由申聞候に付而始而承候、美作仕置不
 宜儀露顯之事に御座候得ば、此上に越後守美作を
 最負仕候者家中落着申間敷と存、私存寄越後守に
 申聞、其後家中之様子見聞仕、折々越後守に申達
 候、越後守了簡之上、私不調法と於存者申分ケ無

御座候、私儀美作を訴候人數にて無御座候、尤
 誓紙をも不仕候事、
 一越後守近年朦氣打續、其上老體之儀に御座候故、領
 内之仕置、美作に任置候、此段去々年之春、戸田庄
 右衛門と申者を差越、雅樂頭様、大和守様にも申上
 候、越後守真信に御座候故、領内之仕置筋目に相
 計候様に常々美作へ申付置候處、越後守の不
 窺相計候に付、町人百姓迄美作を疎申候儀必定に
 御座候、町人百姓被召出被遊御尋候は、彼
 等可申上候、越後守何事も不存、美作一人之所
 爲、家中之者共能存候故、越後守へ對し不足無御
 座候事、
 一辰年城下焼失、諸士困窮仕候、手當之儀執成をも可
 申處、却而役金馬扶持まで取上申候、越後守不存
 儀、美作相計之事、
 一近年町在々々新役大分申付取立候に付、國中迷惑
 仕候、此儀は越後守不存、美作所爲に御座候事、
 一美作下屋敷請取候刻、百姓持之田地を取入、人足大
 分使之、百姓迷惑仕候、其上に越後守より申付候
 普請之外、越後守役人の申付、越後守林之竹木掘

植之、自分に而可仕儀を越後守入用にて相計之事、

一與力屋敷不足之由に而寺地を取入候、尤替地相渡候得共、美作自分之所爲を存候故、替地合點不仕、極樂寺と申寺逐電候、其後越後守菩提所、右之替地を取立住寺を入置、寺號をば立申候事、

一與力町、他人之往來を嫌ひ、私に番所を構へ、往來之人を留申候故、何も脇道仕候、岡島將監と申者參懸り、古來より有來候往還、自分として留申儀不_レ能_二了簡_一由、番人と及問答_二押而罷通候_一、美作怒て柵をふり往還を塞申候、越後守に相窺候由、後に美作一家之者共申候得共、内所に而伺候哉、實儀不分明候事、

一信州逆木に差置候長谷川安左衛門と申代官、大分取込仕候に付、申付様も可有之儀と、勘定奉行度度申候得共、美作承引不_レ仕、剩美作以_二執成_一加増をさせ、其加増知を以引取候様に役人へ申渡候、美作依怙如此候故、城下に罷有候役人勘定之吟味難_レ成候由、勘定奉行申候を承候事、

一美作先年江戸に罷出候節、旅宿之相手として、右之

代官安左衛門を、越後守へ不_二相伺_一江戸迄召連候事、

一悴子掃部儀、大藏頭と申付候處、大藏に差越たる仕方に仕成、其上美作へ心に入之者共、掃部崇敬之體難_二心得_一仕方と、家中之者共不審を立申候事、

一掃部致_二成長_一、表より及_二出仕_一候節、掃部家來田邊平左衛門と申者之差圖を請、家中之侍ども太刀打紙二箱、肴持參、奏者に而主人の目見之仕方に而對面仕候、先年永見市正、同大藏、始而家中之侍共へ對面仕候節、ケ様之仕方無_二御座_一候事、

一三河守養子相定候刻、家中一同に祝儀之目見仕候處、掃部一度も目見に不_二罷出_一候、與力持、大名分之者共、終に一座不_レ仕、尤書狀之取遣も不_レ仕候事、

一三河守最前所務仕候豊後知行、大藏と同分知に仕、掃部儀、向後連枝之格と美作へ心入之者共申ふらし、美作悴子之格をはなれ、家中歴々、様文字付申様に罷成候事、

一巳の正月、越後守年内拜領仕候御鷹之鶴、内所に而披_レ之頂戴仕候處、掃部致_二出仕_一相伴仕、此儀を嘉

と奉_レ願候、以上、

二月十四日

渡邊九十郎

一美作役儀被_二申付_一、五六年之内、末々之役人迄懇志を美作取成を以申付候、

一越後守近年不仕合打續、裏方并下野守相果、前の松平越前守殿も被_レ致_二死去_一、至_二近年_一美作驕、掃部仕方、右之通に仕成、又三河守家老安藤九郎左衛門と申者すぐれて人品不_レ宜者に而、大小となく美作差圖を請、不_レ宜儀共重疊仕候付、家中之者共歎_レ之、美作隱居仕、掃部家督に申付、家來之格に相定、其上に三河守方の筋目能家老付置候者、越後守家長久之儀と存寄難_二捨置_一、美作儀申立候と及_レ承候、一家中之者共、越後守父子之爲と申立候處、聞届候由、最前越後守家中之者共、申聞候、越後守儀奉_レ重_二御公儀_一、不_レ依_二何事_一、御公儀向_二き之思召_一と承候得ば、少も違背不_レ仕、眞信成儀數年家中之者共能存候條、今以對_二越後守_一不足を存候者共御座有間敷候、私儀今度蒙_二御尋_一之事難_レ有奉_レ存、見聞仕置候儀を申上候、此上は何様之御成敗被_二仰付_一候共可_二申上_一様無_二御座_一候、何分にも越後守爲能様に

例に取成申候事、右書記仕候儀は家中露顯、下々迄存たる儀に御座候、此外美作數年の驕、掃部仕方品品御座候得共、一々難_二申上_一候、尤家中風説之儀は實儀承知不_レ仕候故不_二申上_一候事、

一美作若輩之時分、父五郎左衛門、堀三郎兵衛、津田左衛門など頼置候に付、三郎兵衛も異見など仕候へ共違背仕候、三郎兵衛儀者相果跡潰申候、甥之大學を養子に仕候處、小姓役仕罷有候とぞ、跡は潰申候、弟共も分知取罷在候處、少々儀に閉門など申付潰申候、是も美作と三郎兵衛不和故、箇様に罷

成候間、其後は誰も異見不仕候、
 一 田鍋平左衛門、三河守小姓に呼出し申候、小姓に與力子召出し候儀終無御座候處、是計召出し申候、小姓之給分、番頭之子、其外之者之子、給分違申候處、番頭之子同前に取申候、平左衛門子は掃部小姓に而召仕、三河守方へ一日も奉公不仕候處給分爲取申候、

一 京都御吳服所、美作懇成る者に申付候故、以前より越後守用達申候者迷惑仕候間、半分々々兩方へ申付、此比用達申候、美作懇成る者に現來三拾石宛とらせ申候、大津米宿以前より用達申候矢島など、申候者、又美作自分之用達申候者に又半分々々に申付、矢島など城下へ參訴訟など仕候事も御座候、只今は美作懇成者役人に仕候、

一 美作近年仕置に成、殊之外費御座候間、不勝手に罷成候、家中に而も越後守樂にも罷成候へば能御座候へ共、左様にも無之、費計に而箇様に罷成候地震之時分五萬兩之拜借、以下家中知行も召上、藏入に仕、自分々々之新田取上迷惑仕候、
 一 下野守後家現正院、公家衆中納言殿息女に而御座

候、越後守も下野守子無御座候段残念に存候、法珠院同前に仕候、誰も逢不申候處、美作父子は何角取入出入仕候、夫故尾崎彌兵衛、局はやまを以現正院養子に才覺仕候、夫を現正院子に仕候へば、下野守子に罷成候間、左候へば大藏も誰も不罷成候間左様に仕候、

一 美作方へ仕候誓紙なげ込み誓紙と申、美作最負之者は何分にも如在仕間敷由に候、此度天野一學弟右衛門は美作事引申候由、一學申候間紛無御座候、

一 前廉美作仕置悪敷段、越後守爲と申、誓紙仕候者共を美作す、め大藏方より誓紙取返由申候、其段は手紙なごす、め申候間紛無御座候、

一 美作隠居之儀、戸田備後守殿渡邊大隅守殿以、雅樂頭様、大和守様へ申上候、片山外記、拙者兩人へ被仰渡には隠居被申候由、尤に候、委細は參府之節可申入由計にて候處に、國許に而美作申候者、家中此度騒動仕候處に、美作神妙成仕形に而早速鎮、一段之由齒醫者忠康久印能書にて御座候、久印認申候書物御座候、文法惡敷美作望に而は御座有間

渡邊九十郎

口上之覺

一 敷由申候へ共、態と左様に仕候哉と存候、夫故公儀思召此通りに而御座候得ば、大藏方へ遣申候誓紙取返し可然由す、め申候、

一 小栗右衛門、林内藏介は美作最負之者故密談仕、主馬など相談用不申候間、美作隠居仕候而も仕置に構申候段、家中察申候、美作隠居仕、主馬役儀赦免之後、監物壹岐被申付、壹岐は西東も不存候若輩者、監物は妹婿、右衛門、内藏は美作最負之者故、何も美作荷擔之者故、又美作仕置に罷成候と家中之者共申候間、攝津與市を以越後守方より申遣候は、此度は監物、壹岐家老役申付候事は私に而は無之候、公儀より御差圖に而如、此候間左様に心得、家中和順仕候様に申渡候へば、家中何共不申出候處、被申越候様相心得和順仕候由申候、
 一 美作仕置悪鋪段は家中何も存候事に御座候得共、誰共頭取は不存候、初而誓紙仕大藏方へ遣候は、天野一學組之大番組之内仕候村田團右衛門番頭岡島治部、留守居同將監、小野里庄介、此者など口強に而何角相談仕候者に而御座候、大藏方へ誓紙仕候者は家中半分より多く可有御座候、以上、

一 私儀四年以前、午の九月江戸に相詰、三年以前未正月、越後守國許騒動之時分は江戸屋敷留守居中用儀申付罷在、未之三月、越後守參觀後も直御當地に相詰罷在候事、

一 越後守家來江戸常詰之者、國許騒動後私に申候は、國許に而は御父子之御爲之儀品々認申、其上誓紙をも差出候間、認は不仕共御父子之御爲不忠之存念無御座、又は美作へ心寄少も無御座、一紙指出申度之由申に付請取、萩田主馬方へ差遣候事、
 一 未之三月十六日、越後守參觀之前日、十五日江戸常詰之者共、又は三河守家來とも越後守に誓紙差出度之旨、其趣は安藤九郎右衛門儀、三河守に付置候事甚ため不宜者に御座候、此段自分之宿意を以て申達に而無御座との誓紙之趣に而御座候、此段は子細有之書付と存請取不申、則家老多加谷内記を以越後守申聞候處、心指之儀に候間、早速請取差出候様にと申付候間、請取差出候事、
 一 小栗美作奢之儀露顯仕候通御座候、去未之正月越

後守國許騷動之儀は、美作倅掃部分限に過甚結構に仕立、一門之者共へも態遠々敷仕成、家中大身の者共へ逢不_レ申、手立を以家中侍共箱着に而掃部へ目見爲_レ仕、又は國許にて他出之時分の様子三河守許罷在候節、往來之體には甚差越へ候、掃部崇敬之儀取持申者、第一、三年前國元騷動之翌日欠落仕安藤治左衛門、其外頭取申者、路次に而掃部と互に乗物又は馬に而合申時分下馬仕候得ば、掃部儀は乘ながら家來を以御通候へと申候、又は供廻之體、國元之儀に候へば、下野守存生之時分往來にも供道具杯は無_ニ御座_一候、掃部往來仕候には供道具爲_レ持_レ之、右之段に候得ば、後々越後守養子に可_レ仕思慮に而可_レ有_レ之と家中之者共推量仕候、三河守も安藤九郎右衛門儀は、先年欠落仕候安藤治左衛門親類一味之者、美作無_ニ知音_一にて御座候、三河守三年前迄は若輩に御座候故、九郎右衛門宅へ折々招請仕、見物もの呼寄、三河守居候近所をも不_レ憚籠を掛、自分妻子に見物いたさせ、三河守家來罷在所に自分之召仕をも交置、君臣之禮儀猥事、一美作近年越後守へ奉公立仕、越後守爲に惡儀をも

不_レ顧氣に入候様に相計候事、國許に而は美作仕形、江戸三河守方に而は、九郎右衛門作法旁不_レ審存、一筋に美作父子之ため三河守被_ニ取替_一候と家中侍共推察仕候事、
一未之正月九日、國許高田騷動仕候は、美作不義至極之者と家中一等に申ならし候様子承、美作越後守に申達候は私儀御爲と存諸事相動候得共、家中之者共御爲に不_レ可_レ然様に訟申候由、役儀御免隱居被_ニ申付給_一候様にと申候、其通答不_ニ申出_一候内に、美作用金、越後守藏に預け置候を正月八日に役人に申斷急に請取申候、此段家中にて承、時分柄急に用金請取候事不_レ審に存候處、美作家來之者共の春之給金として相渡、若暇など給候は早速立退可_レ申候間、志之者共は密々其心得可_レ仕之旨申付候由、侍共承、扱は彌以立退申ものと存、何も罷出美作屋敷取卷申候、此段越後守承、騷動仕候事不_レ可_レ然候間、早々引取可_レ申旨に付而任_ニ其意_一引取申候事、一翌十日家老之内、美作知音安藤治左衛門欠落仕候に付、猶以美作密談之儀顯れ申候故、治左衛門欠落仕候と侍共申候由、於_ニ御當地_一は美作知音高梨加

兵衛、同年八月廿三日欠落仕候事、
右之外言上可_レ仕存寄無_ニ御座_一候、以上、
二月十四日

渡邊九十郎口上書

小栗美作行跡家中露顯之儀、大概以_ニ書付_一申上候處、此外存たる事共、家中風説儀をも委細可_レ申上_ニ旨_一、重而就_レ被_ニ仰出_一候、私及_レ承候通、又_ニ書付_一申上候事、
一美作仕置に罷成、家老林内藏介、安藤太郎左衛門、安藤治左衛門、小栗右衛門、何も美作懇志成由緒有_レ之者を執成家老役申付、其外加_ニ末座_一候役人等美作に取入候者共を申付候事、
一越後守近習之者共、大概美作由緒懇志之者共に御座候事、
一越後守在國之節召仕候女に付置候守役之者、最前右筆役仕、美作別而懇志之者申付候、寶珠院并下野守後妻源性院に付置候者共、是又美作懇志之者に御座候事、
一三河守家老安藤九郎右衛門、小岸藤左衛門と申者、兩人共に美作懇志之者に御座候、就_レ中安藤九郎右

衛門、美作無_ニ之者_一御座候事、
一伊達遠江守殿裏方へ付置候守役之者、是又美作懇志之者御座候事、美作大家老仕、五六年之内に右之通に方々家老役目付に美作懇志之者を執成申付候故、何方之儀をも美作心之儘に差圖仕候、尤何方にも美作儀宜様に越後守耳に相達候に付、越後守も心安存、仕置之儀美作に任置候事、
一先年美作申出候者、家老共用相達候刻、列座に候内違論之儀有_レ之候者、多分に付可_レ然由相定候、列座大概美作心入之者共に候故、何事も美作申出候通に一決仕候事、
一家中訴訟之者在_レ之候節、先其頭より大目付又は美作懇志之者を頼、密々美作に申入差圖を請候以後に頭家老共の申達候、美作に取入不_レ申内通無_レ之申達候訴訟之相叶たるは無_ニ御座_一候由、殊に近年は掃部家來田邊平左衛門を以て美作の内意申入候得者、理非之無_ニ僉議_一、埒明申候故、家中之者共此平左衛門に詔ひ申候、家老共も此者には心入仕體に御座候事、
一美作自分之願有之候得ば、大目付之内、又は越後守

近習之者、其事となく推量仕様に申懸候故、美作心底を推量仕、越後守に執成候而埒明申候、依之美作方より不申出候而何事も心之儘に相濟申候、此推量能仕候者ごもは、美作又越後守に執成立身仕候事、

一先年堀三郎兵衛と申家老、美作の折々異見仕、尤美作申出候事も不儀儀をば申破候、依之美作三郎兵衛を惡申事家中露顯之儀に御座候、三郎兵衛實子無御座候に付、甥大學と申者を養子に仕置候得共、三郎兵衛相果候以後、跡斷絶仕、門葉之者共迄衰微仕候、簡様之儀眼前候故、其後は美作へ異見申者無御座候、家老役人近習之者共、何も美作儀越後守に宜執成申候、小分成者などに美作心底に違背仕者有之候者は、忽不儀事共御座候故、何事も美作心底に叶候様に仕候事、

一美作小姓立に田邊平左衛門と申者、掃部守役に仕、越後守居間にも罷通、規式之節、座所結構に申付候故、此者美作父子之權を以歴々の無禮仕、何も不届に存候、又此者之悴子を美作願に而三河守小姓に召出、合與力之候處に掃部手前に差置召仕、掃部内

所より致出仕候節召連罷出、掃部と同一所にも罷通候事、

一京大津にて美作自分之用を相達候町人をば役人ぬ申渡、越後守用をも申付、其上に扶持人に申成候、最前より越後守用を相達候町人共迷惑仕、在所に相詰歎候得共不相叶候、京都に差置役人も迷惑仕由承候事、

一美作仕置罷成候以後は自分驕のみにあらず、越後守金銀大分費し、年々勝手不如意に罷成候、先年城下地震之節五萬兩拜借仕、城内普請、家中へ手當等仕候得共殘金少々在之候由、其節又家中直納之處ならしめに仕、新田等取上候得ば、越後守勝手差而不如意成儀在之間敷所に、偏に美作一人之無調法と家中取沙汰仕候事、

一近き頃掃部儀者、下野守後妻源性院養子に仕度由、美作密々申入候得共、源性院同心不仕候、此儀源性院に付置之尾崎彌兵衛と申者、并つばね羽山と申女物語仕候を承候もの御座候由、美作下心御座候而願儀、家中推量仕候事、

一美作へ心よせ之者共、なげこみの誓紙と申儀有之

由風聞仕候處、實正に相極候由、天野一學と申者之弟右衛門八と申者、美作の心入之上に御座候故、家中より美作を訟候刻、一學右衛門八の申談候處に、兼而美作の誓紙仕置候由申斷、美作の荷擔仕候由、一學物語仕候而承候、誓詞之文意は承知不仕候、常誓詞取置候儀、何も美作心底を疑候事、

一美作を訟候者之内、少々大藏に申入候者、最前了簡違以誓紙を申入候、誓詞相破候由申斷之者共御座候、此後美作相す、め候證據御座候由承候事、

一去々年美作隠居申付候儀と、片山外記私兩人を差越、戸田備後守殿に渡邊大隅守殿を以御老中様申上候處、美作儀隠居と申付候由御承知被遊候と計之御返答に御座候、然處に雅樂頭様の兩使被召寄、上意之趣被仰渡候由にて、美作宜様に書立仕、家中の申觸、御公儀之思召、此ごとくに候上者、大藏へ差出候誓紙取返可然之旨相す、め候、忠康、久印と申醫者、美作無二之者に御座候、此久印右之書付相調之手跡紛無御座候故、美作所持之儀露顯仕候、其書付家中之者所持仕候由承り候、上意を作り候儀、不届成仕方と家中風聞仕候事、

一美作儀隠居申付候得共、密々仕置にも構申體に見、其上一家之者共出仕を相止、越後守參觀之節も不罷出、美作宅下屋敷の日々參會、家中之者共疑ひ騒動仕様子致懸候由、結構成隠居之申付様に候處、對越後守不足に存體相見へ、難心得様子不届に存罷在候、然處に萩田主馬役儀赦免、岡島壹岐、本多監物家老役申付候、壹岐いまだ若輩、監物儀美作荷擔之者に御座候得ば、萬事美作請差圖仕置可仕候、然ば美作再罷出仕置仕候も同前之儀に存、美作を訟候者共迷惑仕候、然共又候哉何角と下より可申立儀に無御座候故、監物之仕置之様子、美作隠居之作法見届候以後、彌只今之仕方つもの奉公難成様子に而候は、其節は人々之了簡次第之儀と見合罷在候處に、監物家老役申付候儀家中不快に存候由、越後守聞及、攝津與一と申ものを申付在所へ指越、監物越後守了簡計に而無之、御取持之御方へ御相談之上に而申付候間、當分不快に存候共任其意、彌致和順可相勤之旨申付、家中之者共得其意、美作宅一家之者共之宅へも罷越和順仕、家中靜謐之由、攝津與一未罷歸

前に先達而注進有之候を承り、私御科に被_レ仰付候迄は家中一人も暇申者無_レ御座、在所和順仕候様に承り候事、以上、

二月十九日

渡邊九十郎判

萩田主馬口上聞書之覺

一 去々年正月始、美作に用事申付、江戸に罷越候由申候節、内々美作奢甚敷付、家中之者共次而を以訴申度存候處、右之仕合故、大藏方迄誓紙を以訴申候事、

一 美作悴掃部儀結構にいたしな候故、家中之者共不可_レ然存候、掃部儀越後守甥之事候故、萬事大藏次に越後守被_レ申付候へ共、大藏より御様子結構にいたしな候に付而、家中不便に存候、越後守養子など、も可_レ仕様に存候哉、左候へば歎々敷存訴申候、

一 騷動之事、美作儀以_レ誓紙訴候に付、美作隠居之願拾、立退可_レ申段不届候間押可_レ申覺悟に而、家中之者共罷出候、私儀は夜中にも候へ共城に罷出、虚説に而は可_レ有_レ之候へ共、美作立退候様に承り候由に而、押留可_レ申覺悟に而家中騷動致申候、若實

儀に而も候は、押へ留可_レ申哉と窺候得ば、身に誤有_レ之候而、立退候事に候故、退候は、其通に可_レ仕由被_レ申付候、家中之者共は静め申候様に被_レ申候故、目付役之者罷出静申候、

一 誓紙之事候、大藏方へ致_レ時參候處、如何可_レ有_レ之哉と請取不_レ申候處、何れも捨置罷歸り候故、越後守へ窺候處に、爲_レと申事に候は、請取可_レ申由申候付而請取置申候、

一 美作下屋敷を所持仕候を、越後守用事に取上候代として屋敷を渡申候、美作與力屋敷之際に而望候付相渡申候に、田なども刈仕廻不_レ申候内に、普請など仕候、道塞申候儀は越後火事之節、組之者共に申付番を付差塞申候、

一 安藤治左衛門發心之事、正月十日罷退申候、書置も仕候へ共、委儀も無_レ之候、家中之者共存候は、美作は懇意之者に而候故、美作惡事顯候故罷在候事難_レ成候而發心仕候哉と推量申候、

一 越後騷動之儀、越後守爲_レと存申立候事候、別而頭取と申者も無_レ御座候、委細之儀は訴申候者共に御尋被_レ遊候は、可_レ申様に奉_レ存候、

一 江戸詰之者共誓紙は中根長左衛門方より取集、大藏方へ届候様に申越候、付而大藏へ遣す、

一 家中之者共誓紙差出候儀は、正月七日、八日の事に而御座候、誓紙差出候日に隠居之願申候、

一 家中誓紙仕訴候付而、美作隠居被_レ申付候故、家中も静申候、越後守參觀之節、私儀も供仕候而江戸へ罷越候、其跡に而四月十八日、美作屋敷に理火を仕、焼立候など、虚説を申、さはぎ申候様に承申候、右之外替儀無_レ御座候、以上、

二月廿二日

口上之覺

一 越後守儀、近年愁打續、殊更老體故、萬端仕置等、美作任置事、

一 下野守子無_レ御座候、付而其比美作悴左衛門と申候を下野守養子に仕度之由、種々手入仕候旨、家中風説御座候、然共左衛門早世仕候故、其儀無_レ御座候處、又候哉掃部を養子に仕度存知、何とぞ下野守より申出候様に、松平下野守側近召仕候星野主膳と申小姓立之者に度々相願候由、然共主膳曾而同心不_レ仕候旨、是又家中取沙汰御座候、密々儀御

座候故、拙者主膳に直口は不_レ承候、主膳弟星野彌之助と申者、此儀能存候と兼而承及候、主膳に御尋被_レ遊候は、様子相知可_レ申と奉_レ存候、片山外記儀は下野守幼少之時より相勤、家老職迄仕候付、右之子細承候儀も可_レ有_レ御座候事、

一 右之養子不相叶候付、下野守後妻源性院と申、城内に罷在候、是れ色々手入仕、せがれ掃部儀、源性院養子仕給候様に申候、日來致_レ手入候さへ心能不_レ存候、殊更爲_レ後家之身、養子可_レ仕様無_レ御座候、曾而不_レ致_レ同心候由、源性院付置候尾崎彌五兵衛と申者に取次を以度々源性院申聞候由、家中取沙汰仕候、右之彌五兵衛被_レ召出、御尋被_レ遊候は相知可_レ申候事、

一 小栗掃部儀、大藏次と申付候處、結構に仕成、美作懇意之内林内藏介せがれ并安藤平六と申者、太刀目録持參仕、對面に罷越候、其儀家中へ押移目見と名付箱着持參仕、家中大形罷越候、掃部對面仕候様子、傍輩へ作法無_レ御座、禮文をも越不_レ申候由、依_レ之家中小身之族、美作別而之者は様文字に少々申様罷成候、登城之刻も供廻美々鋪供鍵二三本爲_レ持

候、其上家中大身之者共とは出違不申様仕候、是は掃部同輩之者共に而御座候故、傍輩之格を定間敷爲と家中一統に申候事、

一三河守初而御當地に罷越候節、美作供仕候、其刻與力田鍋平左衛門伴萬之助兩人共に乗物に而召連申候、日來越後守參觀仕候に家中之者五百石以下乗物停止、殊更又者乗物に而召連申儀、其例無御座候事、

一近年新役諸色取上申に付而百姓因窮之事、

一美作山屋敷、越後守慰所に上候、其替屋敷下屋敷近所取廣、植付候田を潰、寺屋敷追立普請仕候事、

一美作飾衣服好美食萬端奢を極、大地震之刻も家中作事等、又は供廻美々敷仕候は奉公に可罷成一旨、内意申聞候而小身之輩分限不相應に仕、無程家中困窮仕候、此儀美作下心御座候而勝手不如意罷成候を悦申と、何も後に存當不快存候事、

一家中困窮仕候付、音物皆々無用之由申付候處、其頃美作母忌中に而罷有候、美作家來共手寄々々家中之者共に申候は、朦氣各別に候間音物納可申旨、

美作存候由告知せ申付、家中大形差越候、則納置申候事、

一未之元朝、越後守家中之禮請候以後、風與病氣、其様體重く相見申候、萬一之節遺言杯と申如何様之儀可有之も難計、家中之者共無覺束存候處、無程快氣仕候、然共老體之儀御座候へば無心許存候、然所越後守參觀に先達而正月中旬、美作江戸へ罷越候由に而家來わ供之支度申付候、然ば美作江戸へ罷越候跡に而同人事訴申候儀非本意、最早諸士之諫此時と、人々存候哉、雖爲三年始同月八日より追々一紙差出、大藏を取次頼申候事、

一紙之取次大藏頼候事、大身之者には岡島壹岐、其比若年、本多七左衛門者近年病氣、其上不口上、片山主水儀者美作姉智、本多監物は妹智、渥美久兵衛者美作別而之者、年寄共に小栗右衛門者一家、安藤治左衛門者無二之一味、林内藏介も右同斷、拙者儀者同役故遠慮仕と相見へ申候事、

一此儀美作承之、林内藏助を以隱居之願申立候、越後守承致了簡可申付由申候事、

一同正月八日之晚、美作數年越後守藏に入置候自分

之金子請取可申之旨、役人方へ申遣候由、夜中と申、殊に年始藏披も未仕候處、藏明申事罷成間敷由返答仕候得共、達而可請取之由使及五六度、

無是非金子相渡候、城中之藏、殊に夜中之無分、急に金子請取申事如何に存候處、翌九日美作方より一家之者方へ女乗物并女房共、大勢步行に而差

越候由取沙汰御座候故、諸人不思議を立罷在候處、家内仕廻申體に仕、家來に旅裝束致させ、今宵旦那城下立退申之旨、所々に而申させ、其上越後守旗奉行尾崎五郎兵衛弟長谷川曾左衛門と申者、美作與力に罷有候、此者五郎兵衛方へ九日之夕方罷越、今宵美作立退申候、我等儀も供可仕と存候故、暇乞に參候由申之旨、五郎兵衛近所之者に知せ申由風説御座候、付而日來之惡事難遁存、右之通候哉、隱居之願仕掛其返答も不承、主人を侮立退申事不届成次第、自然立退には江戸へ罷越、公儀の罷出、諸事越後守差圖に而仕候と偽申上に而可有御座候、然時は越後守爲如何と存、手寄にて相集、彌立退申候ば押置、越後守下知次第可仕と存知罷在之内、努々美作宅へ押寄申に而は無御座候、因茲

拙者儀早々登城仕、越後守に相伺、使番目付共申付相鎮候事、

一右相願申候通、正月八日より追々美作儀訴申候處、同十日之夜、安藤治左衛門欠落仕候、依之家中之者共、扱は美作之諸事心を合候段難遁欠落仕候に無紛と一入何も憤申候事、

一正月十二日、本多監物、小栗兵庫、林内藏介宅へ罷越、大目付使番目付之者共八九人招之、書付を以申立候は、今度小栗美作逆心并掃部御養子之惡意有之内、御家中より訴申之由承及候、此兩様一家之者共何共覺悟不仕候間、急度御詮議被成可被下候、左様にも無御座候ば江戸へ罷越、公儀へ御歎可申上由申立候間、此旨越後守に相違候得ば、則大藏を呼寄、談之上寄中之者共存念可承旨、付而同日大藏宅へ家中頭分之者招之申聞候者、右兩様美作一家申立候、掃部御養子之儀は思召無之旨御誓言に而被仰聞候、箇様に事六ヶ敷候上は公儀沙汰に可成候哉、然ば御家之大事候之條宜敷了簡可仕之旨仰候、各如何存候哉と爲申聞候付、何も返答仕候は、美作爲帶弓箭逆心之不承

之候、掃部御養之儀は、彼は其方に而左様相見候得共、上に其思召無御座候へば何も安堵仕候、美作仕方悪布、侍は不及申、百姓町人等至迄疎申候事、他國迄も其隠無御座候故、此度訴申候、御當地に而美作と對決被仰付候ば、何も望所に御座候、江戸表公事之儀は上之思召之通、甚御家之大事と奉存候、然處美作一家之者共江戸へ可罷出と申上候段、是又御爲不願儀と奉存候、拙者共之儀は御家御長久願申より外者無御座候由申聞候に、越後守儀は箇様誓書に而、養子之存寄無御座候由申聞候に、美作儀一度も其申分不仕候段不届成仕方與何も彌憤申候、然所に美作一味之者共申觸候と相見、此度之一儀家中之者共、大藏を可取立惡意を以、事奢之由取沙汰仕候、此儀大藏承、尤風説と乍申、越後守、三河守傳承り如何可存も難計存知、家中頭分、大藏方へ招申聞候者、右之存念有之哉、左様にも無之候は誓紙指出候様に申に付、何にも誓紙仕候、其文言、

誓紙前書之事

一今度中將様、三河守様御爲大切、御家御長久奉願、

最前大藏殿迄一紙差出候事、
一自今以後、兩殿様へ彌無別心、忠義之志、忘失仕間敷事、

一雖爲大藏殿逆意於在之者、即時に申上、中將様、三河守様御下知次第可仕事、
神文

月日

一越後守も兩度之誓紙爲入念由、大藏へ申之旨承候事、

一小栗美作隠居仕、せがれ掃部に家督申付、其上部屋住之知行二千石、其儘申付重疊仕合可存之處、掃部家督之禮仕候刻、美作一家一人も不罷出、其上越後守儀三月九日、江戸に罷立候節も病氣之由にて、美作父子并一家之者一人も見送に不罷出候、同十二日、美作步行にて本多監物方へ罷越候、同日掃部遊覽之體に而下屋敷に參候、然者發駕之時分病氣と申候者僞之様に被存、何と哉覽事を構、左様成仕方と人々申候、然共美作隠居申付候故、家中之者共存念相叶、成程鎮罷有候事、
一四月十八日、美作屋敷火事共、又は大火と哉覽放共

申、町へ人を出申させ候杯と風説御座候而、町中より騒出候、依之家中少々騒敷御座候由承候、其以後越後守一家之者共と致相談申付候故、相鎮候由御座候事、
右之品々家中之者共不快奉存知候、則任御尋、
委細書記差上申候、以上、

二月廿八日

萩田主馬判

新役

- 一白木綿 一鐵 一染木綿 一白布 一島木綿
- 一俗鐵 一絹 一室役 一紬 一鹽 一白苧
- 一青魚 一青苧 一干魚 一金引苧 一油
- 一すが絲 一油粕 一馬賣買 一胡麻粕
- 一町米 一草種 一炭 一種粕 一酒 一古手
- 一茶 一多葉粉 一縮 一鹽魚 一紙 一熨斗
- 一鯉節 一布

以上 萩田主馬口上聞書

一美作一人に而仕置相計、其方などは構不申候哉之事、
私儀五七年已前家老役被申付候得共、病氣に

而大方は在所に罷有候に付、委儀存不申候事、
一美作悪敷段承候は、異見等も可申儀に而、其段如何之事、
拙者共異見申候而も美作儀、中々用申様成氣質に而無御座候故、終に不申聞候事、

一美作父子、家中一等に訴之程之儀に候旨、其前越後守殿へ申候而、何とぞ騒動に成不申仕方も可有之候、此段如何之事、
前方越後守に不申聞、家中騒動に及候段、此儀はとかく可申上様無御座候事、

一美作申付候、新役之分け、如何様之儀候哉、委細可申事、
近年越後守勝手不如意に付、新役六七色、岡島圖書江戸へ參候節、渡邊大隅守殿へ伺之候處に、二色は苦かる間敷候、其外は不入事之様に被仰候得共、美作其構なく、新役大分と申付候、品々は別紙に書付候而差上候事、

一渡邊大隅守へ窺候六七色之儀、何々に而候哉、二色苦かる間敷もの差圖いかやうの儀に候哉之事、其品とくと覺不申候故、不申上候事、

一江戸詰之者共調候誓詞、中根長左衛門方より取集め、其方へ遣候旨申候、先日は其方より大藏に届くれ候様にと申來候に付、大藏に相届候旨被レ申候、今日之書付は相違いたし候段如何之事、

拙者儀は在所に罷有候所に、長左衛門方より、江戸詰候誓詞差越候故、家中之誓詞は大藏方へ差出候に付、早速大藏方へ越申候、此段先日申違候かと奉レ存候事、

一初發に誓詞いたし候面々、何程可レ在レ之候哉之事、

美作一味之者共、外は大かた誓詞仕候、家中三分

二よりも多く可有御座と奉レ存候へ共、大藏に御尋被レ成候は、此段は委知れ可レ申候事、

西二月廿八日

片山外記口上之聞書

一私儀は下野守に付罷在候處、下野守致レ死去候後は、越後へ引込罷在、目見奉公仕罷在候故、委儀は不レ承、風聞計承罷有候處、去々年家老役申付候故、様子存申度と荒増様子承申候、然共右より連判仕候事も無レ之候事、

一越後守老年之儀に而氣力も衰へ申に付、國中之仕

置之儀、美作に申付候處に、猥に奢、殊近年は彌驕長候而、越後守、三河守爲に甚不レ宜事共多く御座候付、家中之者共越後守に訴申候事、驕之儀は岡島壹岐と同役申付置候處に、壹岐相果、其後萩田主馬を同役に申付置候へ共、兩人之者共にも萬事相談之事、うはべ計にて委儀は知せ不レ申候、安藤治左衛門と無二之入魂に而候、夫故治左衛門に取もたせ其身は一圓不レ存體仕成候事、

一信州逆木之代官長谷川安左衛門、三千兩程引負仕候、此者之兄弟、美作與力に而御座候、別而懇意之者に而御座候、勘定も久々不レ仕候に、美作取成を以加増百石爲レ取申候而、其百石を引負の方へふりむけ申候事、

一美作病氣に而、養生に上方に參候に、彼安左衛門を自分として召連參候而久々罷有候事、

一美作儀三河守供いたし罷越候節、與力田邊平左衛門を乗物に而召連申候、其悴をも乗物に而召連申候、越後守家中之法に而五百石より下は道中乗物成不レ申候に、又者をのせ申候、右平左衛門悴萬之助儀を三河守小姓に出し番頭之子供なみ之切米を

とらせ申候而、三河守方には置不レ申、悴掃部方に差置召仕申候事、

一六七年以前、美作宅焼失いたし候節も下屋敷に參、父子供罷在候時分、直江道、又は寺町に通り申候道三ヶ所、與力足輕を付候而、不用心に候とて差塞ぎ申候處、家中直參之者通り懸り、美作自分に而とめ申候は、是非可レ罷通、由申候而通り申候へ者、越後守へ申、右之道もらい候て柵を振、差塞ぎ申候事、

一左衛門を下野守養子被レ致候様に才覺いたし候儀、其後掃部をも右之才覺仕候段、最前は努々不レ存候、下野守死去以後、越後騷動之前沙汰をば承候事、騷動之儀は、正月八日に美作儀を訴人申候處、美作方より女乗物又は歩行に而も親類共へ差越申候、其晩下々旅裝束に而町を歩き、美作立退候由申、且又尾崎五郎兵衛方へ長谷川曾左衛門と申者、美作與力に而候が、五郎兵衛方へ參、今夕美作立退候致レ供申候由暇乞に參候付、近所之者共へ咄し申候へば、左候は、越後守下知次第押留可レ申覺悟にて最寄々々に罷出申候、萩田主馬城へ參、越後守へ伺

候而しづめ申候事、

右之外重而以書付可レ申上事、

西二月廿八日

一家中出入之儀、小栗美作奢をなし、猥りの仕置共仕候に付而、越後守爲甚不レ宜儀、家中之者共歎レ之、未之正月八日永見大藏を頼み、追々誓紙を以美作を訴へ申候事、

一美作自分に而金子千兩、越後守藏小役人之方迄預け置申候を、右八日之夜請取可レ申之旨、役人方へ與力を爲レ使五六度申遣、其夜請取申候事、

一正月九日、美作屋敷之内より女乗物共かき出し、又は女歩行も打まじり、美作一家方に罷越候沙汰有レ之、同晩美作家來共旅裝束にて爰かしこ立まはり申候由、越後守旗奉行申付置候尾崎五郎兵衛と申者之弟長谷川曾左衛門と申て美作與力に而御座候は、右九日之晩方、兄五郎兵衛宅へ罷越、美作今夜立退候可レ致レ供と存る故、是迄參候旨申に付而、五郎兵衛家なみ入魂之者二三人に是を申きかせるよし、ケ様之儀共に而家中騷立申候由之事、

一同十日、安藤治左衛門かけをち仕候事、

一同十二日、本多監物、小栗兵庫、同十藏、林内藏介宅へ參、大目付并使番七八人招之、今度御家中之面、美作逆意、且掃部御養子之儀訴之旨承之、此兩儀我等共會而不存事に御座候、急度被_レ遂_二御穿儀_一可_レ被_レ下候、於_レ無_レ左は江戸に罷出、公儀へ御なげき可_レ申上之旨申候由之事、

一後に越後守、大藏に對面、右之趣爲_二申聞_一、江戸へ出候事、甚不_レ可_レ然之旨、大藏其段何もに申候得ば、江戸へ之儀御爲不_レ宜候得共、私共は一圓左様には不_レ存候、於_二此元_一美作を急度せつ腹仰付被_レ下候様にと申候由之事、

一同十八日、美作隱居、世倅掃部に家督申付候事、一美作種々てだてを以申入候者、家中大藏を取立可_レ申存念之旨、越後守父子へ致_二讒言_一候旨及承、雖_レ爲_二大藏_一於_レ有_二逆意_一は可_レ申上之旨、重而誓紙を相調、大藏方迄指出之由之事、

一美作隱居家督之禮相濟、それよりは萬仕置等申付、越後守三月九日に在所發足致_二參觀_一候處、美作一家并一味之者共、晝夜方々寄合内談評議之體、且美作に別而心寄仕候野本右近、三河守召よするの

よしにて江戸へ參候故、家中事之外不審を立申候事、

一去八日、誓紙差出し申候者共之内十八餘、四月朔日、大藏方へまいり、誓紙相やぶり申之旨申置罷歸候、此者共禮日等之外は美作方へ參たる事も無_二御座_一候に、誓紙やぶり申てより後、毎日見舞、したしき様子共おほく御座候由之事、

一町中風説に煽煽と書付在_レ之、荷物三四駄、町人に預け置、四月十六日に美作屋敷之内に引取申候由之事、

一四月十七日、風烈吹申候に鐵砲をしぶ紙につゝみ、かなぐなど所々みゆる様にいたし、美作并監物屋敷の出入いたさせ、同十八日に美作屋敷之内に指置申候與力之召遣之女、町屋へ罷出、今夜亡火とやらん申物をはなし悉く焼まくるべきしたく候とてなきかなしみ候由、就_レ其町人共騒立、家財を持はこび申候故、家中之侍之内ひそかに罷出様子を見分いたし候へど、同日暮過之頃、與力共鍵長刀を持、美作、監物、兵庫屋敷へ相詰申候、依_レ之其夜騒動いたし候よしの事、

一高梨加兵衛と申而聞番役申付、江戸に指置申候處、美作懇志之者に御座候故、かれを以美作諸方をつくろい、彼者色々の偽を申めぐり候由事、

一越後守老年、其上高田殿逝去、下野守、越前守妻卒去、其外うれへども打續、氣力おとろへ申、國中之仕置、近年は美作に任置申候、然處に甚奢無道之儀共仕候事、

一美作仕置方に付而金銀を費申候事、過分之儀に御座候由、次に花麗を好み申候事甚敷、或は普請或は衣服類、其外諸道具等に迄迄華美之風俗專に仕故、越後守勝手近年別而不如意、萬手づかへ申候、且江戸入用之拂方、年を重而相濟不_レ申故、町人共迷惑仕候、然ば辰の年より町方在々へ新役數多かけ、民困窮仕候事、

一在所先年大地震之已後、家中知行之免相四ツならしに仕、新田等をも取あげ、新役をかけ、辰之年城下火難に付而參觀相延申候得共、勝手不如意之儀、其しるし會而無_二御座_一候事、

一信州逆木之代官に長谷川安左衛門と申候者、三千兩餘之引負仕候、美作懇切之者に御座候故、右之引

負年々終不_レ遂_二勘定_一、就_レ其城下之役人、引負御座候者も急度致_二穿鑿_一儀成不_レ申候事、

一美作先年病氣によつて致_二上京_一候刻、安左衛門儀暇をも不_レ申請_一致_二同道_一長々指置申候事、

一美作下屋敷をもらい申候に、此屋敷の内古より一の寺又は田地等も御座候、越後守前をば能様に取成いたさせ、彼住寺をのけ、青田之時分之百姓をいだし、屋敷に取、普請仕候由之事、

一三河守參觀之節、美作供仕候に、田鍋平左衛門并萬之助と申候世倅、此兩人を乗物にのせ召連申候、越後守直之者も知行五百石以下者、乗物にて供仕候儀制禁に御座候事、

一萬之助儀切米五十石に而三河守小姓に出し申候、五十石之切米は番頭以上之子供小姓に召出し候なみに而御座候、扱美作在所へ罷歸候刻斷申、萬之助をも召連、切米取申ながら五ヶ年之内、在所に指置申候事、

一辰之年之火事に美作宅致_二類火_一、父子供に下屋敷に居住仕候に、用心之爲と申在々よりの道、寺町へ之道以上三ヶ所を足輕に與力を指添爲_レ守_レ之、往還

を留申候事、

一近年美作に心寄之者共致誓紙美作宅へ持參、密平左衛門に相渡罷歸候、番頭に天野一學と申候者之弟右衛門八と申候者も、右之誓紙仕候旨、一學申之由之事、

一林内藏介世倅二人并安藤平六と申候者、掃部方へ太刀目録を致持參、其外之者共箱肴持參、其後家中に押移り何も目見之様成體にて箱肴致持參候、其内不參者も粗御座候由、又參候者之方へ掃部禮文をも指越不申由之事、

一故下野守妾源性院と申、在所に罷在候、只今は位も結構もてなしにて御座候、下野ゆいしよにて御座候と申、美作別而心入仕、誰も對面いたしたるものも無御座候に、美作者參度毎に遂對面申候、源性院晝夜持佛堂に而、下野位牌之つとめより外大かた他事無御座候旨承申候、然處に掃部召遣之老女を以、掃部を養子にいたし候様にと美作取もたせ候得共、源性院ひつそくの身に候へば存よらざる儀と申て曾て不致同心事、

一掃部致出仕候に、十四歳迄は城中乗物に而臺所

口迄參、奥に罷通り申候、其後表向きより致出仕候にも小十人番所迄供之者數多召連、おとな兩人は居間之次迄召連申候、越後守弟ども出仕之刻、座敷之内へは供一人も召連不申事、

一掃部常にありき申候時も供の者鍵二三本づゝ爲持申候、家中何も致下馬候様子に罷成、つくばひ候へば、大形之者には供之中小姓を以時宜爲致申候由之事、

一三河守養子之儀相濟、參觀迄之内に三河守へ掃部儀終目見を爲致不申候由之事、

一家中與力持之者共には何々出違、掃部をあはせ不申候由之事、

一總而美作惡事之儀、右之外數十ヶ條も御座候と承申候事、

一私儀下野守に奉公相勤申、卒去之後無役にて、越後守へ目見計仕、其間傍輩付合をも耽に不仕、五六ヶ年之内引込罷在候、然處末の三月上旬、越後守家老之列に申付候、役儀に付而家中之出入委覺悟仕度存、緣によりては餘所承申候、又役儀に付而遠慮もおほく御座候故承得ざる儀も數多御座候、就中

往年より粗見分仕候儀も御座候に付而、彼是取ませ申上候、右出入之儀、れもと乍申、越後守近習宜役に召つかひ申候内に、委細存候者共可有御座と奉存候、以上、

三月二日

片山外記

永見大藏

一去々年小栗美作隱居申付候處に、世倅掃部の部屋住之知行迄本知に相添候之様に、其分に被申付候、然處に掃部計家督被申付候禮に罷出、美作禮に不罷出、一族之者まで禮に不罷出、剩越後守江戸參觀之節迄も不罷出、監物、兵庫、十藏儀は、越後守申渡し有之儀に付一度呼出し申候、越後守在所出足之時分、暇乞にも不罷出、私を構、其上例年道中迄様體爲之飛脚差出申候處に、一圓差出不申、是又無禮仕候事、

一三河守養子に罷成、家中之者規式之目見も無御座候處に、掃部部屋住に而罷有候節より、家中之者過半太刀目録等持參仕、相對仕候事、

一下野守在世之時、城下にては供道具無御座候、掃部儀は城下往行之節、供道具爲持候事、

一家中之諸侍、前々は隱居扶持、總領扶持少々當て行ひ候處に、美作仕置に罷成相止、或は地方に而知行爲取申候を藏米に而相渡候、小身者には馬之飼料等遣候、是又取上、新田迄も取上、旁以家中之侍困窮仕候、并町人士民迄も新役を掛難儀仕候、如斯諸侍萬民共に不如意之様に仕候、然時は越後守勝手宜可罷成候處、以前に引替、近年存之外勝手不如意に罷成候段、不分別候事、

一美作下屋敷を取立申候刻、今少相待候へば作り付候いねをも相仕廻候處、堪忍不仕、青田を大分打おこし、寺地百姓等迄追立なげきかなしみ、古來よりの道をも指ふさぎ、越後守數年立置候林之用木まで百姓にはこぼせ、萬端我ま、成仕様に奉存候事、

一美作奢之儀、國中之儀者不及申、他家迄もかくれ無御座候通承及候、此段被成御尋候は、相知可申と奉存候事、

一越後守に私所存之通、誓紙を以申出候、此段被成御尋被下候は、乍恐謹而申上度奉存候、以上、

三月日

先年高田の遣候案紙 永見 大藏
猶以當御役儀無之御衆中にも、各より密々御達頼入候、以上、

小野里勝介被歸候間令啓達候、先達而攝津與市、吉田庄左衛門被參候間、此元之様子可爲演説候、度如申越候、兎角此度相鎮不申候では前後不成就候條、萬端拋來春御入國迄者御鎮候はでは不成就候、此一儀に付而最前公儀に御頼置被成上は、縱如何様之儀被仰出候共、御違背被成道理無之と思召候、尤仰出共御心には不叶儀も候得共、御自分様御仕置に成候へば思召入も可有之條、先此度總用静り申候へば、一入恩義と被思召候、ケ様に候へば兎角被致堪忍候事專一候、御爲方存候もの一人も不被捨置、且忠義と思食候へば、破候事不届に成可申候、不及申候得共、此度は是非御静り肝要候、無左候は、私心に成事候、自分之爲を存申述候にては神慮を以無之候、我等儀者御父子様御爲候へば、御家中之爲に候は、身命を可抛覺悟候故、其段無私心申入事候、猶勝介方可被致演述候、恐々

謹言、

十月十四日

永見 大藏

本多七左衛門殿 津田 左門殿

多加谷内記殿 岡田 求女殿

岡島 治部殿 岡島 將監殿

御爲方

御番頭中 町御奉行中

總御物頭中 御使番中

諸御奉行中

尙以御爲方之御相與中、御支配方不殘、此通密々御傳可給候、以上、

口上之覺

永見 大藏

當春誓紙被指上候儀、御父子様御爲、御家御長久、各御願、此段は上にも忠節被思召候、今以慥御忌不被遊候、然共一度公儀に被成御頼置候上は、たとへ如何様之仰出有之にても御違背難被成候、御心之儘に可被仰付と思召候へば、對公儀御不禮に罷成候、依之如何様之儀有之共致堪忍罷在、總用ふしたち不申候様相見候は、右之忠節御忌不被成上は、以來思召儘可被仰付與存候、此度仰出

違背候へば、春中よりの忠義無に罷成、中將様御心にもたがい甚不宣、國中御暇申上候は、御家立申間敷候、其せんは忠義を申上もの、以來とても御捨被遊間敷思召候、然ば各御暇申上立退候は、中將様にも御國を被指上に而千悔不返事に候、各御家つぶしには成間敷候哉、左候へば不忠第一のもの罷成候、尤前々より存入無詮事成申候、是非御静り御堪忍專一候、又々此上不快成仰出有之共、來春御入國迄はひと御だまり、御入國以後御なげき申上候はば、彌忠義に立可申候、上にも此御了簡御座候由候、不及申候へ共、御家つゞき申儀は各之忠義より立申候、此上に各御暇と候ては、各より御つぶしに罷成事と被存候、是以私心にては神慮を以不申候、夏中より度々仰渡、御内意等有之儀、各御だまし被成候と被存風聞有之候へ共、左様之存念は有之間敷と我等は存候、此度之仰出は不成就所を御堪忍專一候、成申所に而之堪忍は勿論候、不成就所之堪忍は則恩義に立可申候、依之道を被捨儀、無本意儀と存事は、たとへば君君たらずといふとも、臣は臣たらずば不可有と承候、然所に臣を御捨不被成、且忠義と思

召被詰候上は、幾度も堪忍可仕道理必然と存事候、右各御合點之前之事に候得共、遠方故自分之心底、若相たがひ候事も可有之哉と、各存入も難計候故、大圖之趣あらはし申事候、彌以御勘辨專一候、當小野里庄介方可爲演説候、以上、

十月十四日

永見 大藏

本多七左衛門殿 津田 左門殿

多加谷内記殿 岡島 求女殿

岡島 治部殿 岡島 將監殿

御爲方

御番頭中 町御奉行中

總御物頭中 御使番中

諸御奉行中

言上之條々

一今度之一儀に付而、御家中之面々へ申述候事共、御父子様御爲之外、以私意仕たる儀に而無御座候事、

一當春於御國騒動之儀、私差圖を以仕らせたる儀に而無御座候事、

一御父子様之御爲に奉對、不忠不義之存念無御座候事、

候事、
右之條々於僞者、可蒙日本國中大小神祇之御罰
者也、仍如件、

延寶七年十月十八日

永見 大藏

岡島 壹岐殿
片山 主水殿

天和聚訟記卷之三

永見大藏口上聞書

一親越前守於豐後五千石被下置、相果候後、眞田
長兵衛殿を以兄市正へ三千石、拙者へ二千石被下
置候、市正相果、倅萬德儀越後守養子に仕候而三
千石之知行之事、大藏方へと越後守は被申候處、
美作申候者、此三千石之事、二千石大藏、千石は掃
部に被下候様にと申候、越後守被申候者、自分
知行と乍申、越前守へ被下候事候間、大藏方へ遣
し可然由被申候へ共、美作申候者、私妻女御息女
に被成被下候儀候間、千石は掃部に可被下事
と申候處、安藤治左衛門其座に居合候而申候者、千
石の儀は掃部へ被仰付可然旨申候に付而、則安
藤治左衛門を拙者方へ使に被越被申候者、こ
くより心付も可被致候へども、手前も不如意に候
故延引被申候、今度萬德三千石之内二千石給候、千
石は掃部被仰付候由、治左衛門私へ爲申聞候に
付、此五千石之儀は左様に割くたき可申知行にて

天和聚訟記卷之二終

無之候、今度私へ被下候二千石、御纏三千石に被
成、掃部へ被下候様に仕度由、治左衛門へ申聞候
へば、罷歸り越後守へ爲申聞、又參候而右不申請
候得者、越後守爲に惡敷候間請候様に被申候由
に付、左候は、いともかくも申候而申請候、未々
此段訴訟可申候間、治左衛門取次給候様にと申置
候、

一拙者儀於江戸誓詞仕候儀は、國許より家中之者共
暇取申度由申越候に付、越後守私に鎮候様にと被
申付候故、自分にては成申間敷候旨申候へば、越
後守歸國被致候迄相待候へば、歸國の砌、忠不忠
を糺し可申付由被申に付、其段國許へ申遣候、
戸田内膳と申者、越後守方にて、大和守殿、大隅守
殿など御出御相談之事共、彼内膳立聞いたし、美作
方へ其趣具に申遣候、私儀をも内膳さへ申に付、
越後守私へ顔向も惡敷成候故、誓紙を以渡邊九十
郎を遣し、松平大和守殿へ越申、大和守殿方より
大隅守殿へ參候由、
一私江戸へ罷越候節、浦和へ十一日に着申候、十二日
に御當地へ參着可申と存候處、小野里庄介を使と

して、十二日は内客有之間十三日着申様にと申越
候故、十三日に上屋敷へ着申候處、馳走人など被
申付、落着之料理給り、其以後越後守へ對面仕候、
一九月二十二日、監物は國許之仕置可仕候、壹岐は
江戸に相詰用事可達候、主馬は國境を預り置候に
付而役免候旨被申付候へば、美作一所之事候
故、美作仕置も同前に候間、ケ様可有之事にて無
之候、奉公仕り候ても無益候とて暇取可申由、輕
者共存候に付、攝津與市と申者同道仕、越後守前
へ罷出、右之段越後守へ申聞候處に、左様に候へば
最前爲と申候段僞に成候間鎮可申候、越後守一分
にて申付事にも無之候間、とく鎮可然由被申
候に付、暇申候者共、其夜拙者方へ呼申候へ共、參
候者も在之、又不參者も有之候故、二十三日右申
立候者共不殘呼寄、越後守被申候段爲申聞候
へば、早速鎮り申候、戸田内膳罷在候小屋、私長屋
のむかひにて候故、私方へ右之者共など參候を見
申候而申立候と存候、内膳儀は美作懇意之者にて、
ケ様之段々は岡田求女、攝津與市など能存候、

一四月十八日騒動之事、勘定奉行仕候吉田彦右衛門
 と申者足輕を少預り申候、彼足輕之内、町へ罷出
 歸りて彦右衛門に爲し申聞候者、美作下女、町へ罷
 出候而申候者、今晚火を放、家中迄人種を絶し可
 し申と美作たくみ候由申候而、かなしみ申候と、彦
 右衛門悴彦七に咄し申候に付、彦右衛門方より露
 顯申候、彦七拙者方へ參候而右之趣物語いたし候、
 美作鐵炮を澁紙こもなごにつゝみ金具なご見候
 様にいたし持はこび申候、美作、監物與力下々迄、鏑
 長刀ぬき身にて持、美作屋敷へ入候を家中之者見
 申候付、城を守り申候ためとて家中の者共城へ罷
 出候由承候に付、使番之者共方へ拙者方より使を
 遣し、何事にてさはぎ申候哉、鎮り可然由申遣候、
 騒候最中美作方より飛脚を以江戸へ申越候由承り
 候、私方より多田伴右衛門と申者を以越後守方へ
 右騒動之儀申越候、

一初發之誓紙は、大番之者、代官なご二三人誓紙、私方
 へ持參いたし候得共、取上不申候へば捨置歸り申
 候、其者共之名失念仕候、

一中根長右衛門、私に爲し申聞候者、安藤九郎右衛門

へ拙者相役林内藏介、小栗右衛門を呼、唯今迄之
 仕置能は無之候へ共、先々先規之通役儀相勤可
 し然之旨申談候由承候、左様之節も拙者には何の沙
 汰も不仕候、然處に大藏存念に、拙者國許に有之
 候は、越後守へひそかに申度事共御座候ても不
 自由可有之と存候故、越後守へさへ預者に可
 し仕置たくみ申候由承及候、自然左様之儀に罷成候
 ては、追而彼者共越後守不義在之なご、申出候
 儀於有之は、拙者罷出不義無之段申上度存候て
 も不罷成候付、内藏介、右衛門にも心底之通申
 談、さかく國元に在之候て主人之役に難立旨相
 極、内藏介宅より直に立退申候、御當地へ參着仕、
 吉田意安老へ致し伺公、國許之様子申達、此度家中
 之者共被爲し召候儀御座候は、其節罷出、越後守
 不義無之段爲し可申上、此御地にひつそく仕罷在
 候旨、渡邊大隅守殿迄被し仰達し可被し下候様に
 頼入候、尤大隅守殿へ直に參上可仕候へども、御
 横目之儀又は國許之出入等、其節は越後守より廣
 く不申上候故かたゝ、遠慮仕候、然處去々年越
 後守儀無別條一家來御預之由承之、雖然と其以

儀輕き者にて候、ケ様之者なご三河守近習に罷在
 不可然由爲し申聞候、外之儀は不承候、
 一美作悴左衛門存生之内、下野守養子に致し才覺候
 由、其聞え候、此段堀三郎兵衛と申家老合點不仕
 候故、相叶不申由承申候、
 一越後守御鷹之鶴拜領被し致候節、已前は一類之者共
 其外家老共迄料理之相伴被し申付候、物頭等迄も
 ひらきの料理被し下給候得共、地震以後は止に成申
 候て、私なご計にて候、拙者儀も近年病氣故不罷
 出候、美作儀は父子共に罷在候、
 一諸事僉議之事も美作へあたり申事は大かた致置申
 様に家老共も仕候、美作惡事越後守へ前廉可申
 聞事候候へ共、美作儀は越後守心に叶、其上權威
 重り候故、可し申落着量無之、申おくれ候、此段
 はさかく可し申上様無御座候、
 西三月十二日
 謹而言上仕候
 一去々年末の正月、松平越後守家中出入御座候而騒
 動仕候、其節拙者儀國許立退、御當地へ致し伺公ひ
 つそく仕罷在候、其意趣は右出入之砌、永見大藏宅

後家中一圓しづまり不申候由承及候故、只今に至
 而此御地にひつそく仕罷在候處、今度御預之者共
 被爲し召之旨承候、彼者共御僉議之砌、越後守不義
 之仕合有之旨於申上者、様子御尋可被し遊御儀
 も被し成御座候は、罷出非義無之段申上度奉
 し存候、依之御敷臺迄參上仕候、此書付之趣、能登
 守様へ御披露奉頼候、以上、
 二月十九日
 安藤治左衛門
 小栗美作へ不審之覺
 一隱居之儀申込候已後、藏に預置候金子供支度之爲
 し申、夜中にも候處、急に請取候事、
 一大六儀、家中大身之者共へ一座不仕様にいたし、
 或は途中にて家中之面々行逢候節禮儀無之事、
 一大六家督之禮申候時分、一家之者共一人も禮に不
 罷出候事、
 一大六養子之沙汰有之に付而、越後守殿其覺悟無
 し之由、家中へ誓言を以御申候處、美作一度も其申
 分け不仕候事、
 一下野守殿子息無之に付、先年左衛門を養子に仕度
 存、手入いたし候内、左衛門早世に付、大六養子に

仕度段、星野主膳を頼美作度々相願候由、右不三相叶一候に付而、其以後源性院殿の養子に仕度段手入致候旨、尾崎彌五兵衛申候由之事、

一信州逆木之代官長谷川安左衛門引負有之候處、不遂ニ穿鑿、剩美作取成を以加増爲レ取候事、附安左衛門越後守に暇をも不爲レ申、美作上方へ罷上り候節召連候事、

一在々へ新役數多申付候、其前渡邊大隅守へ相伺、差圖在レ之處、無ニ其構ニ存分に申付候事、

一美作へ心寄之者誓紙いたし、密々田鍋平左衛門に相渡、又はなげこみの誓詞と名付請取置候由、番頭天野一學弟右衛門八も右之誓紙いたし候由之事、
一正月九日騒動之儀、其品分明に無レ之上、其後四月騒動在レ之候間、美作方より穿鑿之儀達而願可レ申處、其儀無レ之事、

一四月騒動前、鐵炮包にて美作宅へ持はこび、或は焔燭書付有レ之荷物町へ預け置、家内へ立入候由之事、

一三河守殿養子已後、三千石之知行、内千石大六に之儀、美作直に訴訟申候而請申候由之事、

一總而與力之子杯は小姓に出し候事無レ之處に、美作働を以田鍋平左衛門伴萬之助儀、三河守殿小姓に出し、番頭之子同前に給金申付、其上奉公も不爲レ仕大六召仕候事、

一美作仕置惡敷、家中八百三拾人餘諫候由、左候は、とくと身を引可レ申事に候、其儀無レ之段如何様之存寄候事、

三月十五日小栗美作口上聞書

一越後守藏に預置候金子、正月藏開も無レ之已前、正月六日金子請取候事、越後守其年參觀にて御座候に付、私供に召連可レ申由被レ申候故其用意、其上私儀は常家來に五年三年に一度宛、正月切米爲レ取申候事故、正月早々藏より金子請取候事、

一役儀願之儀正月七日に願申候、永見大藏方より林内藏介を以申越候は、私役儀勤様近年惡敷御座候間、役儀訴訟申指上可レ然と存候由申候、私家老役被ニ申付候三年程之内は、細成儀迄も相達候得共、三年目病氣付申候故細成儀をば相免し申候、大成儀計構可レ申由被ニ申付候、一年は大成儀も赦免にて養生致し申様に被ニ申付候、其後は氣分も少快

御座候故、家老共相伺候儀は致ニ相談ニ候事、

一大六事越後守存入、私忤之格にては無レ之、大藏次之格に重く致度被レ存候と相見得申候事、

一城にて家中の大身者共と大六一座不レ仕候事、家老共は右筆部屋、其外之與力杯持申候大身成者共は伺公之間と申に罷在候、大藏居申候間別に御座候、大六も此座敷に罷在候故、餘人に逢不レ申候、大身之者共も參候事成不レ申處故、城にては大身の面々共逢不レ申候事、

一大六を越後守養子可レ仕才覺仕候様に家中にて沙汰御座候故、越後守さへ誓言にて家中へ被レ申候に、私儀家中へ其段不ニ申開ニ事如何と御尋被レ遊候、只今此御座敷にては御尤千萬に奉レ存候得共、越後に罷在候節は一圓其氣付不レ申候、此段一門共斷申候様にも承候得共、何と落着申候哉不レ承候、越後守胡亂に被レ存候事に御座候者、私神文を以も可ニ申斷事に御座候得共、越後守は家中へ誓言にて被レ申候上は、何方へ私斷可レ申様無ニ御座ニ候事、
一下野守へ私忤左衛門を養子之事、下野守年若に候得共養子と可レ申事も無ニ御座ニ候、下野守相果可

レ申一兩年已前、萬徳を養子可レ致と下野守被ニ申聞一候、源性院に大六を養子に被レ致候様に手入仕候由、存寄も無ニ御座候、星野主膳を頼候由、是又存寄無ニ御座候、伊吹采女などは私懇志に仕候得共、後には挨拶も惡敷罷成候、ケ様之沙汰一圓不レ存候、比丘尼兩人御座候とて、此者申候は、萬徳か大六いづれか御養子に究り可レ申哉と物語仕候を承候事、

一逆木之代官之事、私病氣にて上方へ罷登り申候節、逆木代官安左衛門、信州より送り申候、越後守に暇不レ申候而登り申候事、二代已前之安左衛門より、斷なく何方へもあるき申候者にて、安左衛門勘定不レ仕候事は、越後守上下、其外加賀守殿杯御通り之節賄などに大分之物入御座候故、越後守方より請取不レ申候物共を調申候に付、入用多有レ之由にて勘定も不レ仕候故、役儀取上候而置候、百姓共達而此安左衛門を代官に願申候故、又逆木之代官役申付候に付、百石之加増被ニ申付候、親五郎左衛門時分より目をかけ申者に御座候故、相談にも加り不レ申候に付、私者一圓存不レ申候、岡島古壹岐取持

申候、百姓共もさわざ立申候へば、如何と存先安左衛門をだまし置候て可然杯存候而とらせ申候哉とも存候、但數年之舊功感し爲取候哉難計候、引負も有之者に加増遣候儀、尤さは不レ被レ存候事、

一安左衛門目をかけ申候者に候は、引負も有之候處、加増之趣仲間中へも又申様も可有之儀と御不審之段御尤に存候、下々にては左様之所迄不レ參候而不ニ申聞候事、

一新役事、越後守勝手近年不如意御座候に付、何共可レ仕様無御座候故新役申付候、安藤治左衛門、同太郎左衛門、渡邊九十郎、山崎九郎兵衛、渥美權左衛門杯申合候、岡島圖書、小栗右衛門、林内藏介も承り候、越後守の申聞せ申付候ては、後に惡敷に罷成候へば、越後守惡敷に成候間如何にて、惡敷方に成候は、家老共越度に成可申とて伺不申、家老共申合申付候事、

一新役之事、渡邊大隅守殿へ窺申候事は、家老共相談之上申付候、鳥井權兵衛、吉田彦右衛門と申勤者共、此段は新役と申にては無之候、脇々にても有之事に候由申に付申付候、大隅守殿より新役無用

と御申付候得共、右兩人達而申候故申付候事、

一私へ騒動已後誓紙越申候者は、兩人御座候様に覺申候、一人青山瀨兵衛と申者持參申候、今一人は覺不レ申候、誓紙は見不レ申候而返し申候事、

一四月騒動、越後守の致ニ穿鑿ニ給候様に可願處、無レ左段御尋被レ遊候得共、私屋敷近所わの人も參不レ申、川端邊人多御座候由承申候、拙者達而僉議不レ申候は、此段強而申候へば公事罷成申候左候へば越後守爲惡敷可有御座候、私一身如何様共罷成候へば能御座候と存不レ申候事、

一亡火之事、致ニ穿鑿ニ可申事にて候を穿鑿不仕候事、片山外記、林内藏介、多田番右衛門と申者參候間、亡火を私屋敷より放申様に沙汰有之事風聞有之候も、ケ様之儀は穿鑿も可有之事にて候とは申候事、

一鐵炮并焔焔之事、私鐵炮は廣間に飾り置申候、脇之者之弓、鐵炮は澁紙に包、彼是致持ある候由承申候、焔焔之事は形も無き虚言にて御座候事、

一萬徳跡之知行三千石之内、千石直に越後守へ申候而申請候旨世間申候由之事、是又虚言にて御座候、

安藤治左衛門に御尋候へば知申事に御座候事、

一與力子、直に小姓に成事、七左衛門與力村田五郎兵衛子村田次郎四郎小姓に召出、此頃迄罷在候き、萬之介を大六方に召置候段僞にて御座候、幼少之者共は切米とらせ立所に置申候類御座候、萬之介切米、番頭子供並に五拾石取候由僞にて御座候、常々小姓並四十石取申候、去々年騒動已後切米差上、私手前へ引取申候事、

一越後守勝手不如意之事、地震前より勝手不如意御座候處、地震以後大分拜借仕、其日より家中を四ツ成致し、新田など家中の者共差上候故、少し仕直し申候處、四五年作毛違申候故、何共不罷成候間、勤者共達而申に付新役申付候事、

一越後出入存候者は林内藏介、小栗右衛門、野本右近、山崎九兵衛杯存可申候、江戸之様子存申候者は、安藤九郎右衛門、小西藤左衛門にて御座候事、

一此度私と出入之者共之内頭取申候者之事、一圓存寄無御座候事、

一美作仕置惡敷、家中八百三十人餘うとみ申候、左候は、疾にも身を引可申事に候、其儀無之段如何

様之存寄に候哉と相尋候得共、返答無之、誤候段申候事、

永見大藏口上聞書

越後騒動之儀、最前有増書付にて承候へ共、彌具可申事、

一越後守近年罷寄、美作に諸事仕置等爲任置候處、美作奢甚敷、侍町人百姓迄致迷惑候、就夫訴候様に承候、自分之儀は越後守由緒御座候付、誰も不申聞候、去々年正月六日七日之頃、越後守召仕候者私方へ參り、美作儀家中より訴之由申候、越後守爲甚不宣候間、私存候者鎮而可然候、美作へも異見可仕候、小栗兵庫、同十藏、同雲入、八日に呼に遣候へば、兵庫、十藏は氣分惡敷由にて不參、九日之朝雲入參候而、近年萬事美作仕置諸人うとみ候、追而仕置仕候は、越後守爲不宣候、隱居仕候而可然之由申候へば、美作も役儀之訴訟昨日申上候、其段は美作可申聞由にて罷歸候、追々美作惡事訴之誓紙仕候家中之者共、如何存候哉、美作儀異見合點仕間敷候、以誓紙可申と申候間、誓紙持參仕候へ共、遠慮御座候由にて請取不申候へば、

誓紙なげ捨罷歸候故、越後守申聞候へば、志之事候間留可申旨申候事、

一八日晚、美作方より越後守藏に有之候金子可請取由申候處、金奉行申候は、いつものごとく正月十一日の藏披迄相待申候様に申候へば、急用之間請取可申旨度々申候付、安藤治左衛門、林内藏介兩人之内へ窺候へば、相渡候様に申候故相渡候、翌日九日之晝美作家來町へ出、旅裝束を調、其上美作召仕候女乗物にのせ、兄弟共方へ遣申候由承候事、

一美作與力長谷川會左衛門、兄尾崎五郎兵衛方へ参り、美作今晩立退に付暇乞に参候由、五郎兵衛好みの者共に爲三申聞候へば、訴訟をも致し懸立退候事、上をないがしろに仕候仕形にて候、退せ候ては如何と辻々へ罷出候段、松井一郎兵衛参り候而申聞候に付氣遣に存、城へ召仕差越、渡邊九十郎、磯源助兩人之内へ様子承候而参候様申付候へば、兩人へ逢候處、城中靜に候而、越後守夜詰も過候由兩人より申越候、主馬方へも人越申候へば、城へ罷出候由申候間、又人越候へば、主馬申越候者、美作立

退候風聞有之に付、城へ罷出越後守へ窺候へば、美作父子立退候は、其儘差置立退せ候様に被申候に付、村田團右衛門、岩崎清左衛門兩人右之通申遣鎮させ申候、

一自分之儀不調法第一之者にて、細成儀は不承候、越後守へ申ほごき候事難成、又々風説のみにてしかど誰も不申聞候、出入發り候以後承候、就夫午年之暮以書付越後守に申聞候趣は、美作奢萬事我儘仕候様に承候由申聞候處、越後守被申候は、何と哉覽美作儀物每甚敷とて氣遣に存候へ共、近習之者に承候得者、仕置一段能由申に付、其通にて差置候由被申候、

一四月十八日騷動之儀は、夫より所々、美作荷物に焔焔と書付有之を町より取入候様子、家中のもの見申候、其外美作下女罷出、今晚美作亡火を放、燒殺し申候由にて、彼女之一類の方にてなげき候段、吉田彦右衛門子彦七、私方へ参候而爲三申聞候、不審には存候へごも可仕様も無之、其通にて罷在候、鐵炮こもなごに包、少金具見候様に仕持はこび申候付、氣も違候而如何様の事か可有御座候と

家中之者共、城を氣遣に存、口々へは詰申候へ共、早速退散仕候、其段は多田伴右衛門を以江戸へ申遣候、

一誓紙之儀、私差圖之様に御聞被遊候由、夢々左様にては無御座候、越後守へ伺候而請取申候、文言に私好候様に相聞申候由、只今何角と申候へば、私ちんじ申様に御座候間、家中之者共に御尋可被下候、

一御預け前江戸着之事、八月二十二日、越後守より書狀印判にて差越被申候趣は、軽く仕候而取あへず可参候、物頭林六兵衛、醫師岩本慶庵召連候様に被申越候、十二日浦和へ参候得者、今日は逗留仕候様にと小野里庄介を以被申越候付、十三日上屋敷へ参着候而、則料理給、追付越後守致對面候、翌日松平大和守、渡邊大隅守へも懸御目候、一安藤治左衛門遁世之儀、林内藏介、小栗右衛門兩人を大藏宅へ呼相談仕候席に、治左衛門呼不申との儀、左様之事無之候、兩人之者呼寄候儀覺不申候、

一治左衛門立退に付、僉議も可有之儀候様に被思

召候旨尤奉存候、治左衛門重恩之身として一入不届候間、追手懸け可申とて越後守腹立候處に、内藏介、右衛門御爲不可然と申差留候由承候、然上拙者とかく可申様無之候、其上拙者杯差出、左様之儀申候事罷成わけにて無御座候、

一小栗右衛門弟藤市郎、林内藏介子兩人、騷動之夜、城當番にて御座候處、騷動を承、届なしに番所を明け罷出候故、不作法成仕方候間、逼塞爲仕可然と右衛門、内藏介兩人へ申斷候へば、至極之由致挨拶候へ共、終無遠慮も常之通奉公爲仕候、

一治左衛門養子次郎兵衛事は、越後守申付、治左衛門逐電以後林二兵衛と申者に預け置、其後越後守方より追放申付候、以上、
萩田主馬口上開書

一美作奢強候は、異見も可申處に不申候哉之事、異見申候ても中々用申様成氣質にて無御座候故不申候、併此段は私共不調法に御座候事、一新役之事、美作申付候共不宣存候は、達而中にて止可申儀に候處、不構罷在候段如何之事、
此段前廣承候付而、私儀は不可然由申候故、同

役共相談にて渡邊大隅守殿へ窺可然由にて、岡島圖書を以六七色も窺候へば、其内二色程は若ケ間敷之由、御差圖之由承り、私儀其後病氣故在所に引込罷在候故、委細之儀は存知不申候事、一新役申付候儀、越後守へ不申聞候而申付候、若惡敷成候は、家老共之越度に可罷成と相談極候由、其通候哉之事、

拙者儀は此段終に不承候事、
一越後騒動之事、誰仕業候哉不遂穿鑿儀油断之事、

美作仕業と存候へ共、家久者之事にも候へば、致穿鑿結局騒動に罷成候は、如何と存、隠居申付候計にて事靜に候得ば可然存候而、片山主水など相談之上越後守に申聞候處、思案被致可申付由被申候事、

一騒動之儀、美作宅へ押寄候もの儀所定候哉之事、美作宅へ押寄候にては無御座候、美作自然立退候は、留置、越後守に窺可申とて、家中の者共所々に罷出候、依之拙者儀城へ罷出越後守に窺候へば、美作隠居之願致立のき申候は、身に

誤り有之故にて可有之候間、其分にて立退せ候へ、家中の者共をば早々鎮候様と被申候故、其儀に隨ひ鎮申候事、
一信州逆木之代官長谷川安左衛門、引負在之處へ加増申付候儀、家老一同可爲相談處、穿鑿無之儀不審之事、
此段は私家老役不被申付以前故、存不申候事、

一安藤治左衛門遁世之事、書置には何共奉公難勤故退候由にて候、若外に子細可有之と存候哉之事、
此段推量に存候通は先日書上げ申候、治左衛門立退候翌日、内藏介、右衛門なども承候處、治左衛門、内藏介宅にて前日兩人に出逢候へども、可立退氣色少しも見へ不申候と申候事、

一四月十八日騒動之事、是又可遂穿鑿之處、無左段如何之事、
其節は江戸に罷在、委細之儀存知不申、以後國許之家老共より申越承候事、以上、
片山外記口上聞書

一越後騒動之分け、先達而も承候へ共、彌具に可申事、

騒動之次第は、先日以書付申候通、別に可申上事無御座候事、

一忠康、久印虚説之書付いたし、家中申觸候由、様子可申事、

右虚説之書付持あるき候付、私も見申候、久印手跡之段は見届不申候、美作父子器量之者にて公儀にも宜被思召候儀坏、美作爲宜様色々書なし、雅樂頭殿被仰渡候由申觸し候、其節私と渡邊九十郎爲使御當地へ罷越候得共、左様之段は毛頭不被仰聞候處、不届成事と何も存候事、

一田鍋平左衛門倅萬之助、三河守殿に小姓に出候、類無之段先日申候得共、與力之倅小姓に出し候例も有之由之事、

與力之倅小姓に出候例は、萬之介小姓に出候とは似申たる事にて、各別成儀に御座候、先年召出候與力之倅は太鼓など打候而藝も有之候故、越後守方より召出候、萬之介儀は美作相願候付、安

藤九郎右衛門取持にて召出、其上奉公も不爲仕、給分ながら大六方より召仕候事、以上、
中根長左衛門口上聞書

一江戸にて家中之誓紙取集、國元へ差越候儀可申候事、
於國許越後守父子之爲に宜儀品々訴、其上に不忠不義之存念無御座候由誓紙差出し候、依之江戸常詰之者共私方迄申聞候者、於國元は越後守父子之爲に品々訴、其上誓紙差出候、然者何も忠義之志外無御座候段、誓紙差出に付請取、萩田主馬方へ差遣申候事、

一三河守家來之安藤九郎右衛門も訴申候付、此段子細有之儀と存候故、多加谷内記を以越後守に相同候處、志之儀候間、誓紙請取申候様に申付候間、則請取差遣申候事、

一最初に於江戸誓紙仕候者、二十八人程御座候、後之誓紙は三河守召仕候者、都合七十人程御座候事、
一安藤治左衛門儀、美作と一味之者御座候故、美作と申合立退候様に被存候事、
一高梨加兵衛立退候儀は、美作事宜様申成、あなたこ

なれ觸申沙汰承候、然共子細體には不承候、以上、
渡邊九十郎口上聞書

一越後騒動之分を、最前も書付差上候へ共、彌口上に
て可申事、

正月九日、美作宅へ押寄候に而は毛頭無御座候、美作與力長谷川曾左衛門兄方へ參申候て、美作所を立退候故供仕候とて暇乞に參候由申に付、其段家中承、越後守下知も無之處、美作立退せ候ては、越後守爲惡敷と存、番組之者共は番頭へ參、番外之者共は岡島壹岐、萩田主馬、永見大藏方へ思々に參窺申候由承候、家中町人百姓に至迄、美作をうごみ果申候處、此度家中之者共訴申候、第一、越後守爲に美作仕置仕候而は畢竟家之障りに罷成候はん様に存候而、美作隱居、大六に家督被申付候へば、能可有御座と家中之者共訴候て、大藏の申立候由之事、
一新役、家老共相談之席に有之候由、相聞候様子可申事、

總而家老共相談之座敷には、同役之内一人宛交申候、新役之事も美作發端に而申出候、家中仕置

等に手傳申候者共、大形美作最負之者に御座候故、美作存寄相立候様に罷成候事、以上、

岡島壹岐口上聞書

一糸魚川之城を預加増迄給候處、其節は申請、家中騒動漸鎮り候後、暇申入候段不届之事、

最前城地を預り加増被申付候節、辭退可申儀に候へ共、一旦請不申候段慮外に存、且は騒動未鎮節に御座候故無其儀候、然共同意之者共皆暇出申候故、左候へば越後守心にも叶不申、其上同意之者共暇を取候處、私計罷在候而は一
分も立不申候故、暇之儀申入候事、以上、
本多七左衛門口上聞書

一加増をも給、與力等をも被申付候處、其節者申請、家中騒動漸鎮り候以後、暇申入候段不届之事、

最初加増給、與力等も被申付候節辭退可申儀に候へ共、一旦請不申候段慮外に存、其上騒動も未鎮節に御座候付無其儀候、然共同意之ものは暇を取候故、私儀も暇申入候事、以上、
三月十六日
小栗美作追而差出候書付

一存寄御座候者可申上旨付、考候へ共當分替所存も無御座候、越後守、三河守無恙様に仕度願計に御座候事、

一去々年家中之大勢、起請連判を以永見大藏方へ訴候儀、從前廣大藏存候者越後守爲に而候間、我等に一兩度も可申聞候處、一度も其儀無御座候、正月に至而一度に連判之誓紙出候哉、無是非仕合候、正月七日、林内藏介を以大藏申聞候は、近年は仕置惡敷候間、役儀を辭可然之旨に而、早速得其意、如何様に成共越後守爲能様にと内藏介に申合候、此儀は先々委細に申上候故如此御座候、

一去々年大勢致誓紙候儀、騒動之様子、其後之趣、林内藏介、小栗右衛門、野本右近、山崎九郎兵衛、安藤九郎右衛門、小岸藤左衛門、委細御尋被遊候様奉存候、其上松平大和守殿、松平上野介殿御相談之旨、渡邊大隅守殿御加り被成候由及承候、此御方々御尋被遊候は、明白に相知れ可申と奉存候、

右之趣依御尋存出候は、可申上候、以上、
延寶九年三月十八日
小栗美作書判

永見大藏口上聞書

一越後守參觀之節美作不罷出、道中の使者をも越不申候は、何とも美作の申通様も可有之處に、其儀無之哉之事、

近年美作、私方の遠ざかり候様に致しかけ候故不申通候、殊騒動以後は私を仇がたきのやうに致しなし候故、旁以左様之段不存寄候事、

一掃部に家督被申付候節、美作禮に不罷出、一門共も不罷出候段、是又美作方へ可申通儀候處に、其儀無之哉之事、

此段奉誤候、美作姉聾片山主水と申者に拙者申候は、美作儀願之通諸式被申付候、禮にも不罷出、一族共も不罷出候段、笑止に存候旨申候得共、美作方へ申通候得とは不申聞候事、

一掃部供鎧爲持候事、與力を供に召連候故もたせ候よし申候、餘之與力持之ものども、與力を供に連候には鎧もたせ候哉之事、

與力は常々自分にあるき申候にも鎧持せ不申候、勿論供に出申候にも鎧爲持候事無御座候事、

一美作申様は、掃部連枝之格に被_レ申付_二候年計、供道具持せ候よしに候、此通無_二相違_一候哉之事、連枝之格に不_二申付_一以前より、供鍵もたせ申候、家中者共能存申候、私儀も見申候事、以上、

て、部屋なども申付、輕き役人用事等承候様に申付候、大藏着之時分、小栗右衛門、中根長左衛門、拙者其外一兩人、内玄關まで迎に罷出申候、參着之日越後守大藏の逢被_レ申候事、以上、

萩田主馬口上聞書
一掃部供鍵持せ候事、與力を供に召連候故もたせ候由申候、餘人之與力持之者共も與力を供に連候には鍵持せ候哉之事、

片山外記口上聞書
一其方儀も一統之誓紙致候哉之事、私儀初之誓紙は不_レ仕候、後に越後守被_二申付_一候誓紙計仕候事、

一其方も一統之誓紙仕候哉之事、與力供鍵爲_レ持候儀、餘人には無_二御座_一候事、

一四月十八日騷動之砌、渥美久兵衛方へ内藏介も美作も參候沙汰不_レ承候哉之事、

拙者儀誓紙仕可_レ然由、大藏申候に付、美作事は書入不_レ申、越後守父子之爲、疎意に存間敷由、二度目の誓紙相調申候事、

此段本道之橋は不_二罷越_一、堀を渡り土居を越、渥美久兵衛方へ美作、内藏介參候様に承候事、中根長左衛門口上聞書

一萬德殿舊知之内千石、美作直に願候而掃部へ給候由、其方儀同座に在_レ之由、彌其通り候哉之事、

一永見大藏、江戸へ參着之様子具可_レ申事、大藏參着仕候時分者、上屋鋪に差置候筈に而、長屋之内居所申付、高瀬市郎右衛門と申候勘定奉行之者爲_二馳走_一被_二申付_一、參着之時分は萩田主馬、小栗右衛門、多加谷内記玄關迄迎に罷出、私

給_レ之候事、

も其刻迎に罷出候事、以上、

一去々年永見大藏江戸着之刻、直に上屋敷に在_レ之筈に候哉之事、

渡邊九十郎口上聞書

去々年大藏江戸の參候刻、上屋敷に差置申筈に

一其方儀、目付役も仕候間、美作惡敷段餘人は不_レ申候とも、其方儀は越後守の可_二申達_一處に、其儀無_レ之段如何候事、

細、最前書付を以申上候通に御座候事、以上、
小栗美作口上聞書

美作國中仕置惡敷奢甚候得_レとも、權威強候故、萩田主馬などへ、同役に候得共不_レ得_二申達_一候、右之通故私儀も騷動前は終に不_二申聞_一候、唯今御意之旨承候へば、御尤至極奉_レ存候事、

一越後殿爲一筋に存候は、大藏、内藏介を以役儀辭退候様にと申越候時、如何様之非義に而加様に申候哉、自分誤有_レ之候は、何分にも相改、越後殿爲能様に可_レ仕之段、一應可_レ申處、無_二其儀_一只役儀辭し、隱居をも可_レ仕と申候段、却而私意を捨不_レ申候様に相聞候事、

岡島壹岐口上聞書
一越後殿、糸魚川之城を預け加増迄給、何之憤も無_レ之態に候處、重而暇之儀申候段如何之事、

其段は私足不_レ申候、只一筋に身を引候へば、事靜候と計存候而、其儀無_二御座_一候事、

加増給、糸魚川之城を被_二申付_一候節も辭退可_レ仕と存候へ共、其節家中靜り不_レ申故相控候、其上御老中様の御相談に而被_二申付_一候之由に候へば、達而申候は奉_レ對_二公儀_一の慮外に罷成候故、先請致候へとも、私同意之者其外同苗共不_レ殘暇を出し被_レ申候へば、私も同意之ものに御座候故、越後守心に叶不_レ申候と存候間、暇を申候事、以上、

一掃部家督之禮申候時、一家之者も不_二罷出_一段如何之事、
此段すきと親類共不_二罷出_一候と申事は御座有間敷候、私儀病氣に而引込罷在候故、委細不_レ存候事、

本多七左衛門口上聞書
一越後殿より加増被_二申付_一態候處、暇之儀申込候委

一正月十九日之騷動之儀、長谷川曾左衛門儀、尾崎五郎兵衛方へ罷越、美作立退候段申候由、沙汰承候はば可_レ致_二穿鑿_一儀を無_二其儀_一、殊に四月亡火之沙汰有_レ之候をさへ、致_二僉議_一候様にと江戸迄申越候に、十八日之儀、越後殿國元に御座候間、急度家老

中へ可_レ受_二穿鑿_一處、無_二其儀_一段如何之事、
只今御僉議承候へば、心足り不_レ申儀と奉_レ存候
事、

三月廿二日

永見大藏口上聞書

一美作仕置悪敷、民百姓等迄困窮之由、左候は、越後
守爲に候間、達而異見も申、親類中へも可_二相達_一儀
候處、無_二其儀_一段如何之事、

此段不調法之私故、越後守前遠き一門中へも、書
中之取替之前にも申上候通、遠慮御座候而可_二申
達_一様も無_二御座_一罷過候、又耽と仕候事も不_レ承、
風聞に計承候、何も美作權威に恐れ申聞候者も
無_二御座_一候、騒動之前年十二月四日、以_二書付_一越
後守の美作萬事甚敷儀申聞候へ共、越後守も何
と哉らん、此頃美作仕形氣遣には存候得共、近習
之者に尋候而も、美作仕置能様に申故、其通に打
過候由被_レ申候、

一越後守爲に身を捨候は、何事に而も不_レ被_レ申儀
は有_レ之間敷候處に、如何致候哉之事、
達而申候へば、美作をさへ申候にあたり申候、

レ仕候、且又下野守召仕立候片山藤太郎と申者申
候由に候、承候は主水は騒動之儀、九日之晝より
存候様に承申候、其故は與力共忍び_レに参り
候由申、一門共も集り候而罷在、自然美作立退候
は、親類之事に候間、人手に懸候而は不_レ可_レ然
候間、主水討取可_レ申覺悟に而罷在候、然共越後
守被_レ申様は、立退候は、立のかせ候へと被_レ申
候而靜候故、家中引取候而之以後、主水、美作か
たへ參候由承申候、然共慥成儀に而は不_レ承、風
聞に承申候、八日之晩、美作、主水方へ參候由沙
汰御座候、何も騒動以後に承候風説にて御座候
事、以上、

萩田主馬口上聞書

一美作奢甚敷、民百姓等迄困窮いたし候は、縦美作
と中惡敷候共、如何様にいたし候而成とも、一往も
二往も異見申、用無_レ之候は、越後守親類中へも親
可_レ申處、無_二其儀_一段如何之事、

加様之儀に可_二罷成_一共不_レ存、前廣油斷仕不_レ申
段、私不調法に御座候、片山主水儀は騒動以後は
美作隱居仕、拙者一人に而用所も調申候故、主水

其上耽と不_レ承、風聞計に御座候、下野守煩之内
も私に逢せ不_レ申候、殊に美作噂申候儀可_レ承た
めに、美作町の人を出し申様に及_レ承候故、誰も
美作事不_二申聞_一候、若慥に承候は、越後守前
の美作引向不_二申達_一候は、不_レ叶事に御座候、越
後守年寄、萬端美作に任置に付、美作申出候事共
は、私を始何も越後守被_レ申候と存罷在候事、
一去年江戸へ參候節、一門之内并出入之衆、家中出
入之様子、尋申者も無_レ之候哉之事、
江戸の參候而、松平大和守、渡邊大隅守殿へ逢申
候、大隅守殿被_レ仰候は、大儀に下り候、彌越後は
靜に候哉と計之儀に而御座候、其外親類共へは
逢不_レ申候、何之尋も無_二御座_一候、越後守へ逢申
候刻、國元に而四月十八日之騒動之事物語仕、
委細儀先達而多田伴右衛門を以申越之由申候へ
ば、越後守承候由被_レ申候、然共公儀の騒動と申
立候而は如何に候、靜り候へば能候と被_レ申候
事、

一家中騒動以後、和睦之取扱、片山主水致候哉之事、
騒動以後、家中之和睦いたし候取扱は、主水は不

儀年寄太儀に候へ共、私と同役勤可_レ申旨、越後
守被_二申付_一候而、用所等達し申候、家中之和睦之
取扱と申儀には無_二御座_一候、去々年越後守供い
たし參候砌、上野介と大隅守殿家中騒動之様子
相尋被_レ申候、御預け之砌、八月九月之節は對談
不_レ致候、勿論何事も尋不_レ被_レ申候事、以上、
岡島壹岐口上聞書

一前廣僉議之節、申殘候事も候は、可_レ申事、
最前申上候通、別而可_レ申事無_二御座_一候事、
一騒動之儀に付、當地に而相談之砌、其方も罷出候哉
之事、

此段私儀一兩度罷出候へ共、家中誓紙并仕置之
書出し被_二申聞_一候計りに御座候、主馬、右衛門は
度々罷出申候事、

一其方暇之儀、如何様之儀に而申入候哉之事、

此段越後守爲と申、私之一類共申出候者共に暇
給候間、右之者共と一同之私故、暇申立候事、以
上、

片山外記口上聞書

一常々美作仕置に而、民百姓困窮いたし候哉之事、

先年新役數多掛候に而困窮仕候事、

一家中、美作を諫候段は兼而存候哉之事、

美作儀は數年家中諫申候段、騷動以後彌承候、風説等は最前書付に而差上候通に御座候、家中何も寄合候而も、美作仕置惡敷咄に申候事、

一鹽硝と札付候荷物を見申候者之直口承候哉之事、沙汰に計承、取留候而誰と申儀は無御座候、目付共も風説之由に而申聞候事、

十月九日松平大和守殿へ岡島壹岐、片山主水、林内藏介、小栗右衛門、私五人被呼寄、其座に大隅守殿御座候而、一人づゝ御呼、私に御尋に者、國之様子如何有之哉と被仰候、家中、越後守爲を存寄申立候處、美作役儀被免、頭取致候置物諸役に成候得ば、何も不調法申上候に罷成、詮も無之儀に候、越後守名を立、是にては傍輩へ面を可向様無御座候、迎之慈悲に無相違暇給候様にと申候へ共、先差留被置候と申候、其外之様子、何に而も御尋無御座候、尤不審被仰様子も無御座候事、

一越後より江戸へ使者に被越候時、口上之様子如何

之事、

雅樂頭殿、大和守殿之口上、騷動彌相鎮候に付、正月十八日、美作家督を掃部に申付候、大形此趣計に而御座候事、以上、

中根長左衛門口上聞書

一類衆出入之衆相談之節、誰を呼被出候哉之事、松平上野介殿、松平大和守殿、渡邊大隅守殿、御僉議之節は、片山主水、萩田主馬、小栗右衛門三人罷出申候、多加谷内記は前方四五度罷出候へ共、其後國元へ用所申付罷越候事、去々年末の年、大藏江戸へ罷越申候節之儀、以前御尋之節は年久事故、早速は御請難仕候而、早早上申上候、其後疾と存當に付而申上候、大藏江戸上屋敷へ着之節は、中之口土之間迄、萩田主馬、小栗右衛門、拙者迎に罷出申候、馳走人之事御尋被成候、馳走人と申候而も無御座候得共、大藏に不限、家老共江戸着之節は長屋などの儀申付候事、勘定役人高瀬市郎右衛門と申者仕候、落着之料理は振舞奉行と申者御座候而、馳走之格之料理申付候、膳半に主馬、右衛門、拙者罷

出挨拶申候事、以上、

渡邊九十郎口上聞書

一美作惡事之儀慥成る事候哉、又風説に而承候哉之事、

最前差上候書付は、露顯致し候事共に而御座候、其後差上申候書付は、風聞に承候儀に而も可申上、由被仰付候間、風聞に承候事共書付上げ申候、美作不仕置之段、越後守貞信に御座候故、誰も惡敷儀不申聞候に付、一段能候と存被罷在候事、

一美作惡事、其方目付役をも致候儀に候間、越後守へ前方に可申達儀に候事、

此段は奉誤候、美作奢つよく候故、加様に而は越後守父子爲不宜段見届候而、家中之者共訴候様存候、最前私儀、越後守へ不申聞候段、申分け無御座候事、

一家中僉議之事に付、片山主水雙方申分有體に可申者と存候哉之事、

美作奢之甚敷儀は、爲方之者共、越後守爲を存候而訴申候事に候へば、爲方之者存念尤に存罷

在候間、惡敷様にも申まじく候、然共美作近き縁者にて候へば、いづく迄も一筋に美作儀申上聞敷候哉と存候、何共此段決定いたし片付難申上、奉存候、家中之者共も主水は美作縁者に候故疑候者も多御座候、又主水を左様に存じ不申者も有之由に候、主水儀騷動之夜、美作方へ參候由は承申候、主水申候は家中之者共、美作立退候を退せ申間敷由に而騷動申候、彌事實に而候哉、様子承候而宜計ひ可申ため、參候由申候へば、美作申候は毛頭左様之儀無之由申候付、罷歸候由承候事、以上、

本多七左衛門口上聞書

一越後守與力をも預厚恩之處、何とて暇申込候哉之事、

先日申上候通、何も爲と申立暇申込候上は、私儀一同之者共御座候故、暇申込候外別之所存無御座候事、以上、

小栗美作口上聞書

一近年越後守殿年寄被申候故、萬事其方に仕置等迄打任せ置被申候由、彌左様に候哉之事、

先年地震之以後、親五郎左衛門跡役被_レ申付_二候故、津田右門、岡島古壹岐、其後萩田主馬同役仕候、私儀病氣に御座候故三年目に小事は被_レ赦、大成儀計り相勤候得共、其後一年はそれも被_レ赦、其後氣分快氣いたし申候故、大成儀は家老共と相談致候事、

一大六儀を越後守養子之沙汰有_レ之、家中之者共騒動致候付、越後守家中之者共へ左様無_レ之段被_二申渡_一候へ共、其後も睨と不_レ靜由に候へば、其方かたよりに、右之段家中之者共得心致候様に仕様可有_レ之處に、不_レ構罷在候儀如何之事、

越後守誓文を以家中之者共へ被_二申聞_一候故靜り申候上は、何方へ私可_レ申様も無_レ之候、其後判破と申事はやり申、無言と申事はやり申候、其後醫者ごめと申事御座候而、判不_レ仕候方へは醫者も不_レ參候由申候、然_レども私へは道にて逢_レとも左様之様子無_二御座_一候、其上隱居被_二申付_一候節、家中頭分二三人之外は不_レ殘參候事、
一大藏、主馬などは御預け之時、何様之科に而候哉不_レ存候哉之事、

私儀隱居之後、萬事にかまひ申まじき由、親類共も申候、其上最前大隅守殿より外記、九十郎にも被_レ仰承候故、右之段承り不_レ申候、越後守機嫌窺申候事さへ、小栗右衛門方へ相尋候而窺申候體に而候故、諸事承不_レ申候事、

一越後守爲を大切に存候は、大藏、主馬御預け之儀は大成事に而候へば、無_二心元_一可_レ存事候、左候はば如何様共いたし様子承可_レ申處に、不_レ承段如何之事、

此段私遠慮過候而不_レ承段、不調法に而御座候事、

一去々年越後守、三月九日在所より參觀之節、父子共に不_二罷出_一、十二日に下屋敷に父子參候由、實正に而候哉之事、

大六事いつも越後守參觀之發足之節は、私門之前にて目見仕候、然共其年は家督取申候故、何方よりも差圖無_レ之候付、不_二罷出_一候、前方は部屋住に而候故、門之前に而目見仕候、次に下屋敷へ參候事、私儀は不_レ參候、忤儀は不_レ存候事、

一大六家督に成候は、早速目見之儀も窮候而可_二相

勤處、不_レ窺儀如何之事、

此段窺候様にも覺申候へども、睨と不_レ被_二申上_一候、右衛門、内藏介に御尋可_レ被_二下候事、

一安藤治左衛門立退候段不_レ可_レ然存候は、騒動之翌日立退候事候間、僉議被_レ致候様に越後守殿へ可_レ申事に而候、如何致候哉之事、

此儀引込罷在候上は不_レ入事と存、遠慮仕候而、越後守へも不_レ申候事、

右之通美作申候へ共、治左衛門欠落は十日、美作隱居は十八日に而御座候、以上、

四月四日

風説之儀

一先年下野守死去以後、三河守養子之儀、大藏少々不快之様に存、何角と美作仕方も悪敷様に存、不足仕候處、脇よりすゝめ申者、其數多御座候故、去々年之一儀も差發り候様に申候、其前起可_レ申候處、同心仕候者少に而存候様に無_二御座_一候、七左衛門など相止候と申候、三河守儀御内意被_二仰出_一、於_二在所_一養子之儀相濟、家中之者共養君と仰申候處、三河守方へ大藏不_レ參、御當地に三河守參府迄之内、

内證に對面も不_レ仕候様に申候、名三河守に被_二仰付_一候以後も、様をつけて申儀無_二御座_一候、大藏儀は家來に被_二下置_一候由、勿論下野守に様を付け申候、旁大藏などは一入様子も能様に仕、可_レ然之儀、左様之儀に而も申候哉と奉_レ存候御事、

一去々年密々誓紙、再三取替し候沙汰仕候御事、

一去る年夏之頃、國本に而大藏宅へ寄合相談仕候時分、此節縦何様之儀、江戸より申來候共、我々存知之通に無_二御座_一候は、用間敷と申由、外記など承物語仕候由、内藏介は覺可_レ申哉之御事、

一騒動之節、美作を何とぞうちつぶし可_レ申と頭取仕候者共存知、正月九日夜、主馬を出し、美作立退申候條うち留可_レ申と、越後守に爲_レ伺候様に申候御事、

一三河守の毒がい仕候而、大六を越後守養子に可_レ仕之手立、美作惡意に而仕候由、其前江戸表へも手立仕、四五年以前、用事に付而渥美權左衛門と申者、此御地へ差越候節より、御老中様方へ右養子之儀御内意之爲罷越候旨、騒動之節專申候御事、

一右之外騒動之時節、種々少宛之風説數多御座候御